

博士論文

大学アーカイブズの理念、
設立及び活用に関する研究

2014年7月

菅 真城

目 次

序章	1
1. 「大学アーカイブズの世界」の形成	1
2. 本論文の構成と内容	5
3. 世界と日本の「大学アーカイブズの世界」	9
第Ⅰ部 大学アーカイブズの理念と課題	14
第1章 大学アーカイブズの理念的研究	15
1. はじめに	15
2. 「自己点検・評価」という名の“夢”	17
3. 大学の目的と大学アーカイブズー「教育研究」と「管理運営」ー	22
4. 大学アーカイブズの理念と収集資料	26
5. 結びにかえてーアカウンタビリティとアイデンティティー	29
第2章 大学アーカイブズの社会的使命	41
1. はじめに	41
2. 「大学史」と「大学アーカイブズ」の相違	41
3. 資料の「収集」ということ	44
4. 「トータルアーカイブズ」としての大学アーカイブズ ー「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」ー	45
5. 公文書管理法と大学アーカイブズ	48
6. 資料へのアクセスー「公開」ーについて	50
7. 結びにかえてー「教育研究」のアカウンタビリティー	55
第Ⅱ部 大学アーカイブズの設立と法制	61
第3章 大学文書館の設立 ー広島大学文書館を中心としてー	62
1. はじめに	62
2. 広島大学文書館の設立経緯	62

2.1	広島大学五十年史編纂事業	
2.2	森戸辰男関係文書整理事業	
2.3	情報公開法	
2.4	国立大学法人化	
3.	広島大学文書館設立時の現状と課題	66
3.1	規則	
3.2	組織	
3.2.1	公文書室	
3.2.2	大学史資料室	
3.2.3	運営委員会と運営支援	
3.3	人員	
3.4	施設	
3.5	活動	
4.	おわりに	78
第4章	ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立	83
1.	はじめにー大学アーカイブズの設置現状ー	83
2.	大阪大学の歴史の概要	84
3.	大阪大学における文書館設置への動き	85
4.	大阪大学文書館設置準備室の活動と課題	87
4.1	体制	
4.2	業務	
4.3	課題	
5.	大学アーカイブズの理念と大阪大学文書館のミッション	91
5.1	大学アーカイブズの理念	
5.2	大阪大学文書館のミッション	
5.3	大阪大学文書館の目的	
5.4	大阪大学文書館の取り扱う資料	
5.5	古文書と大学アーカイブズ	
6.	年史編纂と大学アーカイブズ	95
7.	結びにかえてーもう1つのミッションと戦略形成ー	98

第5章 国立大学アーカイブズ設置への道	105
1. はじめに	105
2. これまでの国立大学アーカイブズ	105
2.1 大学史編纂と資料保存	
2.2 情報公開法－「機関アーカイブズ」への指向	
2.3 公文書管理法－「機関アーカイブズ」としての大学アーカイブズ	
2.4 小括	
3. 大阪大学アーカイブズの設置経緯	111
3.1 五十年史編纂事業	
3.2 アーカイブズ設置への動き	
3.3 大阪大学アーカイブズの目的	
3.4 大阪大学アーカイブズの概要	
4. 今後国立大学で大学アーカイブズを作るには	117
5. おわり	121
第6章 規定にみる国立大学アーカイブズ	126
1. はじめに	126
2. 国立大学アーカイブズの設置根拠	126
2.1 国立大学法人化以前	
2.2 国立大学法人化以降	
3. 国立大学アーカイブズの目的・業務規定	130
3.1 目的・業務の規定の仕方	
3.2 資料の名称	
3.3 収集・整理・保存	
3.3.1 収集	
3.3.2 整理	
3.3.3 保存	
3.4 公開	
3.4.1 閲覧	
3.4.2 公開	
3.4.3 利用に供する	

3.4.4	活用	
3.4.5	展示	
3.5	調査研究	
3.6	その他	
3.7	情報公開法と個人情報保護法	
4.	おわりに	143
第7章	国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点	148
1.	はじめにー問題の限定ー	148
2.	国立大学法人文書管理規程の問題点	149
2.1	行政（法人）文書管理規程の制定	
2.2	広島大学法人文書管理規則の問題点	
2.3	京都大学の問題点	
3.	国立大学アーカイブズ規程の問題点	154
3.1	京都大学大学文書館の問題点	
3.2	名古屋大学大学文書資料室の問題点	
4.	「活用」か「公開」か	159
4.1	科学研究費研究会での議論	
4.2	アーキビストの倫理綱領に照らして	
5.	国立大学アーカイブズ利用規則の問題点	164
6.	おわりに	167
第8章	公文書管理法と国立大学アーカイブズ	172
1.	はじめに	172
2.	公文書管理法上の国立大学法人の位置づけ	172
3.	公文書管理法の課題と問題点ー「独立行政法人等」に即してー	173
3.1	レコードスケジュール	
3.2	文書廃棄の危機	
4.	大学アーカイブズの設置ー大阪大学を中心にー	181
4.1	数少ない国立大学アーカイブズと法人文書廃棄の危機	
4.2	大阪大学における文書館設置に向けての取り組み	
4.3	今後の大学アーカイブズ設置の契機ー私立大学への期待ー	

5. おわりに	184
第9章 公文書管理法への国立大学の対応と課題	188
1. はじめに	188
2. 法人文書管理規則の制定	188
3. 「国立公文書館等」の指定	191
4. 大学アーカイブズによる評価選別	197
5. 「国立公文書館等」を有さない国立大学法人はどうか？	200
6. 大阪大学の対応	203
7. おわりに	205
第Ⅲ部 大学アーカイブズの活用	209
第10章 建学の精神と大学史編纂・大学アーカイブズ	210
1. はじめに	210
2. 広島大学の場合	211
2.1 初代学長森戸辰男の広島大学構想	
2.2 大学改革案における「建学の精神」	
2.3 「建学の精神」の「発見」、再評価	
2.4 理念5原則の制定	
3. 大阪大学の場合	216
3.1 司馬遼太郎の大阪大学観と国立大学法人としての中期目標	
3.2 懐徳堂・適塾と大阪大学	
3.2.1 適塾	
3.2.2 懐徳堂	
3.3 懐徳堂・適塾の「発見」－沿革史における扱い－	
3.3.1 大阪帝国大学創立史	
3.3.2 大阪大学二十五年誌	
3.3.3 大阪大学五十年史	
3.3.4 OSAKA UNIVERSITY 60	
3.3.5 大阪大学創立70周年記念写真集	
3.3.6 2008年現在	

3.3.7 小括	
3.4 「研究第一主義」	
3.5 「地域に生き世界に伸びる」	
3.6 初代総長の影響－第11代総長山村雄一にみる－	
4. おわりに－大学アーカイブズの必要性と意義－	232
補論 アーカイブズを利用しよう	
－広島カープと広島大学・広島高等師範学校－	237
1. はじめに	237
2. 広島総合大学設立運動とカープ創設	237
3. カープ応援歌と広島高師応援歌	244
4. アーカイブズへ行こう	
－わたしの、あなたの、そして《み》んなのアーカイブズ－	245
終章	255
1. 研究の背景	255
2. まとめと課題	256
3. 今後の展望－大学アーカイブズのさらなる発展に向けて－	261
参考文献一覧	266

序章

1. 「大学アーカイブズの世界」の形成

大学アーカイブズ。その世界の存在は、わが国では未だ世に広く知られていない。大学内においても同様である。そのみならず、わが国に「大学アーカイブズの世界」があるかどうかすら疑わしい。しかし、大学に大学アーカイブズという組織は必要不可欠である。大学アーカイブズとは何か、なぜ必要なのか、どのようにすれば設立できるのかといった問題関心から、本論文は執筆された。なかでも、大学アーカイブズの設立が最も大きなテーマである。そのためにまず大学アーカイブズの理念を明示した。そのうえで、大学アーカイブズ設立の具体相について、法制に留意しつつ論じた。さらに、大学アーカイブズ利用の具体例を示すことにより、その活用のあり方と意義について考察した。

まず、アーカイブズという言葉の意味を確認しておこう。丑木幸男は、以下のように定義している。「人間が活動する過程で作成した膨大な記録のうち、現用価値を失った後も将来にわたって保存する歴史的文化的価値がある記録史料をアーカイブズという。また、それを行政・経営・学術・文化の参考資料、諸権利の裏づけのために、保存する文書館等の保存利用施設もアーカイブズといい、記録史料を収集、整理、保存、公開する文書館の機能もアーカイブズという」¹⁾。このように、アーカイブズには複数の意味があるのだが、本論文では原則として、文書館等の保存利用施設としてアーカイブズという言葉を使用する。機能としてのアーカイブズについては、「アーカイブズ機能」のように表現する。そして、アーカイブズ業務に従事している専門職員がアーキビストである。

さらに、アーカイブズには「機関アーカイブズ」（「組織アーカイブズ」ともいう）と「収集アーカイブズ」とがあることにも留意しておきたい。アメリカ・アーキビスト協会の用語集によると、「機関アーカイブズ」とは「親機関によって作成ないし受理された記録を保管する場」であり、「収集アーカイブズ」とは「親機関でなく個人、家族、組織から資料を収集して保管する場」である²⁾。そして「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」とを統合したものが「トータルアーカイブズ」である。これらの概念は近年（2000年代）になってわが国にも紹介されるようになった。企業アーカイブズを「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の二つの観点から説明しようとする松崎裕子の研究³⁾や松

崎の研究を受けて日本のアーカイブズの現状を「機関アーカイブズ」と「組織アーカイブズ」からレビューした古賀孝の研究⁴⁾もみられるようになったが⁵⁾、わが国の大学アーカイブズにこれらの概念を適用されたことはない。本論文ではそのような研究状況を克服することが大きな課題となる。

次いで、わが国における大学アーカイブズの設立状況を概観しておく⁶⁾。詳細については、本論をお読みいただきたい。わが国の大学アーカイブズは、年史（大学沿革史）編纂と密接な関係を持って設立されてきた。大学史編纂後の資料保存機関として大学アーカイブズは設立されてきたのである。また、私立大学においては、古くから創設者を顕彰するための大学アーカイブズも設置されていた。

2000年代に入ると、大学アーカイブズは、国立大学中心ではあるが、その設立要因や役割に変化が生じる。その最初のきっかけは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、2001年施行、以下、「情報公開法」と略記）である。情報公開法によって、国立大学アーカイブズは保存期間が満了した公文書（行政文書、国立大学法人化以降は法人文書）を管理するアーカイブズへと大きく舵を切った。また、2004年の国立大学法人化が大学の個性や理念を証明する場としての大学アーカイブズ設立を後押しした。そして、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号、2011年施行、以下、「公文書管理法」と略記）により、わが国のアーカイブズは大きな変化を遂げることになるが、法律の直接適用対象である国立大学にも大きな影響を及ぼし、文書管理やアーカイブズのあり方も大きく変化した。2000年代に入ってから情報公開法、国立大学法人化、公文書管理法は、直接的には国立大学を対象とするものであり、国立大学アーカイブズはダイレクトにその影響を受け、大きく変化した。公文書管理法により保存期間が満了した法人文書の移管を受けるためには、大学アーカイブズは「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けなければならなくなったが、「国立公文書館等」の指定を受けた施設を有する大学は、東北大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、九州大学の7大学に過ぎない。全86国立大学の1割に満たないのである。指定を受けた大学アーカイブズは公文書管理法に適切に対応せねばならず、その運営が課題となった。そして、残りの9割以上の大学には保存期間が満了した法人文書の移管先がなく、歴史的に重要な法人文書の廃棄の危機に直面している。大学アーカイブズを設置して「国立公文書館等」の指定を受ける方策を検討しなければならない。

情報公開法、国立大学法人化、公文書管理法は、私立大学には直接適用されはしないが、

国立大学アーカイブズ、ひいては日本社会におけるアーカイブズの位置づけの変化は、緩やかながらも私立大学アーカイブズにも影響を及ぼしている。

公文書管理法はその第 34 条で「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実行するよう努めなければならない」と努力義務を課している。ほぼすべての地方公共団体が情報公開条例を有しているのに対して、公文書管理条例を有しているのはわずか 15 自治体に過ぎない（表 1 参照）。しかも、ここで注意をしておかなければならないのは、熊本県⁷⁾など公文書館未設置であるにもかかわらず公文書管理条例を制定している自治体が見られることである。公文書管理にアーカイブズ（公文書館）は不要でよいのであろうか。地方公共団体の文書管理やアーカイブズ制度は本論文の対象外ではあるが、公文書管理法時代における大学アーカイブズを考える上でも無視できない事柄である。すなわち、大学アーカイブズの必要性をどこに求めるかという課題を解決しなければならない。

表 1 公文書管理条例の制定状況

N o .	自治体名	条例名称	制定	施行	最終 改正	移管先	公文書館 の有無
1	熊本県 宇土市	宇土市文書管理条例	平成13年 3月23日	平成13年 4月1日	平成22 年9月13 日	教育 委員会	無
2	北海道 ニセコ町	ニセコ町文書管理条例	平成16年 12月17日	平成16年 12月17日		町長	無
3	大阪府大 阪市	大阪市公文書管理条例	平成18年 3月31日	平成18年 4月1日	平成25 年9月30 日	市長	大阪市 公文書館
4	島根県	島根県公文書等の管理に関する条例	平成23年 3月11日	平成23年 4月1日		公文書 センター	島根県 公文書 センター
5	熊本県	熊本県行政文書等の	平成23年	平成24年		知事	無

		管理に関する条例	3月23日	4月1日			
6	鳥取県	鳥取県公文書等の管理に関する条例	平成23年 10月14日	平成24年 4月1日		公文書館	鳥取県 公文書館
7	広島県 安芸高田市	安芸高田市の管理に関する条例	平成23年 12月22日	平成24年 4月1日		教育委員会	無（安芸高田市歴史民俗博物館）
8	埼玉県 志木市	志木市公文書管理条例	平成24年 3月22日	平成24年 4月1日	平成25年 12月20日	市長	無
9	北海道 札幌市	札幌市公文書管理条例	平成24年 6月13日	平成25年 4月1日		市長	札幌市 公文書館
10	滋賀県 草津市	草津市市政情報の管理に関する条例	平成24年 12月27日	平成25年 3月31日		実施機関	無
11	秋田県 秋田市	秋田市公文書管理条例	平成24年 12月27日	平成25年 4月1日		市長	無
12	香川県	香川県公文書等の管理に関する条例	平成25年 3月22日	平成26年 4月1日		文書館	香川県立 文書館
13	長野県 小布施町	小布施町公文書管理条例	平成25年 3月25日	平成25年 4月1日		公文書館	小布施町 文書館
14	香川県 高松市	高松市公文書等の管理に関する条例	平成25年 3月27日	平成26年 4月1日		(市長)	無（平成26年度開館予定）
15	神奈川県 相模原市	相模原市公文書管理条例	平成25年 12月24日	平成26年 4月1日		市長	無（平成26年度開館予定）

こうした 2000 年代以降の大学アーカイブズを巡る状況の変化は、大学アーカイブズについての研究も一新させた。理論と実務が相互に密接に関係するアーカイブズ学において

は、当然の帰着である。2005年に刊行された全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（京都大学学術出版会）は、大学アーカイブズ研究の大きな画期をなすものであった。1999年に刊行された寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくるー沿革史編纂必携ー』（東信堂）が大学アーカイブズを大学沿革史編纂のための組織と理解していたのとは大きな変化である。個人の著作による大学アーカイブズ研究の書籍が刊行されたのは、2013年になってである⁸⁾。大学アーカイブズ研究は、今まさに緒に就いたばかりとすることができるであろう。本論文も、緒に就いたばかりの大学アーカイブズ研究のなかに位置づけられる。

2. 本論文の構成と内容

本論文は、前節で述べた2000年代以降の大学アーカイブズを巡る状況の変化に対応して論じている。なお、URLについては2013年3月時点で確認したものである。数字は書名や固有名詞を除いて、原則として算用数字を使用した。

本論文は、序章、「第Ⅰ部 大学アーカイブズの理念と課題」、「第Ⅱ部 大学アーカイブズの設立と法制」、「第Ⅲ部 大学アーカイブズの活用」の3部及び終章から構成される。

序章では、大学アーカイブズの設立状況や社会的背景を振り返ることにより、本研究の意義を位置づけた。

第Ⅰ部「大学アーカイブズの理念と課題」には、大学アーカイブズの理念論にかかわる2本の論文を収録したが、大学アーカイブズの新しい理念を提示するよりも、今後の課題を示すものとなった。

第1章「大学アーカイブズの理念的な研究」は、「自己点検・評価」「教育研究」をキーワードに大学アーカイブズの理念について考察したものである。1990年代以降の大学の重要課題となった「自己点検・評価」のために大学アーカイブズが必要であるとの言説を省察した結果、大学アーカイブズが「自己点検・評価」に役立ったことがなかったこととその理由を明らかにすることを通じて、「教育研究」機関である大学のアーカイブズは、理念的には「教育研究」に関する資料や情報を集積しなければならないことを論じた。しかし、その具体的な方法については提示できていない。そのうえで、アカウントビリティとアイデンティティを基軸に大学アーカイブズの位相について展望した。

第2章「大学アーカイブズの社会的使命」は、タイトルがダイレクトに示しているように、大学アーカイブズの社会的使命について論じたものである。本章ではまず、大学アー

カイズを親組織の文書の移管を受け、それを整理・保存・公開するところと位置づけ、大学史との差異を示した。ここに示した大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」としての大学アーカイブズである。しかし、大学という親機関の性格上、大学アーカイブズには「収集アーカイブズ」としての側面も必要である。すなわち、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」を基軸としつつも「収集アーカイブズ」の機能も有する「トータルアーカイブズ」である必要があることを論じた。こうした大学アーカイブズは公文書管理法にも対応しており、国民が主体的に利用するためのアクセスを提供してアカウントビリティを果たすことが、大学アーカイブズの社会的使命であると論じた。

第2部「大学アーカイブズの設立と法制」は、本論文の大部分を占める。広島大学および大阪大学での大学アーカイブズ設立に携わった実務経験を基にした第3～5章、大学アーカイブズは学内規則で設置されるため、国立大学を対象にその規則について検討を加えた第6・7章、公文書管理法が国立大学アーカイブズに及ぼす影響について分析した第8・9章に大別されるが、いずれも国立大学において大学アーカイブズを設立・運営するにはどうすればいいかという問題意識が通底している。

第3章「大学文書館の設立—広島大学文書館を中心として—」は、2004年に設置された広島大学文書館を中心として、当時の大学アーカイブズの現状と課題について論じたものである。その後、広島大学文書館は大きく発展したが、その状況については触れていない。広島大学文書館の設立経緯として、①広島大学五十年史編纂事業と②森戸辰男関係文書整理事業という2つの前史的事業と、③情報公開法の施行と④国立大学法人化という2つの社会的背景を指摘した。年史編纂完了前に年史編纂室が文書館へ移行したことは、広島大学文書館設置の大きな特色である。その上で、広島大学文書館の目的規定や移管規定の問題点について指摘した。この問題意識は、本論文第6・7章に継承される。

第4章「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立」は、2012年に設置された大阪大学アーカイブズの設立準備を中心に論じたものである。本章の記述は基本的に2008年6月段階のものであるが、必要最小限の範囲でその後の状況について追記した。大阪大学アーカイブズは、年史編纂組織を前提としない「ポスト年史編纂」大学アーカイブズではない点に、他の大学アーカイブズと異なる特色がある。このことを意識しつつ、大阪大学文書館設置準備室の設置経緯と活動を通して、今後大学アーカイブズを設立する方策について考察した。その結果、年史編纂と大学アーカイブズとの根本的な差異を強調することになり、大学アーカイブズを設置するためにはには大学アーカイブズの理念こそが重要

であることを確認した。このことは、自治体史編纂と自治体アーカイブズとの関係にも符合する。

第5章「国立大学アーカイブズ設置への道」は、第4章の記述以降の大阪大学アーカイブズ設置の動きに基づく考察である。本章ではまず、これまでの国立大学アーカイブズの設置の経緯を振り返り、国立大学アーカイブズが大学史編纂事業を契機として設立されてきたことを確認した。そして、大学史編纂、情報公開法、公文書管理法のそれぞれの時代に3区分し、次第に「機関アーカイブズ」としての側面を強めてきたことを明らかにした。次いで、その歴史の流れの中に大阪大学におけるアーカイブズ設置の動きを位置づけ、大阪大学の取り組みを紹介した。それらを踏まえて、今後大学アーカイブズを設置するに当たっては、まずは学内刊行物を意図的・体系的に収集することが重要であると論じた。それに加え、かつての大学史編纂資料を再整理し、重要な法人文書の廃棄を停止する手立てをとることを提言した。

第6章「規定にみる国立大学アーカイブズ」は、国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定について考察したものである。国立大学アーカイブズは学内規則を根拠として設置されるため、まずその根拠を確認し、各大学の組織を定める根本規則によって設置される必要があることを論じた。次いで目的・業務規程の分析を行ったが、同じ国立大学とはいえ、各館の性格や戦略によって、規定の仕方は多様性を有するものであった。なお、本章での分析の対象とした規定は、2008年段階のものであり、その後公文書管理法が施行されたこともあって、各館の規定も変わっている。しかし、用語に顕著な違いはないため、本章での考察は、今後大学アーカイブズを設置して規程・規則を制定する際に、今なお基礎的な知見を与えるものと考えている。

第7章「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」は、2006年時点で国立大学アーカイブズが有する法規上の問題点を指摘したものである。規程・規則と各館の業務が乖離したものになっていないかに留意して考察した。その後、公文書管理法が施行され各館で規程改正がなされたが、基本的な用語に変化はなく、本章の問題意識は現在でも有効と考えている。以下にその論点を示す。アーカイブズを機能させるためにはまず現用文書の管理体制を確立させなければならない。学内刊行物の収集には学内規則でアーカイブズへの納本を義務化するのが望ましい。アーカイブズの目的・業務規定は、アーカイブズの実践に基づいて設定しなければならない。アーカイブズにおいては、所蔵資料の「活用」より「公開」が重要である。

第 8 章「公文書管理法と国立大学アーカイブズ」は、公文書管理法公布（2009 年）を受けて、公文書管理法の問題点と国立大学法人とその設置するアーカイブズに及ぼす影響について考察したものである。公文書管理法の日本版レコードスケジュールでは文書作成者が評価選別を行うことの危険性を指摘し、アーキビストが評価選別に関わるべきことを主張した。そのことと関係して、現状では保存期間満了文書が一斉大量廃棄される危機にあることを指摘した。特に国立大学法人を含む独立行政法人等は、文書廃棄に当たって内閣総理大臣の同意は必要なく、アーカイブズ自体が少ないことからその危険性はより高い。公文書管理法の欠点は、立法に際してあまり考慮されなかったと思われる独立行政法人等に顕著に表れている。

第 9 章「公文書管理法への国立大学法人の対応と課題」は、第 8 章の記述を受けて、公文書管理法施行（2011 年）後、国立大学法人がどのように対応しどのような課題があるかについて、法人文書管理規則の制定、「国立公文書館等」の指定、評価選別等を取り上げて論じた。特に、行政機関を念頭に置いた公文書管理法を国立大学法人に一律に適用することの問題や国立大学アーカイブズが「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けるに当たっては、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの要件の高さが問題であることを指摘した。

第Ⅲ部「大学アーカイブズの活用」は、第Ⅰ部・第Ⅱ部とはいささか趣を異にし、利用者の立場から大学アーカイブズについて論じたものである。しかし、大学の建学の精神と大学アーカイブズとの関係について論及し、第Ⅰ部の理念的研究に通じるものとした。

第 10 章「建学の精神と大学史編纂・大学アーカイブズ」は、国立大学に建学の精神はあるのか？という問題意識に基づいて、広島大学と大阪大学を素材として、これら国立大学の建学の精神について歴史的に検証した。その結果、国立大学が建学の精神を「発見」していくうえでは、大学史編纂が大きな役割を果たしたこと、そしてそれは大学のアイデンティティ形成に大きく関与しており、今後は大学のアイデンティティ形成の場として大学アーカイブズが必要であることを論じた。

以上、全 10 章に加え、補論として「アーカイブズを利用しよう—広島カープと広島大学・広島高等師範学校—」を掲載した。直接大学アーカイブズを対象としたものではないため補論としたが、アーカイブズの可能性を示すものであり、また大学に係わる議論をしているため本論文に掲載した。利用者の立場からのアーカイブズ利用（普及）論である。まず広島県立文書館所蔵の行政文書を利用することにより、広島大学設立と広島カープ創

設には密接な関係があったことを明らかにした。さらには、聞き取り事項を基に、広島カープの応援歌のルーツが広島高等師範学校（広島大学の前身校の1つ）にあると論じた。これらを踏まえて、アーカイブズは歴史研究者のみのものではなく、広く市民に開かれたものであり、また、そうあるべきと論じた。一般利用者の立場からアーカイブズを積極的に利用することを推奨したものである。

終章では、本論文の内容をまとめその課題を示すとともに、今後大学アーカイブズがさらなる発展をするための展望を行った。

3. 世界と日本の「大学アーカイブズの世界」

このように本論文は、筆者の実務経験にて照らして日本の「大学アーカイブズの世界」について論じたものであり、「世界の大学アーカイブズ」については何ら触れていない。しかし、世界の「大学アーカイブズの世界」に目を向けておく必要はあるだろう。諸外国の多くの大学には大学アーカイブズがおかれていると言われているが、そもそも、わが国では諸外国の大学アーカイブズの紹介や、それについての研究が僅少なのである⁹⁾。そのような状況の中で、大学アーカイブズの実務を基盤としながらも、北欧のアーカイブズについて紹介した平井孝典の研究¹⁰⁾が注目される。フィンランドでは「アーカイブズのない大学、設置できない大学は近い将来、消滅することになる。」¹¹⁾との平井の指摘は衝撃的ではある。しかし、海外の大学アーカイブズについての体系的な研究はわが国には存在しない。そこで、いささか古いデータではあるが、東京大学が行った調査の概要を紹介することで、「世界の大学アーカイブズ」の一端を垣間見ることにしたい。

1981（昭和56）・1982年度に東京大学では学内共同研究「東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究」を実施し、1983年には同名の報告書を刊行した¹²⁾。この調査では、欧米諸大学のアーカイブズおよびミュージアムの調査も行われた。世界38カ国約500大学にアンケート調査を送った。このうち、26カ国181校から回答を得たが、そのうち106校の回答が得られた米国について分析している。

106校中実に100校に大学アーカイブズがあり、大学アーカイブズなしと回答したのはわずか4校であった。「なし」としている大学は、大学の規模が小さいことや、歴史がごく浅いことを理由としてあげていた。一方、大学アーカイブズの設立経緯としては、「大学の創設と同時に大学文書館が設けられる場合もあったが、多くは大学創立後数十年から百年くらいを経過し、大学文書の増加や散逸が目立ち始めたころ、大学史編纂事業が始め

られ、結果的に大学文書館の設立へとつながるような経緯をたどったようである」と分析している。回答を寄せた大学は、実際に大学アーカイブズを有する大学のほうが多かったであろうことも考慮する必要はあるが、実に多くの大学に大学アーカイブズがあるのである。

一方、日本の大学アーカイブズの状況を知るうえでは、全国大学史資料協議会を紹介するのがよからう。同協議会は、「大学史に関する情報交換と研究、並びに会員相互の質的向上と交流をはかることを目的」に、1996年に設立された。東西両部会から構成されるが、東日本部会の歴史は、1986年に有志の間で大学史の編纂と資料保存について研究する諸大学の連絡協議会として計画された「大学史連絡協議会」（仮称）に遡る。その後「大学史連絡協議会準備会」を経て、1988年に「関東地区大学史連絡協議会」を東日本を中心とした23大学、2個人会員で設立し、1993年には「東日本大学史連絡協議会」と改称した。一方、西日本部会の歴史は、1989年に発足した「大学史担当者連絡会」準備会に遡る。そして、1990年に18大学による「西日本大学史担当者会」が設立された。それまで各大学で個別に行われていた大学史編纂や資料保存活動は、1980～90年代には横の連携の模索が始まり、広がりを見せたといえよう。自治体アーカイブズを中心に組織される全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の機関誌『記録と史料』に関東地区大学史連絡協議会の中心メンバーの連名による「大学史編纂と資料の保存—現状と課題—」¹³⁾という論考が掲載された（1992年）のは、このことをよく示している¹⁴⁾。

1996年に東西の組織を統合して62大学20個人会員でスタートした全国大学史資料協議会は、2012年現在では、109大学、40個人会員（東日本部会74大学、32個人会員、西日本部会35大学8個人会員）にまで成長した。しかしながら、大学の担当部署としては、大学文書館、史料室、大学史編纂室、広報課等さまざまであり、また全国の大学数783大学¹⁵⁾のわずか約14パーセントが加盟しているに過ぎない。

全国大学史資料協議会では、年1回全国研究会を開催しているが、そのテーマを示したのが表2である。

表2 全国大学史史料協議会全国研究会テーマ一覧

年度	テーマ
1996	大学史編纂から展示室設置まで

1997	大学史編纂をめぐる諸問題
1998	第一分科会「年史編纂について」 第二分科会「年史資料の収集・保存」 第三分科会「年史資料の公開・展示」
1999	年史資料の収集・保存
2000	資料室業務とデジタル化
2001	大学アーカイヴズの設定と運営
2002	大学資料をめぐる現状と課題
2003	年史編纂の現状と展望
2004	大学アーカイヴズのこれから
2005	大学史資料の公開と活用
2006	大学アーカイヴズにおける個人文書 —個人文書の整理・公開の現状と課題—
2007	創立期大学史資料の特色
2008	戦時下・占領下・米国統治下における大学 史料
2009	大学史の社会的使命
2010	大学史編纂・史料保存と自校史教育
2011	災害とアーカイヴズ
2012	大学アーカイヴズの社会貢献
2013	大学史資料の活用と展示

この表を見ると、設立当初は大学史編纂が主要なテーマであったのが、次第に資料保存や大学アーカイヴズの設定や運営、さらには社会との関係へと関心が推移してきたことが読み取れる。「大学アーカイヴズ」が直接的テーマとされるのは2000年代からであるが、このような変化の背景には、1999年に情報公開法が公布されたことが影響しているのではないと思われる。この全国研究会のテーマの変遷は、個別の大学アーカイヴズの意義や役割の変遷とリンクしていると考えられる。

日本社会に「大学アーカイヴズの世界」が構築されるのは、まだまだこれからのことで

ある。より多くの大学に大学アーカイブズが設立され、その活動が充実することを願ってやまない。本論文はそのための一助となることを目的としている。

-
- 1) 丑木幸男「アーカイブズの科学とは」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房、2003年。
 - 2) 古賀孝「日米のアクセスを比較して」小川千代子・小出いづみ編『アーカイブへのアクセスー日本の経験、アメリカの経験』日外アソシエーツ、2008年。
 - 3) 松崎裕子「世界のビジネス・アーカイブズー多様な価値を持つ、経営・業務に貢献するツール」公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネスアーカイブズー企業価値の源泉ー』日外アソシエーツ、2012年、松崎裕子「資産としてのビジネスアーカイブズー付加価値を生み出す活用の必要性と課題ー」『情報の科学と技術』62-10、2012年、松崎裕子「経営資源としてのアーカイブズ」企業史料協議会編『企業アーカイブズの理論と実践』丸善プラネット、2013年。
 - 4) 古賀孝「アーカイブズをいかに位置づけるかー日本の現状からのレビューー」『情報の科学と技術』62-10、2012年。
 - 5) 2014年に刊行された、NPO 知的資源イニシアティブ編『これからのアーキビストーデジタル時代の人材育成入門ー』（勉誠出版）には、「組織アーカイブズ」「収集アーカイブズ」概念を用いた論文が数編収録されている。同書の前シリーズである NPO 知的資源イニシアティブ編『デジタル文化資源の活用ー地域の記憶とアーカイブー』勉誠出版、2011年、NPO 知的資源イニシアティブ編『アーカイブのつくりかたー構築と活用入門ー』勉誠出版、2012年、では「組織アーカイブズ」「収集アーカイブズ」概念が用いられていなかったことに比べると大きな変化である。
 - 6) わが国における大学アーカイブズの形成過程についての優れた論考に、桑尾幸太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年、がある。
 - 7) 楠本誠二「熊本県における行政文書管理制度」『アーカイブズ』52、2004年。
 - 8) 平井孝典『公文書管理と情報アクセスー国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」ー』世界思想社、2013年、菅真城『大学アーカイブズの世界』大阪大学出版会、2013年。

9) 清水善仁「大学アーカイヴズ理念論序説— SAA ガイドラインを手掛かりに—」『京都大学大学文書館研究紀要』6、2008年。

10) 平井孝典『公文書管理と情報アクセス—国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイヴズ」—』(前掲)。

11) 平井孝典『公文書管理と情報アクセス—国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイヴズ」—』(前掲)。

12) 『東京大学史紀要』5(1986年)には同報告書の抄録が掲載されている。

13) 澤木武美・鈴木秀幸・中野実・日露野好章・松崎彰「大学史編纂と資料の保存」『記録と史料』3、1992年、のち寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』東信堂、1999年、に再録。

14) 大学アーキビスト論から日本の大学アーカイヴズをめぐる研究の変遷に論及したものに、清水義仁「大学アーキビスト論」『京都大学大学文書館研究紀要』8、2010年、がある。

15) 平成 24 年 度 学 校 基 本 調 査 に よ る。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011528>

第 I 部

大学アーカイブズの理念と課題

第1章 大学アーカイブズの理念的研究

1. はじめに

近年、国立大学にアーカイブズの設置・整備が進んでいる。京都大学大学文書館（2000年設置）、広島大学文書館（2004年設置）、北海道大学大学文書館（2005年設置）が新設され、既存の施設も東北大学史料館（2000年設置、1963年に記念資料室として発足）、名古屋大学大学文書資料室（2004年設置、1996年に名古屋大学史資料室として発足）、九州大学大学文書館（2005年設置、1992年に大学史料室として設置）に改組整備された。この動きは日本のアーカイブズ史上特筆すべき事柄であるが、この近年における国立大学アーカイブズの整備は、情報公開法の施行、国立大学法人化といった要因によるところが大きい。これまで旧制帝国大学7大学の中で唯一アーカイブズ組織が存在しなかった大阪大学において、大学沿革史編纂とは無関係に文書館設置の準備が進められたことは、このことをよく示す事象である。

しかし、多くの大学アーカイブズは、大学沿革史編纂室を前身とする。自治体アーカイブズの多くは自治体史編纂室を前身としているが、大学においても事情は変わらない。この点は、創設者の顕彰や建学の精神の再確認といった役割を担う私立大学のアーカイブズにおいても同じである。1960年代以降、大学アーカイブズは大学沿革史編纂後の資料保存を主たる要因として設立されてきた¹⁾。

小池聖一は、これまで大学アーカイブズは、次の3つの要因によって設立されてきたとする。「第1は、大学設立を記念した年史編纂を契機とし、収集した史資料の保存を設立の理由とするものである。第2は、大学あるいは学園の創設者等を顕彰することを目的として設立するものである。第2の場合には、大学・学園のアイデンティティが強く意識されることになる。第3が、情報公開法や個人情報保護法により、いわゆる公文書館として設置される場合である」²⁾。第3の場合には、大学のアカウンタビリティを果たす役割が強く求められることになる。そして小池は、今後大学アーカイブズは第2、第3の要因を中心に設立されていくとする。すなわち、今後の大学アーカイブズにとって鍵となるのは、アイデンティティとアカウンタビリティである。

小池の指摘した第1、第2の要因は1960年代以来³⁾のものであるのに対し、第3の要

因は 2000 年代以降のものである。冒頭に述べた近年における国立大学アーカイブズの整備は、この第 3 の要因によるところが大きい。この 1960 年代と 2000 年代の間の 1990 年代に、日本の大学は「第 3 の大学改革」とも評される変革の時代を迎え、「自己点検・評価」の波にさらされた。この時代に、大学アーカイブズと「自己点検・評価」とを結びつける言説が登場した。大学にとっての重要課題である「自己点検・評価」という黒船は、大学アーカイブズ設立に当たって何らかの役割を果たしたのであろうか。そしてまた、大学アーカイブズが存在することによって、充実した「自己点検・評価」がなされたのであろうか。本稿ではまずこの問題について検証することから、大学アーカイブズについて考えてみたい。

考察の結果をあらかじめ述べるならば、大学アーカイブズと「自己点検・評価」とを結びつける言説は、実際には何ら機能しなかった。それは、「自己点検・評価」の主たる対象である「教育研究」に大学アーカイブズが対応できなかったためである。そして、これまでの大学アーカイブズが「自己点検・評価」、すなわち「教育研究」に対応できなかったという事実を踏まえて、国や地方公共団体が設置する行政のアーカイブズとは異なり、「教育研究」機関である大学のアーカイブズがいかなる役割を果たさねばならないかについて理念的に論及し、大学アーカイブズの特徴について抽出することを試みる。周知のように、これまでの日本のアーカイブズ論は自治体を中心とする行政のアーカイブズを念頭に置いて議論されてきたが、「教育研究」機関である大学のアーカイブズには、独自の論理と方法が必要と考えるからである。

冒頭に述べたように、近年の国立大学アーカイブズには、情報公開法施行に伴う大学の文書管理やアカウントビリティを果たす組織としての役割が期待されている。従って、ここで扱う資料の中心は法人文書ということになる。筆者も大学アーカイブズにおいてまず取り扱うべき中心資料は法人文書であると考えたものであるが、「教育研究」機関である大学のアーカイブズが取り扱う資料としては、果たして法人文書だけで十全であろうか。永井英治は、「大学アーカイブズの設置母体である大学とは社会においてどのような存在意義を有するのかを考えたとき、教育・研究に関わる史料への対応は、大学アーカイブズを問うものとなろう。」⁴⁾と問題提起を行っている。筆者もこのような問題関心から、まずは「自己点検・評価」を手がかりに、大学アーカイブズにおける「教育研究」の取り扱いについて考察することにする。

2. 「自己点検・評価」という名の“夢”

1990年代に、日本の大学は大きな変革期を迎えた。1991（平成3）年、文部省令大学設置基準が改正され、「自己点検・評価」が努力義務規定として盛り込まれた。以後、各大学では自己点検・評価についての取り組みが盛んになり、近年では学外者や第3者による評価も行われている。

1987（昭和62）年に刊行された『IDE 現代の高等教育』284号は「大学の自己評価」を特集し、かつて東京大学百年史編集委員長を務め東京大学史史料室設置に尽力した寺崎昌男は、「大学の沿革史も大学の自己評価の1つの形態なのではないか。」という編集部の呼びかけに応じて、「沿革史と大学の自己評価」と題する論文を寄せている。この論文において寺崎は、「編集部のこの呼びかけは、私にとってはやや唐突であり、また、ある種の違和感を覚えさせられるものだった。」と率直に感情を吐露し、「沿革史は、大学の『自己』ないし『他者による』評価の素材とはなり得るがその素材を作るための動機や目的は『自己評価』などではあり得ない。」としつつも、「大学に文書館（アーカイブズ、Archives）が設けられれば、それは自己評価のための素材を最も直接的に、恒久的に備える事業になる」と、大学アーカイブズと自己評価とを結びつけた。後に盛んになる自己点検・評価活動と大学アーカイブズとを結びつける議論の出発点ではあるが、この時点で寺崎は、大学沿革史は評価のための素材であって、評価活動そのものではないと捉えていたのである。

その後寺崎はこの論文を修訂加筆し、1992年に刊行された『プロムナード東京大学史』（東京大学出版会）に収録した。『プロムナード東京大学史』収録論文では、『IDE』収録論文にあった「大学基準協会の大学自己評価委員会が早くから審議してきたような自己評価活動、すなわち、『建学の精神や個性が体现される具体的な組織形態、機能等について』の問題群や評価基準の設定という」「ような意味での自己評価を、これから行われる大学沿革史編纂事業の目的や意識に期待することは、無理である。」との記述は削除された。それに代わり論文冒頭に「各大学・学部・学科・教室などで編まれる沿革史類も、一種の自己評価である。いささか気の長い評価かもしれないが、大学の構成員が自分たちの組織を見直す作業を自己評価だといえ、まさにその一部であろう」との記述が加筆され、大学沿革史編纂活動が自己点検・評価活動であることを主張した。この間に寺崎の中で大学沿革史編纂と自己点検・評価との関係についての考えに変化が生じたことが分かる。東京大学百年史編纂完了直後という初出論文執筆時の気分的高揚と責任感から解放され、自己

点検・評価が大学の具体的な課題になってきたという執筆時の時代状況の変化が、寺崎の見解の変化の要因ではなかろうかと推測する。その後寺崎は大学沿革史編纂活動は最も息の長い自己点検・評価活動であるとの主張を繰り返す。「大学の沿革史編纂という活動自体、最も時間的スパンの長い自己点検・評価の作業である。その作業ののち、大学文書館や史料センターの設置を求める声もし学内に起きるとすれば、法人や経営主体は、その声に責任を持って耳を傾けるべきであろう。大学のアカウンタビリティを保障する最も確実な装置の1つを作れという、いわば天からの声だからである。時代はそうようになってきている。」⁵⁾、「沿革史を書くという作業は、非常に息の長い自己点検作業の1つです。すなわち『歴史において大学を自己点検する』ということです。そういう目で見れば、アーカイブス設置などは大学にとって義務にひとしい重大作業です。」⁶⁾と。このように大学沿革史編纂は自己点検・評価であり、そのためには大学アーカイブズが必要であるとの発言を続けたのであった。また、寺崎は、大学沿革史編纂の新しい意義と効用の1つとして、「歴史的自己点検・評価を通じての大学改革課題の発見」⁷⁾をあげ、大学沿革史編纂や大学アーカイブズが大学改革と密接に関連することを提唱した。こうした寺崎の大学アーカイブズ論は、最終的に「日本でこれまで筆者その他の大学関係者が唱えてきた大学アーカイブズ論は、沿革史編纂作業の始末論という趣を持っていた。だが、現在および将来のアーカイブズ論は、とりもなおさず大学改革論であり、また個別大学がサバイバルを超えて大学らしく発展するための提案でもある。」という文章にたどり着く⁸⁾。

また、九州大学75年史編集委員会小委員会『九州大学史料の収集・保存について—九州大学史料室設置の提言—』（1991年）も、「大学史料の収集・整理は大学の自己確認とそれを踏まえた大学としてのさまざまな社会的主張の根拠となるものであり、それは最近論議の多い大学の自己評価の問題にも寄与するところがあるものと考えられる。」⁹⁾と、大学史料・アーカイブズと自己点検・評価とを関連づけてとらえている。

こうした大学史編纂資料は自己点検・評価のための資料であり、大学史編纂作業は自己点検・評価作業である、従って自己点検・評価作業を行うためには大学アーカイブズが必要であるという寺崎らの議論は、大学沿革史編纂後に大学アーカイブズ設置を目指す沿革史編纂関係者らに幅広く受け入れられていった。大学沿革史編纂完了後はその資料保存のために大学アーカイブズが必要であるという議論に限界を感じていた彼らは、大学全体が直面した緊急の課題である自己点検・評価と大学アーカイブズとを結びつけることによって、アーカイブズに対する全学的な理解を得てアーカイブズ設立という目的を果たそうと

したのであった。日本初の本格的な「大学文書館」である京都大学大学文書館設置に当たって、京都大学百年史編集委員会が作成した「本学の歴史に関する史料の収集・保存・公開について（要望）」¹⁰⁾には、以下のくだりがある。

近年、公の機関に対する社会の要請が変化しつつある。「情報公開」「説明責任」といった言葉に表れているように、公の機関が自らのもつ情報を開示し、存在理由の説明を求められるようになってきている。大学に対しても「説明責任」を求める声は強く、多数の自己点検・評価報告書が作成され、また第3者による外部評価も現実のものとなりつつあることは周知のとおりである。

しかし、本学を含めた従来の日本の大学が、史料にもとづき、自らの存在理由についてどれだけ考えてきたかとなると、実は甚だ心もとないのではなかろうか。大学組織の巨大化、学問分野の細分化によって、大学のあり方を歴史的、総合的に考える場が存在していないのではないかという疑問を感じざるをえない。このような場としての機能が期待されるのが、大学文書館であると考えられる。収集した史料を基本に、自らの大学の歴史や大学のあり方についての研究・教育のセンターとして、学内外に様々なメッセージを発信することによって、第3者からの評価にも応じられる開かれた場となることができるであろう。

この文章では、情報公開法を踏まえて「情報公開」「説明責任」といった新しいキーワードが登場しているが、大学アーカイブズが自己点検・評価や外部評価の役に立つという議論は継承している¹¹⁾。

広島大学50年史編集専門委員会も、「これら本学構成員が有する資料を適切に管理・保存し、将来の本学の意志決定に資するために関連資料を計画的、継続的に保存する必要があります。これら資料の蓄積によって初めて、大学の質の向上などを目指した自己点検評価が可能となると考えます。大学の自己点検評価を最も長期的な視野で行うものは、大学史編纂にほかなりません。」¹²⁾と主張したことがある。筆者自身、「大学に関する資料の集積は、自己点検・評価のための資料の集積そのものであり、大学改革や将来計画の策定にも寄与するものである。」¹³⁾と書いたことがある。このように、情報公開法施行を契機として設立された大学アーカイブズも、「自己点検・評価」と大学アーカイブズに関する寺崎昌男の議論を継承していたのである。

しかしながら、東京大学史料室の畑野勇（当時）は、東京大学における自己点検・評価の経過を振り返って、「大学アーカイブズ（東大史料室）の積極的な関与がほとんどな

されて」おらず、「そしておそらく、この点における全学的な貢献による活動アピールがなされるか否かについて、学内で本格的に議論された形跡さえもないと考えられる」と指摘している。畑野は次のようにいう。「大学史編纂とその史料の保存を主目的として設置された大学アーカイヴズが、現代の大学で自己点検・評価の観点から大きな役割を果たしうる、という第1の議論は、東京大学にも劣らず長い歴史を有する大学においても、もはや自明でなくなっているようである。」¹⁴⁾と。

筆者がかつて勤務していた広島大学においても、東京大学史史料室と同様に、広島大学五十年史編集室および文書館所蔵資料が自己点検・評価に利用されることはなかった。また、自己点検・評価のためには大学アーカイヴズが必要であるという言説が文書館設置に当たって説得力を持つこともなかった¹⁵⁾。日本初の本格的な大学アーカイヴズと評されている京都大学大学文書館の場合も、その設置の主な要因は情報公開法への対応と『京都大学百年史』刊行後の資料利用の2つであり¹⁶⁾、充実した点検・評価を行うために大学文書館が設置されたわけではない。畑野は「もはや自明ではなくなっているようである」と控えめな表現をしているが、東京大学・広島大学のみならず、これまでの日本の大学アーカイヴズが、大学の自己点検・評価に貢献したという事実は存在しないと思われる。大学アーカイヴズが自己点検・評価に役立つというこれまでの議論は、大学史編纂関係者の希望的観測であり、実現されたことのない（実証されたことのない）“夢”に過ぎなかったのである。なぜ点検・評価に役に立たなかったのであろうか。

この点を考えるに当たって、先に引用した畑野の議論を見ておこう。畑野論文は独立行政法人国立公文書館の公文書館専門職員養成課程修了研究論文として執筆されたため、一般に向けて刊行されたものではない。そこで畑野が紹介した資料を利用しつつ、若干筆者の見解を付け加えることにしよう。

畑野は、「当史料室がこの時期以降、全学的な活動報告に積極的に関与し得なかった理由については現在までの所明らかにしえないが、『現状と課題 1』の発刊の辞において、有馬総長（当時）が述べているような以下の記述によると、沿革史編纂による自己点検・評価活動が緊急の社会的要請に応じられる作業ではないという認識が学内の趨勢であったろうことが容易に推察できる。」と述べている。

『東京大学 現状と課題 1 1990 - 1991』（東京大学出版会、1992年。通称「東大白書」）は東京大学初の自己点検・評価報告書であり、全国の大学の自己点検・評価報告書の先駆けとして高く評価されている¹⁷⁾。畑野が指摘した有馬朗人東京大学総長の「発刊

の辞」の記述は、以下のとおりである。

東京大学において従来こうした全学的規模での活動と報告が全くなされていなかったわけではない。たとえば『東京帝国大学五十年史』（2巻、1932年）、『東京帝国大学学術大観』（5巻、1942年）、『東京大学百年史』（10巻、1984－87年）などがある（なお、一般的な東京大学の紹介としては隔年で「東京大学一覧」と「東京大学要覧」が交互に発行されていた（1970年まで））。これらは多く歴史の体裁をとっているが、実質的には東京大学の教育・研究、管理運営の活動について点検が行われている。しかしこのような形では次の報告書までに間隔が短くて10年、長いときには40年もあって長過ぎる。したがって今後は2年ごとに、本書のような活動報告書を刊行する予定である。

寺崎昌男ら大学沿革史編纂関係者の認識と同様に、有馬総長ら大学執行部においても、沿革史編纂が自己点検・評価活動であるとの認識は存在していた。東京大学執行部のこの認識は卓見である。しかし、畑野が指摘したように、沿革史編纂では激動する社会の要請に応えることができず、2年という短期間で点検・評価を繰り返していかなければならないというのが、大学執行部の考えであった。こうなると、大学アーカイブズが自己点検・評価活動に関与しなかった（できなかった）理由は明快である。自己点検・評価は、過去数年間の短いスパンでなされるのだが、その間の文書は現用文書で事務局などの原局で保管されており、アーカイブズには自己点検・評価の対象期間の文書は存在しないのである。これが自己点検・評価活動に大学アーカイブズが関与できなかった1つ目の理由である。

また、「東大白書」作成に当たっては、「大学の自己点検の対象は、主として教育・研究であり、とすればこの任務に直接携わっている各部局が、点検の主体となるべきものである。」という意見が有力であった¹⁸⁾。自己点検・評価の主たる対象は、「管理運営」ではなく「教育研究」であるというのである。1991年に大綱化された大学設置基準（平成3年文部省令第24号）第2条には「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。」とあり、法令上も自己点検・評価の主たる対象は「教育研究」なのである¹⁹⁾。これまで日本の大学アーカイブズは教育研究に直接関係する資料を体系的に集積してこなかった（できなかった）。多くの大学アーカイブズでは、主として退職した教員から、その教員の「教育研究」にかかわる資料の寄贈を受けてきた。しかしこれらの資料は、あくまでその教員個人の履歴に従った資料であり、

大学全体、あるいは学部、研究科、教室、講座といった組織の総体としての「教育研究」活動の実態を示すものではない²⁰⁾。このことが自己点検・評価活動に大学アーカイブズが関与できなかったもう1つの理由である。2つの理由とも、大学アーカイブズの所蔵資料にかかわる問題である。

寺崎昌男は、「1991年以降、大学の自己点検・評価活動が努力義務化された。建学の精神や歴史をまとめておけるかどうかは、最も息の長い自己点検・評価のメルクマールになる。そのためには少なくとも史料室ぐらいなくては済まない。こうして大学、特に自己点検・評価の波に直面した国立大学には、アーカイブズの必要性が次第に醸成されてきた。」²¹⁾と述べた。しかし、すでに桑尾光太郎・谷本宗生が指摘したように、「自己点検・評価作業が大学アーカイブズ設立の契機となったり、アーカイブズの利用によって質の高い自己点検・評価作業が可能になったという事例は、残念ながら聞いたことがない」²²⁾というのが現実である。その理由についてはすでに述べたのでここでは繰り返さない。

しかしながら、筆者は大学アーカイブズが点検・評価と無関係でよいと主張するものではない。大学アーカイブズは、中・長期的なスパンでの点検・評価に堪える資料収集に努めなければならない。その中には自己点検・評価の主たる対象である「教育研究」の実態を示す資料が含まれる必要がある。また、自己点検・評価作業自体、過去数年間のごく短い時間に限定せず、歴史的視点で長期にわたる点検・評価を実施することも必要であろう。寺崎昌男がいうように、「良い沿革史を出しているか、大学資料保存のための努力を払っているか、といった項目が自己点検・評価の基準に想定されるべき」²³⁾である。そして折田悦郎が指摘したように、大学アーカイブズ自身の点検・評価には「従来行われてきた研究活動中心の『点検・評価』とは別に、例えば、教育活動や資料の収集・整理・保存・公開等の活動、それから展示・情報提供等の『サービス』活動についてもきちんと評価するシステムの構築を、学内外に対して求めていくという重要な課題が残されている」のである²⁴⁾。

3. 大学の目的と大学アーカイブズー「教育研究」と「管理運営」ー

前節では、「自己点検・評価」活動のためには大学アーカイブズが必要であるという大学史編纂関係者の間に広く流布した言説は実際には機能しなかったこと、そしてその理由は大学アーカイブズが「自己点検・評価」の主対象である「教育研究」に対応できな

かったことを明らかにした。そこで本節においては、大学アーカイブズが本当に「自己点検・評価」の主たる対象である「教育研究」に無関係でよいかどうかについて、大学の目的に即して考察したい。

学校教育法第 83 条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と大学の目的をうたっている。大学の中でも国立大学については、国立大学法人法第 1 条において、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため」、「教育研究を行う」ことを国立大学の目的としている。そのため、「国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない」（同法第 3 条）と教育研究の特性への配慮が義務づけられている。従って、国立大学アーカイブズの活動においても、その所蔵資料に即して、「教育研究の特性に常に配慮し」、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえ」ているか、「我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展」に寄与しているかが検証されねばならない。

2001 年 3 月 30 日閣議決定「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」²⁵⁾では、「国の行政機関がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている『歴史資料として重要な公文書等』の中核となるもの」として以下の 2 つがあげられている。

- (1) わが国政府の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるものに係る意思決定
- (2) (1)の決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程

これは、国立公文書館法に基づき国について定めたものであるが、地方自治体についても適用することができる。「我が国政府」を「我が県」や「我が市」などに、「国政」を「県政」や「市政」などに置き換えればいいのである。一方、本章での検討課題である大学についてはどうであろうか。「我が国政府」は「我が大学」とすればよいが、「国政」は何に置き換えればいいのだろうか。それは「管理運営」であろう。大学の目的である「教育研究」に置き換えることも考えられるが、「教育研究」とすると「意思決定」や「決定に

至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程」になじまない。

広島大学においては、意思決定及び事務・事業の実績については原則として法人文書を作成することになっており（広島大学法人文書管理規則第4条）、ほとんどの国立大学においても同様であろう。大学において、「管理運営」文書は、法人文書として行政機関と同様に作成される。従って、大学アーカイブズにおいて、「管理運営」文書は、国や自治体アーカイブズと同様に対処することが可能であるが、「教育研究」文書の取り扱いについては、大学アーカイブズの本質的な機能として、独自の理論と方法が必要となる。そもそも教員が主体となる「教育研究」に関して、それに関する法人文書が作成されること自体が少ない。教員が「教育研究」活動を行うに当たって、原議書を作成して伺いを立てることはまず考えられない²⁶⁾。仮にそのようなことが行われたとすると、「学問の自由」「大学の自治」上の大問題である。従って、大学アーカイブズには法人文書や原議書といった枠にとらわれず、「教育研究」に関する資料の集積に努める必要がある。

なお、石原一則は、神奈川県立公文書館の課題の1つに県立高校文書の取り扱いをあげている²⁷⁾。石原の指摘は、直接的には県立高校文書が選別委任文書である点を指摘したものであるが、学校教育の内容という観点からも課題がある。各自治体には、公立の学校でどのような教育が行われ、それがどのような成果をあげたのかを住民に説明する責任がある。そこでは、学校の管理運営のみでなく教育内容自体についても問われるのであり、「教育」の取り扱いは自治体アーカイブズにとっても課題である²⁸⁾。

ではこれまでの先行研究において、大学アーカイブズにおける「教育研究」の取り扱いについては、どのように論じられてきたのであろうか。西山伸は、大学アーカイブズにおける研究成果の取り扱いについて次のように述べている。

大学の場合、ここで問題になるのは研究者が個人的に行った研究の成果であろう。筆者の個人的な経験の範囲だが、京都大学にアーカイブズが設置されるという話をすると、学問研究についての情報の公開（それが実態として如何なるものが求められているかは、必ずしも明確でないことが多いが）を期待する意見を聞くことが少なくない。しかし、そこに踏み込んでしまうと、対象となる資料が際限もなく拡大してしまう危険性が高い。理念的問題としても、そもそも学術研究の成果は論文、著作、報告書等の形をとって公開されるものであり、その管理は原則として別の機関（例えば図書館や博物館）で行われるべきであろう。

ただ、例えば同じ論文でも、研究者が個人的にある雑誌に掲載した論文と、学位論文とは位置づけが異なる。後者は、大学が「機関として」学位を授与するものであるから、大学アーカイブズの対象となるという考えは、理想的には成り立つことになる。29)

西山は「研究者が個人的に行った研究」というが、これは妥当でない。研究者の研究は、〇〇大学教授といった職務に基づいてなされているのであり、これは「個人的に」ではなく「機関として」の営みである³⁰⁾。チームやプロジェクトを編成して行われることが多い理科系の研究については特にそうであろう。研究のみでなく教育についてもまた然りである。学校教育法第92条の6には、「教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」とある。「教育」と「研究」は法律に規定された業務であり、教員が行う「教育研究」活動は、彼らが行う市民活動やボランティアなどの「個人的」な行為とは異なる次元の問題である。理念的問題としては、研究成果については、大学アーカイブズで取り扱うべきものであろう。その際、図書館や博物館といった別の組織と連携することは大いに考慮されてよい。教育活動についても、大学の「機関として」の営みであり、大学アーカイブズの対象である³¹⁾。一方で現実問題としては、西山のいうように、大学アーカイブズが「教育研究」に手を広げることによって、際限なき拡大の危険に陥ることは容易に想像できる。すべての教員について、彼らの研究成果である著書・論文やその課程で作成した資料・文書などを大学アーカイブズが収集していくとすると、アーカイブズの収蔵庫がすぐにパンクしてしまうことは誰の目にも明らかである。筆者はこれまで広島大学および大阪大学のアーカイブズにおいてこの問題に直面し、常に悩んできた。しかし、現在のところ、筆者は未だこの問題点の解決案を持ち合わせていない。大学アーカイブズがその大学の「教育研究」に関する資料すべてを収集することはあまりにも非現実的である。しかし、「教育研究」に関する資料の他部局での所蔵状況や「教育研究」の概要について、「情報」として把握しておくことは必要であろう。大学という「教育研究」機関のアーカイブズにとっては、「教育研究」の実態を示す資料や情報の集積が不可欠であり、今後の課題であることを強調しておきたい。

大学アーカイブズにおける教員の研究文書の取り扱いについては、近年、永田英明が以下のように論じている。

大学における研究活動は、個々の教員や特定の教員集団による自由な知的営為として

行われ、その成果は、学術論文等のかたちで公表されるが、それはさらなる学術研究の素材として図書館で公開されたり、また「実験展示」のようなかたちで大学博物館で公開されたりする。普遍的な広がりを持つ「学術資料」としてこうした資料の活用を計るならば、博物館や図書館で保存管理を行うことも、十分検討に値するのではない。少なくとも学術論文や学術書については、これを大学アーカイブズが収集する意義は乏しいように思われる。研究活動の過程で生成された学術資料の保存と活用もまた大学のアーカイブズに固有の問題だが、これについてはアーカイブズだけでなく、大学博物館や大学図書館との連携によって行っていくことが望ましいと考えられる³²⁾。

永田もまた大学アーカイブズにおける研究資料の取り扱いには慎重な態度をとっているが、やはり大学アーカイブズが大学の研究成果についていかに把握しておくかという点は課題である³³⁾。この意味において、東北大学史料館が記念資料室時代から行っている退職教員の研究業績リスト作成といった作業は、大学アーカイブズにとって必要な活動であるかもしれない³⁴⁾。研究成果そのものを「モノ」としては持っていなくても、最低限、その「情報」を把握しておくことは必要であろう。

また、近年各大学では、図書館を中心として、研究成果や教育資源等を電子的に蓄積・保存して学内外に発信する機関リポジトリが整備されるようになってきている。リポジトリは大学が機関として発信しているものであり、仮に古い研究等の公開がリポジトリとしては行われなくなったような場合には、リポジトリのデータを大学アーカイブズに移管して公開することも大いに考慮してよい³⁵⁾。

永田が指摘したように、大学アーカイブズと大学博物館・大学図書館との連携は大切である。しかし、大学アーカイブズの連携先は、図書館と博物館とに限定されるものではない。「知財センター」のような特許権など大学の知的財産を管理する施設との連携も考慮されてしかるべきである³⁶⁾。今後の大学アーカイブズにとっては、図書館、博物館、知財センター等の関係機関と連携しつつ、その大学の「教育研究」活動に関する情報を集積していくことが重要な業務となっていくであろう。

4. 大学アーカイブズの理念と収集資料

これまで、大学アーカイブズが「教育研究」に関する資料や情報を集積すべきで

あると述べてきたが、どのような資料を収集するかという問題は、そのアーカイブズにとっての存在意義とかかわる理念の問題でもある。

日本の大学アーカイブズの理念について、初めて明確に提示したのは西山伸である。西山は大学アーカイブズの理念を次のようにいう。「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」³⁷⁾。西山のこの定義は重要であり、筆者もこの見解に賛同する。西山によるこの理念は、今後大学アーカイブズの理念について検討する際の前提となる³⁸⁾。実務上においては、前節において指摘したように、西山のいう「大学の機関としての営みを表す記録」が具体的に何なのかということが課題となってくる。

さて、大学アーカイブズが集める資料については、寺崎昌男が以下の 10 点を指摘している。

- 1) 大学運営の歴史を示す公的文書、簿冊、事務記録、その他の文書。
- 2) 大学内諸機関の議事録、意見書、答申、報告書等。
- 3) 大学の刊行する年報、要覧、雑誌、新聞、報告書等。
- 4) 大学卒業生の卒業証書、アルバム、講義ノート、伝記、書簡等々（とくに当該大学に
関係するもの）。
- 5) 学長、学部長、教授職員等の私蔵する文書類のうち、とくに大学に
関係するもの。
- 6) 大学設立者、寄附者、卒業生など関係者の文書。
- 7) 大学の歴史を示す記章、門標、記念品、トロフィー、旗、制服、制帽、印璽等々の
物品。
- 8) 大学に関する写真、テープ、ビデオテープ、フィルム等。
- 9) 大学史に関する諸刊行文献。
- 10) 学問史的な意味をもつ実験器具、研究室製品、報告書等。

これは、東京大学百年史編集室による海外の大学アーカイブズ調査の成果³⁹⁾でもあり、日本における大学アーカイブズ論の先駆けであるが、寺崎は「基幹部分は 1)～ 6)等の文書資料であるが、それに限定せず、7)～ 8)等の記念的物品、視聴覚史料の類も収集・保存するところに、大学アーカイブズの特徴がある。」と述べている⁴⁰⁾。寺崎の 10 の区分は、①非現用となった法人文書、②学内刊行物、③大学関係者の個人資料、に大別することができるが⁴¹⁾、学生や学生団体が作成した資料や同窓会や校友会などが作成した資料が含ま

れていないという問題点もある⁴²⁾。折田悦郎は、大学アーカイブズが集める資料は「親機関の生産（授受）した事務文書を中心にすべき」⁴³⁾としている。2005（平成 17）年に刊行された『日本の大学アーカイブズ』所収の諸論文を見ても、国立大学アーカイブズ関係者の間では、「組織運営のための資料」⁴⁴⁾、すなわち法人文書、事務文書が大学アーカイブズが集める中心資料であるとの認識は形成されてきているとあってよいであろう。この点に関しては、筆者も全く同感である。

しかし、大学アーカイブズが扱う資料は事務文書以外にも広範囲に及んでいる。寺崎が提示した 10 点の例示を日本の国立大学に照らして考えるならば、法人文書として管理されているのは 1)2)、そしてあえてあげれば 3) ぐらいのものであろう⁴⁵⁾。法人文書は、大学アーカイブズが取り扱うべき資料の中核ではあるが、その一部でしかない。法人文書は大学の管理運営面をカバーしているが、教育研究面をカバーしきれていない。繰り返しになるが、大学の教育研究の実態をどのようにして現在の納税者、そして次の世代に伝えるか。大学アーカイブズの課題はこの点にある。

ここで注目されるのが、森本祥子が『日本の大学アーカイブズ』に掲載した論文「大学組織のアーカイブズ—理念と実践の提示への期待—」において展開したアーカイブズの「核」と「+α」論である。森本は以下のようにいう⁴⁶⁾。

「親組織の性格に左右されずに存在する、いわばアーカイブズの『核』とでもいうべきものがあり、そしてその『核』に加えて、個々のアーカイブズ組織ごとに独自のアーカイブズ的性格を持つ資料を『+α』として自由に含みうるという構造である。」

「真ん中に置いた『組織運営のための文書』が、いかなるアーカイブズも持たなければならない『核』である。これを持たない組織は、その親機関にとってのアーカイブズとはいえない。その一方で、『+α』として、それぞれのアーカイブズは多様である。」

そして森本は、大学アーカイブズの「+α」としては、研究室資料、元教員の個人文書、同窓会資料などを例示している。

大学という「教育研究」機関についていえば、「教育研究」という組織の目的を達成するために「管理運営」活動が行われる。すなわち「管理運営」は、「教育研究」という目的達成のための手段なのである。そして、「管理運営」という手段のための文書は、事務文書、法人文書というかたちで「組織運営のための文書」⁴⁷⁾として文書が作成されるが、「教育研究」という目的の成果については、法人文書という組織的な文書が作成されるこ

とはまれである。森本の「核」と「+α」論は、すべてのアーカイブズに適応できる普遍的なアーカイブズ論として高く評価できるが、日本の大学アーカイブズに即して考えた場合、親組織の「運営」のみでなく「目的」の遂行という観点も必要なのではなかろうか。繰り返しになるが、筆者は「教育研究」という大学の目的に照らして大学アーカイブズを考えると、「管理運営」文書のみを「核」とするのではなく、「管理運営」と「教育研究」とをともに「核」、車の両輪、鳥の双翼と捕らえる必要があると考えるのである。

5. 結びにかえて—アカウントビリティとアイデンティティ—

これまで「教育研究」機関である大学のアーカイブズについて、「教育研究」を主題に考察してきた⁴⁸⁾。本章を終えるに当たって、これまでの考察結果を改めてまとめることは省略し、その代わりにアカウントビリティとアイデンティティを基軸に大学アーカイブズの位相について展望することで、結びにかえたい。

アーカイブズの役割は、アカウントビリティとアイデンティティという2つの言葉で捉えることができるのではなかろうか。そして、このアカウントビリティとアイデンティティは、「はじめに」において既に述べたように、今後大学アーカイブズを設立し運営していく上で鍵となる言葉である。

国・自治体といった行政機関、企業、大学（学校）のアーカイブズには、アーカイブズとしての共通する基本要件が存在する一方で、それぞれの組織体の目的や機能に伴う差違も存在するであろう。一定の地域に居住している住民の信託を受けて公権力を行使する行政のアーカイブズには、権力の監視やアカウントビリティといった観点が強く求められる。

大学アーカイブズにおいても、国立大学は法人化したとはいえその大部分は国からの運営費交付金によって運営され、私立大学にも私学助成金という形で税金が投入されている。このように、税金の用途といった観点から、大学アーカイブズにも行政のアーカイブズに求められるのと同様なアカウントビリティが求められることもあるであろう。しかし、行政に求められるアカウントビリティと大学という「教育研究」機関に求められるアカウントビリティとは全く同じものであろうか。大学に求められるアカウントビリティは、その組織がどのように運営されているかだけではなく、その組織でどのような「教育研究」がなされているかという点が、より強く求められるであろう。教育者・研究者としての教育活動・研究活動における社会に対するアカウントビリティである。

科学史、科学哲学、科学技術社会学を専門とする村上陽一郎は、研究者のアカウンタビリティについて、以下のように述べている。

研究者はその領域の専門家であり、自らの研究を遂行するに当たって、今日では、何らかの形で社会から支援を受けて研究に従事しているから、直接・間接の支援者である「社会」に対し、研究の内容を「説明」する責任と義務がある。つまりアカウンタビリティには、出資者（この場合は一般の公衆）に対する義務・責任という意味がある。もう一方で、専門家としての研究者は自分の研究の「意味」や重要性（必ずしも一般社会にとっての重要性でない）を十分知っている（そうでなければその研究に手を染めることはないはずである）が、一般の公衆はそれを知らない。逆に専門家として重要だと思っても、公衆はそうは思わないこともあり、また専門家が気付いてないような危険を感じているかもしれない。そうした状態を改善し、社会に認知された形で研究が行われるためにも、専門家の側にアカウンタビリティが要求されることになる。⁴⁹⁾

折田悦郎はこの村上によるアイデンティティ論を引用して、「国費で運用される国立大学の場合、情報公開法、アーカイブによる情報の公開だけではなく、研究活動自体のアカウンタビリティも求められるようになってくる。」「長文ながら村上氏の文章を引用したのは、ここには国立大学がこれまで全くといっていいほど意識してこなかったと思われる問題点が、明示されているからである。ここで提起された問題にアーカイブがどのように関わるかについては、今後の研究課題である。」⁵⁰⁾と指摘している。

事務文書を大学アーカイブズを中心資料に据える折田は、現状では研究活動のアカウンタビリティはアーカイブズにおける情報の公開とは別のものと捉えているように思われる。そして折田は、この村上が指摘する研究者のアカウンタビリティに大学アーカイブズがどのように関わるかについては今後の研究課題であるとする。筆者はこの研究者のアカウンタビリティに大学アーカイブズが積極的に関与すべきと考える。今後は、研究のみでなく教育についてのアカウンタビリティも求められてくるであろう。「教育研究」機関である大学のアーカイブズが「教育研究」に関するアカウンタビリティを果たすことは、必要不可欠であると考え。そのために、図書館、博物館、知財センター等の学内諸機関と連携しつつも、「教育研究」に関する資料や情報を集積する必要があるということは、本章で繰り返し述べてきた。大濱徹也が指摘したように、「それぞれの知の府としての大学が、まさに大学としての存在根拠を確立し、知の府としての大学の自己主張をするのであ

れば、そこで営んだ多様な知の記録をアーカイブズがどれだけを集積をし、それを発信しうるかということ」⁵¹⁾、これが大学アーカイブズに求められているのである。

このように大学アーカイブズにもアカウントビリティが求められるのであるが、特定の目的のために結集した組織体のアーカイブズには、その組織としてのアイデンティティ形成の場としての役割も大いに求められるのである。本章では触れることができなかつたが、日本の大学アーカイブズは、自校史教育、全学的歴史展示やモノ資料の収集など、行政のアーカイブズではみられない多様な活動を行っている⁵²⁾。これらの活動は、アイデンティティ形成という観点から大学アーカイブズ固有の業務と位置づけられよう。

誤解を恐れずにいうならば、アーカイブズの果たすべき役割のうちアカウントビリティについては、国や地方公共団体といった行政のアーカイブズの方が強く、企業アーカイブズの方が弱いという構図が描けるのではなかろうか。大学アーカイブズは行政と企業との中間に位置し、その中でも国立大学の方が行政寄りである。同じ国立大学の中でも、法人文書に重点を置く京都大学大学文書館の活動は最も行政に近い性格を有しており、法人文書を核としつつも多様な個人文書を受け入れ、森戸辰男記念文庫・平和学術文庫・梶山季之文庫という3つの特殊文庫を有している広島大学文書館は、やや私立大学寄りに位置づけることができる。創立者の資料を中心に資料を集めてきた私立大学アーカイブズの場合は、創業者の資料を所蔵している企業アーカイブズとの親和性が高い。行政>大学(国立>私立)>企業 という図式である。

一方アイデンティティ形成に果たす役割を見ると、アカウントビリティの時とは逆の図式が見て取れる。企業>大学(私立>国立)>行政 という図式である。

『日本の大学アーカイブズ』にみられる『『カオス』の状態』⁵³⁾ともいわれる大学アーカイブズの多様性は、その草創期ならではの混乱もみられるが、行政とは異なる大学の多様な活動をもたらしたものでもあり、大学の性格によって、また各アーカイブズの戦略によって、そのアーカイブズの性格もさまざまである。大学アーカイブズは行政と企業のアーカイブズの間で、その親組織やアーカイブズの性格・戦略に応じて、さまざまな位置づけが可能である。そして大学アーカイブズに関わる者は、このことを意識的に自覚・認識し、アーカイブズとしての戦略を形成していく必要があるのである。本章において筆者は、理念的には「教育研究」機関である大学のアーカイブズは「教育研究」に関する資料や情報を収集・集積していかねばならないと主張したが、実践的には、大学アーカイブズがどれだけそれらを収集・集積していくかは、すぐれて戦略の問題でもある。限られた施設と

人員のなかでどこに重点を置くかという現実問題に対処するには、明確な戦略が必要なのである。自らの立脚点をしっかりと見定め、今後の目標を見定めて実践する。大学アーカイブズのさらなる発展のためにはこのことが必要不可欠であり、無自覚かつ惰性的な業務遂行では、いつまでたっても『カオス』の状態」を抜け出すことは出来ない。

大学アーカイブズが取り扱う資料の中で、組織運営のための文書、事務文書が必要不可欠な中心資料であることは論を俟たないが、大学アーカイブズの収集資料が事務文書のみで特化することはあり得ないだろう。それは、「教育研究」機関であるという大学という組織体の目的・性格がそうさせるのである。それぞれの大学の性格に応じた大学アーカイブズのあり方についての模索は続く。

-
- 1) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年。
 - 2) 小池聖一「大学文書館論—広島大学文書館を一例に—」『広島大学文書館紀要』9、2007年。のち、小池聖一『近代日本文書学研究序説』現代史料出版、2008年、に再録。
 - 3) 第2の要因については、私立大学については1960年代以来のことであるが、国立大学については法人化した2000年代以降のものである。
 - 4) 永井英治「学会アーカイブズという課題」『名古屋大学大学文書資料室紀要』15、2007年。
 - 5) 寺崎昌男「私の大学アーカイブス論—回想・状況・意義—」『紫紺の歷程 大学史紀要』5、2001年。のち「大学アーカイブスと大学改革」と改題して寺崎昌男『大学教育の可能性—教養教育・評価・実践—』東信堂、2002年、に再録。
 - 6) 寺崎昌男『大学は歴史の思想で変わる—FD・評価・私学—』東信堂、2006年。
 - 7) 寺崎昌男「大学の年史を作る—見直されるべき意義と効用—」『大学時報』279、日本私立大学連盟、2001年。のち同『大学教育の可能性—教養教育・評価・実践—』、東信堂、2002年、に再録。
 - 8) 寺崎昌男「私の大学アーカイブス論—回想・状況・意義—」（前掲）。

なお、寺崎昌男は、1980年代から大学沿革史編纂との関係から大学アーカイブズの必要性を主張してきた。寺崎「日本における大学史研究の戦前・戦後」『松山商大論集』31-4、

1980 年、同「日本における大学史研究の動向と課題」『東洋大学史紀要』4、1986 年、参照。両論文ともに、寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる一沿革史編纂必携一』東信堂、1999 年、に再録。

9) 寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる一沿革史編纂必携一』(前掲)。

10) 西山伸「京都大学大学文書館一設置・現状・課題一」『研究叢書第 3 号 大学アーカイブズの設立と運営一 2001 年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学一』全国大学史資料協議会、2002 年。

11) 西山伸は、「これからの大学と『大学アーカイブズ』」『東北大学史料館だより』3、2002 年、において「まず大学の組織としての営みをいちばんよく示す資料である行政文書の管理を行い、そして大学の豊かな姿を示す個人資料を扱う。これらの資料を学内外に広く公開して自らのあり方について点検・評価を行う基礎を提供するとともに、アーカイブズそのものも調査研究の主体として自らの大学についての研究成果を公表する。」と述べ、大学アーカイブズと点検・評価とを関連づけて捉えている。

12) 「情報部会答申に対する提言」『広島大学史紀要』5、2003 年。

13) 広島大学文書館の設置に関する答申参考資料「他大学におけるアーカイブ設置状況」『広島大学史紀要』5、2003 年。

14) 畑野勇「大学アーカイブズの存在意義一東京大学史料室調査研究プロジェクトを通じて一」『平成 15 年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』独立行政法人国立公文書館、2004 年。

15) 広島大学文書館の設置については、菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」『広島大学文書館紀要』7、2005 年、本論文第 3 章参照。なお、『広島大学史紀要』5、2003 年、には、「広島大学文書館の設置関係文書」が掲載されており、小池聖一が「解題」を執筆している。

16) 西山伸「京都大学大学文書館一設置・現状・課題一」(前掲)。

17) 東大白書については、寺崎昌男「東京大学における自己点検活動一 1 つの提言的報告一」『大学の自己変革とオートノミー』東信堂、1998 年、原題は「大学の自己点検・評価活動についての提言的報告一東京大学における自己点検活動から一」として『一般教育学会誌』15 - 1、1993 年、に掲載、参照。

18) 「編集後記」『東京大学 現状と課題 1 1990 - 1991』東京大学出版会、1992 年。

19) 平成 14 年法律第 118 号において学校教育法に第 69 条の 3「大学は、その教育研究水

準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」が追加された。学校教育法では「教育及び研究」に加え「組織及び運営並びに施設及び設備」について自己点検・評価を行うことが明示されたが、その目的はあくまで「教育研究水準の向上に資するため」である。なお、自己点検・評価に関する規定が学校教育法上整備されたこと等に伴い、2004年4月1日から大学設置基準における自己点検・評価に関する規定は削除された。

20) この点、大学アーカイブズが個人文書を所蔵する理由についても、きちんとした理念的な位置づけが必要になってくる。大学アーカイブズにおける個人文書の取り扱いについては、小池聖一「大学文書館論—広島大学文書館を一例に一」（前掲）、および堀田慎一郎「大学アーカイブズにおける個人・団体文書（1）—収集・受け入れについての考察—」『名古屋大学大学文書資料室紀要』15、2007年、参照。

21) 寺崎昌男「こういう日がやっと来た」『京都大学大学文書館だより』2、2002年。のち寺崎昌男『大学は歴史の思想で変わる—FD・評価・私学—』（前掲）、に再録。

22) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」（前掲）。

23) 寺崎昌男「大学史の意義を考える」『愛知大学史紀要』1、1994年。

24) 折田悦郎「国立大学アーカイブ私論—現状と課題—」平成14・15年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書『大学アーカイブズ機能についての基礎的研究—「大学改革」との関連において—』（研究代表者・新谷恭明）、2004年。

なお、組織に対する評価に続いて、今後は教員の個人評価が導入されることが考えられる。広島大学文書館では、研究論文のみでなく、評価選別、目録作成、保存、公開などの文書館固有の業務も教員の個人評価の対象とした「広島大学文書館個人評価試案」（2006年9月1日）を作成している。

25) 内閣府大臣官房企画調整課監修・高山正也編集『公文書ルネッサンス—新たな公文書館像を求めて—』独立行政法人国立印刷局、2005年。

26) 調査旅行等の出張に当たっては旅行命令伺が決裁にかけられ、出張後には復命書を作成するが、これらの書類は予算の支出をとまなうために作成されるのであり、教員の「教育研究」活動のごく一部に過ぎない。

27) 石原一則「評価選別の方法について」平成16年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（1））研究成果報告書『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する

研究』(研究代表者・西山伸)、2005年。

28) 近年、学校アーカイブズに関する研究がみられるようになってきた。嶋田典人「学校アーカイブズの保存と利用ー『記録管理』から『アーカイブズ』へ」『レコード・マネジメント』65、2013年、参照。

29) 西山伸「京都大学大学文書館一設置・現状・課題一」(前掲)。西山はまた、「『大学アーカイブズ』を考えるー京都大学大学文書館の設置一」『記録と史料』12、2002年、においても、同様の見解を述べている。

西山は学位論文を特別視しているが、「教育研究」活動を大学の機関としての営みと捉える筆者の視点からは、学位論文のみを特別扱いする必然性は感じない。また、学位論文については、現実的には、国立国会図書館と各大学の附属図書館で系統的に保存されており、図書館より後発で収蔵スペースの狭隘さに困っている大学アーカイブズが無理して収集対象にすることはないと考える。学位論文や修士論文・卒業論文も法人文書であるが、大学アーカイブズで収集すべき優先順位は、他機関で系統的に保存されている学位論文よりも、修士論文・卒業論文の方が高いと考える。卒業論文の取り扱いについては、平井孝典「国立大学法人における卒業論文の扱いー著作物でもある法人文書等の公開(利用)について一」『アーカイブズ学研究』3、2005年、「著作物でもある法人文書の公開」と改題して平井孝典『公文書管理と情報アクセスー国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」一』世界思想社、2013年、に再録、参照。なお、小樽商科大学では、創設当初からの卒業論文を保存しているが、「創立当初の頃のものは、北海道や樺太の産業調査報告であり、当時の状況を知る上で貴重なものである」(「小樽商科大学百年史編纂室」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』(前掲)、平井孝典「1932年から1963年に提出された生徒学生提出論文」『小樽商科大学史紀要』創刊号、2007年、も参照)。

30) 寺崎昌男「大学[財政と大学自治の問題]」『世界大百科事典 第2版』(CD-ROM版)、平凡社、1998年、には、「大学の研究・教育活動が巨額の公費によって支えられるようになると、国家・政府による研究、高等教育の〈計画化〉と〈財政主導〉とが避けられなくなる。研究活動は個人の営みとしてではなく研究機関の事業の一環として扱われ、大学は個性的な教育機関としてではなく、より抽象的な高等教育機構とみなされることになる。」との記述が見られる。また、山本眞一「大学の研究管理」山本眞一・田中義郎編『大学のマネジメント』日本放送出版協会、2008年、には、「かつて大学の研究は、教員個人あるいは教員集団の自発的な創意工夫によって行われるべきで、大学の管理運営との

関係は薄いものと見なされていた時期があった。その折には、研究管理というものは必ずしも重要視されてはおらず、教員の研究活動から生ずる事務的件を処理すれば足りると考えられていた。しかし最近（中略）、大学の研究管理やそのための事務は、大学経営の新たなフロンティアとして注目されるようになってきた。」とある。これら教育学者が主張する大学の機能の変化にも注意しておく必要がある。

31) 堀田慎一郎は、「教育は、研究と並ぶ大学の存在目的の 1 つであるうえに、基本的に個人の所産である研究と異なり、講義という公的な制度がその主要部分を占めており、大学の組織としての営みにほかならない。」（『大学アーカイブズと『大学資料』（刊行物資料）一名古屋大学における理論と実践―『名古屋大学大学文書資料室紀要』14、2006年）と述べる一方で、「教員の個人的な研究資料や当該大学の歴史や学是、建学の精神に全く関係ないものについては、大学アーカイブズやその機能の独自性や固有性を担保する観点から、基本的に収集し、受け入れるべきではない」（『大学アーカイブズにおける個人・団体文書（1）―収集・受け入れについての考察―』（前掲）とする。筆者は、教育のみならず研究も「大学の組織としての営み」と捉えてきたことは、本章においてこれまで述べてきたところである。大学に関する法令の条文は「教育研究」となっており、「教育」と「研究」を区分していない。従って、「教育研究」と大きく一括りにしてとらえる本章の視角もひとまずは有効であろう。ただし、実際に大学アーカイブズが資料を受け入れる現実の問題としては、堀田が主張したように、「教育」と「研究」とで峻別すること、また、「研究」のなかでも研究成果と研究の過程で収集・作成された資料とを峻別する必要が生じるかもしれない。この点については後考を期したい。

32) 永田英明「大学アーカイブズ資料論」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（前掲）。

33) 例えば、A 大学の B 教員の研究成果としての著書が A 大学図書館に所蔵されているとしよう。A 大学図書館には A 大学教員に限定せず、学術研究全体の成果の一部として日本十進分類法（NDC）に従って図書が配架されている。A 大学図書館において A 大学教員の著書を特殊文庫として収集・配架することも可能であるが、そのような例はまれであろう。B 教員の著書は OPAC 等によって検索可能であるが、図書館においてはそれが A 大学における研究成果であるかどうかは問題ではない。現状の大学図書館では A 大学の C 学部における研究成果を調査し検証するといった要望に応えることは困難である。この点、大学図書館のあり方も再考されてしかるべきかもしれない。

なお、大阪大学自己評価委員会外部評価小委員会編『大阪大学外部評価報告書・2000』大阪大学、2000年、では、外部評価委員会座長（早石修大阪バイオサイエンス研究所名誉所長）による「評価結果」の中の「研究・教育の評価」において、「第2の業績提示システムは、図書館などに研究業績展示用の書架を置き、そこにすべての教官の全業績の実物ないしコピーを展示することである。各教官はこのことで自分が研究者として何をやったかを意識できるし、学生や学外の研究者にとっても、最近だれがなにをしているかがよくわかる。大阪大学は、図書館にコーナーを作り、研究者の研究業績を並べるといった試みをするべきであろう。その意味でも顔写真の入った『大阪大学研究者総覧』の刊行はよい試みである。」との指摘がある（この早石座長による評価は、梅棹忠夫国立民族学博物館顧問の評価をもとに執筆されている）。傾聴に値する見解である。研究業績現物は図書館に並べ、アーカイブズはそのリストを情報として掌握しておけばよい。しかし、2007年現在で、大阪大学附属図書館には教員からの寄贈図書からなる「教員著作コーナー」があるのみであり、すべての教員の研究業績展示コーナーは設けられていない。

現在では多くの大学で「研究者総覧」がウェブ上で公開されており、研究業績が検索できるようになっている。この点で、アーカイブズが研究情報を把握することは容易になりつつある。ただし、東北大学の「研究者紹介」は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、情報公開に同意した研究者の情報のみが公開されている。これは公的な（機関としての）研究の公開性が損なわれるという点で大いに問題であり、個人情報保護法への過剰反応であろう。このような事例があることを考えると、やはりアーカイブズは独自に研究情報を集積し、個人情報の保護に配慮しつつも適切に公開することが必要である。なお、東北大学の「研究者紹介」の事例については、岡本真発行のメールマガジン「ACADEMIC RESOURCE GUIDE (ARG)」277、2007年、から情報を得た。

34) この点、大学沿革史において、とかく研究者名と業績を列挙したに過ぎないと評されがちである「部局史」の価値が再考されるべきであろう。『九州大学七十五年史』や『広島大学五十年史』では部局史は作成されなかったが、ある時点での研究を総括する部局史は、大学沿革史編纂においてはやはり作成するべきである。折田悦郎「大学史編纂と大学アーカイブス一年史編纂と大学史料室設置を例にして一」『大学史料の情報資源化と大学アーカイブスのシステム開発に関する基礎的研究』2000年、参照。

35) リポジトリと大学アーカイブズとの関係については、日本アーカイブズ学会 2007年度大会自由論題研究発表会における筆者の報告に対する針谷武志の発言に示唆を得た。

36) 大濱徹也は、「貌としてのアーカイブズ」『広島大学文書館紀要』7、2005年、のち「大学アーカイブズが問われること」と改題して大濱徹也『アーカイブズへの眼—記録の管理と保存の哲学—』刀水書房、2007年、に再録、において、大学アーカイブズが特許権をはじめとする知的財産を管理することを提唱している。しかしながら、日本の大学アーカイブズの現状では、知的財産を直接管理することはかなり困難と思われる。また、多くの大学ではすでに知的財産を管理する組織が存在しており、アーカイブズの活動としてはこれらの組織と連携することが現実的であろう。

また、大濱徹也は前掲論文において、医事情報を集積することが附属病院を有する大学のアーカイブズにとって重要であると述べている。カルテをはじめとする医事情報について、現在の日本の大学アーカイブズでは取り扱っているところはなく、医事情報を大学アーカイブズが集めるに当たってはかなりの困難が予想される。しかし、古いカルテを大学アーカイブズで管理することは、大学病院の現場の医師からも提案されており、今後検討すべき課題である。古いカルテと大学アーカイブズについては、松尾俊彦（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科）「岡山大学キャンパスの歴史的建造物・文書を保存し活用しよう！」平成18年度岡山大学学長裁量経費・地域貢献支援事業「歴史遺産の保全と活用に関するネットワーク・岡山」報告書『岡山史料ネットⅡ』岡山大学、2007年、同「古いカルテを保存しよう」『岡山医学同窓会報』101、2006年、同「古いカルテの保存と活用」『岡山医学同窓会報』102、2007年、ともに前掲『岡山史料ネットⅡ』に掲載、参照。

37) 西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」（前掲）。

38) 折田悦郎は、大学アーカイブズを「大学が生産（授受）した事務文書を中心に収集し、それを学内外の利用に供するとともに、大学自身のアカウントビリティ、アイデンティティの“場”となる全学的な組織」と考えている（前掲「国立大学アーカイブ私論—現状と課題—」、12頁）。西山と折田との大学アーカイブズ観に顕著な相違点はない。また、清水義仁は大学アーカイブズの理念を以下のように定義している。「大学という教育・研究機関に設置されたアーカイブズ組織は、みずからの大学組織にかかわる各種資料の収集・整理・保存・公開・調査研究というアーカイブズの基盤的機能の着実な遂行の上に、さらに教育活動を行うことによって、大学組織の維持・発展を支えるのみならず、大学理念の実現の一翼を担うより主体的な存在を目指す。」（清水義仁「大学アーカイブズ活動戦略論」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』8、2012年）。

39) 『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究』（東京大学創立百年記念学術

研究奨励資金による学内共同研究（昭和56・57年度研究調査報告）、1983年。

40) 寺崎昌男「大学アーカイブズ（archives）とは何か」『東京大学史紀要』4、1983年、のち寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』（前掲）、に再録。寺崎論文が掲載された『東京大学史紀要』4では、「特集・大学アーカイブズ」が組まれている。

41) 堀田慎一郎「大学アーカイブズと『大学資料』（刊行物資料）—名古屋大学における理論と実践—」（前掲）。

42) 寺崎の10区分に学生関係資料が欠落していることは、2007年度日本アーカイブズ学会大会自由論題発表会における筆者の報告に対する桑尾光太郎の質問・意見による。

43) 折田悦郎「国立大学アーカイブ私論—現状と課題—」（前掲）。

44) 西山伸「『大学アーカイブズ』の現状と今後」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（前掲）は、「『組織運営のための資料』とは、従来使われていた『事務文書（あるいは法人文書）』『公文書』よりも広い概念であるが、現実の問題としては、その大部分が『事務文書であることは間違いない』とし、「『事務文書』の欠落を補う資料—例えば、総長や役職者が所蔵していた大学運営に関わるメモの類など—も含めて」「『組織運営のための資料』と定義して」いる。

45) 「8) 大学に関する写真、テープ、ビデオテープ、フィルム等。」で法人文書に登録されているものもあるが、その数は少ない。「3) 大学の刊行する年報、要覧、雑誌、新聞、報告書等。」については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されていなければ法人文書として登録しなければならないが（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条の2）、実際には法人文書として登録されていない場合が多い。

46) 森本祥子「大学組織のアーカイブズ—理論と実践の提示への期待—」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（前掲）。森本祥子「普遍的アーカイブズ像の模索—自治体に所属しない者の視点から—」『地方史研究』314、2005年、も参照。

47) 森本祥子「大学組織のアーカイブズ—理論と実践の提示への期待—」（前掲）。

48) 研究におけるアーカイブズの意義は、文科系よりも自然科学系において重視されてきた。小川克郎は、地球科学を例に、研究の生データを保存する「アーカイブズ」の意義と重要性を語り、「生データは、とりわけ組織力には欠ける大学では、組織としては保存されないままに過ぎて行っているのではないか？国立大学を取り巻く昨今の潮流の中で、このことは、改めて真剣に考える必要があるのではないだろうか？」と警鐘を鳴らしている

(小川克郎「Archives の意義」『名古屋大学大学史資料室ニュース』13、2002 年、小川克郎「アーカイブズの意義と国による知的基盤政策の動向」『名古屋大学史紀要』11、2003 年、も参照)。小川のいう「アーカイブズ」と本章で取り上げた大学アーカイブズは違う概念のものと思われるが、大学が機関として研究の生データをどうアーカイビングするか、それに大学アーカイブズがどのように関与するのか(あるいは、しないのか)は今後の研究課題である。総合研究大学院大学における「共同利用機関の歴史とアーカイブズ」プロジェクトも参考になる(総合研究大学院大学『共同利用機関の歴史とアーカイブズ 2006 共同利用機関の歴史とアーカイブズ 2007』2008 年、総合研究大学院大学『共同利用機関の歴史とアーカイブズ 2008』2009 年、総合研究大学院大学『共同利用機関の歴史とアーカイブズ 2009』2010 年、参照)。

49) 村上陽一郎「アカウントビリティ」『情報・知識 imidas 2002』、集英社、2002 年。科学者のアカウントビリティについては、村上陽一郎『科学者とは何か』新潮社、1994 年、特に「7 誰に、どう責任をとるのか」も参照。

50) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」『京都大学大学文書館研究紀要』1、2002 年。

51) 大濱徹也「貌としてのアーカイブズ」(前掲)。

52) 全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』(前掲)、特に第 2 部「大学アーカイブズのいま」を参照。

53) 西山伸「本書の目的と構成」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』(前掲)。

第2章 大学アーカイブズの社会的使命

1. はじめに

「大学史」と「大学アーカイブズ」。両者はしばしば混同される。事実、「大学史」編纂や研究を業務としている「大学アーカイブズ」も存在する。しかしながら、筆者は「大学史」と「大学アーカイブズ」とは、似て非なるものではないかという印象を持っている。

さて、近年の大学は、教育、研究に加え、社会貢献が大学の第3の機能として位置づけられている。では、大学アーカイブズは社会とどのような関係を構築しなければならないのであろうか。本章では、大学に限定せず、アーカイブズとは何かという理念論を念頭に置きつつ、大学アーカイブズの「社会的使命」について、理念的に考察しようとするものである。まずは、「大学史」と「大学アーカイブズ」との差異を明示することから、「大学アーカイブズとは何か？」という問いにアプローチしたい。

2. 「大学史」と「大学アーカイブズ」の相違

筆者は「大学アーカイブズ」と「大学史」とは違うと昔から漠然と思っていたような気がするが、それを明確に意識したのは、全国大学史資料協議会が2005（平成17）年に編集した『日本の大学アーカイヴズ』¹⁾を手にしたときだと思う。同書の帯には「大学史研究のマイルストーン（1里塚）一初の研究・資料集」と大きく記されていた。そして「大学の歴史資料の収集そのものは古くから取り組まれ、『資料館』的な組織を持つ大学は多い。だが、『大学資料とは、大学史研究とは何か』という根本的な問いや方法論の開発は、意識的になされてこなかった。この現状を総括し、現実に機能している各大学の史料研究・保存の多様性に立脚して、これからの大学史研究の在り方を模索した初の論集。全国の『大学資料館』の一覧と紹介も完備。」と記述されていた。しかしながら、同書は書名が示すように「大学アーカイブズ論」、すなわちアーカイブズ学についての論集であり、「大学史研究」について論じているのは、わずかに鈴木秀幸の論文「大学史活動と地方」があるのみである。この帯のコピーを見て、私はソレは「チガウ！」と思わず叫びたくなった。しかもカタカナで。

私が「チガウ！」とカタカナで叫びたくなったのには訳がある。それは、かつて山口県

文書館に勤務していた北川健が論文「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」²⁾において、「史料保存運動と文書館運動とはチガウ！」と発言したことが念頭にあったためである。この北川論文は「文書館のコンセプトの3つの《み》」、すなわち、「みずからが…」「みずからの…」「みんなの…」ために、「みらい（未来）に…」向けての、文書記録の保存公開という理念を提示したことでとみに有名である。この北川論文に対する安藤正人の的確な解説によると、北川は「戦後の史料保存運動の流れをくむ自生的な文書館像を文書館本来のあり方ではないと批判し、母体組織記録の移管・評価選別・整備公開という機能こそ文書館の本質だとして、『文書館運動』と『史料保存運動』との間に明確な1線を画している」のである³⁾。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会広島大会を「文書館」でなく「史料館」協議会だと地元新聞が誤報道したことを北川が指摘してから15年。未だに「文書」でなく歴史の「史」なのである。しかも『日本の大学アーカイブズ』の場合は、出版社自身の手で「大学史研究」と宣伝しているだけに、余計にたちが悪いのだ。

アーカイブズの本質が、「母体組織記録の移管・評価選別・整備公開という機能」にあることを指摘したのは、何も北川がはじめではない。北川が勤務していたわが国初の公立アーカイブズである山口県文書館の設立にあたって主導的な役割を果たした鈴木賢祐は、開館後の山口県文書館に対して、「文書は、本来、親機関から自動的に流入するなり引継がれるなりした資料集団から成立っていて、多少の濾過作用（評価・選択など）は行なはれるにしても、図書館や研究所などで行なはれる“収集”とは大きく違っている筈です。」
「“毛利家文庫”は県文書館の文書としては、むしろ直系の尊属と考へても宜いでしょう。但し、県文書館では、県庁から出る文書が“当主”であり、“社長”であるのに対して、“先代”か精々“会長”として位置づけられるべきものです。（中略）この辺で、“当主”の県文書こそが全面に押出されるべきです。それが、県文書館としての“前向き”というより、当然のオーソドックスな姿勢ではないでしょうか。」⁴⁾と苦言を呈している。筆者も、鈴木や北川と同じく、アーカイブズとは、親組織の文書の移管を受け、それを整理・保存・公開するところだと考えている。したがって、大学アーカイブズも、大学という親組織（法人）の文書の移管を受け、それ（法人文書）を整理・保存・公開するところということになる。

一方、「大学史」はどのように定義されるものであろうか。これまでに公刊されている文献から、「大学史」とは何かについてみていきたい。

1999年に『大学史をつくるー沿革史編纂必携ー』⁵⁾という書籍が刊行されたが、この書

籍で言うところの「大学史」は、「大学沿革史」のことである。大学アーカイブズに関する論考も収録されているが、それは「編纂事業を一時的なものに終わらせないため、各地の大学で進められている大学文書館（大学アーカイブズ）の建設についての提言を収集」したものであり、大学沿革史（年史）編纂のための組織として大学アーカイブズが理解されている。先にみたように、親組織の文書の移管を受け、それを整理・保存・公開する組織としてのアーカイブズ像は意図されていない。

そのような状況のなかで、鈴木秀幸が独自の「大学史活動」を提唱していることが注目される。鈴木は「大学史活動」を「資料の調査や収集、それによる整理・保存、さらには利用・応用とさまざま」であり、「大学史研究は、この大学史活動の一環、すなわち利用・応用の部分に位置づけられる」と述べている。鈴木は「調査研究といった大学史活動の基礎・基本」とも述べているように、「大学史活動」では、「大学史」研究などを行うための資料の調査・収集が重視されているのではないと思われるが、ここには年史編纂や研究にとどまらない活動の広がりが見え提示されている⁶⁾。ちなみに鈴木は、「大学史活動機関（あるいは拠点）」という言葉を使用し、「大学アーカイブズ」という言葉は積極的に用いていない。大学史活動の拠点としては、(a)人的配置、(b)設置規定の制定、(c)独自の経費、(d)施設設備の4つの要件を挙げ、「それを満たしていれば、それは大学史活動機関（あるいは大学史活動拠点）と思えるし、『大学アーカイブズ』などと呼ぶことも考えられる。」と述べている⁷⁾。しかし、筆者は大学アーカイブズを含むアーカイブズとは、親組織の文書の移管を受けていることを第1要件と考えているので、大学アーカイブズと大学史活動機関（拠点）とは、別の概念で捉えた方がよいと考えている。また、鈴木は「研究が主となっていた大学史に関する活動は、編纂事業の活発化を契機に、急速に拡充し、発展した。」⁸⁾と述べていることから、年史編纂を大学史活動の拡充・発展の契機として重視していることが分かる。

それに対して、アーカイブズについて、富永一也は「アーカイブズは、歴史研究や編纂を目的とした機関ではない、ということである。つまり、歴史資料それ自体を目的として収集したり、それによって歴史研究を行ったり、または、年史（地方公共団体であれば『県史』や『市町村史』）編纂資料の保存をはかるためのものではない。また、それと関わってくるが、そもそもアーカイブズは組織記録を対象としているのであって、外部から『古文書』を収集するのは本質的な役割ではない。」⁹⁾と論じている。この富永のアーカイブズ論に対しては、「『アーカイブズは、歴史研究や編纂を目的とした機関ではない』とは理

屈のうえでは理解できるが、それはアーカイブズを立ち上げた後だからこそいえることである。」¹⁰⁾との批判もみられる。しかし、富永の論は、「アーカイブズ立ち上げ後だからいえるわけではなく、アーカイブズを立ち上げるためにこそ、強く意識しなければいけない事柄なのである」¹¹⁾と、日々大学アーカイブズの設立準備業務に携わってきた筆者は痛感している。大学アーカイブズ設立にあたって歴史(大学史)研究を前面に出してしまうと、大学アーカイブズは日本史や教育史の1部分、さらに言えば、文学部や教育学部の附属施設と誤解されてしまい、全学的な理解を得ることはできない。2009年現在、大阪大学においては、年史編纂とは無関係に文書館(仮称)の設置準備を進めていたが、文書館設置の目的として、①大学史編纂などのため資料整備を進め、大学史をはじめ広い意味での歴史研究を支援すること。②大学の歴史や理念を明らかにすることにより、教員・職員・学生に対しては、当該大学に在籍することの意義を認識させ(アイデンティティの確立)、社会に対しては、大学の活動の軌跡をアピールすること、総じて大学広報の窓口の1つとして機能すること。その際、博物館・図書館など(大阪大学の場合、懐徳堂・適塾の両記念会、21世紀懐徳堂、中之島センターも含まれる)と連携することも重要になる。③組織記録を適切に保存し、公的機関として過去の事象についても将来にわたって社会に対する説明責任(アカウントビリティ)を果たすこと。④文書廃棄やそれに伴う文書収納スペースの削減を推進することによって、文書管理の効率化を進め、事務合理化を推進すること。の4点を挙げているが、そのなかでも①②よりも③④を重視している。

このように「大学史活動」と「大学アーカイブズ」の活動とは、何よりも資料を重視するという点で重なる部分もあるが、全く同一のものではないのである。筆者の言う「大学アーカイブズ」の活動は、鈴木と言う「大学史活動」の一部であり、資料の「整理・保存」を根幹とする点は同じと考えるが、大学アーカイブズにおいては、親組織の記録の移管をシステムティックに受けること、そして資料の「利用・応用」でなく「公開」を重視すべきと考えている。この点については後述する。

3. 資料の「収集」ということ

先ほど、鈴木賢祐がアーカイブズは資料を「収集」するところではないと論じたことをみたが、ここでもう少し、アーカイブズが資料を「収集」するという点について考えてみたい。

沖縄県公文書館の富永一也は、同館がこれまで、オフィスの引っ越しなどに伴って文書

を無秩序に段ボールに詰めて引き渡されてきたことについて、「アーカイブズ資料の受入れ (acquisition) というよりは収集 (collection) であり、図書館的な方法ではあっても、公文書館的な方法ではない」¹²⁾と論じている。図書館法では図書館の定義のなかで「収集」という言葉が用いられているが、公文書館法では「収集」という言葉は一切用いられていない。図書館に勤務した経験のある富永は、図書館と公文書館を比較したが、これと同じことは博物館との関係にも見出すことができる。博物館法では、『博物館』とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」とされ、やはり資料を「収集」するところなのである。既存の国立大学アーカイブズの目的・業務規程では、全ての大学で「収集」という言葉が用いられており¹³⁾、これは私立大学についても同様ではないかと推測する。「各アーカイブズの目的規定は、資料の収集、整理保管、調査研究、教育普及という博物館の4つの機能に基づく博物館の目的規定を準用してしまっており、アーカイブズ独自の目的規定となっていないのである」¹⁴⁾。

沖縄県公文書館と同じく、廃棄文書の中からゴミ拾いの的に資料を「収集」したことは、筆者を含めて、多くの方が経験してきたことだと思われる。貴重な歴史的資料を廃棄の危機から救出することは、確かに重要な仕事ではあるが、このような方法による資料の「収集」が、アーカイブズの本質的な業務なのかどうか、それがアーカイブズの社会的使命なのかどうか、検討し直すことが必要なのではなかろうか。

なお、国立大学アーカイブズにおいて組織記録である事務文書を受け入れるシステムを構築することの重要性は、折田悦郎が一連の研究で強調しているところである（折田は事務文書の「収集」という言葉は用いているが）¹⁵⁾。折田は国立大学を対象に議論しているが、筆者は折田が主張したことは、国立・公立・私立といった設置主体を問わず、その組織がアーカイブズであるのならば、大学アーカイブズ一般にあてはまることだと考えている。

4. 「トータルアーカイブズ」としての大学アーカイブズー「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」ー

これまで、大学アーカイブズが資料を「収集」することについて否定的な見解を述べて

きたが、しかしながら筆者は、大学アーカイブズが資料を「収集」してはならないと考えているわけではない。

米国では、アーカイブズについて、「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」が明確に区別されている。アメリカ・アーキビスト協会の用語集によると、『『機関アーカイブ (institutional archives)』 (in-house archives とも) は『親機関によって作成ないし受理された記録を保管する場』と定義づけられ、一方『収集アーカイブ (collecting archives)』は『親機関ではなく個人、家族、組織から資料を収集して保管する場』と説明されている¹⁶⁾。

これまで、鈴木賢祐・北川健・富永一也の見解を引きながら、アーカイブズは資料を「収集」するところではないと述べてきたのは、「機関アーカイブズ」についてのことだったのである。大学アーカイブズは大学という機関に付随して、資料によりその歴史を検証し後世に伝える場であるから、その親組織である大学によって作成ないし収授された記録を保存することが最も重要になる。重ねて言うと、大学アーカイブズとは、大学という法人によって作成ないし受理された法人文書を、ゴミ拾いの的に「収集」するのではなく、システムティックに「自動的に流入する」ようにして受け入れるところであり、そのようなシステムを構築すべく努力しなければならない。国立大学アーカイブズにおいては、情報公開法の施行を契機に、このようなシステム構築と実践に向けて取り組みが始まっている。私立大学の場合は、法による枠組みがある国立大学とは異なり、各大学個別の事情もあいまって、このシステム構築にはより困難が伴うと思われる。しかしながら、このシステム構築は、その組織が大学アーカイブズという「機関アーカイブズ」である限り、国立・公立・私立といった設置主体を問わず、最優先で取り組まなければならない課題である。この点については、既に古賀崇によって、「日本の大学アーカイブは、『親機関』たる大学組織の業務を反映した記録を受け入れる『機関アーカイブ』としての機能も全面に押し出すべきではないだろうか¹⁷⁾と提言されている。

しかしながら、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」としての側面のみでなく、「収集アーカイブズ」としての側面も有している。大学は、創立者や教職員、学生、校友や彼らが組織する団体など、法人としての親組織以外にも多様な組織や人から構成されており、したがって、大学という親機関以外の個人や団体などから、大学に関する多様な資料を収集する必要がある。行政とは異なり、「教育研究」を目的とし、それに伴う多様な活動と性格を有する大学においては、大学アーカイブズはその大学に関する多様な資料を収集する必要がある。また、「機関アーカイブズ」としてフォローできる法人文書には、決定事

項のみ記されその経緯が分からないことが多く、それらを補完する文書として、関係者個人の文書を収集することも必要になる。これらは、「収集アーカイブズ」としての大学アーカイブズの機能である。なお、大学アーカイブズにおける個人文書の収集については、堀田慎一郎、小池聖一が研究しているので、参照いただきたい¹⁸⁾。

このように、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」を基軸としつつも「収集アーカイブズ」の機能も有する「トータルアーカイブズ」である必要がある。「トータルアーカイブズ」とは、アメリカ・アーキビスト協会の用語集¹⁹⁾によると、“A strategy to document the historical development and all segments of a community by acquiring both official administrative records as well as related personal papers and corporate records.”、筆者の拙い訳では、「公式に管理された記録と、関連する個人的な書類と法人記録の両方を取得することによって、歴史的発展と共同体のすべての部分を文書で証明するための戦略」で、カナダで考案されたものである。日本の大学アーカイブズはいずれも、「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の両面を有した「トータルアーカイブズ」としての可能性を有しているが、今後日本の大学アーカイブズがさらなる発展を遂げるためには、「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」との機能の差違により一層注意する必要がある。そして、「機関アーカイブズ」であることが、図書館、博物館や学部、研究所などが行う「収集」とは決定的に異なる大学アーカイブズの独自性を発揮できる点なのである。「収集」のみ行うアーカイブズでは、大学アーカイブズとは言えない。

西山伸は大学アーカイブズの最近の動向の異なった方向性として、京都大学大学図書館と明治大学史資料センターの2つの機関を挙げ²⁰⁾、堀田慎一郎はこれを受けて、「大学の組織としての歩みを再構成できる歴史資料を重視し、評価選別によって保存が決定された当該大学の記録史料（事務文書・刊行物など）の保存と公開を業務とする、狭義の（公）文書館としてのタイプ（A型）と、大学の多様な要素を発掘し、大学と社会とを有機的に結びつけることを重視して幅広い活動を行う歴史資料館としてのタイプ（B型）という2つの理念型を設定」²¹⁾した。堀田のA型は国立大学に、B型は私立大学に多くみられ、A型は「機関アーカイブズ」を基軸とするもの、B型は「収集アーカイブズ」を基軸とするもの、ということができる。しかし、既に西山・堀田が注意しているように、A型（京都大学）も個人文書の収集を行っており、B型（明治大学）も学内文書を重視している。やはり大学アーカイブズは「トータルアーカイブズ」であり、「トータルアーカイブズ」でなければならないのである。

森本祥子は、組織運営のための文書を「核」とし、それに「+α」の資料を持ち得るというアーカイブズ像を提示した²²⁾。この森本の「核」は「機関アーカイブズ」として持ち得る資料であり、その周辺に「収集アーカイブズ」としての資料も持ち得ることを示したものと考えられるが、やはり、「機関アーカイブズ」が「核」である点に注意しておく必要がある。

筆者が「トータルアーカイブズ」でなければならない大学アーカイブズが「機関アーカイブズ」としての機能を中心に置くべきと考えていることは先に述べた。その上で、どれだけ「収集アーカイブズ」としての機能を発揮するかは、まさにその大学アーカイブズが有する組織・予算・人員等に規定された上での「トータルアーカイブズ」としての「戦略」によるものであろう。本論文第1章で述べたように、各大学アーカイブズは「トータルアーカイブズ」としての戦略を形成しなければならないのである。

5. 公文書管理法と大学アーカイブズ

2009（平成21）年7月1日に「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」と略記）が公布された。同法では、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」（同法第1条）と定義している。「独立行政法人等」には国立大学法人も含まれる。国立大学は同法に基づく厳密な文書管理が義務づけられるとともに、「独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。」（同法第11条）と定められている。「国立公文書館等」の「等」には政令で指定されれば国立大学アーカイブズも含まれる。歴史公文書等とは「歴史資料として重要な公文書その他の文書」のことである（同法第2条第6項）。このように、国立大学法人には、アーカイブズへの文書移管とアーカイブズにおける公開が義務づけられた。その中核は法人文書であり「機関アーカイブズ」であるが、それに限定されず「その他の文書」も含まれている。公文書管理法が適用される国立大学においては、同法は大学アーカイブズの設立やその充実にとって、確実に追い風となるだろうし、われわれは同法をそのように使う必要がある。そして、先にみたように、公文書等は、「健全な民主主義を支える国民共有の知的資源」であり、国立大学アーカイブズの所蔵資料は、「国民が主体的に利用し得るもの」なので

ある。すなわち、国立大学アーカイブズは、その所蔵資料を「国民が主体的に利用し得る」ように、条件整備をしなければならない。ここに、国立大学アーカイブズの社会的使命を見出すことができる。

しかし、私立大学には公文書管理法は適用されない。だからといって、私立大学が公文書管理法の精神と無関係でいいわけではなく、私立大学にも国民の税金は投入されており、その門戸は一般に開かれており、社会のなかで公的な存在であると言える。現代社会においては、私立大学にも開かれた大学であることが求められている。大濱徹也は、「このような大学の公開性が求められているなかで、アーカイブズが担うべきはまさに法人財務の公明性、あるいは学内記録の公開というものを通して大学の存在を広く世間に問いかけ、説明責任を果たせる場になっていくことです。」²³⁾と述べている。国立大学のみでなく私立大学においても、このことを踏まえて、「機関アーカイブズ」としての大学アーカイブズの設立・整備に取り組む必要がある。それが、社会のなかで公的存在である大学の資料保存に携わる各大学のアーカイブズや英文名で“The Japanese Association of College and University Archives”と「アーカイブズ」を名乗っている全国大学史資料協議会の社会的使命でもあるのである。

私立大学の場合、学内の文書管理規程で歴史的資料のアーカイブズへの移管が規定されていても、それが空文化しており、資料は足で集めなければならないことがしばしば指摘される。しかしながら、この公文書管理法は、私立大学においても、文書管理規程の制定及びその実体化によるアーカイブズへのシステムティックな文書移管に向けての、またとない絶好の好機なのである。

かつて公文書館法が制定されたとき、中央大学の中川壽之は今後の課題として以下のような指摘をした。

おそらく、公文書館・文書館設立の動きは、各地方公共団体における情報公開法制定の動向とあいまって、民間へも波及していくであろう。「大学史資料」の保存問題にひきつけて言えば、これまでのように記念事業としての年史編纂のために資料を集め、その場限りの分類をして年史完成後の資料保存を考えないようなやり方では通用しない時代が目前にせまっているのである。この問題を克服するためには、大学関係資料の調査・収集から整理・保存までの過程が合理的な方法をもって進められるような体制をつくることが必要であり、しかもそれは1大学で自己完結するようなものであってはならない。資料の性格を同じくする他の諸大学との連携は不可欠であり、さ

らには公的機関・歴史学界をはじめとする関係諸学会等との連携も必要となろう。「大学史資料」のもつ歴史資料としての価値は、それらの活動を通じて正当に位置づけられなければならないのである。²⁴⁾

残念ながら、公文書館法は中川が予想した民間への波及効果はなかった（地方公共団体への効果も限定されたものであった）。しかし、今回公布された公文書管理法は、法の直接適用対象となる国立大学はもちろんのこと、私立大学においてもその精神を生かして大学アーカイブズの設立・充実に努める必要がある。社会は、国や地方公共団体のみならず、大学や企業などに対しても、適切な記録管理とその公開を求めているのである。

また、公文書館法に際して中川が指摘した「大学史資料」の保存問題は重要で正鵠を射ており、現在でも課題のままである。「他の諸大学との連携」の場としては、全国大学史資料協議会があり発展を遂げてきたが、今後さらなる進展が望まれる。個別の大学アーカイブズのみでなく、全国大学史資料協議会にも社会的使命が課せられているのである。

さらに付け加えるならば、「大学史資料」は「歴史資料として」価値を有するのみでなく、社会への説明責任（アカウントビリティ）を果たすための素材でもある。公文書管理法が制定された今日こそ、大学アーカイブズに関わるわれわれは、中川が指摘した課題の克服に加え、社会への説明責任を果たさなければならないのである。公的存在である大学として、現在の、そして未来の社会に対する説明責任を果たす、このことこそ大学アーカイブズの社会的使命にほかならない。

6. 資料へのアクセス―「公開」について―

公文書管理法では、国立公文書館等は特定歴史公文書等を保存し、利用に供するところとされている。大学アーカイブズも資料を保存し（そのためには資料を整理する必要がある）、利用に供するところである。資料を利用に供することは、資料を「公開」と言い換えることができよう。資料の保存と公開が大学アーカイブズの重要な役割なのである。なかでも、大学アーカイブズの社会的使命を考えると、「公開」はより重視する必要がある。貴重な資料は保存されねばならないが、それは保存すること自体が究極の目的ではなく、保存した資料を公開することこそが大学アーカイブズの指命なのである。極言すると、資料は公開するために保存されるのである。大学アーカイブズの基本要件に資料の公開があることは、既に西山伸が論じている²⁵⁾。このことを逆に、利用者の立場から言うと、いかに資料へのアクセスの道が開かれているかが重要になる。大学アーカイブズの立場か

らは、資料を広く社会一般に公開し、資料へのアクセスを提供すること、これは大学がアカウントビリティを果たすことにつながるものである。そしてこれこそが、大学アーカイブズの社会的使命にほかならない。アカウントビリティを果たすためには、その大学の組織記録である法人文書を体系的に保存している「機関アーカイブズ」としての機能を有していなければ不可能である。

アーカイブズへのアクセスの重要性については、既に小出いずみが、「アーカイブにおいても、その究極的な目的は、記録資料を生成した母体の組織内であれ、外部に対してであれ、利用者、現在と将来の利用者に対して、記録資料へのアクセスを提供することである、と言えるのではないか。なぜならば、アクセスの提供は、記録資料の閲覧を保証する法的な制度があり、記録資料が適切に残され、伝えられ、整理されて探し出せるようになっていなければ実現できないからで、アーカイブにまつわるさまざまな仕組みの積み重ねの上に初めて成り立つことだからである。」²⁶⁾と指摘している。大学アーカイブズにおいても、アクセスの提供はその究極的目的であり、指命であり、社会的使命なのである。

では、指命と社会的使命とでは、どう違うのであろうか。社会的と言うからには、社会に対する、外部一般に対する指命と言うことであろう。大学アーカイブズが保存する資料の利用者には、その大学アーカイブズ自身、その大学アーカイブズの親組織、社会一般に分けることができる。このうち、大学アーカイブズ自身が利用者となる場合には、アクセスの提供が問題になることはなかろう。年史編纂の場合だと、当事者が編纂のために資料を利用することが第1の目的となるが、大学アーカイブズの場合、アーキビストは他の利用者に優先して所蔵資料を用いて研究してはならない。このことは1996（平成8）年にICA（国際文書館評議会）北京大会で採択されたアーキビストの倫理綱領に以下のように明記されている。

アーキビストが所属機関の所蔵資料を用いて個人研究や著作発表を行う場合、その資料を利用できる条件や範囲は、一般利用者と同じでなければならない。アーキビストは、業務の中で得た非公開の所蔵資料にかかわる情報を、漏らしたり利用してはならない。²⁷⁾

このように、アーカイブズ、アーキビストの資料利用方法は、編纂や研究を第一義とする年史編纂における資料利用のあり方とは根本的に異なるのである。

一方、親組織、社会一般に対しては、アクセスをどう提供するかが問題になる。そして、大学アーカイブズの社会的使命を考えるとときには、社会一般に対してどのようなアクセス

が提供されているかが問題になる。そこで、現在の大学アーカイブズがどのようなアクセスを提供しているかについて考察することにしよう。

2003年に全国大学史資料協議会東日本部会が同協議会の会員校を対象に行った『『大学アーカイブズ』に関するアンケート』の結果を表1に示した²⁸⁾。

表1 所蔵資料公開の状況

	校数（私立）	校数（国立）
一般に公開している	14	5
研究目的の場合にのみ公開している	15	0
学内構成員にのみ公開している	12	0
公開していない	8	0
その他	7	1

（母数は国立6校、私立52校、ほかに韓国釜山大学校の計59校）

国立大学の場合は情報公開法との関係から、資料公開の対象に限定を加えず、一般に公開している。一方私立大学の場合、このアンケートを分析した西山伸が述べているように、「各機関の設置目的や期待されている役割は多様であり、例えば年史編纂を最優先の業務とする機関であれば資料の一般公開は2次的な業務となる。したがって、公開への姿勢は限定的な条件を付している機関も含め、さまざまとなっている。」のが現状である。一般公開しているのは、52校中14校、約27%に過ぎない。私立大学の場合、設置目的が多様であることは筆者も認識しているが、その組織が「機関アーカイブズ」たる大学アーカイブズであるならば、私立大学でも資料の利用に目的による規制を設けず、一般公開を行う必要があるだろう。

同アンケートによる成文化された公開基準の有無を表2に示した²⁹⁾。

表2 成文化された公開基準

	校数（私立）	校数（国立）
ある	7	5
ない	25	0

（母数は国立6校、私立52校、ほかに韓国釜山大学校の計59校）

国立大学の場合、情報公開法との関係で、全ての大学で公開基準が策定されている。一方、私立大学の場合、成文化された公開基準を持つ大学は少数にとどまっている。表1と表2を比較すると、私立大学の場合、所蔵資料を公開するにあたって、成文化された基準によらずに公開しているケースの方が多いと言わざるを得ない。そうすると、資料を公開するか否かは、担当者のその時々判断によって異なってしまうことになる。個人情報保護が大きく叫ばれている現在の社会状況下で、何を公開し何を非公開とするかは、担当者を大きく悩ませるところである。担当者の公開にあたっての負担を軽減するためにも、そして利用者に公開の客観的基準を示すためにも、公開基準は成文化するべきである。

また、国立大学の公開基準も、個人情報保護法との整合性をとるという課題が残る。筆者は2006年に発表した論文「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」において、個人情報保護法施行（2005年4月1日）により、現用文書については個人情報の本人開示・訂正・利用停止権が認められたが、アーカイブズの利用規則においては本人開示が認められておらず現用文書より公開範囲が狭くなってしまっており、これへの対応が喫緊の課題であることを指摘した³⁰⁾。その後、「独立行政法人国立公文書館利用規則」では、個人情報の本人への公開が認められた。この国立公文書館の対応については、堀田慎一郎も指摘しており、堀田は国立大学アーカイブズでは「国立公文書館利用規則のように、自己を本人とする個人情報一般についての規定を設けている例は見られない。これについても検討されてしかるべきであろう。」と述べている³¹⁾。個人の権利・利益を保証することは、アーカイブズの重要な機能であり指命であり、個人情報の本人への公開はこれと密接に関係する。国立大学アーカイブズとしての社会的使命を果たすためには、一刻も早く利用規則を改正し、個人情報の本人公開制度を整えなければならない。私立大学の個人情報保護法への対応については、堀田の研究を参照していただきたい。

さて、資料をどのように公開するかは、各大学アーカイブズの公開基準、利用規則・規程に基づいて行われるものである。利用者の立場からすると、その基準を容易に確認できることが、資料へのアクセスの第一歩となる。そこで、利用規則・規程そのものがどのように公開されているかについてみておくことにする。

田嶋知宏の研究によると、国立大学アーカイブズは、全ての機関がウェブサイトの利用サービスに関する情報もしくは各種規程に関する情報として利用規則・規程を公開しており、容易に探することができるとのことであった³²⁾。これは、国立大学アーカイブズの場合、

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律との関係で、その利用規則・規程を閲覧室内に常備することが義務づけられており、その延長線上でウェブサイトでも公開されているものと考えられる。このことは、田嶋の調査で、国の機関と国立大学アーカイブズのウェブ上で利用規則・規程の公開のあり方が同様であったことから裏付けられる。

一方、私立大学の場合、全国大学史資料協議会の会員校のなかでウェブサイト上で利用規則・規程を公開しているのは、明治大学と早稲田大学の2大学のみであり、閲覧案内として公開している大学が9大学あるものの、表1・表2でみた公開や基準の作成状況と比べて、著しく低くなっている。これは、堀田慎一郎が指摘したように、私立大学は情報公開法の適用を受けないため、利用規則を公表する法的義務がないためと考えられる³³⁾。また、田嶋によると、「多くの地方公共団体のアーカイブズ機関が、アーカイブズ機関の利用規則・規程を利用対象者に向けて示すことをしていない状況は、アーカイブズ機関の利用サービスに関する方針を対外的に客観的な形式で示せていないことを意味しているのである。」³⁴⁾とのことであるが、これと同じことは私立大学アーカイブズに対しても言わざるを得ない。私立大学においても、利用規則・規程を制定し、それを積極的に公開すべきであろう。そうすることによって、「公開制限の公正性・正当性を担保」できることは、既に堀田が論じている³⁵⁾。

もっとも、全国大学史資料協議会会員校の私立大学86大学のうち、ウェブサイトを開設しているのは43大学、半数にしか過ぎない。組織の存在とその指命をアピールするためにも、現代社会においてウェブサイトの開設は必須であり、その内容の向上に努めるべきだと考える。

次に、資料へアクセスするためには、資料目録が公開されていなければならない。どのような目録を作成すべきかは大きな問題であり、別に議論する必要があるが、本章では割愛する。冊子体、紙ベースの目録が閲覧室内に置かれていれば、来館すれば資料にアクセスすることが可能である。しかし、コンピュータ・ネットワークがこれだけ発達した現在、ウェブサイト上で目録データベースを検索できれば、利用者にとってより資料へのアクセスが向上することは間違いない。

国立大学アーカイブズでは、東北大学史料館、名古屋大学大学文書資料室、京都大学大学文書館、九州大学大学文書館のウェブサイトにおいて、所蔵資料の検索が可能になっている。年史編纂室であるが、小樽商科大学百年史編纂室のウェブサイトでも所蔵資料の検索が可能になっている。その他、東京大学史料室のウェブサイトでも、所蔵資料の一部

の目録が公開されている。

一方、私立大学の場合、全国大学史資料協議会の会員校のうち、ウェブサイト上で所蔵資料の検索が可能なのは大阪音楽大学音楽博物館のみである。所蔵資料の目録の一部をウェブサイトで公開しているのも、青山学院資料センター、明治大学史資料センターしかない。目録の公開に向けたさらなる努力が求められるところである。

さらに、目録のみでなく、資料そのものを画像データベースとして公開することも今後は求められてくるであろう。現状では、利用者の目を引きやすい写真等をウェブサイトで公開している例はみられるが、小樽商科大学百年史編纂室では、さらに進んで、資料自体の画像データベースの公開に取り組んでいる。

今後の大学アーカイブズには、閲覧室内における目録検索による資料の公開に加え、ウェブ上での目録検索と画像公開が一層社会的に求められるであろう。そのような時代の需要に応えることも、大学アーカイブズの社会的使命であると考えている。

7. 結びにかえて－「教育研究」のアカウントビリティ－

本章において筆者は、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」としての役割を果たさなければならない、法人文書を整理・保存し、公開する、すなわちそれらの資料へのアクセスを提供することによって社会へのアカウントビリティを果たすことが大学アーカイブズの社会的使命であると主張してきた。しかし、大学アーカイブズの社会的使命は、それのみにとどまるものではない。

筆者は、『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」という論文において、「『教育研究』機関である大学のアーカイブズが『教育研究』に関するアカウントビリティを果たすことは、必要不可欠」であり、そのために『教育研究』に関する資料や情報を集積する必要がある」と主張した³⁶⁾。この筆者の主張は、現在の大学アーカイブズ関係者の間では、あまり受け入れられているものではないと思われる。

しかし、永井英治は、「大学アーカイブズにおける教育・研究資料の収蔵は、業務文書としての性格と、大学アーカイブズが果たすべき役割から、肯定すべき」と論じている³⁷⁾。そして、大濱徹也は「社会に対して、地域から日本、さらに世界に発信するために教育研究の発信基地となっていく。(中略)教育研究のアカウントビリティが問われているのではないのでしょうか。」³⁸⁾と、大学アーカイブズが「教育研究」のアカウントビリティに関わるべきと主張している。そのためには、大学アーカイブズは教育研究に関する資料や

情報を収蔵する必要がある。筆者は、「教育研究」に関するアカウントビリティを果たすことも、大学アーカイブズの社会的使命であると考えている。

大学アーカイブズが「教育研究」のアカウントビリティを果たすためには、法人文書のみ、すなわち「機関アーカイブズ」のみの機能では果たし得ない。「教育研究」に関する多様な資料や情報を「収集」する「収集アーカイブズ」としての側面も不可欠なのである。大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の両者の機能を併せ持った「トータルアーカイブズ」でなければならないことを再確認しておきたい。

しかし、大学アーカイブズが実際に「教育研究」に関する資料や情報をいかにして収集すればよいか、どのような資料を収集すればよいかについて、筆者は明確な回答を持ち合わせていない。「教育研究」は、各教員の主体的で自由な意思の下で行われるものであり、法人文書のようにシステムティックに収集することはほぼ不可能である。法人と教学が分離している私立大学においては、大学アーカイブズが教学に関与するには、国立大学以上の困難を伴うと想像される。また、仮に、その大学の「教育研究」に関する全ての資料を大学アーカイブズが収集すると、大学アーカイブズの収蔵庫がすぐにパンクすることは、誰の目にも明らかである。しかしながら、大学とは「教育研究」を行うために存在しているのであり、大学アーカイブズにおいてその大学の「教育研究」についての調査や情報発信が行えないようでは、大学の、そして大学アーカイブズの存在価値が消滅してしまうであろう。これまでの研究では、大学アーカイブズが「教育研究」、特に研究に関する資料の収集には否定的な見解が多くみられる。その理由の主なもの、先に述べたように、大学アーカイブズの収蔵能力との関係による。だとすると、「教育研究」に関する資料の収蔵をただ単に否定するのではなく、「教育研究」に関するどのような資料を収蔵し、または廃棄するかという、「教育研究」資料の評価選別論を確立することが、大学アーカイブズの課題ではなかろうか。評価選別論は自治体アーカイブズにおいても大きな課題であり、大学アーカイブズにおいては、法人文書についてもその研究はようやく緒に就いたばかりである³⁹⁾。しかしながら、大学アーカイブズには法人文書の評価選別に加え、「教育研究」資料の評価選別という独自の課題が待ち受けていることを指摘しておきたい。

また、本章では大学アーカイブズの対外的な側面に絞って論述してきたが、大学アーカイブズは学内的にもその存在意義や指命をアピールする必要がある。それは、建学の精神の確認等を通じてのアイデンティティの確立、事務効率化や大学改革への貢献などであろう。これらについても、究極的には社会へのアピールや貢献につながることであり、社会

的使命とは無関係でないかもしれない。しかし、大学アーカイブズの学内的アピールについては、別の機会に考えたい。

最後になるが、大学アーカイブズの理念を最初に提示したのは西山伸である。西山は次のように言う。「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」⁴⁰⁾。筆者はこれまでも、この西山による大学アーカイブズの理念は優れたものであると賛意を表してきた⁴¹⁾。本章で筆者が取り上げた「大学アーカイブズの社会的使命」の観点からも、西山の理念には最終的に「社会に貢献すること」と大学アーカイブズと社会との関係が明示されている。本来ならば、本章においてこの西山の研究を出発点とし、「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録」とは何なのか、それを「適切に管理する」することがどうして「社会に貢献すること」なのかについて議論すべきであったが、筆者の能力の関係上、それをなし得なかったことをお詫びして、擱筆することとする。

-
- 1) 全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年。
 - 2) 北川健「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」『地方史研究』228、1990年、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』岩田書院、2003年、に再録。
 - 3) 安藤正人「[解説] 日本のアーカイブズ論の形成」全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』（前掲）。
 - 4) 鈴木賢祐「文書館について—婆言三片—」『文書館ニュース』2、1966年。
 - 5) 寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』東信堂、1999年。
 - 6) 鈴木秀幸「大学史活動と地方」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（前掲）。
 - 7) 鈴木秀幸「大学史活動の広がり」『広島大学文書館紀要』7、2005年。「大学資料館の開設」と改題して、鈴木秀幸『大学史および大学史活動の研究』日本経済評論社、2010年、に再録。
 - 8) 鈴木秀幸「大学史活動の広がり」（前掲）。

- 9) 富永一也「われわれのアーカイヴズ」『京都大学大学文書館研究紀要』2、2004年。
- 10) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイヴズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』（前掲）。
- 11) 菅真城「ポスト年史編纂でない大学アーカイヴズの設立—大阪大学文書館スタートのために—」『記録と史料』19、2009年。本論文第4章。
- 12) 富永一也「決定的な不在—アーカイブ戦略についての異見」小川千代子・小出いずみ編『アーカイブへのアクセス—日本の経験・アメリカの経験』日外アソシエーツ、2008年。
- 13) 菅真城「国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定についての分析」『名古屋大学大学文書資料室紀要』16、2008年。本論文第6章。
- 14) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」『広島大学文書館紀要』7、2005年。本論文第3章。
- 15) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」『京都大学大学文書館研究紀要』1、2002年、折田悦郎「国立大学アーカイブ私論—現状と課題—」平成14・15年度科学研究費補助金基盤研究（B）（2）研究成果報告書『大学アーカイブ機能についての基礎的研究—「大学改革」との関連において—』2004年、折田悦郎「国立大学アーカイブの課題と展望—九州大学の場合—」『研究叢書第5号 年史編纂の現状と展望—2003年度全国研究会の記録 於：長崎大学・活水学院—』全国大学史資料協議会、2004年。
- 16) 古賀崇「日米のアクセスを比較して」小川千代子・小出いずみ編『アーカイブへのアクセス—日本の経験・アメリカの経験』日外アソシエーツ、2008年。
- 17) 古賀崇「日米のアクセスを比較して」小川千代子・小出いずみ編『アーカイブへのアクセス—日本の経験・アメリカの経験』（前掲）。
- 18) 堀田慎一郎「大学アーカイブズにおける個人・団体文書（1）—収集・受け入れについての考察—」『名古屋大学大学文書資料室紀要』15、2007年、小池聖一「大学文書館論」『近代日本文書学研究序説』現代史料出版、2008年、初出2007年。
- 19) <http://www.archivists.org/glossary/index.asp>。
- 20) 西山伸「『大学アーカイヴズ』の現状と今後」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』（前掲）。
- 21) 堀田慎一郎「大学アーカイブズにおける個人・団体文書（1）—収集・受け入れについての考察—」（前掲）。

- 22) 森本祥子「大学組織のアーカイブズ—理論と実践の提示への期待—」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（前掲）。
- 23) 大濱徹也「大学の貌となるアーカイブズを！知と情報の府として」『全国大学史資料協議会西日本部会会報』25、2008年。
- 24) 中川壽之「『公文書館法』の制定と大学史資料の保存問題」『中央大学史紀要』1、1989年。のち寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』（前掲）、に再録。
- 25) 西山伸「大学アーカイブズの現状と今後」（前掲）。
- 26) 小出いづみ「あとがき」小川千代子・小出いづみ編『アーカイブへのアクセス—日本の経験・アメリカの経験』（前掲）。
- 27) 「アーキビストの倫理綱領第8条」全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修・文書館用語集研究会編集『文書館用語集』大阪大学出版会、1997年。
- 28) 西山伸「大学アーカイブズの現状と今後」（前掲）。
- 29) 西山伸「大学における資料保存の現状について—『大学アーカイブズ』に関するアンケート—より—」『研究叢書第5号 年史編纂の現状と展望—2003年度全国研究会の記録於：長崎大学・活水学院—』全国大学史資料協議会、2004年。
- 30) 菅真城「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」『広島大学文書館紀要』8、2006年。本論文第7章。
- 31) 堀田慎一郎「大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題」『名古屋大学大学文書資料室紀要』16、2008年。
- 32) 田嶋知宏「ネットワーク時代のアーカイブズ機関における利用サービスの在り方とは—利用サービスに関する規則・規程の視点から—」『京都大学大学文書館研究紀要』7、2009年。
- 33) 堀田慎一郎「大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題」（前掲）。
- 34) 田嶋知宏「ネットワーク時代のアーカイブズ機関における利用サービスの在り方とは—利用サービスに関する規則・規程の視点から—」（前掲）。
- 35) 堀田慎一郎「大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題」（前掲）。
- 36) 菅真城「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」『アーカイブズ学研究』8、2008年、本論文第1章。
- 37) 永井英治「アーカイブズの収蔵対象」『アルケイア—記録・情報・歴史』3、2009年。

- 38) 大濱徹也「大学の貌となるアーカイブズを！知と情報の府として」(前掲)。
- 39) 『大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究』(平成 17～19 年度科学 研究費補助金(基板研究(B))研究成果報告書 研究代表者 西山伸)、2008 年。
- 40) 西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第 3 号 大学アーカイブズの設立と運営— 2001 年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学—』全国大学史資料協議会、2002 年。
- 41) 菅真城「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」(前掲)。

第Ⅱ部

大学アーカイブズの設立と法制

第3章 大学文書館の設立

—広島大学文書館を中心として—

1. はじめに

2004（平成16）年4月1日、「広島大学文書館（ぶんしょかん）」が設置された。日本の大学に「文書館」が設けられたのは、2000年11月設置の京都大学大学文書館に続いて、広島大学文書館が2番目である。

「今、大学アーカイブズが元気」¹⁾といわれているように、近年大学アーカイブズ界は活況を呈しているかに見えるが、広島大学という地方国立大学に文書館が設置されたことも、この流れの中に位置づけることが可能であろう。

本章では、広島大学文書館の設立経緯を振り返り、設立当初の現状を紹介する²⁾。単なる経過・現状報告にすぎないが、設立経緯においては、今大学アーカイブズが求められる理由を、現状においては、他の大学アーカイブズや自治体アーカイブズとも共通する問題点を抽出することを意識して論述することにする。なお、広島大学文書館は設立後大いに発展し続けているが、その状況については触れていない³⁾。

2. 広島大学文書館の設立経緯

広島大学文書館の設立にあたっては、その母体となった広島大学五十年史編集専門委員会・同編集室などから、数多くの文書が起案された。それらの文書のうち主要なものは、「広島大学文書館の設置関係文書」として紹介した⁴⁾。同文書には小池聖一による解題⁵⁾が付されており、詳しくは直接これらを参照していただきたいのであるが、広島大学文書館の設立には、①広島大学五十年史編纂事業と②森戸辰男関係文書整理事業という2つの前史的事業と、③情報公開法の施行と④国立大学法人化という2つの社会的背景が存在した。

2. 1 広島大学五十年史編纂事業

広島大学文書館の直接の基盤をなすのは、広島大学五十年史編纂事業である。広島大学文書館は、広島大学五十年史編集室の人員・設備等すべてを継承して発足した。

広島大学五十年史編纂は、広島大学創立50周年記念事業の一環として取り上げられ、1997（平成19）年7月に広島大学創立50周年記念事業委員会の下に広島大学五十年史編集専門委員会が設置され、1998年2月には広島大学五十年史編集室が開設された。『広島大学五十年史』の編纂期間は5カ年とし、図説・年表編と通史・資料編とを刊行する計画で出発した。1999年11月に図説・年表編にあたる『広島大学の50年』を、2003年3月に『広島大学五十年史 資料編』上下2巻を刊行した。2005年現在、『広島大学五十年史 通史編』を編纂中である。

編纂計画期間の5カ年が満了した2003年3月31日をもって、五十年史編集室は閉室し、4月1日からは、広島大学文書館設立準備委員会の下に広島大学文書館設立準備室が設置された。この間の経緯については「五十年史編集室の閉室と文書館設立準備室の開室について」⁶⁾にまとめられているが、行論に必要な範囲で再論すると、2002年5月29日に学長が文書館設置について運営戦略会議で検討することを決定、6月4日の運営戦略会議で文書館設置検討会を設けて前向きに検討すべきとされた。7月31日に文書館設置検討会（座長頼祺一大学院文学研究科長・五十年史編集専門委員会専門委員長）を設置して3回にわたって会議を開催し、「広島大学文書館の設置に関する答申」⁷⁾を作成した。これに基づいて10月9日に評議会組織部会Bが平成16年度文書館設置を了承した。そして2003年1月14日に評議会組織部会Bが、1月21日に評議会が「広島大学文書館設置構想」⁸⁾を承認し、2004年4月の文書館設置と2003年4月の文書館設立準備室設置が決定した。

年史編集室から大学資（史）料室へという動きは、これまでの日本の大学においても見られる。この動きは自治体史編纂室から自治体文書館へというこれまでの日本のアーカイブズ設置の歴史とも符合する。広島大学ではかつて『広島大学二十五年史』を編纂したが、その資料はその後散逸させてしまった。この苦い経験から編纂後の資料保存体制を整備することが、五十年史関係者の念願であった⁹⁾。このように、これまでのアーカイブズ設置は「沿革史編纂作業の始末論」¹⁰⁾の趣旨を持っていたのである。しかし、この度の広島大学では、五十年史編纂事業はまだ継続中にもかかわらず、文書館設立が実現した。編纂とアーカイブズという相異なる業務を文書館で同時に担っていることの問題点は存在するが、ここでは、年史編纂完了前に文書館が設置されたことを強調しておきたい。広島大学は大学の管理運営上あるいは教育研究上必要な組織として文書館を設置したのである。年史編纂資料を保管することが、文書館の第1の目的ではないのである。

2. 2 森戸辰男関係文書整理事業

森戸辰男は広島大学の初代学長である。13年もの長きにわたって学長を務めた森戸によって、広島大学の基礎は形成された。

森戸辰男関係文書の整理作業は、1995年から広島大学の有志研究者を中心とする「森戸文書研究会」（代表小池聖一）によって始まった。1997年度に入り、総合科学部の総合科学プロジェクトおよび広島大学学内特別経費の支弁を受け、1998年度からは広島大学創立50周年記念事業の1つとして史料の整理・公開が行われた。具体的には、企画展示として「森戸辰男とその時代」展を開催した。そして2002年に『森戸辰男関係文書目録』上下2巻を刊行し、整理作業を終えた。文書点数は、2万2000点に及ぶ¹¹⁾。

『森戸辰男関係文書目録』刊行にあたって広島大学長牟田泰三は、「広島大の建学の祖であり、戦後の教育界に大きな足跡を残された森戸先生の関係文書の散逸を防ぎ、系統立ててまとめる意義は大きい。森戸研究をするなら広島大といわれるよう今後も収集を続ける。将来は森戸文書を柱の1つとする大学アーカイブス（文書館）をつくりたい。」¹²⁾と述べていた。

森戸文書研究会、特に代表である小池聖一の地道な努力により、森戸文書が広島大学にとって重要であるという認識は、学内外において共有されるようになり、その体制整備が問題となっていった。森戸文書研究会は、森戸辰男関係文書の「今後の保管・公開・研究体制の構築を勘案する上で、同様の職務について専門的な能力を有している広島大学五十年史編集室の存在は重要であり、図書を管理する広島大学附属図書館とともに、記録・文書の収集・整理・保管・公開までを一貫して対応できる編集室の整備拡充に基づく文書館化を含めた体制構築が広島大学として必要と考えられる」と指摘し、2002年4月22日、牟田学長、宮沢図書館長、東府事務局局長等と小池森戸文書研究会代表との会議において、今後も広島大学として森戸辰男関係史料の整理・収集・保存・公開事業を継続することと、その主体として広島大学五十年史編集室が中心となることが確認された¹³⁾。

森戸辰男関係文書は、広島大学の出発点・理念を検証する好個の資料群である。また、単に広島大学に関することのみならず、戦後文教政策等を研究する上でも、その利用価値は高い。学内外に広島大学文書館の存在をアピールする「目玉」「お宝」でもある。

大学創設者ともいえる初代学長に関する膨大な「お宝」文書を核としての文書館の設置。この事実を考えると、創設者に関する資料を所蔵している私立大学の資（史）料室のみ

ならず、毛利家文庫を1つの核として設立された日本初のアーカイブズである山口県文書館の設立経緯を想起してしまうのである。核となる「お宝」文書は、たしかに派手でわかりやすい。しかしながら、われわれは「お宝」がない組織へもアーカイブズを設立するための、理念的・実践的努力を行わなければならないのである。

2. 3 情報公開法

広島大学文書館設置の背景として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、以下「情報公開法」と略記）の施行があげられる¹⁴⁾。日本の大学初の文書館である京都大学大学文書館の場合も、情報公開法が画期となって設立された。京都大学では、情報公開法へ対応するにあたって、部局長会議の情報公開検討ワーキンググループから、保存年限の過ぎた行政文書のうち学術的価値の高い文書を保存する「大学公文書館（仮称）」を整備することが提起された¹⁵⁾。広島大学では、情報公開法施行にあたって評議会の情報部会が「広島大学における情報公開に関する考え方（答申）」を作成した。情報部会答申は、国立大学協会案を模倣したもので、非現用文書¹⁶⁾の保存については考慮されていなかった。このため広島大学五十年史編集専門委員会は、文書保存のための最低限の提言を行った¹⁷⁾が、これに対する情報部会からの回答は事実上のゼロ回答であった¹⁸⁾。

情報公開法への対応にあたって、その対策チームからアーカイブズ設置を求めた京都大学とそうでない広島大学。法律への直接的な対応は大きく異なったが、広島大学における文書館設立にあたって、情報公開法は大きな要因であった。「広島大学文書館の設置に関する答申」では、「文書館の設置は、『広島大学行政文書管理規程』第8条第2項および『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』（平成11年5月14日法律第42号）第40条に基づき設置する。」と明言している。広島大学行政文書管理規程第8条第2項は「前項の規定により、原則として廃棄するものとされている行政文書のうち、本学にとって歴史的、学術的に貴重な文書の取扱いについては、学長が別に定める。」というものであり、情報公開法第40条は「政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。」というものである。情報公開法第40条は義務を伴わない努力規定ではあるが、広島大学文書館は情報公開法に対応するものであることを明確に宣言した。2004年4月1日、広島大学文書館は、独立行政法人

等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）第1条第1項第5号の規定に基づき、「博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第2条の規定による適切な管理を行うもの」として総務大臣の指定を受けた（平成16年総務省告示第301号）。国立大学である広島大学は、「国民主権の理念にのっとり、」大学の「保有する情報の一層の公開を図り、もって」大学の「有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるように」せねばならないのである¹⁹⁾。

2. 4 国立大学法人化

情報公開法とともに国立大学法人化も、広島大学文書館設置に影響を及ぼした。「広島大学文書館の設置に関する答申」では、「国立大学法人化にともない広島大学自らが政策立案の主体となるためには、政策決定・実施等に資する組織が必要となっている。また、広島大学の個性化を図りつつ、大学構成員にその意識を喚起するためには、大学の理念を研究するとともに、広島大学史研究および大学関係資料の収集による、不断の検証作業が不可欠である。上記の問題を解決する組織として広島大学文書館（以下、「文書館」）の設置は急務である。」²⁰⁾と指摘している。法人化による大学の個性化と政策立案の必要性が、広島大学文書館設立を後押ししたのであった。

3. 広島大学文書館設立時の現状と課題

3. 1 規則

広島大学文書館の設置根拠は、「国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定め」た広島大学学則（引用条文は第1条）の第16条に「本学に、学内共同教育研究施設として、次の施設を置く。（中略）文書館」とあることによる。広島大学学則第18条では「第6条から前条までに規定する教育研究組織における教育研究活動及び管理運営に関し必要な事項は、別に定める」とあり、この規定に基づいて定められた広島大学文書館規則（平成16年4月1日規則第53号）にのっとりて広島大学文書館は運営されることになる。以下にその全文を掲げる。

平成 16 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号）第 18 条の規定に基づき、広島大学文書館（以下「文書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 文書館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の保存・整理並びに大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。

(組織)

第 3 条 文書館に、次の職員を置く。

- 一 文書館長
- 二 専任教員
- 三 その他必要な職員

2 文書館に、前項に掲げるもののほか、調査員を置くことができる。

第 4 条 文書館長は、本学専任の教授又は助教授をもって充てる。

2 文書館長は、副学長（人事・総務担当）（以下「副学長」という。）の意見を聴いて、学長が任命する。

3 文書館長は、副学長の助言により文書館の業務を掌理する。

4 文書館長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

5 文書館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第 5 条 文書館の専任教員は、副学長の意見を聴いて、学長が任命する。

第 6 条 調査員は、本学専任の教員又は学外の研究者のうちから、学長の意見を聴いて、学長が任命又は委嘱する。

2 調査員は、文書館長の指示に基づき、調査研究を行う。

3 調査員の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 調査員の再任は、妨げない。

(室)

第7条 文書館に、第2条に掲げる目的を達成するため、次の室を置く。

一 公文書室

二 大学史資料室

第8条 室に室長及び室主任を置き、文書館の職員をもって充てる。

2 室長は、室の業務を掌理し、文書館長の職務を補佐する。

3 室主任は、室長の職務を補佐する。

4 室長及び室主任の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

5 室長及び室主任の再任は、妨げない。

(分館)

第9条 文書館に、分館を置くことができる。

(運営委員会)

第10条 文書館に、広島大学文書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第11条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

一 文書館長

二 図書館部長

三 総務部長

四 文書館の専任教員（教授及び助教授に限る。）

五 学長が必要と認めた者若干人

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第12条 運営委員会は、文書館に関し次に掲げる事項を審議する。

一 管理運営の基本方針に関すること。

二 事業計画に関すること。

三 その他文書館の運営に関すること。

第13条 運営委員会に委員長を置き、文書館長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第14条 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(運営支援)

第15条 文書館の運営支援は、総務部において行う。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、文書館が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 文書館設置後最初に任命される文書館長については、第4条第2項の規定にかかわらず、旧広島大学文書館設立準備委員会の推薦により、学長が任命する。

3 文書館設置後最初に任命される文書館の専任教員については、第5条の規定にかかわらず、旧広島大学文書館設立準備委員会の推薦により、学長が任命する。

広島大学文書館規則第2条では、「文書館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の保存・整理並びに大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。」と定めている。以下、この目的規定について検討を加える。

「学内共同教育研究施設として」というのは、前述したように広島大学学則第16条に基づくということである。そもそも学内共同教育研究施設とは、旧国立学校設置法施行規則第20条の3で「当該大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行なう施設又は教育若しくは研究のため共用する施設」と定義されていた言葉である。旧国立大学時代の学内共同教育研究施設は文部省令によって規定され、学内措置で設置された組織とは区別されていたが、国立大学法人化によって広島大学では、旧省令施設も学内措置施設も学内共同教育研究施設と称すようになった。

具体的に広島大学文書館の目的を定めているのは、「本学にとって重要な文書の保存・

整理並びに大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行う」の部分であるが、これは①「本学にとって重要な文書の保存・整理」、②「大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開」、③「関連する分野の教育研究」の3つに分けられる。①については、当初は公文書館法にならって「本学にとって歴史資料として重要な文書」とすることを検討していた。しかし、文書をきちんと残すためには文書作成段階からアーカイブズの関与が不可欠であることを踏まえて、「歴史的に」の文言は削除した。この変更には、内閣府に置かれた「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」が2003年12月に「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」に昇格した際に、「歴史資料として」の文言が削除されたことを参考にした。①においては、文書館は広島大学の他部局が作成した文書の移管を受けるため「収集」という言葉は使用していない。また、情報公開法に基づく現用文書²¹⁾の公開は他部局の業務であるため、「公開」の文言を使用していない。②は、個人や団体などの文書を念頭に置いたものである。そして③の「教育研究」は、大学という教育研究機関において教員を配置されている組織としての使命である。

しかしながら、この目的規定には問題があると考えられる。①と②において、取り扱う資料の対象と業務内容が異なっており、それについて様々な解釈が成り立ちうるからである。後述するように、広島大学文書館は公文書室と大学史資料室という2つの組織から成り立っており、①が公文書室に、②が大学史資料室に対応していると解釈される可能性がある。しかし、そのように解釈すると①には「公開」の文言が入っていないため、保存期間が満了した歴史的公文書を公開することができなくなる。これだとアーカイブズとしての根幹業務をなすことができなくなり、このように解釈することはできない。筆者は、①を半現用文書²²⁾、②を非現用文書と個人文書等と解釈するのが適当であろうと考えているが、誰が読んでも理解しやすい文章にするべきである。

また、①で「文書」、②で「記録」という言葉を使っているが、この使い分けにも問題がある。記録管理学では、「文書」と「記録」は厳密に使い分けられる言葉である。「文書」と「記録」の最も大きな違いは、文書が単なる記録化された情報であるのに対し、記録は法的な義務の履行又は業務処理の証拠として作成保存されるもので、記録は基本的に修正・変更をしてはならないという原則がある点である。「文書」≧「記録」の関係があり、一般的な文書のうち、記録管理システム(Recordkeeping System)に組込まれたもののみが記録なのであるが²³⁾、広島大学文書館規則では、「文書」≦「記録」として使って

しまっている。なお、記録管理学会がいうような「文書」と「記録」の区分は、日本では一般的ではない。その原因の1つに、公文書館法があるのではなかろうか。公文書館法第2条では、「この法律において『公文書等』とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう」と規定しており、同法第3条には「歴史資料として重要な公文書等」とある。第3条の「公文書等」の「等」には公文書以外の古文書などを含むと解釈されているのであるが、古文書などの「等」と「その他の記録」が同じ意味で使われている。自治体においても、例えば沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例第1条に「歴史資料として重要な公文書その他の記録」とあり、広島県立文書館、大分県公文書館、北九州市立文書館、久喜市公文書館、守山市公文書館、本渡市立天草アーカイブズ、北谷町公文書館も公文書館法の「公文書等」の「等」を「その他の記録」に置き換えている。これらの条文においては、「文書」≦「記録」という印象を免れない。また、広島大学文書館では、インターハイ（旧制）優勝カップやウイニングボールなどの「モノ資料」を所蔵しているが、これらは「文書」でも「記録」でもない。大学アーカイブズにおける「モノ資料」の位置づけについては後ほど検討することにするが、「モノ資料」を所蔵するために、②「大学の歴史に関する記録」を「大学の歴史に関する資料」に改める必要がある²⁴⁾。

加えて、文書館は文書を評価選別し、文書を廃棄する組織であることを目的規定に明記することも必要であろう。広島大学文書館に限らず、各アーカイブズの目的規定は、資料の収集、整理保管、調査研究、教育普及という博物館の4つの機能に基づく博物館の目的規定²⁵⁾を準用してしまっている。そのため、文書館の最も重要な機能といってもよい評価選別が目的規定に出てこない。これは、これまで日本のアーカイブズ学が独自の展開をなしえなかったことを示すものであるかもしれないし、近世史料を中心とする史料保存運動によってアーカイブズが設立されてきたことの限界を示すものであるかもしれない。評価選別や廃棄について、仮に目的規定に記さないにしても、少なくとも業務規定の中に明記しておく必要がある。廃棄権限を明記しておかなければ、アーカイブズでは文書の廃棄（一定年限経過後の再選別を含む）が行えなくなってしまう²⁶⁾。自治体アーカイブズにおいても、アーカイブズの評価選別権、廃棄権を条例に明記しているのは神奈川県立公文書館のみである。ほとんどの館では文書の廃棄（再選別による廃棄を含む）を「その他目的達成のために必要な事業」で行っていることになるのであるが、これは改善しなければならない。

京都大学は、「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第9条において「保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間とする）が満了した法人文書は、京都大学大学文書館へ移管するものとする。」とあり、すべての文書が大学文書館に移管される義務規定であることが注目され、評価されてきた。しかし、文書の廃棄については、「京都大学における法人文書の管理に関する規程」および「京都大学大学文書館規程」のどこにも規定されていない。京都大学大学文書館は、「京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行う」（同館規程第1条）ことを目的としており、文書の廃棄は目的外の行為となってしまう。京都大学の法規上では、すべての法人文書は大学文書館において廃棄することなく保存し続けなければならないのである（京都大学大学文書館規程には「その他目的達成のために必要な業務」といった業務規程も存在しない）。なお、名古屋大学大学文書資料室はその規程において、「本学の半現用の文書及びその他の記録の管理並びに評価選別に関すること」（第2条）と「評価選別」を業務として明記しているが、「廃棄」については書かれていない。

3. 2 組織

広島大学文書館には、公文書室と大学史資料室という2つの室が置かれている（広島大学文書館規則第8条）。

3. 2. 1 公文書室

「広島大学文書館設置構想」では公文書室について以下のように説明している。

公文書室は、非現用文書のすべてについて移管を受け、政策研究（立案・実施）に関する文書の選別・保存・廃棄に関する一切の責任を負う。これにより原局における事務処理の便宜を図ることとする。また、必要に応じて各部局に文書館の「分館」を設置する。²⁷⁾

公文書室では、大学が作成した法人文書（事務文書）のうち保存期間が満了したものについて、その保存・廃棄を決定し、保存することとしたものについて整理・公開するのであり、広島大学文書館をアーカイブズたらしむための根本業務をになう部署である。法人文書の廃棄や文書館への移管については、広島大学法人文書管理規則に以下のように定められている。

(移管)

第24条 文書管理者は、保存期間(保存期間が延長されたときは、延長後の保存期間。次条において同じ。)が満了した法人文書(保存期間が1年未満のものを除く。)にあつて、本学にとって歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する必要のある法人文書については、文書館に移管しなければならない²⁸⁾。

- 2 前項の移管は、総括文書管理者と文書館長との協議の上行うこととする。
- 3 文書館は、移管された法人文書について、文書管理システムに目録情報を登録し、総括文書管理者に報告する。

(廃棄)

第25条 保存期間が満了した法人文書(保存期間が1年未満のものを除く。)は、前条第1項の規定によるものを除き、原則として廃棄する。

- 2 法人文書の廃棄を行うにあたっては、別記様式第2号による法人文書廃棄簿(以下「廃棄簿」という。)に、廃棄する法人文書の名称及び年月日を記載するとともに、文書管理システムに入力し、総括文書管理者及び文書館長に報告しなければならない。
- 3 法人文書を廃棄するにあたっては、廃棄する法人文書の内容に応じた方法で行うものとし、当該法人文書に法第5条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏えいしないようにしなければならない。
- 4 保存期間の満了した法人文書の文書館への移管及び廃棄に関し必要な事項は、別に定める。

(保存期間満了前の法人文書の廃棄)

第26条 保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由がある法人文書は、廃棄する法人文書の名称、廃棄しなければならない特別の理由及び廃棄年月日を記載した記録を作成し、文書管理者を経て総括文書管理者に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 前項により廃棄しようとするときは、文書館長に通知しなければならない。

この規則によって、「文書館は非現用文書の保存機関として明示されるとともに、半現用文書の受入保存も可能となった。また、文書の廃棄にあたっては文書館へ報告することが義務づけられた。これにより広島大学はそれまで不明確であった半現用・非現用文書の取扱いを規定し、文書管理の基盤整備を遂げたと言えよう。」²⁹⁾との主張も見られるが、筆

者はそのような見解は取らない。広島大学法人文書管理規則では半現用文書の取り扱いについて何ら定めていない³⁰⁾。また、「広島大学文書館設置構想」に述べられていた「文書の選別・保存・廃棄に関する一切の責任を負う」ことは、法人文書管理規則では実現していないのである。

広島大学法人文書管理規則第24条を素直に読むと、「本学にとって歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する必要のある法人文書」（以下、「歴史的文書」と略記）を判断するのは、文書管理者である。広島大学では、文書管理者には課長または副課長等が当てられている。第2項に「前項の移管は、総括文書管理者と文書館長との協議の上行うこととする。」とあるが、この条項は歴史的文書をどのようにして設定するかでなく、歴史的文書として認定された文書の移管手続きについての定めと解釈される。その際、第25条第4項に「保存期間の満了した法人文書の文書館への移管及び廃棄に関し必要な事項は、別に定める。」とあることと重複しており、現行の条文は不要になる。ここには、歴史的文書と認定する評価選別件が文書館長にあることを明記しておく必要がある。

現行の文書管理規則では、文書廃棄にあたって「文書館長に報告しなければならない。」（第25条第2項）となっている。ここでは単に「報告」とあるのみで、事前とか事後とかの取り決めはない。したがって、「文書を廃棄しました」との報告を文書館長にすればよいことになる。また、仮に文書廃棄の事前報告がなされたとしても、文書館長はその廃棄を止める権限はない。報告とは、「ある任務を与えられたものがその用務の状況・結果などを述べること。復命。」³¹⁾ということであり、文書を廃棄する任務は文書管理者に与えられているのである。廃棄にあたっては、文書館長に報告ではなく、文書館長の許可を得なければならないとしなければならない。

第25条が適用される法人文書、すなわち「原則として廃棄する」法人文書は、「保存期間が1年未満のものを除く」ことになっている。これは、1年未満保存文書については、第2項以下の手続を経なくても廃棄できるように配慮したものと思われる。しかし「保存期間が1年未満のものを除く」としたために、現行条文下ではそれらの文書を廃棄することができない。第24条および第25条の「保存期間が1年未満のものを除く。」の文言は削除する必要がある。

また、第26条保存期間満了前の法人文書の廃棄では、総括文書管理者（学長）の許可を得なければならないが、文書館長へは通知するのみでよくなっている。保存期間満了前に

文書を廃棄するにあたっては、総括文書管理者とともに文書館長の許可を得なければならないとする必要がある。そうでないと、規則上の抜け穴ができてしまうことになる（実際にそのような「抜け穴」的な廃棄が行われるとはなかなか考えられない。しかし、法規上は完全な規程を目指すべきである）。要するに、法人文書を廃棄するにあたっての評価選別権は、文書館のみに存在することを規則上明記することが必要なのである。

3. 2. 2 大学史資料室

大学史資料室について、「広島大学文書館設置構想」は次のように述べている。

大学史資料室では、広島大学に関する諸資料（森戸辰男関係史料など）について収集・選別し、目録の作成を通じて整理、保管・保存、公開を行う。集積した資料を基に調査研究を行い、紀要、展示等の多様な手段により積極的な情報公開を行う。大学構成員に対しては、研修、講義等を行い、社会に対し公開講座・シンポジウム、展示等を開催する。³²⁾

大学史資料室では、広島大学前身校に関する資料や個人文書等、大学史にかかわる資料を主として取り扱う。個人文書の中でも、広島大学初代学長である森戸辰男の関係文書は、森戸辰男記念文庫として管理している。

大学アーカイブズにおいて2室体制を取っているところは2005年3月現在のところ広島大学の他には存在しなかった³³⁾。「2室体制の利点は、年史編纂を契機として成立してきた従来型の資料室の機能と、大学の公文書館としての機能とを、1つの組織に包括し、資料保存という共通の目的達成に2つの方向から取り組むことができるところにある。この体制は、恐らく他の大学が従来型の資料室をアーカイブズ組織へと改編しようとする際の原型になりうるものと考えている。」³⁴⁾と独自性を強調する論もあるが、広島大学文書館の「公文書室」「大学史資料室」は、自治体アーカイブズの「行政資料課」「郷土資料課」といった体制に類するものと捉えることもできる。

また、「事務組織寄りの公文書室と、教育研究組織寄りの大学史資料室とが協調して事業に取り組むという新たな形態を提示している。このため文書館は文書管理ルートに位置づけられるとともに、教員を配置する合理性を得られるのである。」³⁵⁾との主張も見られる。しかし、この論で行くと、教員を配置する合理性は大学史資料室にしか得られないことになり、公文書室に教員を配置して教育研究（将来的にはアーキビスト養成）を行うこ

とに道を閉ざすことになりかねない。今後対外的に（特に学内他部局に対して）説明する際には注意が必要であろう³⁶⁾。

なお、文書館には分館を置くことができることになっている（広島大学文書館規則第9条）。これは、文書館に移管された文書もそのまま各部局に保管することができる制度であり、京都大学大学文書館にならったものである。ただし、広島大学では2005年時点では実際に分館を置いてはいない。

3. 2. 3 運営委員会と運営支援

広島大学文書館の運営にあたっては、運営委員会が設けられている（広島大学文書館規則第10～14条）。その構成員は、文書館長（委員長）、図書館部長、総務部長、文書館の専任教員（教授及び助教授に限る。）、学長が必要と認めた者若干人であり、必要最小限にとどめている。この点、学内各部局から代表を出す他の学内共同教育研究施設とは構成を異にしているが、今後分館システムを本格的に稼働するにあたっては、各部局に運営委員を置くことも検討する必要がある。

文書館の運営支援は、総務部法人文書グループにおいて行われている（広島大学文書館規則第15条）。法人文書グループは、国立大学法人本部で法人文書の管理や情報公開への対応などを職掌としている。

文書館は、人事・総務担当副学長（広島大学では旧事務局長が国立大学法人化後は人事・総務担当副学長に就任した）の下に置かれている。この点、学術担当副学長等の下に置かれている他の学内共同教育研究施設とは異なっている。これは、人事・総務担当副学長、人事・総務室総務部が法人文書を主管しているためである。すなわち、現用文書と非現用文書の一体的な管理を念頭に置いたものである³⁷⁾。

3. 3 人 員

広島大学文書館には、館長、専任教員、その他必要な職員を置くことになっている（広島大学文書館規則第3条）。2005年現在のスタッフは、館長（兼任助教授）の他、専任教員（助手）1、教務補佐員1、事務補佐員1の専任職員3人、アルバイト（事務補佐員）7人である。事務補佐員・教務補佐員はいずれも非常勤職員であり、常勤職員は助手1人しかいない。非常に小さな文書館であり、今後のスタッフ拡充が不可欠である。評議会が承認

・決定した「広島大学文書館設置構想」では、専任教員として助教授・助手各1を置くことになっており、一刻も早く評議会決定が履行されなければならない³⁸⁾。

また、学内外の研究者から調査員を任命することができることになっている（広島大学文書館規則第6条）。2005年現在のところ実際に発令されてはいないが、今後共同研究等を進めていくにあたって力になるものと思われる。

3. 4 施 設

広島大学文書館は、当初、教育学部音楽棟として使用されていた鉄筋コンクリート2階建の建物の1階部分591㎡を使用していた。元来が音楽用の防音を施された建物であるため、壁は厚く窓は2重窓で外気温の遮蔽性に優れている。また、ピアノ等のために荷重設計されているため、書架の設置に適当である。最も広い部屋である旧講義室（80㎡）には集密書架を入れ、移管された法人文書を配架することになっている。ピアノの個人練習室として使用されていた6㎡の小部屋が11もあることは特徴的である。これらの部屋には、個人文書等を部屋ごとに分けて収納している。

3. 5 活 動

非現用文書の評価選別・廃棄・移管・整理・保存・公開は、文書館の最も根幹をなす活動であるが、国立大学法人化後の事務組織改編の影響もあって、本格的な法人文書の移管は2005年段階ではまだなされていない。退職教員や卒業生からの個人文書の受け入れは行っている。特に、「ヒロシマ」という地であり「平和を希求する精神」を理念とする広島大学の文書館として、原爆・平和に関する資料の収集には積極的である。これらの資料を基にした研究プロジェクトも立ち上げる予定である。また、旧制広島高等学校同窓会が集積した「旧制広島高等学校資料」は、広島市立中央図書館から移管された。

広島大学文書館には展示室がないが、2004年度には3件の展示会を実施した。6月4～10日に「旧制広島高等学校の26年—総合科学部の源流—」展を広島大学総合科学部で、8月4・5日に高校生向けのオープンキャンパスの一環として「初代学長森戸辰男」小展を文書館で、8月8日に総合科学部同窓会の会場において出張展示「総合科学部の誕生」を開催した。旧制広島高等学校同窓会とは2003年に旧制広島高等学校創立80年記念資料展「広高26年の歴史」を共催しており、前述した資料寄贈はこれを縁とするものである。同窓会との

共同事業は同窓生たちに好評を博しており、今後も同窓会との連携強化が望まれる。

教育活動としては、自校史教育「広島大学の歴史」（教養的教育総合科目）を開講している。この授業は五十年史編集室当時の2001年から行われていたが、年々受講者は増加している。受講学生たちからは、「広島大学で学ぶ意義づけができた」、「愛校心がわくようになった」などの感想が寄せられており、概ね好評である。将来的には全学必修化を念頭に置いており、また、教職員に対する研修も構想している。2005年度からは、一般市民を対象にした公開講座を開設する予定である³⁹⁾。

オーラルヒストリーは近年注目されている研究手法であるが、広島県政の歩みと密接な関係を有する広島大学では、前広島県知事竹下虎之助のオーラルヒストリーを実施している。また、前広島市長平岡敬の所蔵する被爆朝鮮人関係資料の整理とオーラルヒストリーを、広島大学の地域貢献事業として、広島大学原爆放射線医科学研究所・同平和科学研究センターと共同で実施している。

その他、ホームページ等を通じての広報活動があり、研究成果は『広島大学文書館紀要』に公表する。大学の歴史等に関するレファレンスには日常的に対応している。2004年11月7日には、設立記念シンポジウムを開催した。

4. おわりに

広島大学文書館の設立経緯として、①広島大学五十年史編纂事業と②森戸辰男関係文書整理事業という2つの前史的事業と、③情報公開法の施行と④国立大学法人化という2つの社会的背景を指摘した。年史編纂完了前に年史編集室が文書館へ移行したことは、広島大学文書館の最大の特徴である。そのため、文書館設立にあたって、編纂資料の保存や歴史研究への貢献といった議論はあまり強調されなかった。しかし、それでも文書館は設立されたのである。研究への貢献という面では、森戸辰男関係文書という初代学長に関する一大資料群の存在が大きかった。

「広島大学文書館の設置を必要とする理由」は、その冒頭に「広島大学は、情報公開法の制定（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）による社会への説明責任および国立大学法人化に伴う大学の個性化を図る必要性がある。⁴⁰⁾」とうたっていた。「説明責任」＝「アカウントビリティ」と「個性化」＝「アイデンティティ」、この2つがアーカイブズのキーワードである。これなくして広島大学文書館設立はあり得なかった。

広島大学文書館の目的規定や移管規定の問題点の指摘は、広島大学のみならず、日本のアーカイブズ一般が抱えている問題の象徴でもあると考える。アーカイブズには、精緻な規則を制定する必要がある。これらについては、まずは広島大学文書館の規則改正に取り組むとともに、いずれアーカイブズ論としての議論を展開したい。

-
- 1) 小川千代子『D J I レポート』51、2003年。
 - 2) これまでに広島大学文書館について述べたものとして、小池聖一「広島大学文書館における行政文書管理と電子文書化」『広島大学史紀要』6、2004年、小池聖一「広島大学文書館のめざすもの」『広島大学文書館紀要』7、2005年、小宮山道夫「広島大学文書館の特色」『九州大学大学史料室ニュース』24、2004年、菅真城「広島大学文書館が設置されました」『芸備地方史研究』242、2004年、菅真城「広島大学文書館の開館」『アーカイブズ』17、2004年、がある。
 - 3) その後の広島大学文書館については、広島大学文書館編『広島大学文書館外部評価報告書』2008年、広島大学文書館編『平成24年度広島大学文書館外部評価報告書』2013年、や『広島大学文書館紀要』の各号などを参照。これらの文献はいずれも広島大学文書館のウェブサイト (<http://home.hiroshima-u.ac.jp/hua/index.html>) で閲覧・ダウンロードできる。
 - 4) 『広島大学史紀要』5、2003年。
 - 5) 小池聖一「広島大学文書館の設置関係文書解題」『広島大学史紀要』5、2003年。
 - 6) 『広島大学史紀要』5、2003年。
 - 7) 「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』5、2003年。
 - 8) 「広島大学文書館の設置関係文書」(前掲)。
 - 9) 広島大学50年史編集専門委員会専門委員長・同編集室長頼祺一は、「今回の年史編纂の課題は、その作成が一段落したあかつきには大学資料室のようなものを設けていただいて、将来に向けた資料保存をしなければならない、と私なりに考えています。図録や年史の編纂は編集室に任せておけばいいから、むしろ私たちは、将来のことを考えなければならない、と今は思っています。」と述べていた(頼祺一「『広島大学二十五年史』の編集活動を振り返って」『広島大学史紀要』1、1999年)。
 - 10) 寺崎昌男「私の大学アーカイブス論—回想・状況・意義—」『大学史紀要 紫紺の歷程』5、明治大学、2001年。のち「大学アーカイブスと大学改革—回想・状況・意義—」

と解題して、寺崎昌男『大学教育の可能性—教養教育・評価・実践—』東信堂、2002年、に再録。

- 11) 小池聖一「解題」『広島大学所蔵森戸辰男関係文書目録』上巻、2002年。
- 12) 『中国新聞』2002年11月9日。
- 13) 「森戸辰男関係史料の整備に関する件」『広島大学史紀要』第5号、2003年。
- 14) 法人化後の国立大学には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）が適用されている。
- 15) 西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第3号 大学アーカイブズの設立と運営—2001年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学—』全国大学史資料協議会、2002年。
- 16) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『文書館用語集』（大阪大学出版会、1997年）では、「非現用記録」を「実務上、もはや必要でなくなった記録のこと」と解説している。本論文で用いた「非現用文書」も「現用記録」と同意のものとして使用している。
- 17) 「情報部会答申に対する提言」『広島大学史紀要』5、2003年。
- 18) 「情報部会答申に対する提言についての回答」『広島大学史紀要』5、2003年。
- 19) 情報公開法第1条。
- 20) 「広島大学文書館の設置関係文書」（前掲）。
- 21) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『文書館用語集』（前掲）では、「現用記録」を「役所、機関あるいは組織で現在進行中の業務の執行に定期的に用いられ、そのためにその発生場所で継続して管理される記録。」と解説している。本論文で用いた「現用文書」も「現用記録」と同意のものとして使用している。
- 22) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『文書館用語集』（前掲）では、「半現用記録」を「当面の業務にあまり必要がないので、事務所から書庫またはレコードセンターへ移すべき記録。ただし、最終処置は未決定」と解説している。本論文で用いた「半現用文書」も「半現用記録」と同意のものとして使用している。
- 23) 記録管理学会ホームページ（<http://www.rmsj.jp/>記録管理と記録管理学会のq-a/）。
- 24) この点に関しては、2005年度から規則が改正された。
- 25) 博物館法第2条では、「『博物館』とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公

衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と規定している。

26) これに関して田嶋万希子が、金沢大学の「資料館には廃棄権がないため一度資料館に移管されると保管しつづける」と指摘している（田嶋万希子「金沢大学資料館の資料収集について―収集経緯と資料からみえること―」『平成 15 年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』国立公文書館、2004 年）。ただし、金沢大学資料館規程第 3 条には、資料館の業務として「その他資料館の目的達成のために必要な業務」とあり、この条文に基づいて文書を廃棄することが可能と解釈することもできる。

27) 「広島大学文書館の設置関係文書」（前掲）。

28) 「文書館に移管しなければならない。」とある部分は「広島大学文書館(以下「文書館」という。)に移管しなければならない。」に修正する必要がある。

29) 小宮山道夫「広島大学文書館の特色」（前掲）。

30) 第 22 条に「前条第 1 項の規定にかかわらず、文書管理者は、作成し、又は取得した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 1 年間を経た法人文書を、総括文書管理者の指定する場所に保存することができる。」と定めているのみである。

31) 『日本国語大辞典 第 2 版』小学館、2001 年。

32) 「広島大学文書館の設置関係文書」（前掲）。

33) 2005 年 4 月に設置された九州大学大学文書館は、法人文書資料室と大学史資料室という 2 室体制を取った。東北大学史料館は、2011 年度から公文書質と記念資料室という 2 室体制を取った。2012 年に設置された大阪大学アーカイブズは、法人文書資料部門と大学史資料部門という 2 部門を置いている。名古屋大学大学文書資料室は、2014 年度から歴史公文書部門と歴史資料・大学史編纂部門の 2 部門制に改組した。

34) 小宮山道夫「広島大学文書館の特色」（前掲）。

35) 小宮山道夫「広島大学文書館の特色」（前掲）。

36) ただし、小宮山は「事務組織寄りの公文書室と、教育研究組織寄りの大学史資料室」というふうに「寄り」という表現を使っており、両者を完全に峻別しているわけではない。なお、小宮山の論調は、公文書室への教員配置の障害となるが、公文書室への常勤事務職員配置を求める際にはその根拠となりうる。今後の戦略に応じた主張が必要であろう。

37) 自治体アーカイブズにおいては、その所属が首長部局か教育委員会部局かということがよく議論され、首長部局でないと文書移管に妨げがあると主張されることがある。しかし、首長部局の何処に置かれるのがよいかという議論は、筆者は寡聞にして知らない。自治体アーカイブズにおいても、アーカイブズの所属先は文書主管課との関係が考慮されるべきであろう。

38) 2006年度からは助手1が増員された。

39) 「我が家の近代史」という公開講座が開設された。

40) 「広島大学文書館の設置関係文書」(前掲)。

第4章 ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立

1. はじめに—大学アーカイブズの設置現状—

小川千代子が「今、大学アーカイブズが元気」¹⁾と発言したのは、2003（平成 15）年のことであった。現在、大学アーカイブズ界は一見活況を呈しているかにみえる。1996年に62大学20個人会員で発足した全国大学史資料協議会は、2008年1月現在では93大学36個人会員まで会員を増やした。

一部の国立大学でも大学アーカイブズの整備が進んでいるが、これらの大学アーカイブズはいずれも年史編纂を前提としている。1963（昭和 38）年に設置された東北大学記念資料室を嚆矢として、1987年には東京大学史史料室が設置された。その後も年史編纂完了後の資料保存を契機として、1992年には九州大学大学史料室が、1996年には名古屋大学史資料室が設置された。

こうした状況に大きな変化を与えたのが、2001年に施行された情報公開法であった。年史編纂完了後の資料保存に加えて、保存期間が満了した行政文書（国立大学法人化後は法人文書）の受け入れ機関として大学アーカイブズが位置づけられるようになったのである。2000年には京都大学大学文書館が新設され、東北大学記念資料室は史料館に改組された。国立大学法人化した2004年には、広島大学文書館が新設され、名古屋大学大学史資料室は大学文書資料室に改組された。翌2005年には北海道大学大学文書館が新設され、九州大学大学史料室は大学文書館に改組された。金沢大学資料館はミュージアムであるが、情報公開法が施行された2001年からはアーカイブズ機能が付加された。

大阪大学では、2006年に文書館設置準備室（以下、「準備室」と略記）を設置して、2008年現在で文書館（ぶんしょかん、仮称）の設置準備中であったが、2012年10月1日付けで大阪大学アーカイブズが設置された。大阪大学アーカイブズの詳細については第5章で論述するが、これまでの大学アーカイブズとは異なり、大阪大学アーカイブズはポスト年史編纂でないゼロからの大学アーカイブズの設立であった。その意味で大阪大アーカイブズ設立の経緯について、その前身の文書館設置準備室にさかのぼって考察することは、今後の大学アーカイブズ設立を考えるうえで一定の意義を有するであろう。

本章では、2008年6月までの大阪大学における大学アーカイブズ設置に向けての取り

組みについて紹介するとともに、年史編纂と大学アーカイブズとの関係について若干の論及を行う。本章は、あくまで大学を対象とするものであるが、ここで述べることは自治体の場合でも符合することが多いのではないかと考えている。

さて、「大学の文書館である大学文書館は、基本的に大学に規定された存在である」²⁾り、そもそも大学アーカイブズに限らずアーカイブズは親組織の性格を反映するものでもある。そして、この性格の多くは、その組織の歴史に規定される。そこで、次項では、まず本章の主たる考察の対象である大阪大学の歴史について概観しておく。

2. 大阪大学の歴史の概要

大阪大学は、1931（昭和6）年に8番目、内地6番目の帝国大学として設置された³⁾。創設時の学部は理学部と医学部の2学部。理学部は新設であったが、医学部は府立大阪医科大学の国立移管により実現した。大阪医大の歴史は1869（明治2）年の仮病院まで遡る。1933年には官立大阪工業大学を移管して工学部が設置された。総合大学とはいえ理科系のみで、文科系学部は戦後1948年に設置された法文学部が最初である。その後、組織の拡充を進め、基礎工学部や人間科学部という他大学にはみられないユニークな学部も設置されてきた。2007（平成19）年には大阪外国語大学と統合し、学部学生の定員は国立大学で最も多くなった。2013年現在、11学部、16大学院研究科、5附置研究所、3全国共同利用施設、19学内共同教育研究施設、等の組織を有している。

このように1931年に創設された大阪大学であるが、現在では近世に設立された懐徳堂・適塾を精神的源流と位置づけている。適塾と大阪大学との関係は、適塾の塾生が仮病院へ受けつがれ、それが大阪医学校や大阪医科大学、そして大阪大学医学部へ繋がっていったという人的系譜による。また、史跡適塾の建物管理は大阪大学が行っている。懐徳堂との関係は、文学部を設置した1949年に蔵書（懐徳堂文庫）の寄贈を受けたことによる。ちなみに、懐徳堂・適塾を精神的源流とする歴史観は、1985年に刊行された『大阪大学五十年史 通史』以降に形成された、比較的新しい歴史観である⁴⁾。

現在では文科系学部の整備も進んだが、大阪大学は理科系中心の総合大学といえることができる。このことはすなわち、ただ単に歴史的資料は重要であるという歴史学的、文科系的説明のみでは、アーカイブズを設置するにあたっての全学的理解を得ることが困難なことを示している。

大濱徹也は、筑波大学で文書館を設置することに失敗した経験を踏まえて、以下のよう

な発言をしたことがある。「まず、大学内で、大学アーカイブズの存在をどのように認知してもらおうかという問題に取り組みねばなりません。このような認知の問題において、ある意味で1番の抵抗勢力は、おそらく文学部的なところではないかと、私はいままでの見聞で抱いています。筑波大学で文書館が出来なかった時の問題であきれたのは(中略)。過去の栄光にただすがりつくのではなく、かびがはえた歴史を金科玉条とするのではなく、明日をつくる糧としての歴史を生むために、大学アーカイブズは必要なのです。そうすると、存外、論理的説明に理解を示してくれるのは、自然科学系の人たちでした」⁵⁾。論理的に説明すると理科系、自然科学系の人たちが理解を示してくれるということは、筆者も体感的に経験している。いかに論理的に大学アーカイブズの必要性を説明することができるかが、大阪大学文書館の設置準備にあたっている筆者の課題になる。

3. 大阪大学における文書館設置への動き

先程、大阪大学文書館はポスト年史編纂ではないと述べたが、これはこれまで大阪大学において年史編纂が行われなかったということを意味するものではない。これまでに大阪大学では、『大阪帝国大学創立史』⁶⁾、『大阪大学二十五年誌』⁷⁾、『写真集 大阪大学の五十年』⁸⁾、『大阪大学五十年史 部局史』⁹⁾、『大阪大学五十年史 通史』¹⁰⁾、『OSAKA UNIVERSITY 60』¹¹⁾、『大阪大学創立70周年記念写真集』¹²⁾を刊行している。このうち、最も本格的な編纂は、五十年史編纂事業である。1979(昭和54)～1985年にかけて、大阪大学五十年史編集実行委員会の下、五十年史資料・編集室を設置して、編纂事業を実施した。この編纂完了時には、五十年史編纂関係者は「大学史資料館」「大学史資料センター」設置を目指したが、実現することはできなかった。五十年史編纂資料は、五十年史資料・編集室の閉室に伴い、附属図書館の貴重書庫に収蔵された¹³⁾。

1998(平成10)年にも元五十年史編集実行委員の名誉教授一同が、大学創立70周年を迎えるにあたって、五十年史編纂資料をはじめとする大阪大学史資料の整理保存に加え、「保存期限の過ぎた文書は必ず資料室に問い合わせしてから廃棄するかまたは、アーカイブズとして保存を決定するというシステムを構築することが必要」という「大学アーカイブズ」機能も併せ持った「大学史資料室」設置と専任人員配置、および文書管理規程の改正を要望したが¹⁴⁾、実現することはできなかった。その後、「はじめに」で述べたように、旧帝大を中心とする国立大学でアーカイブズの整備が進み、旧帝大のなかで大学アーカイブズがないのは大阪大学のみになった。

今回の大阪大学におけるアーカイブズ設置の動きの発端について、阿部武司準備室長の「大阪大学文書館設置準備室だより発刊に寄せて」¹⁵⁾には以下のように記されている。

当準備室の設置の発端は、大阪大学の法人化を目前に控えた平成 15 年度末に、かねてから大阪大学に文書館ないし大学史編纂室が設置されていないことを憂慮されていた数名の先生方のご要望を受けて私が窓口となり、当時の宮原秀夫総長および副学長の先生方に、文書館の設置の必要性をご説明申し上げたことです。

平成 13 年に情報公開法が施行されたこと、国立総合大学では文書館の設置が増えていたことなどからみて、大学史編纂室ではなく文書館の設置が必要であるという私の主張には、幸いにも先生方からはご理解がすぐに得られ、平成 17 年 1 月に大阪大学総合計画室の下に文書館（仮称）設置検討ワーキングを設けていただきました。現在でも続けております同ワーキングには私のほか、総合計画室、湯川記念室（理学研究科内）、総合学術博物館、大学教育実践センター、附属図書館、文学、法学、工学、医学の各研究科、サイバーメディアセンター等の部局から委員の先生方が選出されました。

このワーキングは、総合計画室にあてて 2 度にわたって答申を提出し、2006 年 2 月 10 日付の「大阪大学文書館（仮称）設置第 2 次答申」は 3 月 15 日の教育研究評議会で報告された。そして、7 月 1 日をもって「大阪大学文書館設置準備室設置要項」が施行され、準備室が設置された。

なお、阿部室長は「文書館の設置が必要であるという私の主張には、幸いにも先生方からはご理解がすぐに得られ」と記しているが、当時の宮原総長は、2004 年に『大阪帝国大学創立史』を復刻するにあたって、「大阪大学は創立後、事務局、図書館をはじめ各学部もその場所をもとめて変転を余儀なくされることが多く、その際に関係記録や資料が失われたことも否めない。今日では『創立史』に書き留められた記録は創立前後の状況を明らかにする数少ない資料の 1 つとして貴重なものとなっている。今後はこのような重要な記録が失われないよう大学の記録遺産として管理していくように努めたいと考える。」¹⁶⁾という文章を寄せていた。宮原総長は情報工学を専門とする理科系の人だが、歴史的資料の重要性も認識していたことを伺うことができ、このことがスムーズな進行に結びついていったことの 1 要因とも考えられる。天草アーカイブズの設立¹⁷⁾などにもみられるように、新しい組織を立ち上げるにあたっては、まずトップの理解を得ることが重要である。その上で広くアーカイブズの必要性を周知していかねばならない。

4. 大阪大学文書館設置準備室の活動と課題

4. 1 体制

先に述べたように、大阪大学文書館設置準備室は2006（平成18）年7月1日に設置され、同日付で経済学研究科の阿部武司教授が室長に就任した。その後、10月1日付で専任講師として菅真城と事務補佐員として田村綾が、11月1日付で事務補佐員として辻義浩が着任した。2008年現在の体制は、室長（併任）、講師1、事務補佐員（非常勤）2である。準備室としては、豊中キャンパスにあるサイバーメディアセンターの教員室2室（約44 m²）を借用しているが、これは室員の執務スペースであり、専用の資料保管スペースは確保できていない。

準備室に関する事務は、事務局総務部企画推進課が担当していた¹⁸⁾。なお、大阪大学の文書主管課は事務局総務部評価・広報課¹⁹⁾であり、準備室の事務担当と一致していたわけではない。

4. 2 業務

「大阪大学文書館設置準備室設置要項」第1では、「大阪大学に、大阪大学の歴史に関する文書（法人文書を含む。以下同じ。）の収集、整理、保存及び公開を目的とする文書館の設置準備を行うため、大阪大学文書館設置準備室（以下「準備室」という。）を置く。」と準備室の目的が定められている。そして、同要項第2では、以下のように準備室の業務が定められている。

第2 準備室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 大阪大学の歴史に関する文書の収集、整理及び保存に関すること。
- 二 大阪大学の歴史に関する文書の調査に関すること。
- 三 その他文書館の設置準備に必要な事項

この要項に基づいて、準備室ではこれまで以下の業務を行ってきた。大阪大学の歴史に関する文書の収集、整理及び保存に関することについては、おおむね以下のとおりである。

まず、附属図書館貴重書庫に保管されていた五十年史編纂資料の再整理を実施した。その結果、一部資料が散逸してしまっていることが確認された。編纂完了後に資料が散逸したことは、東京大学²⁰⁾、京都大学²¹⁾、広島大学²²⁾でも報告されているが、むしろ散逸しない場合の方がまれであろう。多くの大学の場合、編纂完了後はその資料は段ボールに詰

められ、事務局や図書館の倉庫に山積みされる。それらに比べると、附属図書館貴重書庫という環境が整ったところに置かれながらも、図書館職員には五十年史編纂資料は図書館の所蔵物としては認識されておらず、管理されていなかった。たとえ入室が制限されている貴重書庫に入れておいても、人が付いてケアしないと資料は散逸するのである。

大阪大学五十年史編纂資料のうち主要なものについては、「大阪大学五十年史資料・図書目録」が『大阪大学史紀要』第4号（1987年）に掲載され、一般に公表されている。この目録に基づいて、学内外からの資料閲覧希望もあった。かつては、そのたびに五十年史資料・編集室員であった職員が対応していたが、準備室設置後は附属図書館と連携しながら準備室で対応していた。

さて、散逸してしまった大阪大学五十年史編纂資料は、特定の研究テーマに関するものが一括してなくなっている場合が多い。これは、研究者による資料持ち出しが原因ではないかと想像される。大阪大学附属図書館の貴重書庫は、原則として学外者の入室は禁じられている。したがって、資料散逸の最大の原因は、学内の教員による資料の持ち出しということになる。小宮山道夫は、広島大学での経験を踏まえて、「資料にとっては内部利用が最大の敵」²³⁾と断じているが、大阪大学においてもまさに「内部利用」が資料散逸の最大の原因であったと考えられる。資料の散逸を防ぐためには、アーカイブズを設置し、専任スタッフを置いて資料を適切に管理することが不可欠なのである。このことは、自治体史編纂後の資料を保存する場合においても同様であろう。

次に、名誉教授を中心とする個人の方からご寄贈頂いた資料の整理を行っている。資料の寄贈は、広報誌やホームページを通じて呼びかけていた。

また、歴史的資料の保存場所がなくなった学内のいくつかの部局・研究室からは、将来的な資料の文書館への移管の申し込みも受けていた。このような場合は、担当者が資料の歴史的価値を認識しているため資料散逸の危機は少ないが、なかには貴重な歴史的資料が何ら顧みられることなく、廃棄されている場合もあるかもしれない。これらの研究室所蔵資料の調査は準備室ではまだ行えていないが、所蔵状況を掌握しておく必要がある。しかし、大阪大学では、大学院医学系研究科の医学史料室など、部局独自で資料を所蔵しているところもある。準備室としては、これら各部局できちんと管理されている資料を文書館に集約することは考えていない。ただし、利用者の便を考えて、各部局での資料所蔵状況とその情報（目録）を集めておく必要はある。

そして、学内の各部局等が発行している刊行物の収集に努めていた。学内刊行物は法人

文書を補完するものとしても重要な資料である。各部局・事務局各課に寄贈依頼文書を出したが、まだ体系的に集められていないのが現状である。寄贈依頼は今後も続けていく予定である。

大阪大学では、準備室が設置される以前から名誉教授へのインタビューの様様をビデオ撮影し、映像を資料として後世に残していく事業を実施していたが、準備室が設置されてからはこれを準備室の事業として行っている。準備室が関与するまでは、映像に収めるだけだったが²⁴⁾、今後は活字化して順次雑誌に掲載して公表していくことにしている。

総合学術博物館待兼山修学館の常設展示は2007年にオープンしたが、それに際して「大阪大学の系譜」のコーナー作成にあたって、写真提供、キャプション執筆、年表作成等の協力をした。

近年、多くの大学ではいわゆる自校史教育として、自大学の歴史を授業で学生に伝えることが行われている。大阪大学でも2006年からこれを実施しており²⁵⁾、文書館設置準備室として全学共通教育科目「大阪大学の歴史」に協力している。将来的には、学内各部局・教員と協力しながらも、文書館が主体となっていく必要がある²⁶⁾。

この他、ホームページを立ち上げ、電子版で『大阪大学文書館設置準備室だより』を発行して、広報に努めている。『阪大 NOW』という広報誌にも務めて記事を執筆するようにしているが、学内的に準備室の存在が周知されているとは言い難く、今後一層の努力をしていく必要がある。

最後に、文書館の中核業務である法人文書に関することについてであるが、法人文書の保管状況について、法人文書ファイル管理簿と対照しながら所蔵状況の調査を行っている。国の機関の文書管理に問題があることは、内閣官房長官が主宰した「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の報告書「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について―未来に残す歴史的な文書・アーカイブズの充実に向けて―」²⁷⁾でも指摘されているが、大阪大学においても同様の事象がみられる。具体的には、ファイル名に抽象的なタイトルが多い、複数の簿冊が1ファイルである場合や1つの簿冊の中に複数のファイルが存在する場合等種々の様態が混在している、などであるが、そして何より、法人文書ファイル管理簿に記載されていない文書が大量に存在している。充実した大学アーカイブズをスタートさせるにあたっては、まず現用文書の管理の改善を図らなければならない。なお、事務局の法人文書については、平2005年度から保存期間10年以上の文書の廃棄を停止して頂いている。

このような調査を踏まえて、法人文書移管に向けた事務局とのインフォーマルな交渉を継続している。

4. 3 課題

準備室では、たくさんの課題を抱えている。

まず、資料の保存スペースを確保する必要がある。現在のスペースでの資料収蔵はほぼ限界に達しており、現状では、法人文書の保管に手を付けることは全く不可能である。

また、法人文書の扱いについても未決着のままである。法人文書移管に向けた規則や体制の整備を図る必要がある。具体的には「国立大学法人大阪大学法人文書管理規程」を改正して、法人文書のライフサイクルの中に文書館を位置づける必要がある。「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第9条には、「保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間とする。)が満了した法人文書は、京都大学大学文書館(第12条第2項第2号において「大学文書館」という。)へ移管するものとする。」とあり、保存期間が満了したすべての法人文書が大学文書館に移管されるシステムが構築されている。名古屋大学においても同様に、大学文書資料室への移管が義務づけられている。このような京都大学・名古屋大学や神奈川県などのように、すべての文書の移管を義務づける全量移管方式をとるか否かはひとまずおいておくとして、少なくとも文書館のチェックを経ないと法人文書を廃棄できないシステムを構築する必要がある。そのために、今後も事務担当者との折衝を重ねていく予定である。また、学内刊行物についても、法人文書と同様に、文書館が確実に収集するシステムを構築する必要がある。

また、法人化した国立大学において、組織の設置を担保するためには、中期計画の中に文書館設置を明記する必要がある。準備室は、現中期計画の途中で発足したため、中期計画には記載されておらず、そのことが組織の不安定さに繋がっている。したがって、平成22(2010)年度から6年間の次期(第2次)中期計画に文書館設置を明記しなければならない。だが、大阪大学では中期計画に個別組織については書き込まないことになっており、第2次中期計画に文書館設置について記載されることはなかった。

ちなみに、平成16年6月3日文科科学大臣認可の広島大学の中期計画には、文書館について以下のように記されている。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】

⑤「文書館」を設置し、法人文書の整理・保存と管理の一元化を図る。

広島大学文書館は専任教員が配置された学内共同教育研究施設等であるが、中期計画では教育あるいは研究上の計画でなく、事務の効率化の中で文書館設置がうたわれているのが特徴的である。

大阪大学文書館は、スタッフの構成・人数、設置場所（大阪大学には豊中・吹田・箕面の3キャンパスがある）、施設面積等、すべてが2008年時点では白紙の状態であった。準備室の期間中にこれらを確定せねばならない。

そしてまた、文書館設置に備え、「大阪大学文書館規程」「大阪大学文書館運営委員会規程」「大阪大学文書館利用細則」（いずれも仮称）といった関係法規を整備する必要がある。これら関係法規の整備を行い、文書館が「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）第1条第1項第5号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第2条の規定による適切な管理を行うもの」（「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令」第1条）として総務大臣の指定を受けるように準備しなければならない。

なお、これらの取り組みの結末については、第5章を参照いただきたい。

5. 大学アーカイブズの理念と大阪大学文書館のミッション

5. 1 大学アーカイブズの理念

このように、大阪大学文書館をスタートするにあたっては課題だらけである。最大の課題は、そもそも準備室の存在自体が学内構成員に周知されておらず、したがって文書館設置の必要性も学内構成員に理解されていないことである。この課題を克服するためには、学内で文書館とは何か、文書館の必要性について理解してもらわなければならない。そのためには、文書館の理念・目的・ミッションについて明確に提示し、いかに文書館が大学の管理運営および教育研究に役立つかアピールしなければならない²⁸⁾。

大学アーカイブズの理念については本書第I部で論じたが、ここでは、先学によって提示されている大学アーカイブズの理念について再度確認しておく。西山伸は次のように大学アーカイブズの理念を定義している。

現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること²⁹⁾

また、折田悦郎は、大学アーカイブズを「大学が生産(授受)した事務文書を中心に収集し、それを学内外の利用に供するとともに、大学自身のアカウントビリティ、アイデンティティの“場”となる全学的な組織」³⁰⁾と位置づけている。筆者もこの両氏の見解に異論はなく、これらの研究を継承・発展させていくことが必要であると考えている³¹⁾。そこで、これらの研究を踏まえて、大阪大学文書館の目的やミッションについて考えてみることにする。

5. 2 大阪大学文書館のミッション

大阪大学文書館のミッションはおおむね以下の4点にあると考えられる。

- ①大学史編纂などのため資料整備を進め、大学史をはじめ広い意味での歴史研究を支援すること。
- ②大学の歴史や理念を明らかにすることにより、教員・職員・学生に対しては、当該大学に在籍することの意義を認識させ(アイデンティティの確立)、社会に対しては、大学の活動の軌跡をアピールすること、総じて広告塔の1つとして機能すること。その際、博物館・図書館など(大阪大学の場合、懐徳堂・適塾の両記念会、21世紀懐徳堂、中之島センターも含まれる)と連携することも重要になる。
- ③組織記録を適切に保存し、公的機関として過去の事象についても将来にわたって社会に対する説明責任(アカウントビリティ)を果たすこと。
- ④文書廃棄や文書収納スペースの削減を推進し、職員の文書管理の効率化を進め、事務合理化を推進すること。

このうち、①②は歴史資料館的役割、③④は公文書館的役割といえることができるであろう³²⁾。この中でも④および③のミッションは特に重要である。そのためには、非現用法人文書の評価選別、整理、保存、廃棄、管理を文書館に一元化する必要がある。

筆者はかつて、「大阪大学文書館が成功するか否かの鍵は、いかに法人文書の収集・保存・公開が出来るかにかかっているといても過言ではないでしょう。決して法人文書以外の歴史的資料を軽視しているわけではありませんが、やはり法人文書がアーカイブズの中核資料です。アーカイブズのユーザーは、研究者や一般市民など多様ですが、最大のユーザーは事務職員の方々でしょう。親組織の事務職員にとって役に立たないアーカイブズは、アーカイブズとしての価値が半減しているといっても差し支えないでしょう。」³³⁾と書いたことがあるが、この考えは現在でも変わっていない。事務職員にとって役に立つ、

すなわち組織運営に役に立つ文書館を構築したいと考えている。

なお、小池聖一は大学アーカイブズのシンクタンク化を提唱している³⁴⁾。直ちにこれを実現するには超えなければならないハードルが多々あるが、大阪大学文書館でもこの方向性を指向していきたい。

5. 3 大阪大学文書館の目的

大阪大学文書館を設置するにあたっては、その設置を根拠づける規程（「大阪大学文書館規程」（仮称））において、設置目的を明記しなければならない。そこで、規程に表現する具体的な大阪大学文書館の目的についてみておきたい。現行の「大阪大学文書館設置準備室設置要項」第1では、大阪大学文書館の目的について、「大阪大学の歴史に関する文書（法人文書を含む。以下同じ。）の収集、整理、保存及び公開を目的とする」としている。ここでは、文書館の対象を「文書」と限定した表現になっている。しかし、大学アーカイブズが取り扱う資料は、「基幹部分は（中略）文書資料であるが、それに限定せず、（中略）記念的物品、視聴覚資料の類も収集・保存するところに、大学アーカイブズの特徴がある」³⁵⁾といわれており、実際、既設の各大学アーカイブズの対象資料もそのようになっている。規程上「文書」と限定してしまつては、取り扱う資料を限定しすぎておりふさわしくない。

また、これは既存の多くの国立大学アーカイブズの設置目的と同様に、文書館の機能自体が目的化してしまつており、機能の上に立つべき理念の提示がない³⁶⁾という問題も抱えている。しかし、先に述べたミッションに照らして、また筆者がすでに行つた既設国立大学アーカイブズの目的規定に関する分析³⁷⁾も踏まえて、2012年10月に設置された大阪大学アーカイブズは、結果的に「大阪大学アーカイブズ規程」においてその目的および業務を別個に規定した。以下にその条文を示す。

（目的）

第2条 アーカイブズは、本学における法人文書の適切な管理のための調査研究及び本学の歴史に関する資料の適切な管理を行うことにより、本学の円滑な管理運営に資するとともに、教育、研究及び社会貢献に寄与することを目的とする。

（業務）

第3条 アーカイブズは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく公文書等の

整理、保存、公開に関する調査研究

(2) 本学の歴史に関する資料の収集、整理、保存及び調査研究

(3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

5. 4 大阪大学文書館の取り扱う資料

大阪大学文書館で取り扱う資料は、大阪大学の歴史に関わる重要な資料ということになるであろうが、これは①非現用となった法人文書、②学内刊行物、③大学関係者の個人資料に大きく区分される。この3区分は、京都大学大学文書館³⁸⁾をはじめとしてほとんどの国立大学アーカイブズで共通していると思われる。

なお、名古屋大学大学文書資料室および広島大学文書館では、半現用文書を保管することが学内規則で認められている³⁹⁾。大阪大学において直ちに中間書庫を確保することはかなりの困難を伴うが、法人文書の整理、保存、廃棄、管理の一元化という大阪大学文書館のミッションに照らして、文書館が半現用文書に関与できるように規則を整備することが望ましいと考えている。

5. 5 古文書と大学アーカイブズ

ここで、大学アーカイブズと古文書の関係について触れておく。一般の方の中には、自治体アーカイブズが古文書を所蔵しているのと同様に、大学アーカイブズも古文書を所蔵するものにとらえている人がいるかもしれない。しかし、近年では、自治体アーカイブズでも公文書がその中心資料であるという見解が有力になりつつある⁴⁰⁾。

既存の国立大学アーカイブズでは古文書を取り扱っているところは存在しない。古文書と大学アーカイブズについては、すでに西山伸⁴¹⁾、折田悦郎⁴²⁾、小池聖一⁴³⁾によって論じられており、特に小池論文において意は尽くされていると思われる。ここでは、九州大学においては、旧大学史料室は文書館（もんじょかん）構想からは離脱して大学文書館（ぶんじょかん）となり、古文書は旧石炭研究資料センターや旧九州文化史研究所を改組した附属図書館付設記録資料館の所管になっている事実を指摘するにとどめたい。筆者も大学アーカイブズの理念・ミッションに照らして、古文書は取り扱うべきではないと考えている。大阪大学でも、大学アーカイブズで古文書を取り扱うことはしない。古文書は附属図書館、各研究科や研究室で所蔵されている。また、懐徳堂文庫は文学研究科の協力を得ながら附属図書館で、適塾の資料は適塾記念センター（実際の収蔵場所は総合学術博物館）

で管理されている。

6. 年史編纂と大学アーカイブズ

「はじめに」で述べたように、これまでの日本の大学アーカイブズは年史編纂と密接な関係を持って成長してきた。この関係を重視する論者に、桑尾光太郎・谷本宗生がいる。桑尾・谷本は以下のように述べている。

これまでの大学アーカイブズの萌芽と成立・成長の過程をみると、やはり年史編纂という契機は大きい。実際に、現在日本で大学アーカイブズとして活動している機関のほとんどは、その大学で年史編纂事業が行われた後に、収集された資料や編纂組織などを基礎として成立したものであり、この事実を指摘しないわけにはいかない。

アーカイブズとは、ある理念に基づいて突然成立するものではなく、業務や習慣の蓄積のもとにその必要性が認知され、徐々に機能を高めていくものである。⁴⁴⁾

確かに、既存の大学アーカイブズが年史編纂事業を基礎として成立してきたことは事実である。しかし、理念よりも業務や習慣の蓄積を重視するこの論理でいくと、まず年史編纂を行わないことには、大学アーカイブズ設立は不可能になる。業務を行う母体のないところでは、どうやって資料を保存し、業務や習慣を蓄積するのであろうか。

また、すべての年史編纂事業が大学アーカイブズに結実したわけではないことも歴然とした事実である。「はじめに」で述べた全国大学史資料協議会は私立大学中心だが、多くの大学は年史編纂や編纂資料の保存を目的としている。しかし、同協議会の会員数が増加した一方で、年史編纂を前提とした多くの私立大学では、学内で組織の認知を得ることや人員や予算を確保することに苦慮していると聞いている。学内の組織記録を体系的に保存するシステムを構築しているところはほとんどない。私立大学においても、年史編纂に代わる大学アーカイブズ設置の意義や理念が求められているのではなかろうか⁴⁵⁾。

既存の国立大学アーカイブズもすべて年史編纂を前提としている。しかし、大学アーカイブズが設置されている国立大学は、旧制帝国大学を中心とする一部の大規模国立大学に限定されている。大学アーカイブズを有する国立大学は、2008（平成20）年6月現在で87大学中わずか8大学⁴⁶⁾、設置率9%にすぎない。市町村よりは高い設置率ではあるが、47都道府県中30都道府県に設置されている都道府県立アーカイブズの設置率63%には遥かに及ばない（都道府県立アーカイブズの設置率が63%にとどまっていることは、それはそれで重大問題ではあるが）。ほとんどの国立大学の法人文書は、保存期間満了とともに

何らの保存措置がとられることなく自動的に廃棄されていると考えられる（法令に基づくきちんとした廃棄措置がとられることなく、たまたま法人文書が残存している場合もあるであろう）。

また、既存の国立大学アーカイブズも文部科学省によって設置が認められたものでなく、学内措置により設置されており、教員ポストについても流用定員という基盤の脆弱性を抱えている⁴⁷⁾。

新制大学設立 50 年にあたる 1999 年前後には、多くの国立大学で新制大学 50 年史が編纂された。しかし、この新制大学 50 年史編纂は、広島大学を除いて大学アーカイブズに結実することはなかった。広島大学の場合も 50 年史編纂のみでは文書館設置は不可能であり、森戸辰男関係文書整理事業も前提としたうえで、情報公開法の施行、国立大学法人化が作用して文書館が設置されたのであった⁴⁸⁾。広島大学では学内事情により 50 年史編纂が完了する前に文書館を設置し、文書館で 50 年史編纂事業を継承した。同館の小宮山道夫はこのことについて、「年史編纂組織と大学アーカイブズ組織は、それぞれの業務遂行上密接な関係を持つことはあっても、組織の目的や機能からして本来全く別種の組織である。（中略）結果的には大学アーカイブズが、年史編纂後の資料の受け皿確保という次元の機関として成立するのではなく、大学の運営上必要な組織として成立する例を提示できた」と、肯定的に考えてい⁴⁹⁾る。小宮山とともに広島大学文書館設立に関わった筆者も同感である。

小池聖一は、これまでの大学アーカイブズの設立要因として、以下の 3 点を指摘している。「第 1 は、大学設立を記念した年史編纂を契機とし、収集した史資料の保存を設立の理由とするものである。第 2 は、大学あるいは学園の創設者等を顕彰することを目的として設立するものである。第 2 の場合には、大学・学園のアイデンティティが強く意識されることになる。第 3 が、情報公開法や個人情報保護法により、いわゆる公文書館として設置される場合である」⁵⁰⁾。第 3 の場合には、大学のアカウンタビリティを果たす役割が強く求められることになるであろう。そして小池は、今後大学アーカイブズは第 2、第 3 の要因を中心に設立されていくという。この点は、筆者も同感である。

また、これまで日本の大学アーカイブズ論を牽引してきた寺崎昌男は、「日本でこれまで筆者その他の大学関係者が唱えてきた大学アーカイブズ論は、沿革史編纂作業の始末論という趣を持っていた。だが、現在および将来のアーカイブズ論は、とりもなおさず大学改革論であり、また個別大学がサバイバルを超えて大学らしく発展するための提案でもあ

る。」⁵¹⁾と述べている。大学アーカイブズには、年史編纂資料保存という役割を超えて、大学改革など親組織が現在まさに直面している課題に対応する機能が求められているのである。

今後、年史編纂のみを契機として大学アーカイブズを設置することは困難だと思われる。小池聖一は、その理由として「新制国立大学設置 50 周年が終わり、国立大学において年史編纂事業のピークが過ぎたことがあげられる。さらに、年史編纂事業の結果として設立された文書館の多くが、組織的に第3の要因（情報公開法や個人情報保護法により、いわゆる公文書館として設置される場合：菅注）に対応できないことがあげられる。」⁵²⁾と指摘している。

小池の指摘を待つまでもなく、年史編纂を行った大学数と大学アーカイブズ数を比べるとその差は歴然である。自治体、特に市町村においても、自治体史編纂は必ずしも自治体アーカイブズ設置に結びついていない。これは、これまであまりにも年史・自治体史編纂からアーカイブズへという道に執着していたからではないだろうか。

大阪大学文書館の場合、年史編纂を前提とせず、アーカイブズの理念・ミッションに基づいてゼロから設置せねばならない。ゼロからの資料保存、アーカイブズの設立のためには、理念こそが不可欠なのである。

富永一也はアーカイブズの理念について、「アーカイブズは、歴史研究や編纂を目的とした機関ではない、ということである。つまり、歴史資料それ自体を目的として収集したり、それによって歴史研究を行ったり、または、年史（地方公共団体であれば『県史』や『市町村史』）編纂資料の保存をはかるためのものではない。また、それと関わってくるが、そもそもアーカイブズは組織記録を対象としているのであって、外部から『古文書』を収集するのは本質的な役割ではない。」⁵³⁾と論じている。この富永のアーカイブズ論に対して、先に引いた桑尾・谷本は、「『アーカイブズは、歴史研究や編纂を目的とした機関ではない』とは理屈のうえでは理解できるが、それはアーカイブズを立ち上げた後だからこそいえることである。」⁵⁴⁾と批判している。しかし、富永の論は、アーカイブズ立ち上げ後だからいえるわけではなく、アーカイブズを立ち上げるためにこそ、強く意識しなければいけない事柄なのである。そうでなければ、年史や自治体史編纂がアーカイブズ設立に結びつかないという隘路を打破することはできない。ゼロからのアーカイブズ設立のためには、アーカイブズの理念を確立し、歴史研究や編纂と峻別しなければならないのである。そうでなければ執行部や構成員、地方自治体においては首長・議会や住民の理解を

得ることはできない。

折田悦郎は、「一度、年史編纂事業とアーカイブの活動を切り離して考えてみるということ、換言すれば、大学アーカイブを説明するときのスタイルを変えるということを行ってみる必要があるのではないか。」と主張し、具体的には「例えば、大学アーカイブの必要性を説くとき、『〇〇大学では〇〇年史の編集が終了し、その結果膨大な資料が残され……』云々といった説明から、『大学をめぐる状況が厳しい今こそ、〇〇大学に大学アーカイブが必要である。……』云々の書き出しにするような、そういった説明スタイルの変更が必要なのではないか。」と提言している⁵⁵⁾。

近年でもまた、小宮山道夫は「大学史編纂と大学アーカイブズとは完全に別に設計しなければならない」⁵⁶⁾と主張し、西山伸も「沿革史編纂組織は歴史編纂・研究の主体であるのに対して、大学文書館は一義的に史料の管理・公開を行っていく組織なのである。」⁵⁷⁾と両者の違いを強調している。本章で筆者が述べてきたことは、これら先学の見解を確認してきたにすぎないが、大学、自治体を問わず、アーカイブズ設立のためには、歴史研究や編纂とアーカイブズとの根本的な相違を認識し、アーカイブズの理念を明確にしておかなければならないことを再度強調しておきたい。

7. 結びにかえて—もう1つのミッションと戦略形成—

これまで、大阪大学における文書館設置への取り組みを紹介するとともに、大学史編纂と大学アーカイブズとではその目的が根本的に異なり、アーカイブズを設立するためには何より理念を確立することが大切であると主張してきた。

最後に、大阪大学文書館の戦略形成の必要性を指摘して、本章を終わりたい。先に「大阪大学文書館のミッション」のところでは述べなかったが、大阪大学文書館にはもう1つのミッションがあると考えられる。それは、「教育研究」機関である大学のアーカイブズとして「教育研究」情報の集積と発信である。これには、附属病院を有する大阪大学においては、医療情報も含まれる。大濱徹也は、大学アーカイブズを「経営と戦略の府」と位置づけているが、そのためには大学が有するさまざまな知と情報を集積し、それを共有しなければならない⁵⁸⁾。

大濱の提言は重要であるが、ある種理想論的などころもあり、実現するためにはかなりの困難が予想される。しかし、その実現が困難だからといって、われわれは理想の大学アーカイブズへ向かっての歩みを止めてはならない。

そのためには、大学アーカイブズとして明確な戦略を形成する必要がある。かつて書いた論文の一部を引用することで、本章の結びにかえたい。

大学アーカイブズは（中略）その親組織やアーカイブズの性格・戦略に応じて、さまざまな位置づけが可能である。そして大学アーカイブズに関わる者は、このことを意識的に自覚・認識し、アーカイブズとしての戦略を形成していく必要があるのである。本稿において筆者は、理念的には「教育研究」機関である大学のアーカイブズは「教育研究」に関する資料や情報を収集・集積していかなければならないと主張したが、実践的には、大学アーカイブズがどれだけそれらを収集・集積していくかは、すぐれて戦略の問題でもある。限られた施設と人員のなかでどこに重点を置くかという現実問題に対処するには、明確な戦略が必要なのである。自らの立脚点をしっかりと見つめ、今後の目標を見定めて実践する。⁵⁹⁾

大阪大学アーカイブズならではの戦略を形成したい。

1) 小川千代子『DJIレポート』51、2003年。

2) 小池聖一「大学文書館論」『近代日本文書学研究序説』現代史料出版、2008年、初出2007年。

3) 大阪大学の歴史については、大阪大学五十年史編集実行委員会編『大阪大学五十年史 通史』大阪大学、1985年、参照。

4) 菅真城「国立大学に建学の精神はあるのか？—広島大学、大阪大学の場合—」『広島大学文書館紀要』10、2008年。本論文第11章。

5) 大濱徹也「貌としてのアーカイブズ」『広島大学文書館紀要』7、2005年。

6) 西尾幾治編、恵済団、1935年。

7) 大阪大学、1956年。

8) 大阪大学五十年史編集実行委員会写真集小委員会編、大阪大学、1981年。

9) 大阪大学五十年史編集実行委員会編、大阪大学、1983年。

10) 大阪大学五十年史編集実行委員会編、大阪大学、1985年。

11) 大阪大学紹介誌編集実行委員会編、大阪大学、1991年。

12) 大阪大学創立70周年記念出版実行委員会編、大阪大学、2001年。

13) 大阪大学五十年史資料・編集室編『大阪大学史紀要』4、1987年。

14) 1998年9月1日付元大阪大学五十年史編集実行委員会委員長中馬一郎副委員長梅溪昇幹事一同発大阪大学総長岸本忠三宛「大阪大学史資料の保存と資料室の設置について(お願い)」。

15) 『大阪大学文書館設置準備室だより』1、2007年。http://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/ed_support/archives_room/publications/files/oua_letter01.pdf。

16) 宮原秀夫「復刻版刊行によせて」西尾幾治編『[復刻版]大阪帝国大学創立史』大阪大学出版会、2004年。

17) 安田公寛・平田豊弘「一斉廃棄から公文書館へ」『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会報』60、2002年。

18) 企画推進課の事務分掌は、以下の6点である(大阪大学事務局分課規程第6条)。(1)役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議に関すること。(2)総合計画室に関すること。(3)中期目標・中期計画及び年度計画の事務の総括及び連絡調整に関すること。(4)大学の将来構想に係る企画立案及び連絡調整に関すること。(5)保育施設に関すること。(6)女性研究者キャリア・デザインラボの事務に関すること。

19) 評価・広報課の事務分掌は、以下の4点である(大阪大学事務局分課規程第4条)。(1)大学の自己点検・評価及び第三者評価に関すること。(2)情報公開及び個人情報保護に関すること。(3)評価室に関すること。(4)データ管理分析室の事務に関すること。ここにみられるように、法人文書の管理が事務分掌として明記されているわけではなく、「(2)情報公開及び個人情報保護に関すること。」に関連して、法人文書ファイル管理簿の更新等の法人文書管理に関する事務を行っているように思われる。大阪大学事務局分課規程に基づいて定められた大阪大学事務局事務分掌規程第22条では、評価・広報課評価係の事務分掌として「(5)法人文書の管理の総括に関すること。」があげられている。しかし、法人文書の管理は、情報公開や個人情報保護と密接に関連はするものの、組織運営を行ううえでの根幹業務の1つであり、大阪大学事務局分課規程に事務分掌として明記されていないことは問題である。

20) 寺崎昌男「大学文書の保存と活用を」『プロムナード東京大学史』東京大学出版会、1992年。

21) 西山伸「大学文書館とは何か—沿革史との関係から考える—」『小樽商科大学史紀

要』2、2008年。

22) 小宮山道夫「実際の大学アーカイブズ考」『近代日本研究』23、2006年。

23) 小宮山道夫「実際の大学アーカイブズ考」(前掲)。

24) 初期に収録した理学部を中心とする大阪帝国大学創設時に関するビデオのダイジェストは、総合学術博物館待兼山修学館で視聴することができる。

25) 高杉英一「講義科目『大阪大学の歴史』を始めて」『大阪大学文書館設置準備室だより』2、2008年。http://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/ed_support/archives_room/publications/files/oua_letter02.pdf。

26) 国立大学で最も早く自校史教育に取り組んだ九州大学の折田悦郎は、「自校史教育は年史編集の『後始末』から始まるのではなく、大学アーカイブ本来の機能によって行われている。」(「国立大学アーカイブ私論—現状と課題—」『大学アーカイブス機能についての基礎的研究—「大学改革」との関連において—』(平成14・15年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書)、2004年)と述べている。一方、清水善仁は、大学アーカイブズとして自校史教育をおこなうことの根拠についての十分な吟味が必要であると注意を喚起している。また、清水は、大学アーカイブズとして、いかなる理念に基づく教育活動なのかという視点をさらに深く追求して論議しなければならない状況にあるとも指摘している(「大学アーカイブズ理念論序説—SAAガイドラインを手掛かりに—」『京都大学大学文書館研究紀要』6、2008年)。

確かに、清水のいうように、大学アーカイブズの理念と自校史教育の実施との関係については、さらなる議論の展開が必要であろう。ただし、大阪大学の場合、学内事情により、自校史教育の実施主体となりうるのは、文書館以外には考えられないのが現状である。ちなみに、準備室の講師の公募には、「『大阪大学の歴史』等に関する講義を担当できる者」という条件が含まれていた。

27) この報告書は、内閣府大臣官房企画調整課監修・高山正也編集『公文書ルネッサンス—新たな公文書館像を求めて—』国立印刷局、2005年、に収められている。

28) 小宮山道夫は広島大学での経験から、大学アーカイブズを設置、あるいは充実させようとする場合、「大学アーカイブズの保有する情報とスタッフによるサービスが親組織である大学にいかに関に役立つかということを示すことが最良だ」と述べている(「実際の大学アーカイブズ考」(前掲))。

29) 西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第3号 大学アーカイブズの設立と運営—2001年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学—』全国大学史資料協議会、2002年。

30) 折田悦郎「国立大学アーカイブ私論—現状と課題—」(前掲)。

31) 菅真城「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」『アーカイブズ学研究』8、2008年。本論文第1章。

32) 名古屋大学大学史資料室の大学文書資料室への改組にあたっては、「従来の歴史資料館としての機能に加えて、公文書館的な機能をあわせもつ施設として位置づけられている」(山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援」『名古屋大学大学文書資料室紀要』13、2005年)。

広島大学文書館は、大学史資料室と公文書室という2室体制をとっており、九州大学大学文書館も、大学史資料室と法人文書資料室という2室体制をとっている。これらの2室体制も、各室が歴史資料館的機能と公文書館的機能に対応しているとも考えられる。

33) 菅真城「大阪大学に文書館をつくろう！—セールスマンとしての行動宣言—」『九州大学大学文書館ニュース』30、2007年。

34) 小池聖一「独立行政法人下の大学文書館」『九州大学大学史料室ニュース』17、2001年。

35) 寺崎昌男「大学アーカイブズとはなにか」寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』東信堂、1999年、203頁、初出、1983年。

36) 清水善仁「大学アーカイブズ理念論序説—SAAガイドラインを手掛かりに—」(前掲)。

37) 菅真城「国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定についての分析」『名古屋大学大学文書資料室紀要』16、2008年。本論文第6章。

38) 西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」(前掲)。

39) 「名古屋大学法人文書管理規程」第3条第3項。「広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及び廃棄等に関する細則」第6条。

40) 堀内謙一「基礎的自治体における公文書館設立のための序論」『記録と史料』7、1996年、富永一也「公文書館論」『沖縄県公文書館研究紀要』3、2001年、富永一也「われわれのアーカイブズ」『京都大学大学文書館研究紀要』2、2004年、龍野直樹「地域資料

保存事業への思考と試行」『和歌山県立文書館紀要』6、2001年、鎌田和栄「『公文書館』施設と、『古文書』『民間所在資料』のより良い保存・公開に関する一考察」『京都大学大学文書館研究紀要』4、2006年、など。一方、西向宏介「地方自治体文書館の基本理念と『公文書館論』」『広島県立文書館紀要』7、2003年、は、先に引いた公文書中心の公文書館論を批判の俎上にあげ、自治体アーカイブズが古文書を取り扱うことの理念づけを試みている。

41) 西山伸「大学史の編集と『大学アーカイブズ』—京都大学の試み—」『神戸大学史紀要』6、2005年。

42) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」『京都大学大学文書館研究紀要』1、2002年。

43) 小池聖一「大学文書館論」(前掲)。

44) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年。

45) 桑尾光太郎・谷本宗生は「大学アーカイブズのあゆみ」(前掲)において、「私立大学におけるアーカイブズ設置の論理と、そのアーカイブズがどのような活動を主眼とするかは、やはりそれぞれの大学の実状と、その大学が持つ歴史的な性格を踏まえながら考えなければならない。」と述べている。この点は筆者も同感である。ただ、この場合もやはり、その大学アーカイブズの理念とそれに基づくミッションを確立しておくことが重要であることを強調しておきたい。

46) この8大学は「はじめに」で述べた8つの大学のことであり、時限的な年史編集室は除いている。

47) 菅真城「国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定についての分析」(前掲)。

48) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」『広島大学文書館紀要』7、2005年。本論文第3章。

49) 小宮山道夫「広島大学文書館の特色」『九州大学大学史料室ニュース』24、2004年。

50) 小池聖一「大学文書館論」(前掲)。

51) 寺崎昌男「大学アーカイブズと大学改革」『大学教育の可能性—教養教育・評価・実践—』東信堂、2002年、初出2001年。

- 52) 小池聖一「大学文書館論」(前掲)。
- 53) 富永一也「われわれのアーカイヴズ」(前掲)。
- 54) 桑尾光太郎・谷本宗生は「大学アーカイヴズのあゆみ」(前掲)。
- 55) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」(前掲)。
- 56) 小宮山道夫「实际的大学アーカイヴズ考」(前掲)。
- 57) 西山伸「大学文書館とは何か—沿革史との関係から考える—」(前掲)。
- 58) 大濱徹也「大学アーカイヴズが問われること」『アーカイヴズへの眼—記録の管理と保存の哲学—』刀水書房、2007年、初出2005年。
- 59) 菅真城「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイヴズ」(前掲)。

第5章 国立大学アーカイブズ設置への道

1. はじめに

2012（平成24）年10月1日付で、国立大学法人大阪大学に大阪大学アーカイブズが設置された。第4章で論じた大阪大学文書館設置準備室を改組したものである。大阪大学アーカイブズ設置前年の2011年4月1日には、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号、以下「公文書管理法」と略記）が施行されたが、国立大学法人もこの法律の対象であり、国立大学における文書管理やアーカイブズのあり方も大きく変わることになった。大阪大学におけるアーカイブズ設置も、この法律の影響を受けることになった。こうした状況下において、改めてこれまでの国立大学アーカイブズの設置状況を振り返り、大阪大学の取り組みに即して、今後の国立大学アーカイブズ設置に向けてなんらかの提言を行うことにも一定の意義はあるであろう。

さて、公文書管理法に対応して設置されたアーカイブズは、親組織の作成・収授した公文書の移管を受け、整理、保存、公開することを中核とするのであるが、欧米ではそのようなアーカイブズを「機関アーカイブズ」という。アメリカ・アーキビスト協会の用語集によると「機関アーカイブズ」とは「親機関によって作成ないし受理された記録を保管する場」であり、一方、「親機関ではなく個人、家族、組織から資料を収集して保管する場」を「収集アーカイブズ」という¹⁾。アーカイブズにはこのように2側面があるのだが、本章では公文書管理法との関係から「機関アーカイブズ」を重視する。

なお、本章では、公文書管理法を踏まえて大阪大学に即して大学アーカイブズ設置を考えるため、考察の対象を公文書管理法の対象機関となる国立大学に限定する。

2. これまでの国立大学アーカイブズ

これからの国立大学アーカイブズ設置を考えるにあたって、まず、これまでの国立大学アーカイブズのあゆみを振り返っておこう。日本における大学アーカイブズのあゆみについては、桑尾光太郎・谷本宗生の優れた論考がある²⁾。本章では、桑尾・谷本の論考を参考にしつつ、国立大学アーカイブズ設置のために作成された文章をてがかりに、その設置の契機について改めて振り返ることにする。

2. 1 大学史編纂と資料保存

日本における最初の国立大学アーカイブズは、東北大学記念資料室である。東北大学では、1955（昭和 30）年より五十年史の編纂が開始され、1960 年に『東北大学五十年史』上下 2 巻を刊行した。その後 1963 年に、編纂資料を保存し利用に供するための施設として「東北大学記念資料室」が設置された。同室は発足当初から英訳名を“TOHOKU UNIVERSITY ARCHIVES”とし、ユニバーシティ・アーカイブズを名乗っていたが、日本でユニバーシティ・アーカイブズを名乗ったのは、同室が最初のものである。日本における国立大学アーカイブズは、大学史編纂を契機に発足したのであった。

その後の国立大学アーカイブズも、大学史編纂を契機として設置されることには変わりがなかった。1980 年代を代表する大学沿革史は、『東京大学百年史』（全 10 巻、1984～1987 年）であろう。この編纂事業では、過去の五十年史編纂後に資料が散逸したことを教訓に、「史料の散逸を防ぎ、大学の公文書に学術的な意義を認め、それらの保存と利用を図っていくことが、編纂事業と並行して考えられていった」³⁾。そのため、1981・1982 年には学内共同研究「東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究」グループを組織し、東京大学の大学文書の概要調査と国内外の大学アーカイブズ・ミュージアムの活動状況調査を行い、1983 年に報告書『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究』（以下、『東大予備的研究』と略記。この報告書の一部は、『東京大学史紀要』第 5 号（1986 年）にも掲載されている。）を刊行した。また、『東京大学史紀要』第 4 号（1983 年）では、「特集・大学アーカイブズ」を組み、寺崎昌男「大学アーカイブズ（archives）とはなにか」⁴⁾をはじめ 3 本の論文を掲載している。

この『東大予備的研究』と寺崎論文は、以後の大学アーカイブズに大きな影響を与えることになった。『東大予備的研究』の提言の 1 節を以下にみておこう。

1 東京大学内に大学文書館を設置すること

趣旨：東京大学に蓄積された多くの資・史料、沿革文書、遺品さらには学内外で今後蓄積ないし発掘される資料に学術的価値を認め、それらの系統的な収集・保存を行うとともに、大学運営関係文書の公開に寄与する。

所属：大学文書館は特定部局に所属せず、学内共同利用センターとすることが望ましい。

2 大学文書館の機能と役割

機能：文書の整理・保存及び目録作成のほか、適当な文書の公開・閲覧等を行う。

また、将来の年史編纂を準備する。

役割：大学運営、行政等に対して基礎資料を提供し、また諸外国の大学文書館とおなじく、ひろく日本の政治史、経済史、教育史、学問史、科学技術史などの歴史的研究に不可欠の資料を提供する。

欧米、特に米国の大学アーカイブズ調査の成果で、「大学運営関係文書の公開」、「大学運営、行政等に対して基礎資料を提供」という「機関アーカイブズ」としての機能への着目もみられるが、「ひろく日本の政治史、経済史、教育史、学問史、科学技術史などの歴史的研究に不可欠の資料を提供する」と、大学アーカイブズの意義を歴史研究のための資料提供に求めているのが特徴である。歴史研究のための大学アーカイブズという考えは、寺崎論文でも顕著に主張されている。大学史編纂に中心的に関わるのは教育史や日本近現代史をはじめとする歴史研究者であるが、東京大学での大学アーカイブズ論は、これら歴史研究者による歴史研究のための要望を中心とするものであった。

こうした調査研究の成果によって、1987年に東京大学史史料室が設置されたのであるが、同室もまた、大学史編纂資料の保存を主たる業務とするアーカイブズであった。

なお、1987年には公文書館法が制定されたが、同法が国立大学アーカイブズ設置に影響を与えることはなかった。また、1985年に『大阪大学五十年史』編纂を完了した大阪大学では、東京大学の研究成果も参考に編纂完了後の資料保存機関の設置を大学当局に働きかけたが、実現することはできなかった。

1990年代には、『九州大学七十五年史』の編纂完了を受けて九州大学大学史料室が1992（平成4）年に、『名古屋大学五十年史』の編纂完了を受けて名古屋大学史資料室が1996年に設置された。旧帝大においては、大学史編纂完了後の資料保存機関として大学アーカイブズを設置する流れができてきたといえるであろう。

この流れのなかで、九州大学大学史料室設置にあたっての基本文献となった『九州大学史料の収集・保存について—九州大学史料室設置の提言—』（九州大学75年史編集小委員会、1991年、以下『九大提言』と略記）が注目される。それは、『東大予備的研究』が歴史研究との関係で大学アーカイブズを理解していたのに対し、「大学アーカイブズの必要性を歴史研究以外のところから本来は求めなければいけない」として、大学の自己確認・自己評価の具体的な場を大学自身が持つことと大学の管理・運営を援助するための情報サービスに大学アーカイブズの設置目的を求めたことである。『九大提言』は、情報公開に

触れていないという時代的制約を持つものの、現在においても極めて有効な議論であり⁵⁾、その後の大学アーカイブズ設置に与えた影響は大きい。

1986年にはマイケル・ローパーが来日し、記録管理とライフサイクル論についての講演を行い、日本のアーカイブズ関係者に大きな影響を与えた⁶⁾。この記録のライフサイクル論を受けて、以後、日本のアーカイブズ論は新展開をとげるのであるが、大学アーカイブズについても、大学史編纂と資料保存は全く異なる業務であり、記録のライフサイクル論に基づく記録管理と大学アーカイブズとの連動を重視する小川千代子の論文⁷⁾が公表されていた。そして、自己評価との関係についても、寺崎昌男の論文⁸⁾が発表されていた。

『東大予備的研究』と『九大提言』との間にはこれらの研究の進展があったのであり、いち早くその成果を取り入れた『九大提言』は、その後の国立大学アーカイブズ設置にあたっての理論的裏づけをなすものとなった。

2. 2 情報公開法—「機関アーカイブズ」への指向—

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、いわゆる「情報公開法」）が2001年4月に施行された。当時国の機関であった国立大学の行政文書⁹⁾も情報公開の対象となり、現用文書の厳密な管理が義務づけられた。こうして現用文書が公開の対象になると、保存期間が満了した行政文書の取り扱いが問題となる。保存期間が満了したからといってすべての文書を廃棄していいのか、歴史的・学術的な価値の高い文書は保存・公開しなければならないのではないか。その受け皿としての大学アーカイブズの必要性が生じてくる。こうして、情報公開法は大学アーカイブズに「機関アーカイブズ」としての新しい意義を与えることになった。

このような新しい大学アーカイブズを実現させたのは京都大学である。同大学では、情報公開への対応を検討するなかから、「大学公文書館（仮称）」を設置することが提起された。それと同じ時期に（それに先行して）、同大学では『京都大学百年史』の編纂がなされており、大学史編纂後の資料保存も課題であった。この情報公開法と『京都大学百年史』編纂を契機として、2000年11月に京都大学大学文書館が設置された。百年史編集委員会が総長に提出した文書「本学の歴史に関する史料の収集・保存・公開について（要望）」は、『東大予備的研究』や『九大提言』等の先行大学の成果を受け継ぎつつも、「情報公開」や「説明責任」といった新しい意義を大学アーカイブズに付与した。

京都大学大学文書館の最大の特徴は、記録のライフサイクルのなかに大学アーカイブズ

が位置づけられたことにある。「京都大学における行政文書の管理に関する規程」第 9 条には、「保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間とする）が満了した行政文書は、京都大学大学文書館に移管するものとする。」とあった。すべての非現用文書の大学文書館への移管を義務づけ、大学文書館で評価選別、廃棄、整理、保存、公開等を一元的に行うことになったのである。このことをもって、同館の西山伸は自ら「日本で最初の本格的な大学アーカイブズ」と評している¹⁰⁾。

こうして京都大学大学文書館の設置によって、「機関アーカイブズ」の機能を全うできる大学アーカイブズが登場した。「機関アーカイブズ」の必要性はすでに『九大提言』にもみられるが¹¹⁾、それを実現するには情報公開法という法律の後押しが必要であった。法律に影響されるのは、行政機関であった国立大学の性格上当然のことかもしれないが、情報公開法は大学アーカイブズの設置を義務づけてはいない。この意味において、情報公開法の精神をよく理解して、「機関アーカイブズ」としての大学文書館を設置した京都大学の見識を高く評価したい。

この情報公開法へ対応するために「機関アーカイブズ」としての機能を持つという動きは、既存の大学アーカイブズにも波及し、組織の改組が進んだ。東北大学記念資料室は 2000 年 4 月に東北大学史料館に、名古屋大学史資料室は 2001 年 4 月に名古屋大学大学史資料室に、さらに 2004 年 4 月に名古屋大学大学文書資料室に改組されたが、これらは情報公開法への対応という流れのなかに位置づけられる¹²⁾。

名古屋大学大学文書資料室が誕生した 2004 年 4 月は、国立大学が法人化されたときでもあった。これと同時に、広島大学文書館が設置されている。旧帝国大学以外ではじめての大学アーカイブズである。広島大学文書館は、『広島大学五十年史』編纂事業と並行して設置された。編纂完了後の資料保存機関として設置されたわけではない。しかし、文書館設置にとって大学史編纂はやはり大きな要因であった。そして同館設置にあたっては、情報公開法への対応は大きな要因であった。また、同大学では初代学長である森戸辰男の関係文書整理事業を行っていたが、これは大学の理念・個性を示すものともなった。その時に訪れたのが法人化で、国立大学法人化されたことが文書館設置の前提ともなった。情報公開の流れのなかで、大学固有のさまざまな要因が重なって文書館が設置されたのであった。

2005 年 4 月には九州大学大学史料室が九州大学大学文書館に改組され、同年 5 月には北海道大学大学文書館が設置されたが、これらも一連の情報公開法対応の流れに位置づけ

られる。そして、北海道大学大学文書館設置にあたっては、やはり『北海道大学百二十五年史』という大学史編纂事業が契機となっていた。

2. 3 公文書管理法—「機関アーカイブズ」としての大学アーカイブズ—

公文書管理法が2009年7月に公布され、2011年4月に施行された。この間の2010年4月には、神戸大学附属図書館大学文書史料室が設置された。同室は『神戸大学百年史』編纂事業を直接の前提としているが、それに加え、来るべき公文書管理法施行も視野に入れていた。

公文書管理法が施行された2011年4月には、東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室、名古屋大学大学文書資料室、京都大学大学文書館、神戸大学附属図書館大学文書史料室、広島大学文書館、九州大学大学文書館の6施設が、「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けた。これらはいずれも保存期間が満了した法人文書のうち歴史資料として重要な文書の移管を受け、整理・保存・公開することを中核業務とする「機関アーカイブズ」である。公文書管理法施行により、国立大学アーカイブズは法人文書の移管を受けるためには「国立公文書館等」としての指定を受けなければならなくなった。

公文書管理法に基づいて「国立公文書館等」として指定を受けたのはわずか6施設にとどまる。これは「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」で定められている「国立公文書館等」の要件のハードルがあまりに高いためである。公文書管理法によって、その対象機関である国立大学が大学アーカイブズを設置することは、かえって困難になってしまったのである¹³⁾。

2. 4 小括

これまでみてきた国立大学アーカイブズのあゆみから、特徴的な事柄をまとめておこう。まず指摘できるのは、すべての国立大学アーカイブズが大学史編纂事業を契機としていることである。大学史編纂完了後の資料保存機関として、日本の国立大学アーカイブズは発足した。そして、自治体アーカイブズ設置に大きな役割を果たした公文書館法は、国立大学アーカイブズ設置にあたってはなんら影響していない。

国立大学アーカイブズのあり方に大きな転換をもたらしたのは、情報公開法である。この法律により国立大学アーカイブズは、行政（法人）文書の移管・整理・保存・公開を中心業務とする「機関アーカイブズ」へと性格転換をとげる。各大学で大学アーカイブズの

新設・改組がみられ、大学アーカイブズは一見活況を呈したかのようにもみえたが、それは旧帝大を中心とする一部の大規模大学に止まるものであった。1999年は新制大学発足50周年にあたり多くの地方国立大学で年史編纂が行われたが¹⁴⁾、それが大学アーカイブズに結びついたのは広島大学のみである。大学史編纂によっても、情報公開法によっても、国立大学一般に大学アーカイブズが設置されることにはならなかったのである。

公文書管理法により、国立大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」であることが必須となった。しかし、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインのハードルの高さから、国立大学が大学アーカイブズを設置することはかえって困難になってしまった。

今後国立大学が大学アーカイブズを設置するにはどうすればよいのだろうか。次節以下では大学史編纂を契機としない大学アーカイブズを設置した大阪大学の事例を紹介しつつ、この問いに答えていきたい。

3. 大阪大学アーカイブズの設置経緯

本章冒頭で述べたように、大阪大学では、2012（平成24）年10月にアーカイブズを設置した。2008年6月までの動向についてはすでに報告したことがあるが¹⁵⁾、本節ではそれ以降の動きについても紹介し、その特徴を提示したい。

3. 1 五十年史編纂事業

国立大学アーカイブズはすべて大学史編纂を契機として設置されてきたことは前節で述べたが、大阪大学においても大学史編纂はなされてきた。1979（昭和54）～1985年に編纂された『大阪大学五十年史』がそれである。編纂関係者は、編纂完了後の資料保存施設設置を望んだが実現することはできなかった。編纂に用いた資料は、附属図書館で保管されることになった。大阪大学においては、大学史編纂から大学アーカイブズへという道を歩むことはできなかったのである。

3. 2 アーカイブズ設置への動き

大阪大学におけるアーカイブズ設置の動きの発端は、国立大学法人化を直前に控えた2003年度末である。かねてから大阪大学に文書館ないし大学史編纂室が設置されていないことを憂慮していた数名の教員等の要望を受けて、阿部武司経済学研究科教授（専門は

日本経済史・経営史) が窓口となって、大阪大学当局に文書館設置の必要性を説明したことに始まる。当時すでに情報公開法が施行されていたこと、国立総合大学では文書館の設置が増えていたことなどからみて、大学史編纂室ではなく文書館の設置が必要であるという阿部の主張には、幸いにも大阪大学当局からは理解がすぐに得られ、2005年1月に大阪大学総合計画室の下に文書館(仮称)設置検討ワーキングを設けることになった。¹⁶⁾

前節で述べたように、情報公開法を契機として、京都大学大学文書館をはじめとして、旧帝大を中心とする1部の大規模大学において、行政(法人)文書の移管・保存・公開を業務の中核とする大学アーカイブズの設置・改組が進んでいたが、大阪大学におけるアーカイブズ設置の動きも、その一連の流れに位置づけられる。また、これは大阪大学のみの固有事情ではあるが、旧帝大で大学アーカイブズが無いのは大阪大学だけであるということは、アーカイブズ設置を大きく後押ししたのであった。以下に、それ以降の主要な動きを年表にまとめ、解説を加えていくことにする。

2005年1月7日 第1回文書館(仮称)設置検討ワーキングを開催。

2005年8月22日 「文書館(仮称)設置に関する第1次答申」を第5回ワーキングで了承→総合計画室に提出。文書館の設置可の方針。

2006年2月10日 「大阪大学文書館(仮称)設置第2次答申」を第9回ワーキングで了承→総合計画室に提出。

2006年3月15日 「大阪大学文書館(仮称)設置第2次答申」を教育研究評議会で報告。

3月末 理事会が文書館設置準備室を平成18年度中に設置することを承認。

2006年7月1日 「大阪大学文書館設置準備室設置要項」施行により大阪大学文書館設置準備室設置。阿部武司教授が室長に就任。

2006年10月1日 専任室員(講師1、事務補佐員1)着任。準備室活動開始。

2007年11月1日 事務補佐員1着任(以後事務補佐員2名体制)。

2009年6月12日 「大阪大学文書館(仮称)設置構想」を第18回ワーキングで承認。

2009年6月23日 「大阪大学文書館(仮称)設置構想」を総合計画室が承認。

2009年12月24日 「大阪大学文書館(仮称)設置構想」を理事懇談会で報告。

2011年4月1日 箕面地区(154 m²)に移転。嘱託職員(アッパークラス)1着任。事務担当が企画推進課から嘱託職員に変更。

2012年4月1日 事務担当が総務企画部総務課文書管理室になる。

2012年7月30日 役員連絡会で平成24年10月1日付での大阪大学アーカイブズ設置が決定される。

2012年9月19日 「大阪大学アーカイブズ規程」が教育研究評議会で承認される。

2012年10月1日 「大阪大学アーカイブズ規程」施行により大阪大学アーカイブズ設置。

大阪大学アーカイブズは、当初、「文書館（仮称）」という名称で検討されてきた。大学アーカイブズの設置については、文書館（仮称）設置検討ワーキングにおいて検討が進められてきた。このワーキングは、将来構想や教育研究組織の整備等について所掌する総合計画室の下に置かれていた（室体制による大学運営は2012年度から廃止された）。ワーキングの設置は、総合計画室長が役員連絡会に提起して認められた。ワーキングの委員は学内関係部局から選出され（全部局の代表者ではない）、2005年1月の第1回ワーキングで、阿部武司教授が鈴木直総合計画室長から主査に指名された。以後このワーキングで主要な大学アーカイブズの視察も行いつつ、大阪大学においてアーカイブズを設置することの可否や設置する場合の目的等について検討がなされた。そして、2005年8月の第5回ワーキングにおいて、「大阪大学に関する重要な文書の収集・整理・保管・公開を目的とする文書館的機能を有する組織を大阪大学内にできるだけ早く設置する必要がある。」を主な内容とする「文書館（仮称）設置に関する第1次答申」が承認され、総合計画室に提出された。この答申によって、文書館（仮称）を設置することを前提として議論を進めることになった。そして、文書館を設置するにあたってまず文書館設置準備室を設置することを主な内容とする「大阪大学文書館（仮称）設置第2次答申」¹⁷⁾がワーキング、総合計画室会議で承認され、その後教育研究評議会で報告された（議事ではない）。そして、理事会が文書館設置準備室を設置することを認めたのであった。

こうして、2006年7月1日に「大阪大学文書館設置準備室設置要項」が施行され、文書館設置準備室（以下、「準備室」と略記）が設置された。室長には、ワーキング主査の阿部武司教授が就任した。準備室が活動を開始したのは、専任室員が着任した10月1日からである。

準備室が設置されたとはいえ、文書館（仮称）の設置時期、場所、スタッフ構成等については全く未定の状態で、文書館（仮称）の目的・使命等についてもさらなる議論が必要であった。それらについては、準備室で原案を作成し、ワーキングにおいて審議を行って

いった。その結果、成案となったのが「大阪大学文書館（仮称）設置構想」（以下、「設置構想」と略記）である。これは、3回のワーキングで審議されたが、2009年6月のワーキングで承認され、その後総合計画室において一部修正のうえ承認された。そして阿部室長が理事懇談会において設置構想について説明した。なお、理事懇談会は理事会の前に自由な意見交換を行うことを目的とする「懇談会」であり、議事録は作成されない。「設置構想」は理事懇談会止まりであり、理事会や役員会にかけられてはいない。

設置構想を取りまとめたものの、その後事態は進展しなかった。その最大の要因は文書館（アーカイブズ）としての場所を確保することができなかつたためであるが、それのみならず、アーカイブズの必要性についてもたびたび疑問が呈せられ、議論が蒸し返されることもあった。大学（特に国立大学）における意思形成のあり方の問題がここに現われている。

準備室は2011年度から箕面地区管理棟1階の3室（154㎡）に移転し、2012年度からは一定の書庫スペースが確保されるとともに、事務担当が新たに設置された本部事務機構総務企画部総務課文書管理室になった。文書管理室については後述するが、これにより文書館（仮称）の事務担当も決定した。こうして文書館（仮称）設置は具体的スケジュールに乗るようになった。この間の担当役員等との折衝過程で、文書館という館レベルの組織ではなく室レベルの組織とされた。そして、教育研究組織でなく管理運営組織として設置し¹⁸⁾、「国立大学法人大阪大学(以下「本法人」という。)及び本法人が設置する大阪大学(以下「本学」という。)の基本となる組織に関し、必要な事項を定め」ることを目的とした「大阪大学組織規程」に規定する組織とはしない、名称は文書館ではなくアーカイブズとされることになった。これらを踏まえて、2012年7月30日の役員連絡会で同年10月1日付での大阪大学アーカイブズ設置が決定され、9月19日の教育研究評議会で「大阪大学アーカイブズ規程」が承認され、同規程が10月1日付で施行されて、大阪大学アーカイブズが正式に発足したのであった。大阪大学アーカイブズの設置根拠は「大阪大学アーカイブズ規程」であり、同規程は、規程集上、「国立大学法人大阪大学法人文書管理規程」とならんで「第2章 管理運営」に配置されている。

3. 3 大阪大学アーカイブズの目的

大阪大学アーカイブズ設置にあたっての基本となる文章は先述した「大阪大学文書館（仮称）設置構想」である。ここでは、文書館（仮称）の設置目的として、以下の4点をあげ

ている。

①大学史編纂などのため資料整備を進め、大学史をはじめ広い意味での歴史研究を支援すること。

②大学の歴史や理念を明らかにすることにより、教員・職員・学生に対しては、当該大学に在籍することの意義を認識させ（アイデンティティの確立）、社会に対しては、大学の活動の軌跡をアピールすること、総じて大学広報の窓口の1つとして機能すること。その際、博物館・図書館など（大阪大学の場合、懐徳堂・適塾の両記念会、21世紀懐徳堂、中之島センターも含まれる）と連携することも重要になる。

③組織記録を適切に保存し、公的機関として過去の事象についても将来にわたって社会に対する説明責任（アカウントビリティ）を果たすこと。

④文書廃棄やそれに伴う文書収納スペースの削減を推進することによって、文書管理の効率化を進め、事務合理化を推進すること。

このなかでも、①②より③④を重視している。そのため、中核となる業務は、保存期間が満了した法人文書のうち歴史資料として重要なものを評価選別して移管を受け、整理・保存・公開することである。「機関アーカイブズ」としての機能を中核に据えているのである。

この構想を作成するにあたっては、先行する国立大学アーカイブズの設置にあたって作成された文書を大いに参考にした。新たな大学アーカイブズの理念や目的を提示したわけではない。

なお、「設置構想」がワーキングおよび総合計画室会議で承認された後に公文書管理法が公布・施行され、大学アーカイブズをめぐる社会状況は大きく変化した。大阪大学においては「設置構想」を変更したり、新たな構想を取りまとめたりすることは行わなかった。これは、情報公開法に対応して構想された大学アーカイブズはすでに「機関アーカイブズ」としての機能を中心としており、公文書管理法にも対応する論理を有していたことを示している。

3. 4 大阪大学アーカイブズの概要

大阪大学アーカイブズは、当面（2012年度まで）、「本学における法人文書の適切な管理のための調査研究及び本学の歴史に関する資料の適切な管理を行うことにより、本学の円滑な管理運営に資するとともに、教育、研究、社会貢献に寄与することを目的と」（大

阪大学アーカイブズ規程第 2 条) し、以下の 3 つの業務を行っていた (同規程第 3 条)¹⁹⁾。

- (1) 公文書等の管理に関する法律 (平成 21 年法律第 66 号) に基づく公文書等の整理、保存、公開に関する調査研究
- (2) 本学の歴史に関する資料の収集、整理、保存及び調査研究
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

これらの業務を行うため、大阪大学アーカイブズには、法人文書資料部門と大学史資料部門の 2 つの部門が置かれている。

スタッフとしては、室長 (教授兼任)、専任教員 (准教授) 1、兼任教員 12 で、事務担当は本部事務機構総務企画部総務課文書管理室である。アーカイブズの円滑な運営を図るために、アーカイブズ運営委員会が置かれている。専任准教授 1 名は大学留保ポストで、任期付きである。所属はアーカイブズであり、特定部局に所属しているわけではない。兼任教員は、歴史学、法律学、情報学を専門とする教員が務めている。先述したように、大阪大学アーカイブズは管理運営組織であるが、教員組織を有しており、教育研究活動も行っている。

大阪大学アーカイブズは、箕面キャンパス管理棟 (798 m²) に置かれている。箕面キャンパスは旧大阪外国語大学のキャンパスであり²⁰⁾、管理棟は大阪外大の本部棟として使用されていた建物である。

大阪大学アーカイブズ設置に先だって、準備室は 2011 年度から箕面キャンパスの管理棟内の 3 室 (154 m²) に移転していた。箕面キャンパスへの移転により、わずかではあるが専用の資料保存スペースを確保することができた。既存の集密書架を利用することができたのは幸運であった。そして、2011 年 4 月 1 日付で、嘱託職員 (アップークラス) 1 名が着任した。嘱託職員は停年後の再雇用職員であり、アップークラスは事務長レベルの権限を有している。嘱託職員の着任により、準備室の事務は嘱託職員が担当することになり、企画推進課は関与しないことになった。嘱託職員は本部で部長職を勤めていた人物である。経験豊富な事務職員が専任で仕事をするようになり、アーカイブズ設置に向けたさまざまな事務手続きがスムーズに進むようになった。

2012 年度からは、管理棟 798 m²を使用できることになった。3 階を閲覧室、事務室、研究室等として、1 階 (464 m²) を書庫として使用している²¹⁾。書架は、ごく一部を除いて床荷重の問題で固定式である。

また、本部事務機構総務企画部総務課文書管理室が文書館設置準備室の事務を担当する

ことになった。文書管理室のスタッフは、室長（総務課長兼任）、室長代行（嘱託職員）、室長補佐、事務補佐員2である。準備室の嘱託職員・事務補佐員と情報公開業務等を担当していた旧評価課課長補佐によって構成されている。その職掌は、法人文書管理に関すること、情報公開に関すること、個人情報保護に関すること、アーカイブズに関すること、の4つで、アーカイブズ内に執務室がある。現用文書管理を担う文書管理室とアーカイブズが一体的に活動していることは注目されてよい。文書管理室とアーカイブズとの協働により、文書管理の改善が図られ、歴史公文書等のアーカイブズへの移管がスムーズに行われることが期待される。大阪大学では、アーカイブズの前方（現用文書管理）進出、現用文書管理のアーカイブズへの関与を目指している。

大阪大学アーカイブズは、2013年4月1日付けで、公文書管理法および同法施行令に基づいて、大阪大学アーカイブズが「国立公文書館等」として、大阪大学アーカイブズ大学史資料部門が「歴史資料等保有施設」として内閣総理大臣の指定を受けた。これにより本格的な大学アーカイブズとしての活動が始まった。法人文書の移管については2013年度から開始し、整理・排架のうえ2014年度からは一般の利用に供している。文書館設置準備室時代以来収集してきた歴史資料等（大阪大学五十年史編纂資料、個人・団体からの寄贈資料や学内刊行物等）については、2013年度から一般の利用に供している。

また、法人文書管理に関する研修会を文書管理室とともに開催している。その他の日常業務は先に報告した準備室段階²²⁾とほぼ同じであるが、2013年2月22日～3月9日に国立公文書館所蔵資料展「国立公文書館が大阪大学にやってきた」を大阪大学総合学術博物館待兼山修学館において開催した²³⁾。さらに2013年度後期から専任教員によるアーカイブズ学教育（大学院経済学研究科および経済学部で同時開講）を行っていることを付記しておく。

4. 今後国立大学で大学アーカイブズをつくるには

これまで大阪大学におけるアーカイブズ設置に向けての取り組みについて述べてきた。さまざまな困難があるのは事実だが、公文書管理法が大阪大学においてアーカイブズ設置にあたって、特にアーカイブズの必要性を主張するにあたっての追い風となったのは事実である。準備室では、意図的に公文書管理法をそのように使ってきた。

しかし、それは公文書管理法公布以前からアーカイブズ設置について一定のコンセンサスが得られていたから可能であった側面がある。公文書管理法施行を受けて、急に大学ア

アーカイブズ設置を働きかけたのならば、違う展開になっていた可能性がある。また、大阪大学という日本でも有数の大規模国立大学（旧帝大）であるから可能といえるかもしれない。大学アーカイブズを国立大学が設置するにあたっては、予算・建物・人員等のすべてを学内でまかなわなければならない。予算規模の小さい国立大学においてより困難であることは、これまでの国立大学アーカイブズの歴史が裏づけている。それに加え、公文書管理法施行後は、法人文書の移管を受けるには「国立公文書館等」の指定を受けなければならないとなった。しかし、「国立公文書館等」の指定を受けるには、施設面等での高いハードルがあり、予算措置もなされない。公文書管理法によって、国立大学が大学アーカイブズを設置することはより一層困難になってしまったのである。

理想は、すべての国立大学が大学アーカイブズを設置して「国立公文書館等」の指定を受けることである。それが公文書管理法の趣旨を全うすることであるし、学問の府、良識の府としての国立大学の責務である。大学としての見識が問われているのである。大学として「腹をくくる」必要がある。

しかし、すべての国立大学に「国立公文書館等」を求めるのは、現状ではあまりに非現実的である。本章で紹介した大阪大学の取り組みが参考になればよいが、やはり大阪大学は旧帝大だからと言われる向きがあるかもしれない。国立大学法人が「国立公文書館等」の指定を受ける大学アーカイブズを設置しなくても、また、保存期間が満了した法人文書をすべて廃棄しても、公文書管理法に違反しているわけではない。しかし、だからといって、中小規模の国立大学法人もただ手をこまねているわけにはいかない。すべての国立大学で今すぐできる措置を考えておきたい。

公文書管理法第2条第5号第3項で、「政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）」は法人文書から除くとされている。政令で定める施設については、公文書管理法施行令第5条第1項第4号に「前3号に掲げるもののほか、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして内閣総理大臣が指定したもの」と規定されている。これらはいわゆる「歴史資料等保有施設」であるが、すべての国立大学の図書館はこの指定を受けている。「歴史資料等保有施設」には法人文書を移管することができないという根本問題は存在するが、大学アーカイブズ設置にあたっては、まずは図書館が重要な役割を果たすものと思

われる。

法人文書の移管を受けることのできない大阪大学文書館設置準備室および「国立公文書館等」指定以前の大阪大学アーカイブズでは、法人文書を補完する資料として学内刊行物の収集に力を入れてきた。学内刊行物を大学アーカイブズの重要な資料として位置づけているのは、既存の国立大学アーカイブズすべてに共通している²⁴⁾。京都大学、東北大学、九州大学等では、学内刊行物を刊行した際には大学アーカイブズに送付することが規則で定められている。一例として、「京都大学大学文書館への法人文書等の移管等に関する要項」の規定をみておく。大学アーカイブズへの第1歩として、まずはこれらの刊行物を集めるのである。

第7 第3及び第6に定めるもののほか、京都大学において次の各号に掲げる印刷物を作成したときは、作成者は、1部を大学文書館へ送付するものとする。

- (1) 年史、沿革史、略史その他の歴史書
- (2) 規程集
- (3) 広報誌（紙）その他の定期刊行物
- (4) 職員録、電話番号表その他の名簿、目録
- (5) 履修案内、シラバスその他の修学資料
- (6) 大学概覧、入学案内その他の広報刊行物
- (7) 自己点検・評価報告書その他の教育研究活動に関する報告書（学術研究論文集、紀要を除く。）
- (8) 調査統計報告書その他の行政資料
- (9) その他京都大学の歴史に係る資料として館長が指定したもの

印刷刊行物がアーカイブズにとって重要な資料であることは、大学のみならず自治体においても同様である。戸島昭は公文書を〈本尊〉に、行政資料を〈脇侍〉にたとえたうえで、〈脇侍〉である行政資料を残すことも文書館の責務で、行政資料の集積が文書館設置に向けての第1歩であることを以下のように指摘している。

ナマの公文書を引継・保存する文書館制度を確立していない小規模の市町村にあっても、印刷刊行した行政資料を、1部ずつでも取り出して、別置することは容易である。とりあえず、既設の図書館や資料館などでも、これらの収集は可能であろう。その蓄積の連続が、やがて文書館の設立を必要とする、有力な基盤となるはずである。（中略）

文書館作りの第1歩は、このような行政資料の収集で実績を積むことから、簡単に始められる。²⁵⁾

戸島が小規模市町村においても「脇侍〈行政資料〉を固めよう」と提言したのと同様に、小規模国立大学においても、まず学内刊行物を意図的に収集・保存するのである。学内刊行物は消耗品として扱われがちで、意図して集めないと散逸するものである。なかには図書館で所蔵されているものもあるが、これらはたまたま図書館の蔵書となっただけで、学内刊行物が体系的に集められているわけではない。このようなこれまでのあり方を改め、図書館が学内刊行物を意識的に網羅的に収集すればよいのである。学内刊行物は無料で配付されるものであるから、資料収集にあたって図書購入費が必要になることはない。整理も図書館的手法で可能であり（NDC分類よりは出所による分類の方が適しているであろうが）、図書館のルールに則って公開することも可能である（禁帯出の措置をとる必要があるかもしれないが）。図書館の専門機能と図書館職員の専門業務によって、図書館に負担をかけることなく、大学アーカイブズの基礎は築けるのである。

次に、これまでの大学史編纂で用いられた資料を整理し直し、公開できるようにすることである。大阪大学文書館設置準備室で最初に行った業務は、五十年史編纂資料の再整理であった。これまでほぼすべての大学で大学史は編纂されてきたが、編纂事業は時限的で、編纂完了後はその資料は事務局や図書館等の倉庫に退蔵されている場合がほとんどであろう。これを利用可能な状態にすれば、将来の大学アーカイブズの資料の1つの核を形成することになる。この整理には、学内刊行物に比して専門的な知識が必要になり時間もかかるであろうが、非常勤職員を充てることで可能である。大阪大学において五十年史編纂資料の再整理を行うにあたっては、まず筆者が整理の方針を立てたが、実際に資料整理を担当したのは事務補佐員である。歴史学やアーカイブズ学の素養が無くても、指示さえきちんと行えば資料整理はできる。教育学や歴史学を専門とする大学院生がいる大学では、彼／彼女らを非常勤職員として雇用しても構わない。資料を整理し目録化すれば、資料散逸の危険性は格段に低下する。そして、整理済資料は、図書館で図書館職員によって公開すればいいのである。

学内刊行物と大学史編纂資料を図書館で管理すれば、大学アーカイブズへの第1歩はどの大学でも比較的容易に踏み出すことができる。しかし、図書館では〈本尊〉である公文書（法人文書）の移管を受けることはできない。法人文書についても一定の対策を立てておく必要がある。

保存期間が満了した法人文書の措置は、移管、廃棄、保存期間の延長のいずれかである。このうち、国立大学法人から国立公文書館への移管はまず考えられないから、残るは廃棄か保存期間の延長のいずれかである。恐いのは保存期間が満了した法人文書が機械的に廃棄されることである。歴史資料として重要な法人文書が廃棄されては、将来の大学アーカイブズ設置が困難になるばかりか、大学としてそのあゆみを検証できなくなってしまう、国民（納税者）への説明責任も果たせない。そのため、法人文書の保存期間を延長する必要がある。行政文書の場合、保存期間を延長するにあたってはその理由を内閣総理大臣に報告する必要がある。法人文書の保存期間延長にあたっては、延長したファイル数を内閣総理大臣へ報告する必要があるが、大学自らの判断で比較的容易に行うことができる。事実、内閣府・文部科学省ともに、保存期間を延長することを推奨している。しかし、保存期間の延長ではその時々担当者の判断に委ねることになり、文書廃棄の危機がなくなるわけではない。そのため、やはり法人文書管理規則において廃棄を止める必要がある。すなわち、保存期間に「永久」「無期限」「大学年史編纂に必要な期間が終了するまで」²⁶⁾等を導入して、その種類の法人文書は廃棄できないようにすればよいのである。どのような法人文書を「永久」「無期限」とするかは困難な問題ではあるが、ひとまず「国立公文書館等」を有する大学の法人文書管理規則を参考にすればよい。少なくとも管理運営に関する法人文書は押さえておきたい。

図書館で学内刊行物の収集・整理・保存・公開を行い、大学史編纂資料を整理・保存・公開する。そして、歴史的に重要な法人文書の廃棄を止める。こうして、将来大学アーカイブズが設置された際の中核資料を集積する。法人文書をいつまでも現用文書として持ち続けることの問題は残るが、「国立公文書館等」の要件を緩和する必要があるとの意見は多い²⁷⁾。体力（資料）を蓄え、来るべき大学アーカイブズ設置に備えるのである。

5. おわりに

本章では、まずこれまでの国立大学アーカイブズの歴史を振り返り、その歴史の流れのなかに大阪大学におけるアーカイブズ設置の動きを位置づけ、大阪大学の取り組みを紹介してきた。大阪大学は旧帝大であり、大阪大学での実践がすべての国立大学において実現できるものではないかもしれないが、今後大学アーカイブズを設置するにあたって幾ばくかの参考になれば幸甚である。また、旧帝大でなくても、国立大学アーカイブズ設置のために今すぐできることの提言を行った。最後の提言は、国立大学を対象としたものである

が、学内刊行物の収集と大学史編纂資料の整理は、私立大学においても大学アーカイブズ設置の第1歩として有効である。

私立大学においては、学内事務文書の移管を受ける「機関アーカイブズ」たることには困難があるとよく耳にする。しかし、公文書管理法の規制を受ける国立大学と違い、私立大学は大学アーカイブズを設置し「機関アーカイブズ」機能を果たさせると自学で決定すれば可能なのである。公文書管理法の精神は、私立大学においてこそ実現しやすい。

本章は国立大学に限定した議論をしてしまったが、これからの日本の大学アーカイブズ全体の発展を考えるうえでは、国立・公立・私立という設置主体の違いをことさらに意識する必要はなかろう。各大学には固有の事情、個性があり、それを無視して大学アーカイブズを設置して機能させることには無理がある。しかし、大学という組織のなかに設置されるアーカイブズであるからには、「機関アーカイブズ」を抜きには考えられない。差違・個性と共通性のバランスを取りつつ、すべての大学に大学アーカイブズが設置されることを願って擲筆することとする。

-
- 1) 古賀崇「日米のアクセスを比較して」小川千代子・小出いずみ編『アーカイブへのアクセス—日本の経験、アメリカの経験—』日外アソシエーツ、2008年。
 - 2) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年。清水善仁「大学アーカイブズの可能性—京都大学大学文書館での経験から—」（京都図書館情報学学習会レジュメ、2010年11月18日、<http://kyotolibrarian.web.fc2.com/shiryuu/178.pdf>）も参考になる。
 - 3) 中野実「大学史編纂と史料の活性化—東京大学史史料室の紹介—」『野間教育研究所紀要 第45集 大学史編纂と大学アーカイブズ』野間教育研究所、2003年、初出1989年。
 - 4) 寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』東信堂、1999年に再録。
 - 5) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」『京都大学大学文書館紀要』1、2002年。
 - 6) ICA Mission 受入委員会編『記録管理と文書館—第1回文書館振興国際会議報告集—』全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1987年。

- 7)小川千代子「記録管理と史料保存—大学の文書館—」地方史研究協議会編『地方史の新視点』雄山閣、1988年。
- 8)寺崎昌男「沿革史と大学の自己評価」『IDE』284、1987年。
- 9)2004年に国立大学法人化されてからは法人文書。適用される法律も独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に代わったが、本稿では「情報公開法」で統一する。
- 10)以上の京都大学に関する記述は、西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第3号 大学アーカイブズの設立と運営—2001年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学—』全国大学史資料協議会、2002年、による。
- 11)本章では論述できなかったが、東北大学記念資料室設置にあたって「機関アーカイブズ」機能の必要性は意識されていたようである。さしあたり、「東北大学史料館」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年、原田隆吉「東北大学記念資料室の発足」『原田隆吉図書館学論集』雄松堂、1996年、初出1986年、参照。
- 12)ただし、東北大学・名古屋大学では、京都大学のようにすべての非現用文書の移管が義務づけられてはいなかった。
- 13)西山伸「公文書管理法の問題点—国立大学法人の立場から—」『日本史研究』592、2011年、菅真城「公文書管理法への国立大学法人の対応と課題」『レコード・マネジメント』61、2011年。本論文第9章。
- 14)学校沿革史研究会『野間教育研究所紀要 第47号 学校沿革史の研究 総説』野間教育研究所、2008年。
- 15)菅真城「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立—大阪大学文書館スタートのために—」『記録と史料』19、2009年。本論文第4章。
- 16)阿部武司「大阪大学文書館設置準備室発刊に寄せて」『大阪大学文書館設置準備室だより』第1号、2007年。
- 17) 『 阪 大 NOW』 89、 2006年。
http://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/facilities/ed_support/archives_room/publications/koho2
- 18)他の国立大学アーカイブズは教育研究組織である。
- 19)2013年度からは「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受け、所蔵資料の一般公開を行っている。そのため、2013年4月1日施行で「大阪大学アーカイブズ規程」

を以下のように改正した。

(目的)

第2条 アーカイブズは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づく特定歴史公文書等及び本学の歴史に関する資料の適切な管理を行い、本学の教職員及び学生並びに一般の利用に供することにより、本学の円滑な管理運営に資するとともに、教育、研究、社会貢献に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 アーカイブズは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 法に基づく特定歴史公文書等の整理、保存、公開及び調査研究
- (2) 法に基づく歴史公文書等の保管、評価選別、移管及び調査研究
- (3) 本学の歴史に関する資料の収集、整理、保存、公開及び調査研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

20) 大阪大学と大阪外国語大学は2007年10月に統合した。

21) 書庫スペースは、特定歴史公文書用が面積345㎡、書架延長1.6km、その他歴史資料用が面積119㎡、書架延長490m。

22) 菅真城「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立—大阪大学文書館スタートのために」（前掲）。

23) 主催：国立公文書館、共催：大阪大学アーカイブズ・大阪大学総合学術博物館、協力：大阪大学21世紀懐徳堂。

なお、大阪大学アーカイブズは展示施設は有しておらず、展示は総合学術博物館をはじめとする学内施設を借用して行う予定である。

24) 大学アーカイブズにおける学内刊行物の重要性を指摘した専論に、堀田慎一郎「大学アーカイブズと『大学資料』（刊行物資料）—名古屋大学における理論と実践—」『名古屋大学大学文書資料室紀要』14、2006年、がある。筆者も「学内刊行物の資料価値—文書館設置のために—」（『大阪大学文書館設置準備室便り』10、2012年）というエッセイを執筆している。

25) 戸島昭「地方自治体の記録をどう残すか—文書館へのステップアップ—」『日本のアーカイブズ論』岩田書院、2003年、初出1992年。

26) 「大学年史編纂に必要な期間が終了するまで」の保存期間は、北海道大学において導

入されている。北海道大学における法人文書管理については、菅真城「公文書管理法への国立大学法人の対応と課題」（前掲）、参照。

27) 公文書管理法附則第 13 条には、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

第6章 規定にみる国立大学アーカイブズ

1. はじめに

近年、一部の国立大学でアーカイブズの整備が進み、大学アーカイブズ論についても研究の進展がみられる¹⁾。大学アーカイブズに限らず、組織が設置されているからにはその根拠となる規則があるはずである。また、それらの組織が行う業務も組織の目的にかなったものでなければならない。本章において、国立大学アーカイブズの設置根拠を確認し、その目的に関する規定を分析して、各館の業務について考察する上での前提作業を行おうとするのは、そのためである。自治体アーカイブズの設置条例の比較分析は、鈴江英一「地方文書館における業務の構築について一都道府県立文書館設置条例等の規定を中心とした考察一」²⁾においてなされているものの、大学アーカイブズについては、各館の設置規則（規程）の条文の比較検討は未だなされていない。

そこで本章では、さしあたり考察の対象を業務内容にある種の共通性を見て取れる国立大学に限定し、東京大学史史料室、京都大学大学文書館、東北大学史料館、広島大学文書館、名古屋大学大学文書資料室、九州大学大学文書館、北海道大学大学文書館を対象に、各館の設置根拠および目的・業務規定について、比較検討することにする。分析の対象とした規則（規程）は2008（平成20）年時点のものである。その後規則改正を行った大学も見られるが、規定上で用いられている用語に差異はない。したがって、この作業は、結果的に新しい国立大学アーカイブズを設置するにあたって、その規程を策定する上で何らかの参考になることが期待される。

2. 国立大学アーカイブズの設置根拠

2. 1 国立大学法人化以前

国立大学法人化（2004（平成16）年）以前、すなわち国立学校設置法に基づいて設置されていた時代の国立大学には、学部、大学院、附置研究所等のほかに「学内共同教育研究施設」という組織が存在した。文部省令国立学校設置法施行規則第20条の3には、「国立大学に、当該大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行なう施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、別表第7の2のとおり、学内共同教育研

究施設を置く。」と規定されており、この省令に基づいて設置された施設は「省令施設」と通称され、「学内措置」によって設置された組織とは区別されていた。

法人化以前に設置されていた国立大学アーカイブズは、いずれも大学沿革史編纂終了後の資料保存を主たる目的としたものであった。東北大学記念資料室（1963（昭和 38）年設置）、東京大学史史料室（1987 年設置）、九州大学大学史料室（1992 年設置）、名古屋大学史資料室（1996 年設置）、京都大学大学文書館（2000 年設置）がそれであるが、これらはいずれも省令施設ではなく学内措置によるものであった。これらの施設には教員が配置されていたが、文部（科学）省によって認められた定員ではなく、学内で余っていた定員分を流用するという不安定なものであった³⁾。予算面においても概算要求に基づいて文部省から措置されるわけではなく、学内でやりくりをせねばならない不安定なものであった⁴⁾。中野実は東京大学史史料室の課題として「概算要求による独立部局化」を指摘していたが⁵⁾、東京大学に限らずいずれの大学でも、概算要求による独立部局化、すなわち学内共同教育研究施設となることはできなかったのである。

さて、ここで公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）と国立大学アーカイブズとの関係について述べておこう。公文書館法は、第 3 条で「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」と規定している。当時の国立大学は国の機関であり、したがって公文書館法の適用対象機関であった。しかしながら、公文書館法は国立大学アーカイブズ設置にあたっては何らの作用も及ぼさなかったのが現実であった⁶⁾。なお、法人化後の国立大学は国の機関ではなくなったので、公文書館法は適用されない。

2. 2 国立大学法人化以降

情報公開法の制定や国立大学法人化を受けて、国立大学アーカイブズの新設・改組が進んだ。国立大学法人化に伴い、国立学校設置法および国立学校設置法施行規則は廃止された。各国立大学は独立した法人格を有するようになり、その組織も学内規則によって規定されるようになった。ただし、概算要求事項による組織か否かという差違は存在する。現在でも国立大学アーカイブズで概算要求事項となっているものはない。また、「学内措置」による「定員」問題も法人化以前の課題をそのまま引きずっている。

以下、煩雑となるが、各国立大学アーカイブズの設置根拠を確認しておこう。北海道大学大学文書館は、「国立大学法人北海道大学組織規則」第 36 条において「学内共同教育研

究施設等」として位置づけられている。東北大学史料館は、「国立大学法人東北大学組織運営規程」第 19 条において「学内共同教育研究施設等」として「学術資源研究公開センター」が位置づけられており、「東北大学学術資源研究公開センター規程」第 7 条において同センターの業務組織として史料館が置かれている。名古屋大学大学文書資料室は、「名古屋大学教育研究組織規程」第 10 条第 2 項において「教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設として」位置づけられている。「本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として」（「名古屋大学教育研究組織規程」第 10 条第 1 項）の位置づけではない。京都大学大学文書館は、「国立大学法人京都大学の組織に関する規程」第 50 条を設置根拠とする組織であり、「学内共同教育研究施設」としては位置づけられていない。広島大学文書館は、「広島大学学則」第 16 条において「学内共同教育研究施設等」として位置づけられている。九州大学大学文書館は、「九州大学学則」第 13 条において「学内共同教育研究施設」として位置づけられている。

学内の位置づけは、「学内共同教育研究施設等」、「学内共同教育研究施設」、その他の学内施設と大学により異なるが、これは国立学校設置法施行規則廃止後各大学において省令施設・学内措置施設の位置づけが異なるためと考えられる。京都大学大学文書館は、「国立大学法人京都大学の組織に関する規程」を設置根拠とするが、「学内共同教育研究施設」ではなく、「その他の学内施設」として位置づけられている。これは、京都大学における「学内共同教育研究施設」は、旧国立学校設置法施行規則に基づく組織と考えられるためである。「京都大学大学文書館規程」は、『京都大学規程集』では「第 1 編 組織及び運営」の「第 12 章 その他の学内組織」に掲載されている。名古屋大学大学文書資料室が「学内共同教育研究施設」でなく「教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設として」位置づけられていることは先にみたとおりであるが、「管理運営」を大学アーカイブズの役割として明記しているのは名古屋大学のみである。「本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設」と別個に「教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設」が置かれているのは名古屋大学固有の事情によるものと思われるが、その理由を今ここで明らかにすることはできない。だが、「教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設」には、大学文書資料室の他に学生相談総合センターと留学生相談室がある。共に学生や留学生の相談を目的とする施設であり、管理運営を直接の目的とする施設ではない。とすると、「管理運営を全学共通に支援する施設

設」とは大学文書資料室のことになる。名古屋大学では『半現用』概念を積極的に活用しながら、大学文書資料室に全学的な文書管理の支援を行わせるという方針を定め⁷⁾、名古屋大学大学文書資料室の機能や役割を考える上で興味深い。名古屋大学に限らず、各国立大学アーカイブズは事務職員の利用を念頭に置き、アーカイブズ設置にあたっては事務の効率化ということをうたっている。しかしながら、他大学の設置根拠では「教育」もしくは「研究」がうたわれているのみである。この点、「名古屋大学教育研究組織規程」という「教育研究組織」を規定する規程において、「教育研究」のみならず「管理運営を全学共通に支援する施設」という位置づけがなされていることは画期的である。「管理運営」のみでなく「教育研究又は管理運営」とあるから教員を配置することも可能である⁸⁾。東京大学史史料室は、「東京大学基本組織規則」に規定される組織ではなく、「東京大学史史料室規則」が設置根拠となっている。

以上、各国立大学アーカイブズの設置根拠を確認してきた。この考察から、東京大学史史料室以外は、各大学の組織を規定する規則（規程）が設置根拠となっていることが判明した。組織の根拠を明確にするためには、これらの規則によってアーカイブズ設置の根拠を明示する必要がある。多くの大学では、大学アーカイブズは「学内共同教育研究施設」等として位置づけられているが、東京大学史史料室はそのような扱いにはなっていない。現行の『東京大学規則集』において、「東京大学史史料室規則」は「第1編 組織運営」の「第2章 委員会等」の箇所に親委員会である「東京大学史料の保存に関する委員会規則」に続いて掲載されている⁹⁾。2000年段階で同室の中野実は、「大学史史料室は学内措置による教育研究組織にはなっていない。現在は総務部総務課広報室の1つの施設にすぎない。「東京大学史史料室規則」は『東京大学規則集』の「設備、施設」に分類されている。同じ項目には大講堂利用規則などが収載されている。」¹⁰⁾と問題点を指摘していた。現在は多少の改善はみられるものの「全学センター」として位置づけられていないのは問題である。

東京大学史史料室は、『東京大学百年史』の刊行終了を受けて、百年史関係資料の整理・保存等を主な目的として1987年に設置された。日本の大学アーカイブズの先駆的な組織でありその後の大学アーカイブズ設置にあたって果たした役割も大きなものがあるが、先行して設置された組織であるがゆえか、同室には如上の問題があり、改善する必要がある。今後国立大学アーカイブズを設置して行くにあたっては、それぞれの大学の組織の設置を規定している規則上にアーカイブズを位置づけていかなければならない。2008年現

在文書館（仮称）を設置準備中である大阪大学を例にとるなら、大阪大学においては全国共同利用施設を除くセンターは、「国立大学法人大阪大学組織規程」第23条「本学に本学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次の学内共同教育研究施設を置く。」を設置根拠とし、同条中に施設名が列挙されていた。文書館設置にあたっては、この国立大学法人大阪大学組織規程第23条を改正して、同条の中に文書館を記載する必要がある。しかし、2012年に設置された大阪大学アーカイブズは、学内事情により、「国立大学法人大阪大学組織規程」に規定する組織とすることができなかった。そのため、大阪大学アーカイブズは、大阪大学の組織図上には表れないという問題点を有している。

3. 国立大学アーカイブズの目的・業務規定

本節では、各国立大学アーカイブズの目的規定および業務規定について分析を加える。まず、組織の設置順に2008（平成20）年時点での当該規定を示しておく。なお、東北大学史料館は2006年4月に総合学術博物館・植物園とともに東北大学学術資源研究公開センターの業務組織となり、従前の「東北大学史料館設置規程」は廃止された。しかし、新しい「東北大学学術資源研究公開センター規程」での業務の規定の仕方は至極簡略化されてしまっている。よって本稿では、旧東北大学史料館設置規程を主たる分析の対象としたことをお断りしておく。

・東京大学史料室（1987（昭和62）年4月21日設置）

東京大学史料室規則（昭和62年4月21日評議会可決）

第2条 史料室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 東京大学百年史編集委員会によって収集された資・史料の整理及び保管
- (2) 寄贈資料の受け入れ、整理及び保管
- (3) 東京大学に関する各種資料・データの収集、整理及び保管
- (4) 前各号に定めるもののほか、史料室の業務に関し必要と認められる事項

2 史料室は、前項に定める資・史料等を別に定めるところにより、東京大学の教職員等に閲覧させることができる。

・京都大学大学文書館（2000年11月1日設置）

京都大学大学文書館規程（平成 16 年達示第 59 号、平成 16 年 4 月 1 日施行）

第 1 条 京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学文書館を置く。

・東北大学史料館（2000 年 12 月 1 日改組）

東北大学史料館設置規程（平成 12 年 10 月 17 日規第 156 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日）

第 2 条 史料館は、本学の歴史に関係ある記念となる資料を収集し、これを整理保存して、利用に供するとともに、本学の歴史に関する理解を深め、もって本学及び学術の発展に寄与することを目的とする。

東北大学学術資源研究公開センター規程（平成 18 年 4 月 26 日規第 71 号）

第 2 条 センターは、東北大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設等として、標本、本学の歴史に関する資料その他の本学が所蔵する学術資料の収集及び保管、第 8 条に規定する植物園の敷地内に生育する生物資源の保全並びに学術資料及び生物資源に関する研究を行い、もって学内の教育研究に資するとともに、広く一般に公開して社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(中略)

第 7 条 センターに、業務組織として、史料館を置く。

2 史料館は、本学の歴史資料としての価値を有する資料の収集、公開等を行う。

・広島大学文書館（2004 年 4 月 1 日設置）

広島大学文書館規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 53 号、最終改正平成 19 年 6 月 27 日）

第 2 条 文書館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。

・名古屋大学大学文書資料室（2004 年 4 月 1 日改組）

名古屋大学大学文書資料室規程（平成 16 年 4 月 1 日規程第 220 号、最終改正平成 18 年 4 月 18 日）

第 1 条 名古屋大学(以下「本学」という。)に、本学の半現用及び歴史にかかわる文書並びにその他の記録を管理し、調査研究を行うとともに、本学情報の公開に積極的に対応

するため、名古屋大学大学文書資料室(以下「資料室」という。)を置く。

第2条 資料室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 本学の半現用の文書及びその他の記録(以下「大学文書」という。)の管理並びに評価選別に関すること。
- 二 本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録(以下「記録史料」という。)の継続的な収集、整理、保存及び活用に関すること。
- 三 大学文書及び記録史料の調査研究に関すること。
- 四 その他大学文書及び記録史料に関すること。

・九州大学大学文書館(2005年4月1日改組)

九州大学大学文書館規則(平成16年度九大規則第201号、最終改正平成19年5月1日)

第2条 文書館は、九州大学(以下「本学」という。)に関わる法人文書等の資料を収集、整理、保存し、大学及び大学の歴史に関する調査研究を行うとともに、その資料を学生、職員その他一般の利用に供することを目的とする。

・北海道大学大学文書館(2005年5月1日設置)

北海道大学大学文書館規程(平成17年5月1日海大達第171号)

第2条 大学文書館は、北海道大学(以下「本学」という。)の共同教育研究施設として、本学の保存期間が満了した法人文書及び本学の歴史に係る各種資料の収集、整理、保存、調査研究等を行い、閲覧、公開等の利用に供することを目的とする。

3. 1 目的・業務の規定の仕方

東京大学史史料室を除いて、各館ではその規則(規程)において、目的を規定している。東京大学史史料室には目的規定がなく、業務規定があるのみである。東京大学の各種センターの規則を通覧してみると、「全学センター」として位置づけられているセンターの規則には、目的規定が設けられている。大学史史料室と同じく「全学センター」として位置づけられていないハラスメント相談所、埋蔵文化財調査室の規則には、目的規定がなく業務規定があるのみである。東京大学史史料室規則に目的規定が欠けているのは、こうした学内における位置づけによるものかもしれない。しかしながら、組織が置かれているからにはその目的があるはずであり、その点を明確にするためにもその組織の規則において目

的規定を設けるべきである。第2節でみたように、東京大学史史料室は「東京大学基本組織規則」によって規定されている組織ではなく、学内における位置づけが不確かである。

「東京大学基本組織規則」を設置根拠とする組織へ学内での位置づけを向上し、「東京大学史史料室規則」に目的規定を設けることは、今後の課題であろう。

目的規定と合わせて業務規定を設けているのは、名古屋大学大学文書資料室のみである。このため、同室の目的規定は他の国立大学アーカイブズとは異なった定義の仕方になっている。

以下では、これらの目的・業務がどのように規定されているか、各館を比較しながら検討していくことにする。

3. 2 資料の名称

各国立大学アーカイブズが取り扱う資料に関して、規則上どのように表現されているかについて、設置された年代順に検討する。

東京大学史史料室は、「東京大学百年史編集委員会によって収集された史・資料」「寄贈資料」「東京大学に関する各種資料・データ」に3区分されている。真っ先に「東京大学百年史編集委員会によって収集された史・資料」が掲げられているのは、同室が『東京大学百年史』の実務を担った百年史編集室を母体として設置されたことをよく示している¹¹⁾。続いて「寄贈資料の受け入れ、整理及び保管」を掲げているのは、同室が百年史編纂資料のみでなく、新たな資料の寄贈を受けることができることを示すためのものと考えられる。これは「寄贈」であるから東京大学自身を出自とする資料でなく、学内外の個人・団体等から寄贈されるものであるから、個人文書・私文書に相当するものであろう。「東京大学に関する各種資料・データ」については、「各種資料」と「データ」を併記している理由は判然としないが、「寄贈資料」を個人文書と解釈した上でこれに相当するものを考えてみると、法人文書や学内刊行物など、東京大学が組織として生み出してきた資料が相当するであろう。「東京大学に関する資料」と包括的に示しているため、文書資料に限定せず、モノ資料も含めた東京大学に関するあらゆる資料を取り扱うことができることを示したものとも考えられる。東京大学百年史編集委員長・東京大学史史料室長を務めた寺崎昌男は、東京大学にアーカイブズを設置するための調査の成果として公刊した「大学アーカイブズ (archives) とはなにか」¹²⁾において、大学アーカイブズが収集する資料を10種類に分類し、「基幹部分は1)～6)等の文書資料であるが、それに限定せず、7)～8)等

の記念的物品、視聴覚資料の類も収集・保存するところに、大学アーカイヴズの特徴がある。」と論じている。「文書」や「史料」でなく「資料」という用語を用いているのは、『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究』（東京大学創立百年記念学術研究奨励金による学内共同研究 昭和 56・57 年度研究調査報告、1983 年）や寺崎による研究成果を反映したものであろう。しかし、「寄贈資料」「東京大学に関する各種資料」と併記していることを考えると、「寄贈資料」は東京大学に関係しない資料と解釈する余地も残ってしまう。また、東京大学史料室に勤務していた中野実は、「百年史編集室を母体に、大学公文書及び関連史料の収集・保存・利用を恒常的に担う機関として、史料室が設置された。」¹³⁾と論じているが、「大学公文書」（現在では法人文書）を収集資料の柱とすることは、現在の規則からは何うことが困難である。

京都大学大学文書館は、「京都大学の歴史に係る各種の資料」としている。「歴史」という限定は着いているものの「各種の資料」と包括的な定義となっている。京都大学大学文書館が対象とする資料は「保存期間が満了した学内の行政文書」「事務局や各部局で発行された印刷物」「学内外の個人・団体から寄贈・寄託される資料」の 3 つに区分されるが¹⁴⁾、これらはいずれも「京都大学の歴史に係る各種の資料」に合致している。

東北大学史料館は、「本学の歴史に関係ある記念となる資料」としていた。京都大学大学文書館の「歴史」に加え、「記念となる」という語が加わっているのが特徴である。これは同館が記念資料室（1963 年設置）を前身とし、収集資料を「記念資料」と称していた（東北大学記念資料室資料収集規程第 1 条）ことの名残であろう。

広島大学文書館は、「本学にとって重要な文書」と「大学の歴史に関する資料」の 2 本立てである。同館の目的規定が難解で改善しなければならないことは、拙稿「広島大学文書館の設立経緯と現状」¹⁵⁾において指摘したので、本章で再び議論することは省略する。筆者は「本学にとって重要な文書」を半現用文書、「大学の歴史に関する資料」を非現用文書と個人文書等と解釈するのが適当であろうと考えている。筆者の解釈の当否はおいておくとしても、資料を「歴史」に限定していない点は特徴である。「広島大学法人文書の分類、保存、移管及び廃棄等に関する細則」第 6 条では「保存期間満了前の法人文書のうち、部局等の保有する本学の歴史に係る各種資料については、総括文書管理者が指定する場所として文書館に保存することができる。」と文書館が半現用文書の保存先となることが認められており、実際、広島大学文書館では、統合移転や国立大学法人化に関する半現用文書を保存している。

名古屋大学大学文書資料室は、目的規定では「本学の半現用及び歴史にかかわる文書並びにその他の記録」とし、業務規定においてより具体的に「本学の半現用の文書及びその他の記録(以下「大学文書」という。)」と「本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録(以下「記録史料」という。)」としている。「半現用」という用語を用いているのが注目される。名古屋大学大学文書資料室規程において「半現用」という用語の概念規定を行っておく必要があることについては、拙稿「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」¹⁶⁾において指摘した。この「半現用」は、「名古屋大学法人文書管理規程」第8条第3項「文書管理者は、保存期間が満了する前であっても、当面使用しない法人文書(半現用文書)について、資料室に保存を依頼することができる。この場合、当該法人文書の保存期間が満了するまでの間は、当該文書管理者が管理を行うものとする。」を受けて用いられている言葉である。これは、記録のライフサイクル論に基づき、文書管理支援を行うという方針を明示したものである。それを実現するために、名古屋大学大学文書資料室では「シームレス型記録管理」の開発に取り組んでいる¹⁷⁾。また、これまでの多くの国立大学アーカイブズが「資料」という用語を用いていたのに対し、同室では「文書」と「その他の記録」というように「文書」が中心であると明記している。同室は名古屋大学大学史資料室を改組して発足した組織であるが、改組にあたっては「従来の歴史資料館としての機能に加えて、公文書館的な機能をあわせ持つ施設」と位置づけられている¹⁸⁾。室名自体を「大学史」から「大学文書」へ変更しており、「文書」という言葉1つをとってみても、同室の「公文書館的な機能」への指向が読み取れる。「本学の半現用の文書及びその他の記録(以下「大学文書」という。)」は「公文書館的な機能」に、「本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録(以下「記録史料」という。)」は「歴史資料館としての機能」に対応している。なお、「その他の記録」とあるが、これは公文書館法第2条「この法律において『公文書等』とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう」を参考にしたのではないかと思われる。地方自治体が設置するアーカイブズの規程でも「その他の記録」という表現は見受けられる。しかし「記録」とは文書のうち記録管理システムに組み込まれたもののみが記録なのであり、「その他の記録」という用語は改善する必要がある¹⁹⁾。

九州大学大学文書館は、「九州大学(以下「本学」という。)に関わる法人文書等の資料」としている。「資料」の内容として初めて「法人文書」と明記したことが注目される。同館の折田悦郎は、大学アーカイブズが集める資料は「親機関の生産(授受)した事務文

書を中心にすべき」と主張しており²⁰⁾、「法人文書等」はこのような折田の考え方を反映したものと思われる。「非現用」や「保存期間が満了した」といった言葉を用いていないので、現用文書や半現用文書に関与することも可能である（ただし、「九州大学法人文書管理規程」との整合性をとる必要はあるが）。このように「法人文書等」と「資料」の内容を確定したのは九州大学大学文書館が最初である。しかし、同館は大学史資料室と法人文書資料室とから構成されており、「法人文書等」では、大学史資料室が所管する資料が「等」としてしか示されていない。大学史資料室が所管する資料についても「法人文書」と併記して具体的に示す必要があるだろう。

北海道大学大学文書館は、「本学の保存期間が満了した法人文書及び本学の歴史に係る各種資料」としている。「本学の保存期間が満了した法人文書」と「本学の歴史に係る各種資料」の2本立てで明確に定義しており、わかりやすい。「保存期間が満了した」と限定しているので、現用文書や半現用文書に関与する余地はない。

3. 3 収集・整理・保存

ここでは、資料の収集・整理・保存に関する事項がどのように規定されているのかをみていく。

3. 3. 1 収集

「収集」という用語は、全ての国立大学アーカイブズで使用されている。ただし、東京大学史史料室では、寄贈資料についてはそれに対応して「受け入れ」という用語を使用している。

また、広島大学文書館では、「本学にとって重要な文書」については、「収集」およびそれに相当する用語を使用していない。これは、「文書館は広島大学の他部局が作成した文書の移管を受けるため『収集』という言葉は使用していない」²¹⁾ためである。「本学にとって重要な文書」が半現用文書に相当するであろうことは先述した。名古屋大学大学文書資料室の業務規定においては、「本学の半現用の文書及びその他の記録(以下「大学文書」という。)の管理並びに評価選別に関すること。」とあり、やはり「収集」という用語は用いられていない。広島大学文書館よりも文意は適格・明快である。これも半現用文書を取り扱う上で、「収集」という用語は不要であることを示している。なお、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』²²⁾には、「収集」は立項されておらず、

「収集基準」「収集作業」「収集文書」が立項されている。このうち、「収集作業」については、「文書館等の施設に資料を受け入れるための作業。(中略)所蔵者宅からの場合は寄贈・寄託等、行政文書の場合は引継・移管等の手続がなされる。」とある。これは作業について論じたものであるが、引継・移管も「収集」に含まれていると理解しているようにも解釈できる。しかし、用語としては、寄贈・寄託等による「収集」と行政(法人)文書の「移管」とは区別しておいた方が文書館の目的・業務が明確になり望ましいと考える²³⁾。

3. 3. 2 整理

「整理」という用語は、全ての国立大学アーカイブズで使用されている。ただし、東北大学史料館は「整理保存」と、「整理」と「保存」が一体化した用語を使用していた。

名古屋大学大学文書資料室では、「本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録(以下「記録史料」という。)」については「収集、整理」を用いているが(しかもその前に「継続的な」という語が挿入されている)、「本学の半現用の文書及びその他の記録(以下「大学文書」という。)」については、「管理」であって「整理」を使用していない。これは、同室が指向している現用段階からアーカイブズに到るまでの切れ目のない記録管理である「シームレス型記録管理」を規定上においても表現したものと考えられ、特徴的な事象である。また、これは第1節において指摘したことであるが、同室が「教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設」として位置づけられていることの反映とも考えられる。

3. 3. 3 保存

「保存」という用語は、東京大学史史料室以外で使用されている。東京大学史史料室では、いずれの資料についても「保存」でなく「保管」という用語を使用している。なお、東北大学学術資源研究公開センター規程では「保管」が使われているが、東北大学史料館設置規程では「整理保存」という用語が用いられていた。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』によると、「保管」とは「物理的な所有に基づく資料の世話をする責任。保管とは必ずしも法令上の所有権あるいは記録へのアクセスの統制権限を含まない。」とある。ここでは、「保管」では、「記録へのアクセスの統制権限を含まない」とあることに注意しておきたい。「保管」だと自ら主体的に資料の公開非公開等を判断する権限がないこともあり得るのである。したがって、「保管」でなく「保存」とする方が

望ましい。ちなみに、『文書館用語集』では、「保存」については、「資料の損傷や劣化を防ぐために、維持し保護していく全行程とその作業のこと。そこには損傷を受け劣化した資料を扱う過程も含まれるし、たとえばマイクロフィルムへと情報を移管するような行為も含まれる。」としている。

また、名古屋大学大学文書資料室では、「本学の半現用の文書及びその他の記録」については、「保存」でなく「管理」という用語を使用している。その理由は「整理」の項でみたのと同じであろう。

3. 4 公開

資料の公開や利用に相当する用語は、各大学によって異なっている。「閲覧」は東京大学史史料室・京都大学大学文書館・北海道大学大学文書館、「公開」は広島大学文書館・名古屋大学大学文書資料室・北海道大学大学文書館、「利用に供する」は東北大学史料館・九州大学大学文書館・北海道大学大学文書館、「活用」は名古屋大学大学文書資料室で用いられている。

3. 4. 1 閲覧

北海道大学大学文書館は、「利用に供する」の例示として「閲覧」をあげているので、ここでの考察からは除外する。京都大学大学文書館が「閲覧」としていることについては、すでに拙稿「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」(本論文第7章)において、複写物の交付を行えない、展示を行えない等の疑問を呈しておいたので、ここでは再論しない。

東京大学史史料室は、「史料室は、前項に定める資・史料等を別に定めるところにより、東京大学の教職員等閲覧させることができる。」としている。まず閲覧できる対象であるが、「東京大学の教職員等」とあり、「教職員」を主たる利用者として念頭に置いている。「等」が具体的に何をさすのかはこの規則のみからでは分からないが、同室が「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令」第1条に基づいて「保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣」の指定を受けていることを考えると、「等」は東京大学構成員に限らず国籍年齢等を問わない一般ということになるであろう。一般公開していることを規定上明記するのが望ましい。また「閲覧させることができる」と恩恵的に閲覧が認められ

ているように読める。同室の谷本宗生によると、「東京大学史史料室は、総務省が指定する日本の『歴史的・文化的・学術研究用史料の保管施設』のひとつであり、学内外の関係者に限らず、広く『一般の利用』に供することを目的としている」²⁴⁾とのことである。そうであるなら、なおさら情報公開法との整合性をとるといった観点からも、閲覧者に何ら制限を設けず一般公開していることが読み取れる規則に改正することが望ましい。

なお、国立公文書館では、2001年4月に独立行政法人となったことに伴い、「独立行政法人国立公文書館利用規則」を定めた。この利用規則では、「利用年齢制限（20歳以上）及び利用目的制限（学術研究又は調査）を撤廃し、年齢及び利用目的に関係なく歴史公文書等を利用できる」ことになった²⁵⁾。大学アーカイブズにおいても、年齢及び利用目的を制限しない方が望ましい。

3. 4. 2 公開

広島大学文書館は、「大学の歴史に関する資料」を「公開」するとあるが、「本学にとって重要な文書」については「公開」は館の目的とはなっていない。これは、「情報公開法に基づく現用文書の公開は他部局の業務であるため」である²⁶⁾。

北海道大学文書館は、「閲覧、公開等の利用に供する」としている。すると、ここでの「公開等」は、閲覧を除いたものということになり、広島大学文書館の「公開」よりも狭い範囲のものである。北海道大学文書館の「公開」が具体的に何をさすのかをここで明らかにすることはできないが、展示・貸出し等のことであろうか。

名古屋大学文書資料室の場合は、目的規定に「本学情報の公開に積極的に対応する」とあり、広島大学や北海道大学のような所蔵資料の公開以上の広い意味を持ったものになっている。同室の山口拓史によると、この設置目的の特徴は「名古屋大学に関わる情報の公開を積極的に行うために大学文書資料室を設置したとされる点」にあり、「情報公開」の「行政機関等から自主的に提供される広報、あるいは法令などに求める公表も含める」という意味の機能を大学文書資料室が担うことを示したものである²⁷⁾。他の大学アーカイブズにはみられない名古屋大学文書資料室固有の機能を示した言葉である。

3. 4. 3 利用に供する

九州大学文書館は、「学生、職員その他一般」と利用の対象を明記している。「学生、職員」と学内構成員を利用対象として明記していることが特徴的である。東北大学史

料館・北海道大学大学文書館は利用の対象を明示してはいないが、情報公開法との整合性を考えるならば、「一般」ということになるであろう。この場合「一般」には学生・教職員といった大学構成員も含まれる。

公文書館法第 1 条には、「この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。」とあり、「利用に供する」という目的規定には公文書館法の影響があるのではないかと考えられる。なお、国立公文書館法第 11 条第 1 項は国立公文書館の業務の 1 つとして、「第 15 条第 4 項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。」と利用の対象を「一般」と明記している。

3. 4. 4 活用

名古屋大学大学文書資料室の業務規定では、「閲覧」「公開」「利用に供する」といった用語でなく、「活用」を用いている。この点については、拙稿「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」（本論文第 7 章）において論じたので繰り返すことは避けるが、筆者は「公開」とする方が適当であろうと考えている。

3. 4. 5 展示

展示活動を実施している大学アーカイブズは多いが、「展示」を目的・業務規定に明記している事例は存在しない。「公開」「利用に供する」「活用」としている場合はそれらの中に「展示」は含まれると考えられるが、「閲覧」のみであると展示を行う根拠は薄弱である。公文書館法の解釈の要旨は、公文書館法第 3 条の「利用」について、『利用』とは、展示、貸出等も考えられるが、基本的には閲覧である」としている。本項の冒頭で述べたように、現在の国立大学アーカイブズに公文書館法は適用されないが、「利用」「公開」の中核はやはり「閲覧」である。しかし、「閲覧」のみであると業務が限定されてしまい、目的規定としてはふさわしくない。

3. 5 調査研究

京都大学大学文書館、名古屋大学大学文書資料室、九州大学大学文書館、北海道大学大学文書館は、館の目的・業務として「調査研究」をあげている。名古屋大学大学文書資料室は、「大学文書及び記録史料」、九州大学大学文書館は「大学及び大学の歴史」と「調

査研究」の対象を限定している。九州大学大学文書館の場合だと、アーカイブズ学や記録管理学に関する「調査研究」を行うことはできない。なお、公文書館法第4条には「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする。」とあり、「調査研究」という語を用いるのは公文書館法の影響ではないかと想像される。

広島大学文書館は、「調査研究」でなく「教育研究」という用語を用いている。目的・業務規定で「教育」をうたっているのは広島大学のみである。「調査研究」としている大学アーカイブズもほとんどが「自校史教育」などの教育活動を行っているが、その根拠を目的・業務規定に見出すことはできない。「教育研究」機関である大学のアーカイブズの目的・業務には「教育」を明記しておくことが望ましい。

東北大学史料館には、「調査研究」ないし「教育研究」に相当する目的は明記されていない。館として現に行っている研究活動・教育活動の根拠を示す上でも、「教育研究」を目的規定に明記したいものである。

なお、大阪大学アーカイブズは、教育研究組織でなく管理運営組織とされたため、実際には教育研究活動を行っているが、「教育研究」を業務規定に盛り込むことはできなかった。大阪大学アーカイブズの業務規定については、第5章を参照いただきたい。

3. 6 その他

東北大学史料館は、旧規程で「本学の歴史に関する理解を深め、もって本学及び学術の発展に寄与することを目的とする」としていた。「本学の歴史に関する理解を深め」とあるのは、「文書館」ではなく「史料館」という館名の性格を反映してのものであろう。東北大学学術資源研究公開センター規程第2条の目的規定に記されている「本学の歴史に関する資料」は、史料館の所蔵資料をさすのであろう。本規程では、「もって学内の教育研究に資するとともに、広く一般に公開して社会教育の振興に寄与することを目的とする」とある。博物館・植物園と機構上統合したため、史料館も「社会教育」機関として位置づけられている。これは他の大学アーカイブズにはみられないことである。

また、「評価選別」はアーカイブズの根幹業務の1つであるが、これについては名古屋大学大学文書資料室の業務規定にしかみられない。他大学も規程内に明記したいものである。

なお、地方自治体が設置するアーカイブズでは、条例等に「歴史等編さん」を規定して

いるところがあるが²⁸⁾、国立大学アーカイブズで大学史編纂を目的・業務に規定しているところはない。東北大学では、史料館とは別個に百年史編纂室を設置していた。ただし、広島大学では五十年史編集室が閉室された後、同室を引き継いだ文書館設立準備室および文書館で『広島大学五十年史』の編纂業務を実施した。「広島大学文書館規則」に大学史編纂は館の目的・業務として明記されていないが、文書館設置の経緯から文書館の本来的業務と並行して大学史を編纂したのであった。

3. 7 情報公開法と個人情報保護法

本節の最後に、情報公開法および個人情報保護法との関係について述べておく。近年の国立大学におけるアーカイブズの整備には、情報公開法の制定・施行が追い風となっていることは間違いない。日本初の本格的な大学アーカイブズと評されている京都大学大学文書館設置の契機の1つは情報公開法への対応であり、東北大学記念資料室の史料館への改組や広島大学文書館設置にあたって、情報公開法の施行は大きな要因であった²⁹⁾。広島大学文書館の場合、その設置にあたって評議会で承認された文書である「広島大学文書館設置構想」では、「文書館は、『広島大学行政文書管理規程』第8条第2項および『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』第40条に基づき設置し」と明記している³⁰⁾。関係する条文は以下のとおりである。

広島大学行政文書管理規程（平成13年2月21日規程第7号）

2 前項の規定により、原則として廃棄するものとされている行政文書のうち、本学にとって歴史的、学術的に貴重な文書の取扱いについては、学長が別に定める。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）

第40条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適切に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に務めるものとする。

この間に国立大学は法人化し、学内の文書管理規則や適用される法律も行政機関の保有する情報の公開に関する法律から独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に変わったが、「広島大学文書館規則」には、学内の法人文書についての定めである「広島大学法人文書管理規則」や「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて設置されている、あるいはそれらに対応することを目的とするとは明記されていない。この点は、広島大学のみならず、全ての大学に共通している。また、広島大学文書館は、個

個人情報保護法に対応する文書管理の最終部局となることを目指しているが³¹⁾、この点についても規則上に明記されていないことは、情報公開法と同様である。

おわりに

国立大学アーカイブズの目的・業務規定を通覧してみると、同じ国立大学とはいえ、各館の性格や戦略によって、規定の仕方は多様性を有するものであった。また、新しい組織ほど次第に規程が整備されている印象を受ける。目的規定を持たない東京大学史史料室をひとまずおいておくと、最も古い京都大学大学文書館が「京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学文書館を置く。」と包括的な規定だったのに対して、最も新しい北海道大学大学文書館は「大学文書館は、北海道大学(以下「本学」という。)の共同教育研究施設として、本学の保存期間が満了した法人文書及び本学の歴史に係る各種資料の収集、整理、保存、調査研究等を行い、閲覧、公開等の利用に供することを目的とする。」と対象資料や活動について具体的に明示するようになっている。法人文書が国立大学アーカイブズの中核資料の1つであることが、規則上に明記されるようになったのも大きな前進である。

一方で、館の活動全てを目的規定に書き込むと、煩雑な文章になりかねない。広島大学文書館規則第2条「文書館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。」のように、どのようにでも解釈できる文章になる恐れもある³²⁾。その点でいうと、名古屋大学大学文書資料室規程のように、目的と業務について別個に規定するのが望ましい。名古屋大学大学文書資料室の目的規定は、資料の「収集」・「整理」・「保存」といった他の国立大学アーカイブズの目的規定に共通して使用されている用語を用いていないのは特徴的であるが、これはそれらを業務規定において規定しているため可能となるのである。大阪大学アーカイブズ規程では、目的と業務を別の条文で規定した。条文については、本論文第5章を参照いただきたい。

また、同じ国立大学アーカイブズとはいえ、各大学や各館の成り立ちや活動状況を反映して、規則にも特徴が現れている。西山伸は国立大学の特徴的なアーカイブズとして広島大学文書館と名古屋大学大学文書資料室について紹介し、「いずれにしても広島大学や名古屋大学の試みは、大学アーカイブズの役割について一石を投じるものとなる可能性を持

っている」³³⁾と指摘しているが、広島大学と名古屋大学の規程は半現用文書への関与を認めているなど個性的であり、その業務の裏付けとなるものであった。特に「半現用」と明記している名古屋大学の事例は明快である。目的・業務を規則上どのように規定するかということは、その組織がどのような活動をするのかを表明しているものであり、実態と乖離することなく適切に規定しなければならない。

本章は既設の国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定について冗長な考察に終始した。今後は、この目的・業務規定と各アーカイブズの活動の実態について調査を進めていきたい。本章は各国立大学アーカイブズ規則について、いたずらにあげつらうことになってしまった。各国立大学アーカイブズ関係者への非礼をお詫びするとともに、今後国立大学アーカイブズを設立するにあたって本章が何らかの参考になることを願って、擲筆することとする。

1)まとまったものとしては、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年、がある。この他にも、各大学アーカイブズに勤務する教職員たちによって、大学アーカイブズに関する論文も執筆されている。

2)鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』北海道大学図書刊行会、2002年、初出1992年。

3)国立大学アーカイブズにおける「定員」、「学内措置」問題については、寺崎昌男「大学アーカイブズと大学改革—回想・状況・意義—」寺崎昌男『大学教育の可能性—教養教育・評価・実践—』東信堂、2002年、初出2001年、折田悦郎「国立大学アーカイブ私論—現状と課題—」平成14・15年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書『大学アーカイブス機能についての基礎的研究—「大学改革」との関連において—』2004年、参照。京都大学大学文書館の場合、学内措置であるにもかかわらず定員措置をとっていた。この点においても、初めて「大学文書館」と名乗った京都大学大学文書館の設置は画期的であった。岸本佳典「京都大学大学文書館設置の舞台裏」『広島大学史紀要』5、2003年、参照。

4)ただし、京都大学大学文書館の場合は、概算要求では要求した金額以上にはつかないことをデメリットととらえ、学内措置のメリットを生かそうとした。他の組織とは異なる独自の戦略であった。岸本佳典「京都大学大学文書館設置の舞台裏」(前掲)参照。

- 5) 中野実「百年史編集室から大学史史料室へ—改組の経緯と現況を中心にして—」中野実『大学史編纂と大学アーカイヴズ 野間教育研究所紀要第45集』2003年、初出2000年。
- 6) 公文書館法と大学史資料との関係について論じたものに、中川壽之「『公文書館法』の制定と大学史資料の保存問題」寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』東信堂、1999年、初出1998年、がある。
- 7) 山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援—シームレス型記録管理の試み—」『名古屋大学大学文書資料室紀要』13、2005年。
- 8) 名古屋大学には、「総長、理事及び副総長がつかさどる名古屋大学(以下「本学」という。)の運営を支援する組織」について定めた「名古屋大学運営支援組織規程」が存在するが、大学文書資料室は「運営支援組織規程」でなく、「教育研究組織規程」に規定される組織である。
- 9) 類似施設では、「東京大学埋蔵文化財運営委員会規則」に続いて「埋蔵文化財調査室規則」が掲載されている。
- 10) 中野実「百年史編集室から大学史史料室へ—改組の経緯と現況を中心にして—」(前掲)。
- 11) 東京大学史史料室については、中野実『大学史編纂と大学アーカイヴズ 野間教育研究所紀要第45集』(前掲)第2部第1章「大学アーカイヴズをめぐって」所収の諸論考を参照。
- 12) 寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』(前掲)、初出1983年。
- 13) 中野実「大学史編纂と史料の活性化—東京大学史史料室の紹介—」中野実『大学史編纂と大学アーカイヴズ 野間教育研究所紀要第45集』(前掲)、初出1989年。
- 14) 西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第3号 大学アーカイヴズの設立と運営—2001年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学—』全国大学史資料協議会、2002年。法人化後は、「行政文書」は「法人文書」と読み替えることになる。
- 15) 『広島大学文書館紀要』7、2005年。本論文第3章。
- 16) 『広島大学文書館紀要』8、2006年。本論文第7章。
- 17) 山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援—シームレス型記録管理の試み—」(前掲)。

18) 山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援—シームレス型記録管理の試み—」(前掲)。

19) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」(前掲)。

20) 折田悦郎「国立大学アーカイブ私論—現状と課題—」(前掲)。

21) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」(前掲)。

22) 大阪大学出版会、1997年。

23) シェレンバーグの *Modern Archives, Principles and Techniques* の抄訳 (『公文書と公文書館』(公文書保存制度等連絡会議資料第5号)) には以下の記述がみられる (引用は鈴江英一「わが国の公文書館における公文書の引継移管手続きと収集基準について」鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』(前掲)、初出1989年、による。)

「図書館は収集機関であるのに〔対し〕、公文書館は受入機関なのである。公文書館は〔略〕奉仕する機関による作成された素材〔原文は、material ではないかと思われる。資料と訳すべきか。—鈴江註〕を保管する目的をもって設置されている。原則として購入とか寄贈とかによって素材を取得することには重要度をかけてはいない。〔略〕これは傍線を引いて置くべきことであるが、公文書館というものは素材を収集しないものなのである。この点は、サー・ヒラリー・ジェンキンソンによって非常に明らかになっている。同氏は、公文書は、収集されるものではない。もしこの重要な事柄を確立させるためだけならば、私は「収集」なることばが、古文書家の用語の内から抹殺できたらよいと望んでいる」。鈴江はこの引用に続いて、「古」文書・古記録等私文書を所蔵するためには収集が必要と主張し、「とはいえ、文書館が「親」機関から公文書を移す業務は文書館にとって、最も重要な「収集」(というべきか否かは別として)である。また、そのための方法が各機関で制度化されている。本章の表題ともなっている「引継」「移管」という文言自体、後述するように、制度化された手続きの中の位置づけを持った用語である。さらに付言すれば、文書館へ引継移管される以前の公文書は、各機関の中で、多く「文書管理」という名称で、制度的に管理されている。」と論じている。

24) 谷本宗生「東京大学史史料室と中野実の活動について」『近代日本研究』23、2006年。

25) 独立行政法人国立公文書館業務課「独立行政法人国立公文書館利用規則について」『アーカイブズ』6、2001年。

26) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」(前掲)。

27) 山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援—シームレス型記録管理の試み—」(前

掲)。

28) 鈴江英一「地方文書館における業務の構築について—都道府県立文書館設置条例等の規定を中心とした考察—」(前掲)。

29) 全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』(前掲)の「第2部大学アーカイヴズのいま」の各施設紹介を参照。

30) 「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』5、2003年。

31) 小池聖一「国立大学法人化のなかの大学文書館—広島大学文書館の設立とその問題点—」『京都大学大学文書館研究紀要』3、2005年。

32) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」(前掲)。

33) 西山伸「『大学アーカイヴズ』の現状と今後」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』(前掲)。

第7章 国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点

1. はじめに—問題の限定—

国立大学法人化を契機として、国立大学にアーカイブズが設置されつつある。科学研究費補助金による共同研究、「大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究」（平成16年度、研究代表者西山伸京都大学大学文書館助教授）、「大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究」（平成17年度～19年度、研究代表者西山伸京都大学大学文書館助教授）も開催され、大学アーカイブズに関する議論も深まりつつある。また、2005（平成17）年12月には、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（京都大学学術出版会）も刊行された。

しかしながら、日本の大学アーカイブズに関する議論は、今まさに緒に就いたばかりである。そこで本章では、基本的に2006年時点での国立大学アーカイブズにおける法規上のいくつかの問題点を指摘し、今後のアーカイブズ論の展開のための基礎的検討を行いたい。

まず、本章でいうところの国立大学アーカイブズについて定義しておきたい。なお、この定義付けは本稿での考察において問題を限定するために便宜的に行うものである¹⁾。

法人化後の国立大学には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）が適用されている。同法第2条第2項では、「政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」は法人文書から除外されることになっており、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第1条では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項第2号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。（中略）5 前各号に掲げるもののほか、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したもの」とある。国立大学アーカイブズたるべきには、この独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律および同法施行令に則って総務大臣の指定を受けている必要がある。

しかし、総務大臣指定を受けたすべての施設が大学アーカイブズではない。文部科学省からは附属図書館等を総務大臣指定施設とするように指導されており、博物館等の中にも指定を受けているものがある。2004年3月31日付で総務大臣指定を受けた国立大学法人の施設は346施設に及んでいる²⁾。

本章においては、国立大学アーカイブズは、総務大臣の指定を受けたもののうち、学内の文書管理規程（規則）上において、法人文書のライフサイクルに位置づけられている施設のことをいうことにする。すなわち、法人文書の評価選別権を持ち、非現用文書の移管先に指定されている施設である。

2. 国立大学法人文書管理規程の問題点

2. 1 行政（法人）文書管理規程の制定

2001（平成13）年4月1日、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第102号。以下、「行政機関情報公開法」と略記）が施行された。当時国の機関であった国立大学においても、同法に対応するために学内規程を制定し、行政文書ファイル管理簿が作成された³⁾。広島大学では、評議会に情報部会を設置し、対応を検討、2000年12月26日付で「広島大学における情報公開に関する考え方（答申）」（以下、「情報部会答申」と略記）を作成し、各部局での意見聴取が行われた。情報部会答申、これに先立って2000年12月11日付で、国立大学協会第7常置委員会において「国立大学における情報公開についての検討結果報告（案）」（以下、「国大協案」と略記）が作成され、各国立大学に通知されていた。国大協案には「〇〇大学行政文書管理規程（案）」など、関係規則の雛形も含まれていた。国大協の「〇〇大学行政文書管理規程（案）」では、行政文書の移管または廃棄について次のように記されていた。

第8条 保存期間（前条第6項の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間）が満了した行政文書（保存期間が1年未満のものを除く。）は、施行令第16条第1項第8号の規程により公文書館等の機関（以下「公文書館等」という。）へ移管するものを除き、原則として廃棄するものとする。

2 前項の規定により、原則として廃棄するものとされている行政文書のうち、本学にとって歴史的、学術的に貴重な文書の取扱いについては、学長が別に定める。

（中略）

6 第1項に規定する公文書館等への移管に関する手続等については、学長が別に定

める。

ここでいわれている「公文書館」は、国立公文書館のことと考えられる。広島大学の情報部会答申で示された「広島大学行政文書管理規程（案）」は、国大協案と同一のものであった。当時国立大学から国立公文書館への移管は法的には可能であったが現実性はなく、この案では恒常的な文書保存機関とそれへの移管方法が明示されておらず、「本学にとって歴史的、学術的に貴重な文書」も廃棄される危険性が高かった。このため広島大学五十年史編集専門委員会では「情報部会答申に対する提言」を提出して文書保存の必要性を訴えたが、これに対する評議会情報部会からの「情報部会答申に対する提言についての回答」は事実上のゼロ回答であり、情報部会答申案のまま規程化された⁴⁾。法人化以前の国立大学の行政文書管理規程は、京都大学⁵⁾など一部を除き、ほぼ国大協案の丸写しであった。国大協案第8条第2項には、「本学にとって歴史的、学術的に貴重な文書の取扱いについては、学長が別に定める」とあるが、広島大学においてこのことが検討された形跡はない。全国的に見ても、学長が別に定めた事例は皆無ではなかろうか。

なお、法人化以前においては、国立大学から国立公文書館への移管が法的に可能だったことは前述したとおりである。しかし、2004年4月1日をもって国立大学法人となった後は、国の機関ではなくなった。したがって国立大学法人から国立公文書館への移管は不可能になった。しかしながら、国立大学法人化後も、国立公文書館への文書移管をうたったままの文書管理規程の大学も見られる⁶⁾。法律と学内規程とが制度上の矛盾を来しているのである。このことは、多くの国立大学がいかに非現用文書の保存・公開に関心を持っていないかをよく示していよう。

また、2011年4月1日に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」と略記）が施行されたことにより、国立大学から国立公文書館に法人文書を移管することが可能になった。しかし、現実的は、国立大学から国立公文書館に移管することはできない。これについては、本論文第8・9章を参照いただきたい。

国立大学という共通した目的を達成するために役職員1人あたりが作成する文書数は、各大学間であまり差はないはずである。しかしながら、役職員1人あたりの法人文書ファイル数は、最多の52.62冊（北海道教育大学）から最小の0.9冊（滋賀医科大学）まで大きな格差が存在する⁷⁾。多くの国立大学においては、まず現用文書の管理体制を確立しなければならないのである。

2. 2 広島大学法人文書管理規則の問題点

広島大学法人文書管理規則の問題点については、拙稿「広島大学文書館の設立経緯と現状」⁸⁾において指摘した。遺憾ながらそこで指摘した問題点は1年たった2005年現在でも解決されていない。今後の課題としたい。

なお、旧稿発表後、2006年3月24日付で「広島大学法人文書の分類、保存、移管及び廃棄等に関する細則」が副学長(人事・総務担当)決裁により制定され、2004年4月1日にさかのぼって適用されたので、以下にその条文を紹介しておく。

広島大学法人文書の分類、保存、移管及び廃棄等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学法人文書管理規則(平成16年4月1日規則第122号。

以下「規則」という。)第19条、第23条第1項、第25条第4項及び第35条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の法人文書の分類、保存、移管及び廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人文書の分類)

第2条 法人文書の分類の基準は、本学の事務及び事業の性質及び内容等に応じた系統的な大分類、中分類及び小分類の3段階とし、別表第1のとおりとする。

2 規則第19条第1項に定める法人文書分類基準表は、別記様式のとおりとする。

3 文書管理者は、当該部局等において保有している法人文書を前項の法人文書分類基準表に基づき分類しなければならない。

(保存期間基準)

第3条 規則第23条第1項に定める法人文書保存期間基準は、別表第2のとおりとする。

(法人文書の移管)

第4条 文書館公文書室長(以下「公文書室長」という。)は、法人文書の移管の日時を文書管理者と協議して定める。

2 前項により移管が決定した法人文書の文書館への移管作業は、原則として文書館が行う。

3 公文書室長は、移管された法人文書(以下「移管文書」という。)の移管後の措置について、文書管理者の意見を聴くものとする。

4 文書館長(以下「館長」という。)は、移管文書に不開示情報が記載されていると

きは、適切に管理しなければならない。

(法人文書の廃棄)

第5条 当該年度に廃棄する法人文書はその旨を記し、当該部局等においてあらかじめ決められた場所に集める。

2 前項については、あらかじめ公文書室長に通知しなければならない。

3 移管後、文書館にて廃棄する場合は、文書館において文書管理システムにその旨を入力するとともに、当該部局等の文書管理者に通知する。

(その他の資料の移管)

第6条 保存期間満了前の法人文書のうち、部局等の保有する本学の歴史に係る各種資料については、総括文書管理者が指定する場所として文書館に保存することができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、文書館が定める。

附 則

1 この細則は、平成17年3月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学行政文書管理規程(平成13年広島大学規程第7号)の規定に基づき作成又は取得されている文書に係る法人文書の分類の基準及び保存期間(保存期間が永年のものを除く。)の満了する日の設定については、なお従前の例による。

3 この細則の施行の際現に旧広島大学行政文書管理規程の規定に基づき保存期間が永年と指定された法人文書については、作成又は取得から30年が経過した時点で、法人文書としての必要性を順次見直し、保存期間の延長、廃棄又は移管等の手続に付すものとする。

(別表、別記様式略)

第4条において法人文書の文書館への移管手続きが、第5条によって法人文書の廃棄方法が定められ、2005年度にはこれに則って法人文書の文書館への移管がなされた。また、第6条により、文書館は半現用文書の保管場所として指定された。

なお、文書館が当初考えた原案は「広島大学文書館への法人文書等の移管等に関する細則」として、

広島大学において次の各号に掲げる印刷物を作成したときは、作成者は、1部を文書館に送付するものとする。

- 1 年史、沿革史、略史その他の歴史書
- 2 規程集
- 3 広報誌(紙)その他の定期刊行物
- 4 職員録、電話番号表その他の名簿、目録
- 5 履修案内、シラバスその他の修学資料
- 6 大学概覧、入学案内その他の広報刊行物
- 7 自己点検・評価報告書その他の教育研究活動に関する報告書(学術研究論文集、紀要を除く。)
- 8 調査統計報告書その他の行政資料
- 9 その他広島大学の歴史に係る資料として館長が指定したもの

の条文を含んでいたが、事務上の都合で「広島大学法人文書の分類、保存、移管及び廃棄等に関する細則」となり、学内刊行物の文書館への納本制度規定がはずされた。現在学内刊行物については文書館に送付するよう依頼しているが、やはりこれは規則化することが望ましく、「広島大学文書館への学内印刷物等の送付に関する細則」といった規則を制定する必要があるだろう。

2. 3 京都大学の問題点

「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第9条には「保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間とする。)が満了した法人文書は、京都大学大学文書館へ移管するものとする。」とある。これは、非現用文書根こそぎ大学文書館への移管方式とでもいえよう。この根こそぎ移管方式をもって、京都大学の文書管理および大学文書館は高く評価されてきた⁹⁾。しかし、この京都大学の規定ははたして万全なものであろうか。詳細は次項において検討することにして、ここでは疑問を呈するにとどめておく。

また、京都大学では「各行政文書の保存年限を30年、10年、5年、3年、1年のいずれかに定めた(永年保存は設定しなかった)」¹⁰⁾にもかかわらず、かつて筆者が指摘したように、「京都大学には2004年12月現在で570点の永年保存文書が存在する。そのほとんどは人事関係であり、多くの自治体文書館が抱えている人事関係文書がアーカイブズに移管されないという問題点は、京都大学においても存在する」¹¹⁾のである。

なお、ここで永年保存文書について若干補足しておくとして、情報公開法上、総務省は「最低保存期間の最も長いものを30年としたのは、30年を1区切りとして保存継続の必要性の見直しを的確に実施する趣旨であるが、必要に応じて永年保存区分を設けること(未来永劫の趣旨ではなく、非常に長期の保存を要するものであって、期間は確定できないが職務上必要な期間の趣旨)とすることは妨げない。」¹²⁾との見解を取っており、多くの府省庁や独立行政法人においても、永年保存文書は存在する。永年保存文書が存在することは、法律上何ら問題がない。国立大学法人についてみると、全87大学のうち永年保存の区分を設けていないのは8大学のみである。これらの大学では、保存期間満了に伴い、機械的に文書が廃棄される危険性がある¹³⁾。なお、各国立大学の全法人文書ファイル中永年保存文書ファイルの占める割合は、0.1% (大阪大学) から27% (富山大学) まで様々であるが¹⁴⁾、4分の1以上が永年保存文書であるのは、文書管理上不適切である。各国立大学法人の役職員1人あたりのファイル数に大きな開きがあることは前項で指摘したが、国立大学は文書管理について根本的に意識改革する必要がある。

3. 国立大学アーカイブズ規程の問題点

3. 1 京都大学大学文書館の問題点

京都大学大学文書館はその規程第1条において、「京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学文書館を置く。」と、その目的を定めている。前項で指摘した「京都大学における法人文書の管理に関する規程」とあわせて考えると、京都大学においては法人文書の評価選別と廃棄に関する規定が欠如していることがわかる。この点については、拙稿「広島大学文書館の設立経緯と現状」¹⁵⁾において、以下のように指摘した。

京都大学は、「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第9条において「保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間とする。)が満了した法人文書は、京都大学大学文書館へ移管するものとする。」とあり、すべての文書が大学文書館に移管される義務規定であることが注目され、評価されてきた。しかし、文書の廃棄については、「京都大学における法人文書の管理に関する規程」および「京都大学大学文書館規程」のどこにも規定されていない。京都大学大学文書館は、「京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行う」(同館規程第1条)ことを目的としており、文書の廃棄は目的外の行為となってしまう。京都

大学の法規上では、すべての法人文書は大学文書館において廃棄することなく保存し続けなければならないのである（京都大学大学文書館規程には「その他目的達成のために必要な業務」といった業務規定も存在しない）。

この京都大学の問題点は、大学アーカイブズに先行して設置されてきた自治体アーカイブズと比較するとよく分かる。そこで、自治体アーカイブズの中でも関連規定が最も整備されていると考えられる神奈川県立公文書館の場合と比較してみることにする。

「神奈川県行政文書管理規則」第15条には、「保存期間が満了した行政文書は、公文書館長に引き渡さなければならない。」と、すべての行政文書が公文書館に移管（引き渡し）されることになっており、この点は京都大学と同じである。神奈川県では、この条文を受けて、「神奈川県立公文書館条例」第4条に以下のように定められている。

第4条 知事は、前条の規定により引き渡された公文書等について、知事が別に定める基準により、歴史資料として重要な公文書等を選別し、保存しなければならない。

2 知事は、前条の規定により引き渡された公文書等のうち、前項の規定により保存する公文書等以外の公文書等を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。

神奈川県立公文書館の石原一則は、神奈川県立公文書館制度化のポイントとして以下の3つをあげている¹⁶⁾。

（前略）公文書館ができるときに制度化のポイントになったことはといいますと、まず1番目は、これは繰り返しになりますが、現用永年保存制度の撤廃です。

それから2番目に引継ぎ・引渡しの義務、つまり移管の義務です。「移管をすることができる」ではなくて、「移管しなければならない」です。これは大きな意味を持ちます。作成機関は理由なく移管せずを持ったままではいられないことになりましたから。

それから3番目、これも大きなところなんです、選別と廃棄の権限。これは公文書館が独占すること^(ママ)ということになりました。作成所属は廃棄処分ができない、あるいは公文書館長の許可を得ないと廃棄処分ができない。これは公文書館条例とそれから行政文書管理規則で規定されております。

こうした制度によって、非現用文書になったらすべて公文書館に移管しなければならない、勝手に廃棄処分してはいけないということが決められました。これは一言で言えば、非現用文書の根こそぎ移管です。

これができたときに、当初の目標はこれで十分達しただろうと思いました。ところ

がやっぱり見落とししたところが幾つか見えてきた。それがレジュメの課題のところにあげておいたことです。

最も制度的に整備されていると思われる神奈川県においても、実際に制度を運用してみると問題点があることを石原は指摘しているのであるが、ここではその問題は置いておいて、石原の指摘する制度化の3つのポイントを京都大学の場合と比較してみよう。

第1のポイント、永年保存制度の廃止。これについては京都大学においても規定上は達成されているが、実態として永年保存文書が存在することはすでに指摘したとおりである¹⁷⁾。第2のポイント、移管の義務については、京都大学においても達成されている。筆者が京都大学において最大の問題と考えるのは第3のポイント、選別と廃棄の権限である。京都大学で達成されているのは、石原の指摘の第2番目のみである。重ねて繰り返すが、京都大学の法規上においては、「京都大学大学文書館規程」の中に移管を受けた法人文書の評価選別・廃棄権限が大学文書館のみに存在することを明記しなければならない。京都大学大学文書館では、2005年3月に約5000点の非現用文書を廃棄し、西山伸はこれを「管見の限りでは、大学アーカイヴズにおける本格的な文書廃棄の最初の例である」と評しているが¹⁸⁾、現在の京都大学の法規上では、この文書廃棄は法規違反と考えざるを得ない¹⁹⁾

再び京都大学大学文書館の目的規定の検討に帰ろう。「京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学文書館を置く」の「閲覧及び調査研究」についてである。「閲覧」とあるが、この規則では現在京都大学大学文書館が行っている資料の複写物の交付を行うことができない。「閲覧」とは「書物や書類などの内容を調べながら読むこと。また、読むことを改まっていう語。閲読。」²⁰⁾なのである。また同じく展示活動を行えない可能性が高い²¹⁾。資料の複写、展示を行うために、現在の「閲覧」を「公開」に改める必要がある。また、広報等の普及活動を行う根拠もこの目的規定からでは読み取れない。現在京都大学では大学文書館として自校史教育は実施していないが、将来これを行おうとしたときに、この規定ではたして実施することができるのであろうか。京都大学大学文書館に限らず、日本のアーカイヴズの目的規定は、資料の収集、整理保管、調査研究、教育普及という博物館の目的規定を準用してしまっている。アーカイヴズ独自の理念に基づく目的規定の設定が必要である²²⁾。

3. 2 名古屋大学大学文書資料室の問題点

次に、名古屋大学大学文書資料室の関係規程について考察してみよう。

名古屋大学大学文書資料室規程

(設置)

第1条 名古屋大学（以下「本学」という。）に、本学の半現用及び歴史にかかわる文書並びにその他の記録を管理し、調査研究を行うとともに、本学情報の公開に積極的に対応するため、名古屋大学大学文書資料室（以下「資料室」という。）を置く。

(業務)

第2条 資料室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 本学の半現用の文書及びその他の記録（以下「大学文書」という。）の管理並びに評価選別に関すること。
- 二 本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録（以下「記録史料」という。）の継続的な収集、整理、保存及び活用に関すること。
- 三 大学文書及び記録史料の調査研究に関すること。
- 四 その他大学文書及び記録史料に関すること。

名古屋大学大学文書資料室規程の特徴は、「本学の半現用の文書及びその他の記録（以下「大学文書」という。）の管理並びに評価選別に関すること」と半現用文書の管理、評価選別を業務規定に明記していることである。しかし、「半現用」文書はアーカイブズの世界においてはよく用いられる言葉であっても、情報公開法には存在しない言葉である。ここでは、「半現用」文書とは何かという概念定義をしておく必要があるだろう。「名古屋大学法人文書管理規程」第8条第3項には「文書管理者は、保存期間が満了する前であっても、当面使用しない法人文書（半現用文書）について、資料室に保存を依頼することができる。この場合、当該法人文書の保存期間が満了するまでの間は、当該文書管理者が管理を行うものとする。」とあり、名古屋大学における半現用文書とは「保存期間が満了する前であっても、当面使用しない法人文書」であり、それを資料室で保存することができるというものである。これを先に見た神奈川県の場合と比較すると、「神奈川県行政文書管理条例」第13条では「法務文書課長は、前条第1項の規定により保存する文書で保存期間が10年以上に属するもののうち、保存期間が5年を経過したものについて、公文書館長に引き継がなければならない。」と義務規定になっている。名古屋大学に限らず、日本の大学においてアーカイブズが文書の中間保管庫として義務化されている事例は存在しない。

さて、科学研究費研究会『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』では、名古屋大学大学文書資料室の山口拓史の報告「名古屋大学大学文書資料室の概要」に対して、資料室が「半現用」文書に関与することを問題視する意見が多かった。しかしながら筆者は「半現用」文書を扱う人（スタッフ）と場所（保管庫）が担保されさえすれば、法規的には「半現用」に関与することは問題ないとする²³⁾。ただ、嘉戸一将の以下の「コメント」については留意しておく必要がある。

個人情報保護法が制定されるなど、近年、個人情報の取扱に関して、より厳重な手段を講ずることが求められているように、文書の管理には慎重を要する。例えば、中間書庫に保管された文書中に記載された個人情報・法人情報等が漏洩した場合、責任を問われるのは誰か。管理権が形式的に原課にある場合、当然、原課が責任を問われることになる。しかし、原課以外の職員が立入可能な場所に保管されているにもかかわらず、原課にのみ責任を問うのは妥当性を欠く。そうすると、原課は原課以外に所属する人が文書を閲覧するのを禁ずるのが賢明だということになるだろう。あるいは、複数の部局・部課の文書を保管するような中間書庫ではどうするのか。「半現用の文書」という概念は、現用から非現用までの文書管理の移行をスムーズにする、あるいは永年保存などの保存年限がない文書にアーカイブズが関与しうる機会を提供するなどのメリットがあるのかもしれないが、他方で、権限や責任の所在を曖昧にすることにならないだろうか。

ここで嘉戸は、中間書庫の権限や責任の曖昧さを指摘している。この嘉戸の指摘は、逆に言うと京都大学大学文書館や広島大学文書館が有している「分館」が抱える問題点でもある。各部局の書庫の一部を利用した「分館」は、これまで文書作成現課とアーカイブズ双方に利点があると肯定的に捉えられてきた。確かにそのとおりである。しかし、もし分館から個人情報や法人情報が漏洩したとき、その責任は誰が負うのか。もちろんその文書の所有者であるアーカイブズには責任があるであろう。しかし、その建物の管理者である部局に責任が及ばないとも考えがたい。「分館」を運営していく上では、その管理の責任関係を明文化しておく必要がある。

さて、話を名古屋大学大学文書資料室に戻そう。筆者が同資料室規程で最も違和感を感じるのは、第2条第2項「本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録（以下「記録史料」という。）の継続的な収集、整理、保存及び活用に関すること。」である。筆者はここにある「活用」を「公開」とすべきだと考えるのであるが、その理由については節を改めて

論じることにする。

本来なら筆者が所属していた広島大学文書館の問題点についても指摘すべきであるが、すでに第3章で書いた。なお、「広島大学文書館規則」第2条は、制定時には「文書館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の保存・整理並びに大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。」であったものが、2005年5月17日規則第105号によって、「文書館は、広島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。」に改正された。

4. 「活用」か「公開」か

4. 1 科学研究費研究会での議論

大学アーカイブズは、資料を「活用」するところなのか「公開」するところなのか。先に筆者は名古屋大学大学文書資料室規程について考察する中で、「活用」でなく「公開」とすべきと述べた。本節ではこの問題について考察を進めることにするが、これに関してはすでに平成16年度科学研究費研究会において議論されている。『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』として報告書も刊行されているが、科学研究費研究成果報告書という性格上、必ずしも広く行き渡っているとは言えない。したがって、まずは重複をいとわず、科学研究費研究会での議論を見ておこう。

2004(平成16)年9月18日に行われた第1回研究会「大学所蔵の歴史的資料の公開について」において、名古屋大学大学文書資料室の山口拓史は、大学アーカイブズは資料を「活用」することが使命だとの見解を表明した。以下に山口の発言を引用する。

うちの文書資料室の業務の内容を見てもらうと、公開とか展示という言葉はほとんど使っていないと思うんです。使いたいのは活用ということなんです。アーカイブズの基本業務というのは(中略)、恐らくアーカイブズは大学アーカイブズであろうと一般アーカイブズであろうと、資料を収集して、保存して、活用する、この3つのグループで括ったほうが、あとは中の展開はバリエーションに応じてできるんじゃないか。(中略)展示活動は必須ではなくて、活用するのは義務だと思います。収集して保存すれば、活用しなければいけない。その活用の形態が例えば展示であったりする

し、公開であったりするし、我々の場合は展示は独自のスペースを持たないから、いわゆるサテライト展示、出張展示ばかりであります。公開はまだできていませんが、いずれ法人文書を公開していく。活用の一途ですね。(中略) 公開も必要なんだけど、恐らくアーカイヴズに求められているのは、公開をしてあげるでもなし、展示をしてあげるでもなし、活用する義務を必ず負っているのだろうなというような考えがだんだん強くなってきているんですが、皆さんこれまでされてきた中で、その辺に、私の考えに違和感があるかどうかというのをもしお聞かせいただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

この山口の発言に対して、筆者は以下の発言を行った。

山口さんの活用については、活用がないと全然だめだし、異論はないんですが、ただ言葉の問題とするならば、収集はアーカイヴズがする、整理もアーカイヴズがする、保存もアーカイヴズがするんですけども、活用になりますと、アーカイヴズがしてもいいわけですけども、活用してもらおうというところが大きいので、言葉の表現の問題とすると、別の言葉を考えたほうがいいのかないかなという気がします。

研究会では控えめの発言を行ったが、筆者はやはり「公開」だと考えている。

第3回研究会では、山口拓史が「名古屋大学大学文書資料室の概要」という発表を行ったが、これに対する嘉戸一将の「コメント」も「活用」問題を取り上げている。

ここから山口報告におけるアーカイヴズ像が窺えるだろう。すなわち、ここでのアーカイヴズとは、所蔵する資料が一般利用に供されていることと、資料に基づく歴史編纂（あるいは正史編纂か）という2つの要件を備えることが求められている。アーカイヴズの要件として、前者についてはおそらく異論はないであろうが、後者については誰もが同意するとは言えない。(中略) そして、業務が、「半現用の文書」の管理と評価選別と、「歴史にかかわる文書」の収集・整理・保存・「活用」（一般に「公開」と言われるが、「活用」という言葉を用いているところが山口報告の1つの要点となっている）となったところが改組の「ポイント」となる（同資料室規程第2条）。こうした改組の「ポイント」を踏まえて、山口報告は、「期待される役割」を2つ挙げている。1つは、『歴史資料館』的な役割であり、「記録史料を管理・活用することであり、具体的には、閲覧等による広義の情報公開と、「自校史」教育・展示・公開講座を指す。「歴史資料館」の定義はともかく、山口報告が資料の「公開」ではなく、「活用」という言葉を強調するのは、特にこの後者のためである。アーカイヴ

ズの理念に、この資料の「活用」、つまり「自校史」教育・展示・公開講座を盛り込んでいるのは、注目に値するだろう。というのも、従来、アーカイヴズは社会教育機関ではないことから、現実に教育や展示などの活動を行っていても、それを理念レベルに、いわば規範として位置づけることには異論があったからである（それゆえ、山口報告では「歴史資料館」の役割と呼ばれているのだが、博物館とアーカイヴズの間で揺れ動く「歴史資料館」の定義の曖昧さを踏まえるなら、概念^(ママ)しての有効性には疑問の余地がある）。

(中略)

同様の曖昧さは、「歴史にかかわる文書」の「活用」という言葉にも認められる。すなわち、「活用」という言葉の主語、主体の曖昧さである。閲覧において資料の「活用」の主体は利用者である。しかし、「自校史」教育や展示、公開講座等における資料の「活用」の主体は、同資料室である。つまり、山口報告が「歴史資料館」の役割と位置づけるものの中には、2つの性質の異なる業務が盛り込まれている。無論、どちらか一方のみを取るべきだとは思わないが、資料を「活用」する権限あるいは責任は、誰にあるのだろうか。一般に「公開」という言葉が用いられるのは、単に閲覧に提供しているという事実のみを表現あるいは確認しているのでなく、アーカイヴズが資料を保存する機関として、保有する資料を広く公開する責任があるという規範をも表現しているからでもあると言える。「活用」という言葉は、こうした権限や責任に対する意識を閉ざしてしまうおそれがないだろうか。いずれにせよ、これから議論を深めていく必要のある問題であると思われる。

筆者はこの嘉戸の見解に賛同する。次項では嘉戸とは異なった観点から、「活用」の孕む危険性を指摘したい。

4. 2 アーキビストの倫理綱領に照らして

1996年に国際文書館評議会（ICA）北京大会で採択されたアーキビストの倫理綱領には、以下の下りがある²⁴⁾。

6. アーキビストは文書館資料に対する最大限の利用可能性を促進し、すべての利用者に対して公平な業務を行わなければならない。

(中略)

8. アーキビストは、一般的な利益において与えられた特別な信頼を用い、自らに与

えられた地位を利用して、不公正に自らあるいは他者に利益をもたらすことを避けなければならない。

(中略) アーキビストが所属機関の所蔵資料を用いて個人研究や著作発表を行う場合、その資料を利用できる条件や範囲は、一般利用者と同じでなければならない。アーキビストは、業務の中で得た非公開の所蔵資料にかかわる情報を、漏らしたり利用してはならない。アーキビストは、アーキビストが雇用されている専門的及び管理運営上の義務の適切な遂行を妨害するような、アーキビストの個人的な研究や著作発表の関心を、許容してはならない。所属機関の資料を利用する場合、研究者に対しまずアーキビストがその知識を用いたい旨を通知してからでなければ、アーキビストはその研究者による未発表の知識を用いてはならない。アーキビストは、所属機関の資料に立脚して書かれたその分野の他者の著作のレビューやコメントは、してもよい。アーキビストは、専門外の人々が文書館の実務や責任についての調停を行うことを許容してはならない。

ここで改めてアーキビストの倫理綱領を持ち出したのは、「活用」という言葉の中に、一般利用者に優先してアーキビストが自らの研究のために資料を「活用」する危険性を感じるからである。アーキビスト＝歴史研究者ではないのである。これは多くの論者が指摘してきたところであるが、近年の議論をいくつか見てみよう。大濱徹也は以下のように論じている²⁵⁾。

専門職に課されているのは、残されている記録・資料をいかに提供しうるかであって、そこにあるもので己の歴史研究をすることが「専門職」だと思いこんできたことが社会的認識を妨げている一因である。アーキビストは、歴史研究者とは一線を画し、よき緊張関係をきづくべきである。歴史研究者の予備軍ではない。いわんや歴史学者の召使であるはずがない。

また、伊藤然は以下のように論じている²⁶⁾。

情報公開時代の資料利用は、一般住民の利用を可能にすることが第一義である。専門職員は、目的外に資料を利用してはならないし、独占的に所蔵資料を利用して歴史研究をしてはならない。歴史研究者のみに便宜を図るべきでもなく、また歴史研究者の成果を断りなしに資料の価値判断へ利用してはならない。歴史研究者は、住民と差別なく資料提供を受けなければならないし、専門職員は何人にも平等に資料提供をしなければならないのである。(中略)

文書館専門職員が歴史研究をしたいのであれば、一般の利用者と同じ手続きや基準でなければならない。ここが、「調査研究」を専門とする博物館学芸員と異なる点といえるだろう。なお、「アーキビストの倫理綱領」第8条は、特権として「個人的な利益」を得てはならないと定めている。文書館の展示が歴史学の資料研究を前提とするなら、この点が課題として残る。(中略)

アーキビストの倫理綱領を読むにつれ、最大の利用者である歴史研究者の倫理綱領が必要であるということを感じずにはいられない。「歴史研究者よ、アーキビストたれ」という歴史研究者の主張があり、文書館の利用にあたって利用者側から文書館を理解する意味でアーキビストの視点が重要なことは認める。だが、職能として歴史研究者は利用者であって、アーキビストではない。日本の不幸はこの両者が混乱し、同一視されてきたことにある。

京都大学大学文書館の西山伸は、「本来文書館とは、資料を提供する施設であり、アーキビストとはそのプロフェッションであって、資料を利用した研究・教育活動を重要な業務の柱と位置づけるのは本筋ではないのかもしれない。この問題についての明確な回答は今では持ち合わせていないが」²⁷⁾と述べている。先に筆者が科研費研究会において「活用がないと全然だめだし、異論はないんですが」と発言したことを引用したが、この発言は歴史研究者としての発言であったと自省せねばならない。「活用」がだめだ、アーキビストが資料を「活用」してはならないと言っているのではない。アーキビストが資料を「活用」するときは、あくまで一般利用者と同一条件でなければならない。ただこのことが言いたいだけである。

大濱徹也や伊藤然のように、国や自治体アーカイブズを念頭に置いた理論では、アーキビストが資料を「活用」する歴史研究者でないことは明確である。大学アーカイブズもアーカイブズであるからには、アーキビストの倫理綱領に照らして、一般利用者と異なる資料「利用」をしてはならない。しかし、大学は教育研究機関であり、国立大学アーカイブズのアーキビストには、多くは教員が配置されている。その教員は、(歴史)研究の業績によってアーキビストとして採用されている。教員の職務は教育研究を行うことであり、アーキビストと教員との折り合いをいかにしてつけるのか。大学アーカイブズ独自の問題がここに存在する。

5. 国立大学アーカイブズ利用規則の問題点

2011（平成 23）年に公文書管理法が施行される以前、京都大学大学文書館、名古屋大学大学文書資料室、広島大学文書館を始めとして、多くの国立大学アーカイブズの利用規則は、「独立行政法人国立公文書館利用規則」（平成 13 年 4 月 2 日規程第 7 号）を準用していた。そのため、情報公開法との関係で言えば、情報公開法の不開示情報は、個人、法人、国の安全、公共の安全、審議・検討、事務・事業であるが、アーカイブズでの不開示情報は、個人、法人、国の安全に限定されていた²⁸⁾。また、作成・取得から 30 年が経過している場合は、アーカイブズは情報の重要度により 3 段階に分けて経過年数により公開している²⁹⁾。

「独立行政法人国立公文書館利用規則」は、2003 年 3 月 31 日に一部改正され、利用者の責任として第 6 条に「利用者は、歴史公文書等に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。」が追加された。国立公文書館はこれについて、「従来、資料の複写及び出版掲載等申請の際、著作権法上その他の問題が発生した場合には、申請者がその責務を負うこととされていましたが、プライバシー等第三者の権利利益を侵害することがないように、利用者が歴史公文書等に含まれる情報を利用する際の責務について、新たな規程を設けました。」³⁰⁾と説明している。名古屋大学や広島大学の利用規則ではこの利用者の責任条項を含んでいるが、京都大学は含んでいない。京都大学では利用者責務条項があったからといって、第三者の権利が侵害される事態が発生した際には、アーカイブズは法的にその責任を負わなければならないため、利用者責務条項を採用していない。確かに京都大学がいうように、利用規則に利用者責務条項があったからといって、第三者の権利利益を侵害することがあった場合にはアーカイブズはその責務を負わなければならない。ただし、利用者責務条項を明記しておくことによって、アーカイブズは権利利益を侵害した利用者に対して契約違反として損害賠償請求の主体となることができる³¹⁾。また、利用者への注意を喚起するという観点からも、利用者責務条項を明記しておく必要がある³²⁾。

国立公文書館や国立大学アーカイブズは情報公開法と整合性が取れ、現用段階よりアーカイブズにおいてより情報が公開されるように利用規則が定められている。しかし、2005 年 4 月 1 日からは個人情報保護法が全面施行され、個人情報の本人開示・訂正・利用停止が認められた。しかし、国立公文書館を始めとして日本のアーカイブズで個人情報保護法と整合性のある利用規則は存在しない³³⁾。現用文書で認められている公開範囲より、アーカイブズで開示される範囲の方が狭いのは問題であり、このまま放置しておけばアーカイ

ブズの存在意義が問われることになる³⁴⁾。アーカイブズにおいて本人開示の制度化は緊急の課題である。なお、本人開示に関して伊藤然は、「個人情報を理由に閉鎖するならば、個人情報の母体である本人、その家族や直系の子孫に閲覧を許さないのは、自己情報コントロール権の観点から矛盾する。」³⁵⁾と述べている。

個人情報保護法においては、個人情報の訂正権が認められている。アーカイブズにおいても、過去の文書の訂正請求権は認められるのであろうか。また、認められるとすると、いかなる方法によって訂正するのであろうか。また、個人情報保護法における個人情報の範囲は「生存する個人に関する情報」に限られているが、「死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報である場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもある。）には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる」³⁶⁾。文部科学省告示「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（文部科学省告示第161号）でも、「本人が未成年又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人（保護者等）も『本人』に含まれ」ることを明記している。このことを、過去の文書に照らしてアーカイブズを利用する上でどのように整合性をつけるのか。死者の情報の遺族への開示のあり方について検討することも、アーカイブズの緊急の課題である。

また、アーカイブズが抱える大きな問題の中に、非公開措置を不服とするものへの救済策の確立がある。情報公開における非開示救済と比べて、アーカイブズのそれはあまりにも貧弱であり、ある面では無対策のそしりを免れえない。2011年の公文書管理法施行によって、特定歴史公文書等の利用請求権が認められたが、それ以前の「独立行政法人国立公文書館利用規則」には不服救済措置として以下の条文があった。

第5条 前条各項に掲げる一般の利用の制限に関し、不服がある者は、その旨館長に申し出ることができる。

2 館長は、前項に規定する不服の申出があった場合には、別に定めるところにより、館に置く有識者による会議に諮った上で、当該申出に係る回答を遅滞なく行うものとする。

独立行政法人国立公文書館有識者会議は、「国立公文書館が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関する重要事項や利用規則に定める一般の利用制限に関する不服の申出に関す

る事項等に対して、意見及び必要な助言を行うために開催してい」³⁷⁾るものであり、現に不服申し出について審査事例が存在している³⁸⁾。

広島大学文書館でも国立公文書館にならい、利用内規に以下の条項を設けた。

第5条 前条各項に掲げる一般の利用の制限に関し、不服がある者は、その旨文書館長に申し出ることができる。

2 文書館長は、前項に規定する不服の申出があった場合は、文書館運営委員会に諮った上で、当該申出に係る回答を遅滞なく行うものとする。

しかしながら、文書館運営委員会は、文書館長を委員長とし（広島大学文書館規則第13条）、文書館長、図書館部長、総務部長、文書館の専任教員（教授及び助教授に限る。）、学長が必要と認めた者若干人から構成され（広島大学文書館規則第11条）、文書館の管理運営の基本方針に関する事、事業計画に関する事、その他文書館の運営に関する事について審議する（広島大学文書館規則第12条）。したがって、運営委員会は第三者機関ではなく、また法律の専門家も存在しない。よって、不服審査をするには不適當である。アーカイブズにおいても、情報公開・個人情報審査会に相当する機関が必要なのである。その方法としては、法律の専門家等から構成する各大学の情報公開・個人情報審査委員会の審議事項とする、もしくは国立大学法人など独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象機関共通の審査会を設置するなどが考えられよう。ただ、前者、すなわち各大学の情報公開・個人情報審査委員会の審議事項に付け加える方が現実的であろう。

審査会のようなものを設けたとして、その決定にも不服であった場合には、国立大学法人アーカイブズに対して争訟は提起できるのであるか。国立公文書館に対する争訟請求権は行政法の専門家の間でも学説の別れるところであるが³⁹⁾、国立公文書館が独立行政法人化（職員は公務員）した今日では争訟を起こすことはより困難であろう。国立大学法人の職員は非公務員であり、国立大学アーカイブズを相手取って行政不服審査請求をすることは無理だろう。公務員でないから、国家賠償請求の対象にもならないであろう⁴⁰⁾（公務員型の独立行政法人ならば可能なのであるか？）。アーカイブズなど行政機関情報公開法・独立行政法人情報公開法除外機関の非公開措置に対する救済措置を法制化する必要がある。このことは、公文書管理法施行後、「歴史資料等保有施設」として内閣総理大臣の指定を受けた施設についても同様である。

なお、早川和宏は、情報公開制度により、公文書を利用する者に権利意識が生まれていることを指摘した上で、「公文書館制度が、真に国民や住民のためのものとして受け入れ

られるためには、争訟の提起を恐れてはなるまい。肝要なのは、争訟の提起を念頭に置きつつ、それだけ重要な公文書等を専属的に取り扱う組織としての自負と責任感をもって、公文書館の職員が日々の職務に臨むことであろう。」と述べている⁴¹⁾。アーキビストの心構えとして至極まっとうで重要な指摘である。しかし、国立公文書館でも地方公共団体が設置する公文書館⁴²⁾でもない国立大学アーカイブズには、アーキビストの心がけ以前の制度的側面の整備が必要とされているのである。

6. おわりに

本章では、京都大学大学文書館、名古屋大学大学文書資料室、広島大学文書館を主な対象として、国立大学アーカイブズが抱える法規上の問題点をいくつか指摘してきた。本来なら「はじめに」で定義した国立大学アーカイブズ全てについて論じるべきであったが、紙幅の都合もあり叶えられなかった。他日を期したい。

本章を終えるにあたって、情報公開法・個人情報保護法と国立大学アーカイブズとの関係について一言述べておきたい。国立大学が法人化するにあたっては、国立大学に独立行政法人通則法を適用することができないために国立大学法人法が作られた。しかし、国立大学法人の情報公開にあたっては独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が、個人情報保護にあたっては独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が機械的に適用されている。現行の法制下においては、国立大学法人の情報公開・個人情報保護は「国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に」（国立大学法人法第3条）何ら配慮することなく、一般の独立行政法人と同様に対処しなければならないのである。このことは、公文書管理法と国立大学アーカイブズとの関係についても同様である。指定を受けた国立大学アーカイブズは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外機関であるが、その運用においては情報公開法・個人情報保護法の趣旨を踏まえる必要がある。しかし、だからといって、国立大学アーカイブズの活動において、情報公開法・個人情報保護法と同じく国立大学における教育研究の特性に何ら配慮しないというのは、誤った運用の仕方であろう。

大濱徹也が言うように、「大学アーカイブズというのは、自分の手でさわれる世界」なのである⁴³⁾。現在の日本の国立大学アーカイブズ関係者は、日本史学もしくは教育学を専門とするものがほとんどであるが、大学内には法律の専門家も多数いる。「学術の中心」

(学校教育法第 83 条) である大学のアーカイブズとして、法規的問題についても自らの手で整備していかねばならない。

- 1) これは、本来ならばアーカイブズとは何か、大学アーカイブズとは何か、国立大学アーカイブズとは何かについて考察する必要があるが、その作業を省いているということである。
- 2) 平成 16 年 3 月 31 日官報号外第 68 号。附属図書館については、所在地が異なる学部図書室等ごとに指定を受けることになっているため指定施設数がおびただしく多くなっている。
- 3) 京都大学における情報公開法への対応（特に行政文書ファイル管理簿の作成）については、西山伸「大学におけるアーカイブズとは—京都大学大学文書館の設置—」『広島大学史紀要』5、2003 年、参照。
- 4) 「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』5、2003 年。
- 5) 京都大学においては、情報公開法に対応するにあたって、部局長会議の情報公開検討ワーキンググループから、保存期間の過ぎた行政文書のうち学術的価値の高い文書を保存する「大学公文書館（仮称）」を整備することが提起された。これについては、西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第 3 号 大学アーカイブズの設立と運営— 2001 年度総会および全国研究会の記録 於神奈川大学—』全国大学史資料協議会、2002 年、参照。
- 6) 同様の問題点は、国立大学法人のみならず、独立行政法人においても見かけられる。
- 7) 菅真城「法人文書ファイル数にみる国立大学の文書管理」『京都大学大学文書館だより』9、2005 年。
- 8) 『広島大学文書館紀要』7、2005 年。本論文第 3 章。
- 9) 例えば、寺崎昌男「私の大学アーカイブズ論—回想・状況・意義—」『大学史紀要 紫紺の歷程』5、2001 年。「大学アーカイブズと大学改革」と改題して、寺崎昌男『大学教育の可能性—教養教育・評価・実践—』東信堂、2002 年、に再録。筆者も小宮山道夫と連名で「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第 9 条を評価する文章を書いたことがある（「京都大学における文書保存体制について」『広島大学史紀要』5、2003 年）。
- 10) 西山伸「『大学アーカイブズ』を考える—京都大学大学文書館の設置—」『記録と史

料』12、2002年。

- 11) 菅真城「法人文書ファイル数にみる国立大学の文書管理」(前掲)。
- 12) 総務省行政管理局編『詳解情報公開法』財務省印刷局、2001年。
- 13) この危険性は、永年保存の区分があっても、アーカイブズを設置していない大学については同様に存在する。
- 14) 菅真城「法人文書ファイル数にみる国立大学の文書管理」(前掲)。
- 15) 『広島大学文書館紀要』7、2005年。本論文第4章。
- 16) 石原一則「評価選別の方法について」『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』(平成16年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(1))研究成果報告書 研究代表者西山伸、2005年)。
- 17) 広島大学においては現用永年保存制度は存在しており、今後この問題を解決しなければならない。
- 18) 西山伸『『大学アーカイブズ』の現状と今後』全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年。
- 19) 京都大学大学文書館は、みずから「当館は京都大学の保存期間が満了した文書をすべて受け入れているため、京都大学における非現用法人文書の廃棄に関する責務を負っており、当館の重要な業務と位置づけています。」(傍点引用者、『京都大学大学文書館だより』8、2005年)と述べているが、筆者はこの見解は首肯できない。「保存期間が満了した文書すべてを受け入れている」ことと「非現用法人文書の廃棄に関する責任を負っている」ことは、別次元の問題である。なお、文書廃棄がアーカイブズの重要な業務とする点は、筆者も同じ考えである。
- 20) 『日本国語大辞典 第2版』第2巻、小学館、2001年。
- 21) 展示室で文書を読むことは「閲覧」に含まれるかもしれないが、モノ資料を見ることは「閲覧」ではない。
- 22) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」(前掲)。
- 23) 名古屋大学において資料室の「半現用」文書への関与が義務規定でなくできる規定であるのは、文書作成現課の意向以上に保管庫の物理的制限が大きいためではないかと推測する。
- 24) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』大阪大学出版会、1997年。

- 25) 大濱徹也「公文書館制度への理解をどう形成するか」『アーカイブズ』11、2003年。
大濱徹也『アーカイブズへの眼—記録の管理と保存の哲学—』刀水書房、2007年、に再録。
- 26) 伊藤然「歴史的公文書の非公開をめぐる—個人情報を中心に—」『記録と史料』14、2004年。
- 27) 西山伸「『大学アーカイブズ』を考える—京都大学大学文書館の設置—」『記録と史料』12、2002年。
- 28) 情報公開法と国立公文書館における不開示情報の比較については、早川和宏「行政機関情報公開制度と国立公文書館制度」『成城法学』63、2000年、高橋滋「国立公文書館における公文書等の保存管理とその公開」一橋大学法学部創立50周年記念論文集刊行会編『変動期における法と国際関係』有斐閣、2001年、参照。
- 29) 総務大臣指定を受けるにあたって「広島大学文書館利用内規」について総務省から法律に基づかない誤った行政指導があったことについては、菅真城「国立公文書館『公文書館実務担当者研究会議』に参加して」『広島大学史紀要』6、2004年、参照。
- 30) 「独立行政法人国立公文書館利用規則一部改正の概要」『アーカイブズ』12、2003年。
- 31) 早川和宏氏のご教示による。
- 32) これについては、伊藤然「歴史的公文書の非公開をめぐる—個人情報を中心に—」（前掲）も指摘している。
- 33) 広島大学文書館では、個人情報保護法施行に伴って「広島大学文書館利用内規」を一部改正し、別記様式第1号「広島大学文書館閲覧室利用申込書」に「この申請書に記載された個人情報は、広島大学文書館での閲覧に関する必要な手続及び統計調査を行うために使用するものであり、その他の目的に使用いたしません。」の文言を付け加えたが、本人開示等には対応できていない。
- 34) 早川和宏は情報公開制度との関係において、「行政機関情報公開法や情報公開条例により不開示情報が類型化された以上、物理的に同一の公文書等の公開を任務とする公文書館の側でも、これとの整合性を意識せざるを得ない。仮に、情報公開制度における不開示の範囲より、公文書館における非公開の範囲が広がっているとすれば、公文書館は、現用段階では見ることのできた公文書等を見せないようにする、現用組織の隠れ蓑的組織になってしまう。（中略）一定の情報については『現用段階では見ることができなかったものを、非現用段階で見ること』が可能となる。これは、公文書館の価値を高め、（即効性

はないかもしれないが) 国民や住民の目を公文書館に向けるきっかけとなろう。」と述べている。早川和宏「情報公開と公文書館—歴史家の施設から住民の施設へ—」『アーキビスト』59、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会、2003年。

35) 伊藤然「歴史的公文書の非公開をめぐって—個人情報を中心に—」(前掲)。

36) 総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説』ぎょうせい、2005年。

37) <http://www.archives.go.jp/yusiki/index.html>。2013年3月現在で引用文は存在しない。

38) ただし国立公文書館有識者会議は、国立公文書館の業務全般にわたって審議しており、厳密な意味での第三者機関とはいえないかもしれない。仮に筆者が利用制限に対して不服があった場合、有識者会議においても非公開とされたならば、その決定を第三者による見解とは受け止められない。

39) 早川和宏「行政機関情報公開制度と国立公文書館制度」(前掲)は請求権を認め、高橋滋「国立公文書館における公文書等の保存管理とその公開」(前掲)は請求権を認めない。

40) 国家賠償法第1条には、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」とある。

41) 早川和宏「情報公開と公文書館—歴史家の施設から住民の施設へ—」(前掲)。

42) 地方公共団体が設置する公文書館の法的地位については、早川和宏「情報公開と地方公文書館—その現状と課題—」『高岡法学』15—1・2(通号22)、2004年、参照。

43) 大濱徹也「貌としてのアーカイブズ」『広島大学文書館紀要』7、2005年。「大学アーカイブズが問われること」と改題して、大濱徹也『アーカイブズへの眼—記録の管理と保存の哲学—』(前掲)に再録。

第8章 公文書管理法と国立大学アーカイブズ

1. はじめに

2009（平成 21）年 6 月 24 日に公文書等の管理に関する法律（以下、「公文書管理法」と略記）が制定され、7 月 1 日に法律第 66 号として公布された。同法は、2011 年 4 月 1 日付けで施行された。

この公文書管理法の制定は、記録管理やアーカイブズに関わる者にとって非常に大きな出来事であった。しかし、同法に関する議論をみていると、国の行政文書の管理に関することと第 34 条の地方公共団体の責務に関することに議論が集中しており、「独立行政法人等」が同法の対象機関であることについては、あまり注意されていないように思われる。「独立行政法人等」には、国立大学法人も含まれる¹⁾。

公文書管理法は国立大学法人とその設置するアーカイブズにどのような影響を及ぼし、どのような問題点があるのか。2011 年現在で大学アーカイブズの設置を準備していた大阪大学の状況を踏まえて論じたい。

なお、本章の記述は、「行政文書の管理に関するガイドライン」「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」が公表されていない公文書管理法施行以前の情報に基づいている。

2. 公文書管理法上の国立大学法人の位置づけ

本節ではまず、公文書管理法上で国立大学法人や独立行政法人がどのように位置づけられているかを確認しておく。

まず、第 1 条の目的をみておく。

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に

説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

この条文の意義については、公文書等が「国民共有の知的資源」であり、「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と位置づけられたことの意義などについて多くの議論がみられるので、本章で論述することは割愛するが、「国及び独立行政法人等」と、国と並んで独立行政法人等も公文書管理法の目的対象機関であることを確認しておく。

独立行政法人等については、第2条第2項で定義されており、この定義の中に国立大学法人も含まれる。大学共同利用機関法人も対象機関である。第2条第3項では、「国立公文書館等」について定義しているが、国立公文書館のみならず、「行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの」（第2条第3項2）も「国立公文書館等」である。すなわち、独立行政法人や国立大学法人などが設置するアーカイブズでも、政令で定められれば、「国立公文書館等」となるのである。第2条第3項2機関に移管された「歴史公文書等」（第2条第6項）は「特定歴史公文書等」（第2条第7項）となり、「特定歴史公文書等」の取り扱いについては、国立大学アーカイブズも国立公文書館と同一になる（第15～27条）。

独立行政法人等の文書は法人文書と呼ばれる。その定義は、第2条第5項でされているが、これは独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の定義と同一である。法人文書の管理については、第11～13条で定められている。第11条第1項には、「独立行政法人等は、第4条から第6条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。」とあり、基本的に法人文書も行政文書に準じた適正な管理が求められている。そして、第11条第4項では、「独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。」と定められている。独立行政法人や国立大学法人も、歴史公文書等は国立公文書館等に移管し、その他の文書は廃棄しなければならないのである。

3. 公文書管理法の課題と問題点－「独立行政法人等」に即して－

3. 1 レコードスケジュール

公文書管理法では、レコードスケジュール制が導入された。それは、第5条第5項に以下のように規定されている。

行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政

文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

この第5条第5項は行政文書に関する規定だが、第1章でみたように、法人文書についても、この規定に準じて適正に管理する必要がある。

このレコードスケジュールは公文書管理法のポイントの1つといわれており、内閣官房公文書管理検討室(当時)の岡本信一・植草泰彦の共著『Q&A 公文書管理法』には、「レコードスケジュールの導入により、専門家のサポートを受けながら歴史的に重要な公文書等の選別をあらかじめ行い、円滑に国立公文書館等へ移管することとした。」²⁾とある。

公文書管理の在り方等に関する有識者会議(以下、「有識者会議」と略記)の座長代理でもあつた宇賀克也によると、文書の移管または廃棄の決定について、「作成または取得した後に、その内容を熟知した職員が可及的速やかに移管の是非を判断することとした」³⁾のである。宇賀の見解の繰り返しになるが、「当該文書を作成または取得した職員が、当該文書の内容を知悉しているわけですから、作成または取得した時点で移管または廃棄の措置を決定するのが望ましいと思われます」⁴⁾という考えに基づいている。公文書管理法では、評価選別の主体は、アーキビストではなく、文書を作成または取得した原局の職員なのである。

はたして、原局の職員が評価選別を行うことが、理想像なのであろうか。この点については、既に京都大学大学文書館長(当時)の藤井譲治が、「公文書館あるいはアーキビストの本来的な役割が、文書作成者の意図や思惑を排除し、文書を歴史的、法的、管理運営的観点から評価選別を行うことにある点からすれば、本法律で恣意的評価選別の可能性が最も高い原局がそれを行うとしている点は、原理的な点で大きな欠陥といわねばならない。実際的にも原局に、『歴史公文書』と廃棄する文書の恣意的でない評価・選別をする能力が備わっているとはとても思えない。『公文書管理の在り方等に関する有識者会議』の最終報告のなかでの『公文書管理担当機関が定める統一的な基準に基づいた一次的な評価選別』という方針がこの法律では生かされておらず、また既に設立されている各県の公文書館や大学文書館のありかたからも後退したものとなっている」⁵⁾と批判している。

藤井の批判はおおむね首肯しうるものとする。ただし、原局に「歴史公文書」を評価

選別することができずと断じるのは、「思えない」とあるように、立証されたことではない。原局に評価選別ができる職員がいるかもしれないし、いないかもしれない。同じように、アーキビストの評価選別が万能かという、そうとも言い切れない部分もあろう。安藤福平は、1998（平成 10）年に全国歴史資料保存利用機関連絡協議会研修・研究委員会の「公文書の管理・移管・評価選別についての研究」に参加して全国の都道府県文書館の実情を調査・研究した結果、「廃棄前選別は、場当たりの、泥縄式といわれてもしかたがないものであり、是非脱却をはかりたい。」と述べていた⁶⁾。安藤はその後も「混迷する評価選別現場」と指摘し、「評価選別にあたり原課の判断を組み入れる仕組みが必要」と主張する⁷⁾。評価選別能力が原局の方にあるのかアーキビストの方にあるのかという 2 項対立的構造は克服する必要がある、評価選別にあたっては原局の職員とアーキビストが協働すべきであると考えるが、最終的な評価選別権は、文書を作成・収授した原局の恣意的な評価選別を排除するという点からアーキビストが握るべきというのが、筆者の私見である。この点、公文書管理法には藤井の指摘するように欠点がある。

このことを確認するために、公文書管理法の基となった有識者会議の最終報告『『時を貫く記録としての公文書管理の在り方』～今、国家事業として取り組む～』（以下、「最終報告」と略記）⁸⁾と公文書管理法を比較してみたい。以下、長くなるが、最終報告の該当箇所を引用しておく。

(イ) 移管・廃棄

i 主な問題点

- 現在、各府省と内閣府（国立公文書館）が合意しない限りファイルが移管されない仕組みであるため、各担当課の判断が優先され、内閣府（国立公文書館）の専門的意見が尊重されず、移管が進まない。
- 保存期間満了後に移管の是非を判断する仕組みであるため、最も内容を熟知していると考えられる当該ファイルの作成者が移管・廃棄の判断に関与しない。
- 各府省からは、移管基準の更なる具体化・明確化の要望がある。

ii 方向性

- 歴史的に重要な文書が確実に移管されるよう、移管・廃棄の是非について、より早い時点において適切かつ効率的に判断できるようにするとともに、公文書管理担当機関の専門的意見が反映されるようにする。

iii 具体的方策

- 移管・廃棄の是非について、より適切かつ効率的に判断できるよう、移管・廃棄基準の具体化・明確化を図り、移管基準に適合するものについては、原則移管とするとともに、公文書管理担当機関の判断を優先する仕組みを確立する。
 - 具体的には、①各府省において、ファイル管理簿にファイルを登録する際、保存期間満了時の移管・廃棄の扱いについて、公文書管理担当機関が定める統一的基準に基づき一次的な評価・選別を行う、②各府省の一次的な評価・選別の結果について、公文書管理担当機関がチェックする、③各府省及び公文書管理担当機関の評価・選別の判断について、文書管理に関する専門家（レコードマネージャー、アーキビスト等）が適切にサポートする仕組みとする。
- ※ このような仕組みを採る場合、ファイル登録時に判断できないものについては、その後の適切な段階（例：中間書庫（集中書庫）への引継ぎやその後の保存時）において判断することも可能とすべき。

この最終報告と公文書管理法第5条第5項を比較したとき、公文書管理法で実現できたこととそうでないことがあることがわかる。実現できたのは、ii方向性の「歴史的に重要な文書が確実に移管されるよう、移管・廃棄の是非について、より早い時点において適切かつ効率的に判断できるようにする」ということであり、iii具体的方策では「移管基準に適合するものについては、原則移管とする」である。

最終報告が反映されなかったのは、ii方向性の「公文書管理担当機関の専門的意見が反映されるようにする」ということであり、iii具体的方策では「公文書管理担当機関の判断を優先する仕組みを確立する」である。この点、評価選別の最終的判断権者が、最終報告と公文書管理法では異なっているのである。

先に引用したが、岡本信一・植草泰彦『Q&A 公文書管理法』には、「専門家のサポートを受けながら歴史的に重要な公文書等の選別をあらかじめ行い」とある。しかし、内閣官房公文書管理検討室の職員が執筆した『逐条解説公文書管理法』では、「最終報告では、（中略）、専門家のサポートを得つつ、一次的な評価・選別を行うことが指摘されたところである。」との指摘はみられるが、「これらを踏まえ」ての具体的方策の解説では、「専門家のサポート」について触れるところがない⁹⁾。これは、宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律』も同様である。

総務省行政管理局情報公開推進室「公文書等の管理に関する法律について」には、法律のポイントとして「移管の円滑化を図るため、専門家のサポートを受けながら（改正国立公文書館法第11条第1項第4号）、歴史資料として重要なものの評価・選別をできるだけ早期に行う仕組み（第5条第5項）を導入」とある。改正国立公文書館法第11条第1項第4号の条文は、「歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。」である。この条文だけで、国立公文書館が評価選別にあたって専門的助言を与えることは、素直に読めない。『逐条解説公文書管理法』も、「国立公文書館が、現用文書も含めた文書の保存に関しても助言が行えるようになるため、今後は、この規定を根拠に、国立公文書館が適宜、内閣総理大臣及び行政機関に必要な助言を行うことを通じて、政府全体の公文書管理に関する意識、スキルを高めていくことが期待される。」と記載するにとどまっております。評価選別について直接的な記述は行っていない。しかも、「国立公文書館法11条1項の本来業務は、重要と考えられる順に規定されている」¹⁰⁾のであるが、第11条第1項は全7号からなるので、「歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。」の国立公文書館としての本来業務の位置づけはさほど高くない。

このように、公文書管理法は最終的な評価選別権は原局にあるとするのであり、最終報告は反映されていない。公文書管理法は、内閣提出法案を国会で修正のうえ成立したものであるが、評価選別権が原局にあるとするのは内閣提出法案の時からそうだった。そのため、国会（衆議院内閣委員会）において議員修正がなされ、第8条第2項で、「行政機関（中略）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければいけない」、同条第4項「内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対して、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。」と規定された。議員修正によって、内閣総理大臣が関与することにより行政文書の原局による恣意的廃棄を防げるようになったのである。

では、なぜ公文書管理法では評価選別の最終決定権について、最終報告より後退してしまったのであろうか。

京都大学大学文書館や広島大学文書館など既存の国立大学アーカイブズでは、アーキビストが法人文書の評価選別を行っている。地方公共団体においても、例えば神奈川県の場合、神奈川県立公文書館のアーキビストが行政文書の評価選別を行っている。神奈川県立

公文書館の石原一則は、公文書管理法のレコードスケジュール制は、国の場合、文書量が自治体に比して桁違いに多いために取られた方策であろう¹¹⁾と述べている。筆者も、このレコードスケジュール制は、国の文書量とそれに対する現状の国立公文書館および内閣府大臣官房公文書管理課の体制に対応する発想であろうと思っている。すなわち、現在の国立公文書館の体制が貧弱なことに起因する妥協の産物だと思えるのである。国立公文書館の職員は42名、内閣府大臣官房公文書管理課の職員は10名にすぎない。これだけの職員で、1500万ファイルともいわれている行政文書を評価選別するのは、事実上不可能である。

国立公文書館の梅原康嗣は、レコードスケジュールの導入は「従来の評価選別手法を大きく変更するパラダイム変換といえる。」「私どもがこの日本版レコードスケジュールで考えたことは2つのチェックポイントが重要で、作成して早期にスケジュールを設定した段階及び、保存期間が満了して本当に廃棄する直前の2つのポイントで確認していくことである。」¹²⁾と述べている。国立公文書館には大いに頑張ってもらいたいが、公文書管理法の法文自体からは国立公文書館の評価選別権を読むことはできず、また、国立公文書館がそれだけの機能を果たせるかは疑問がある。

原理的には、評価選別の責任は、原局の職員の助言を仰ぎながらも、アーキビストが行うべきものと筆者は考える。

本章の主題である国立大学法人に限っても、国に比して規模の小さい国立大学法人に公文書管理法のような原局の職員が評価選別を行うレコードスケジュール制を一律に導入するのは最適ではなかろう。国立大学法人では、大学アーカイブズを設置すれば、原局の職員と協働しつつも、アーキビストが最終的に評価選別を行うことが可能なのである。公文書管理法は行政機関を念頭に置いて立法され、独立行政法人等は行政機関に準じるとされており、独立行政法人等の個別事情は考慮されていない。公文書管理法の原局の職員が評価選別を行うレコードスケジュール制は、国立大学法人や独立行政法人の場合、アーカイブズが無くアーキビストが評価選別を行えない場合の次善の方策でしかない。

3. 2 文書廃棄の危機

公文書管理法が施行される以前に、文書管理について規定していた法律は情報公開法である。国立大学法人には独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が適用されているが、この法律により、「旧高商系12国立大学のうち、少なくとも1校は、古い資料を

保存せず、『法に従って』『規定通りに』保存年限満了文書を全て廃棄しているところがある。」¹³⁾ことが、小樽商科大学の平井孝典によって報告されている。

平井が指摘しているように、現状では、保存期間満了文書をすべて廃棄している大学は例外的と思われる。しかし、筆者は公文書管理法により保存期間満了文書の一斉大量廃棄が進むのではないかと危惧している。第1節でみたことであるが、公文書管理法第11条第4項に「独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。」(第11条第4項)と規定されていることに再度注目したい。国立公文書館等に移管しない限り、文書は「法に従って」「規定通りに」廃棄することが義務づけられているのである。そして前節でみたとおり、移管か廃棄かを決定するのは原局の職員なのである。

行政文書の場合、文書の廃棄にあたっては内閣総理大臣の同意が必要であり(第8条第2項)、内閣総理大臣は廃棄を行わないことを求めることができる(第8条第4項)ことは前項でみた。しかし、法人文書の廃棄にあたっては、内閣総理大臣の同意は不要であり、内閣総理大臣は廃棄を行わないことを求めることはできない。「独立行政法人等は、政府から独立した存在であるため、その自立性にも配慮することが必要です。そこで、公文書管理法では、独立行政法人等に対し、行政文書に準じた文書管理を義務付けながらも、節目における内閣総理大臣の関与は行政文書の場合と比較して限定的なものとしています。」¹⁴⁾この立法の趣旨は妥当なものと考えられる。しかし、法人文書については、文書作成者の判断のみで廃棄することが可能なのである。法人文書が歴史公文書等に該当するかどうかのチェック機関は不在なのである。法人文書の原局による恣意的な文書廃棄が可能なシステムになっている点を、公文書管理法の問題点として指摘しておく。理想的には、独立行政法人等については、そのアーカイブズ設置を義務づけ、アーキビストによって原局の職員の恣意的な法人文書の廃棄を防止するシステムを構築する必要があったのである。現実的には、すべての独立行政法人等にアーカイブズの設置を義務づけるのは困難だと思える。そのため、独立行政法人等から国立公文書館へ法人文書が移管できるようにしたのだと思われるが、実際に国立公文書館に移管できるかについては、大いに疑問がある。

第1節でみたように、法文上は国立大学法人から国立公文書館への法人文書の移管が可能になっている。内閣官房公文書管理検討室(当時)の岡本信一は、日本アーカイブズ学

会 2009 年度第 1 回研究集会「公文書管理法と専門職問題」（2009 年 10 月 3 日、於学習院大学）において、「国立大学や大学共同利用機関法人等で、公文書館がない機関の記録は移管するのか、またその際の費用負担機関はとの問いには、国立大学法人は個々に相談だが文書館がすでに設置されている京都大学等はそのままだろうが、そうでなければ、国立公文書館へ移管だろう、またその費用は受け入れ側の負担である」と回答した¹⁵⁾。しかし、現状の国立公文書館に法人文書の移管を受け入れる能力（余裕）はないと思われる。事実、「旧国立大学など大学法人の文書管理と歴史公文書等に該当するものについては、国立公文書館ではなく『大学アーカイブズ等』において保存および一般の利用に供するという考え方が、国立公文書館によって示されています（2009 年 7 月 15 日日本歴史学協会と国立公文書館との懇談会）」¹⁶⁾。公文書管理法の法文上は独立行政法人等から国立公文書館への法人文書の移管が可能となったが、すべての独立行政法人等の「歴史公文書等」を国立公文書館に移管することは、事実上不可能なのである。

情報公開法の施行に際しては、その適用除外機関として国立大学の附属図書館等が総務大臣の指定を受けた。文部科学省は、公文書管理法施行に際しても、図書館を政令指定機関とする予定と風聞したことがある。しかし、図書館は図書館業務で手一杯であり、人的・物的に何の手立ても施さずにアーカイブズ機能を担わせることは不可能である。国立公文書館への移管が現実的でないことは、先に述べたとおりである。すると、法人文書を保存するには、保存期間を延長するしかない。延長しないと、法人文書は公文書管理法の施行により、「法に従って」「規定通りに」廃棄しなければならなくなるのである。しかし、闇雲な保存期間の延長は文書管理上望ましくない。やはり、国立大学法人を含む独立行政法人等は独自のアーカイブズを設置し政令指定を受けなければならないのである。国立大学法人は、公文書管理法を好機ととらえ、文書管理の改善に努めるとともに、独自のアーカイブズを設置する必要がある。組織あるところにアーカイブズは必須なのである。

国立大学アーカイブズについて、梅原康嗣は、「国立大学法人において作成される、例えば教授会や理事会の記録等はどのように管理されるのであろうか。国立公文書館等として国立公文書館と類する機能を有するものを設置するのか、それとも国立公文書館^(ママ)へ行政文書を移管するのかの選択をしなければならないと考えられる。まさに大学アーカイブズの役割を主張しうるチャンスととらえ前向きに検討していただきたいと考える。」¹⁷⁾と述べている。国立大学関係者が大学アーカイブズの設置に向けて努力するのはもちろんのこととして、国立公文書館にも、独自のアーカイブズを設置できなかった独立行政法人等か

らの法人文書移管に向けての体制整備を望みたいところである。

4. 大学アーカイブズの設置－大阪大学を中心に－

4. 1 数少ない国立大学アーカイブズと法人文書廃棄の危機

21世紀に入り、旧制帝国大学を中心とする一部の国立大学で、大学アーカイブズが設置・整備されてきたが、その数はまだごく少数にとどまっている。公文書管理法公布以前に、保存期間が満了した法人文書の移管を受ける大学アーカイブズは、北海道大学大学文書館、東北大学史料館、東京大学史史料室、名古屋大学大学文書資料室、京都大学大学文書館、広島大学文書館、九州大学大学文書館の7施設しかなかった。この他の大学では、基本的には博物館である金沢大学資料館と大学史編纂室である小樽商科大学百年史編纂室が学内規程により保存期間が満了した法人文書の移管を受けることができるようになっていた。2011（平成23）年時点の事例では、神戸大学では、2010年4月に百年史編集室を改組して附属図書館に大学文書史料室を設置した。2011年現在、86ある国立大学法人のうち、大学アーカイブズを有する大学は1割程度しかないのである。前節で述べたことの繰り返しになるが、残りの9割近くの大学は、2011年4月の公文書管理法の施行と同時に、法人文書の一斉大量廃棄の危機に瀕しているのである。また、既存の国立大学アーカイブズでも、すべての保存期間満了文書の評価選別を行い移管を受けているのは、京都・広島の両大学ぐらいといって差し支えないであろう。公文書管理法を契機に、国立大学法人は大学アーカイブズを設置しなければならないと同時に、既存の大学アーカイブズもその機能の一層の充実が求められているのである。

4. 2 大阪大学における文書館設置に向けての取り組み

このような状況下で、筆者が所属する大阪大学では、公文書管理法が施行される2011年4月と時を同じくして、文書館（仮称）を設置すべく準備を進めていたが、大阪大学アーカイブズが設置されたのは2012年10月1日であったことは第5章で述べた。このようにいうと、大阪大学では、公文書管理法に対応するために大学アーカイブズを設置しようとしていたように思えるかもしれないが、それは正しくなく、しかも公文書管理法施行時点では、大学アーカイブズの設置時期・場所もまだ確定していなかった。大阪大学における大学アーカイブズ設置の動きは、公文書管理法制定の動きより遡る。公文書管理法の施行と大阪大学文書館（仮称）の設置予定時期がたまたま重なっていたにすぎないのである。

しかし、公文書管理法は、大阪大学において、大学アーカイブズ設置の追い風となったし、公文書管理法施行に併せて大学アーカイブズを設置する必要があるという意識は存在していたと言ってよいであろう。

大阪大学における大学アーカイブズ設置の動きについては、「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立—大阪大学文書館スタートのために—」¹⁸⁾および「国立大学アーカイブズ設置への道—大阪大学に即して考える—」¹⁹⁾という文章を認めたことがあるが、ここで簡単に振り返っておく。

大阪大学では、2006年7月に文書館設置準備室を設置し、同年10月からは専任室員が着任して、文書館の設置準備にあたっている。しかし、文書館設置に向けての動きの萌芽は、これを更に3年遡る。阿部武司文書館設置準備室長は、そのことについて以下のように述べている。

当準備室の設置の発端は、大阪大学の法人化を目前に控えた平成15年度末に、かねてから大阪大学に文書館ないし大学史編纂室が設置されていないことを憂慮されていた数名の先生方のご要望を受けて私が窓口となり、当時の宮原秀夫総長および副学長の先生方に、文書館の設置の必要性をご説明申し上げたことです。平成13年に情報公開法が施行されたこと、国立総合大学では文書館の設置が増えていたことなどからみて、大学史編纂室ではなく文書館の設置が必要であるという私の主張には、幸いにも先生方からはご理解がすぐに得られ、平成17年1月に大阪大学総合計画室の下に文書館（仮称）設置検討ワーキングを設けていただきました。²⁰⁾

大阪大学では、1979年から85年にかけて、大阪大学五十年史編集実行委員会及び大阪大学五十年史資料・編集室を組織して、五十年史編纂事業を実施し、『大阪大学五十年史』（部局史及び通史）を刊行した。この五十年史編纂完了後、編纂関係者は、「大学史資料館」あるいは「大学史資料センター」の設置を熱望したが実現することはできず、委員会・編集室ともに廃止された。今回の文書館設置に向けての動きのきっかけは、この五十年史編纂関係教職員の資料保存に対する憂慮からだったが、編纂資料の保存のみが目的ではない。

2000年にはわが国初の本格的な大学文書館として京都大学大学文書館が設置されていたが、その創設の大きな契機の1つが情報公開法への対応であった。その後既存の国立大学アーカイブズも情報公開法への対応へとシフトして組織の改組が進むとともに、新たな国立大学アーカイブズの設置もみられた。2004年に国立大学は法人化した。同年には

この法人化も影響して広島大学文書館が設置された。この時期の国立大学アーカイブズの設置・整備には、それまでの年史編纂の後継組織としての性格に加え、こうした情報公開法と国立大学法人化への対応という要因が大きく作用している。大阪大学における文書館設置への取り組みも、こうした一連の動向の中に位置づけられるのである。そしてなにより、旧制帝国大学の中で大学アーカイブズが無いのは大阪大学だけであるという事実は、大阪大学文書館設置にあたっての大きな力となった。

しかし、文書館設置準備室が発足して以降、必ずしも事態は順調に進んだわけではない。小規模な組織はできるだけ立ち上げないという学内方針により、文書館設置に暗雲が漂ったこともあった。その暗雲を振り払うためにわれわれは、大学アーカイブズの理念・ミッションを明確にすることが必要だった。そして、大阪大学においてそのような事態が生じていたときに、国においては公文書管理法制定の動きがあったのである。公文書管理法が制定されたことは、大阪大学執行部にも文書館の必要性を訴えるのに十分なインパクトを持つものだった。その結果が2012年10月1日付けでの大阪大学アーカイブズ設置に結実したのであった。そして、大阪大学アーカイブズは、2013年4月1日付けで「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けたのである。

4. 3 今後の大学アーカイブズ設置の契機—私立大学への期待—

これまでの国立大学アーカイブズは、情報公開法と国立大学法人化を契機として設置・整備されてきたが、この動きは一部の大規模大学にとどまるものであった。しかし、公文書管理法が制定されたこれからは、公文書管理法に基づいてすべての国立大学法人に大学アーカイブズを設置する必要があるのである。国立大学関係者は、公文書管理法をよく理解して、自らの大学に大学アーカイブズを設置するよう努力しなければならない。文部科学省にも大学アーカイブズの重要性を理解し、普及への努力をしてもらいたい。そうでないと、法人文書の廃棄により、その大学の記録と記憶は失われてしまう。

公文書管理法は私立大学には適用されない。大学アーカイブズや大学史編纂関係機関が集まった団体に、全国大学史資料協議会がある。この協議会での議論を振り返ると、かつては国立大学と私立大学との間で、大学アーカイブズに関する問題関心には大きな開きがあった²¹⁾。文書管理規程に基づいてシステムティックに文書の移管を受けようとする国立大学と、文書管理規程はあってもそれは空文化しており、資料は足で集めるとする私立大学という対立構造があった。しかし、近年は、国立と私立との差が小さくなり、私立大学

でもシステマティックな文書移管を目指す方向性にあると実感している。私立大学にも、国民の税金は投入されており、その門戸は一般に開かれている。公文書管理法が、私立大学の記録管理やアーカイブズにも好影響を及ぼすことを期待して。

5. おわりに

先ほど、公文書管理法が国立大学のみならず私立大学にも好影響を及ぼすことの期待を述べた。しかし、事態はそう簡単ではない。国立大学ですら、2011（平成 23）年現在、文書館の設置を準備している大阪大学を除いて、公文書管理法に対応するために大学アーカイブズを設置しようとしている国立大学を筆者は知らなかった。しかし、公文書管理法が制定されたにもかかわらず、このまま大学アーカイブズを設置しないようでは、「学術の中心」（学校教育法第 83 条）としての大学の見識が疑われる。かつて、桑尾光太郎・谷本宗生は、「アーカイブズの設置と活動の具体化は、決して大学の規模や予算だけの問題ではなく、その大学の『見識』の問題であろう。」²²⁾と述べた。今まさに、大学の「見識」が問われているのである。

公文書管理法を契機に、すべての国立大学に大学アーカイブズを！そして、この動きが公・私立大学にも波及し、すべての大学にアーカイブズが設けられ、日本社会にアーカイブズ文化が定着することを願ってやまない。なお、新しく「国立公文書館等」の指定を受けた大阪大学アーカイブズに視察に訪れる大学が複数みられる。大学アーカイブズを設置し、「国立公文書館等」の指定を受けることを念頭に置いての視察である。徐々にではあるが、大学アーカイブズの必要性は周知されてきているのである。

本章では、国立大学法人を素材に、公文書管理法が独立行政法人等に及ぼす影響について考察してきた。その結果、国の機関を念頭に置いて立法された公文書管理法は、国立大学法人をはじめとする「独立行政法人等」については、不十分な部分があることがわかった。では、国については、この公文書管理法が万全かという点、そうではない。有識者会議からの議論をみていると、この法律は国の中でも中央省庁、すなわち霞ヶ関を念頭に置いて作られたように思われる。「行政機関が保有する行政文書ファイル数は、約 1500 万ファイルと言われております。そのうち、本省だけでも 8 %、120 ～ 130 万ファイルがあって、地方支分部局が大体 70 %、1000 万ファイルくらいあるのです」²³⁾。国の機関の行政文書は、地方にあるものの方が遥かに多いのである。安藤福平は、「地域の情報であっても県が預かり知りえない、国が直接関与する情報も少なくない。（中略）地域の歴史史料

として重要な公文書の保存を考える場合、県と市町村の文書で十分なわけではない。国およびその出先機関の公文書の重要性を看過してはならない。」²⁴⁾と地方支分部局の行政文書の重要性を指摘している。

地方にある行政文書は、適切に国立公文書館に移管されるのであろうか。仮に移管されるとしても、地方に関する行政文書が中央で集中管理されるのは望ましい事態なのだろうか。地方支分部局の行政文書も、国立大学法人をはじめとする独立行政法人等の法人文書と同じく、公文書管理法の施行とともに一斉大量廃棄の危機に直面しているのではないかと危惧している。地方支分部局の行政文書がどのように扱われるかについても、注視し、適切な保存・公開の方策を考える必要があるだろう。地方支分部局の行政文書については、東京（及び筑波）に所在する国立公文書館に一極集中させるのではなく、地方において保存・公開の体制を整備することも考えてよいのではなかろうか。この問題に対処するためには、各地方において、国立大学法人の法人文書と地方支分部局の行政文書を一括して扱うアーカイブズを設立することも、一考に値するのではなかろうか²⁵⁾。こうしたアーカイブズは国立公文書館の分館として運営すればよいと思われる。

1) 公文書管理法と国立大学法人との関係を概説したものに、藤井譲治「『公文書管理法』と国立大学法人」『京都大学大学文書館だより』18、2010年、がある。高埜利彦「待望の法律公布に思う」『アーカイブズ』37、2009年、は、国立大学法人の大学アーカイブズ設置に注目している。また、瀬畑源は、ブログ「源清流清」の「【連載】公文書管理法成立後の課題」の第6回で、「国立大学法人の文書移管」を取り上げている（<http://h-sebata.blog.so-net.ne.jp/2009-07-03>）。筆者も、「公文書管理法と国立大学法人」『大阪大学文書館設置準備室だより』第5号、2009年、http://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/ed_support/archives_room/publications/files/oua_letter05.pdf、において両者の関係を概観している。

2) 岡本信一・植草泰彦『Q&A 公文書管理法』ぎょうせい、2009年。

3) 宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律』第一法規、2009年。

4) 宇賀克也の発言、宇賀克也ほか「【座談会】公文書管理法をめぐる」『ジュリスト』1393、2010年。

- 5) 藤井讓治 「『公文書管理法』の成立をめぐって」『日本史研究』568、2009年。
- 6) 安藤福平 「公文書の管理・移管・評価選別について」『広島県立文書館紀要』5、1999年。
- 7) 安藤福平 「アーカイブズ業務と専門職—広島県立文書館20年の体験から—」『アーカイブズ学研究』12、2010年。
- 8) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koubun/hokoku.pdf>。最終報告は、『逐条解説公文書管理法』ぎょうせい、2009年、宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律』第一法規、2009年、にも掲載されている。
- 9) 『逐条解説公文書管理法』（前掲）。
- 10) 宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律』（前掲）。
- 11) 石原一則の発言、宇賀克也ほか「【座談会】公文書管理法をめぐって」（前掲）。
- 12) 梅原康嗣 「公文書管理法と国・地方の公文書管理—私たちの進む道私案—」平成21年度全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（福島）大会報告、<http://www.jsai.jp/taikai/fukusima/fukusima-etc/ume.pdf>。
- 13) 平井孝典 「文書管理の実際とその思想的背景の一考察」『小樽商科大学史紀要』4、2010年。平井孝典『公文書管理と情報アクセス—国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」—』世界思想社、2013年、に再録。
- 14) 岡本信一・植草泰彦『Q&A 公文書管理法』（前掲）。
- 15) 宇野淳子 「研究会参加記」『アーカイブズ学研究』12、2010年。
- 16) 高埜利彦 「待望の法律公布に思う」（前掲）。
- 17) 梅原康嗣 「公文書管理法と国・地方の公文書管理—私たちの進む道私案—」（前掲）。
- 18) 菅真城 「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立—大阪大学文書館スタートのために—」『記録と史料』19、2009年。本書第4章。
- 19) 菅真城 「国立大学アーカイブズ設置への道—大阪大学に即して考える—」『大阪大学経済学』63-1、2013年。本論文第5章。
- 20) 阿部武司 「大阪大学文書館設置準備室だより発刊に寄せて」『大阪大学文書館設置準備室だより』1、2007年、http://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/ed_support/archives_room/publications/files/oua_letter01.pdf。
- 21) 桑尾光太郎 「第3分科会『組織的な資料保存の体制に関する諸問題』の報告」『大学アーカイブズ』22、2000年、菅真城 「第2分科会に参加して—あるべきアーカイブズとい

まあるアーカイブズ」『研究叢書第3号 大学アーカイブズの設立と運営—2001年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学—』全国大学史資料協議会、2002年。

22) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年。

23) 高山和文の発言、宇賀克也ほか「【座談会】公文書管理法をめぐって」（前掲）。

24) 安藤福平「評価選別論の課題」『広島県立文書館紀要』6、2001年。

25) 地方自治体では、設置母体の異なる県と市町村が共同で設置・運営する「福岡共同公文書館」が2012年11月に設置されたことも参考になろう。

第9章 公文書管理法への国立大学法人の対応と課題

1. はじめに

2011（平成23）年4月1日に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」と略記）が施行された。国立大学法人もこの法律の対象である。法施行に向けて国立大学法人はどのように対応し、どのような課題があるのか。保存期間が満了した法人文書は、「国立公文書館等」に移管するか、又は廃棄しなければならないのであるが（法第11条第4項）、その体制は整備されているのであろうか。法によって、大学における文書管理のあり方は変わるのであろうか。

法と国立大学法人との関係については、拙稿「公文書管理法と国立大学アーカイブズ」¹⁾で論じたことがある。本章では、拙稿での指摘を踏まえ、その後の法施行に向けての実際の対応と課題について、「法人文書管理規則」の制定と「国立公文書館等」としての内閣総理大臣の指定を中心に論じたい。

なお、本章では、以下の略称を用いることをお断りしておく。

公文書等の管理に関する法律→法、公文書等の管理に関する法律施行令→施行令、行政文書の管理に関するガイドライン→行政文書ガイドライン、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン→特定歴史公文書等ガイドライン、公文書管理委員会→委員会、公文書等の管理に関する法律の施行に伴う説明会（文部科学省、2010年10月19日）→文科省説明会、今後の公文書管理の取組に関する独立行政法人等連絡会議（内閣府、2011年1月25日）→内閣府説明会

2. 法人文書管理規則の制定

法第13条では、「独立行政法人等は、法人文書の管理が前2条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第10条第2項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならない。」と規定されている。法第10条第2項の規定とは、行政文書管理規則の記載事項についての規定であり、作成に関する事項、整理に関する事項、保存に関する事項、行政文書ファイル管理簿に関する事項、移管又は廃棄に関する事項、管理状況の報告に関する事項、その他政令で定め

る事項を記載しなければならない。その他政令で定める事項については、施行令第 14 条で規定されており、管理体制の整備に関する事項、点検に関する事項、監査に関する事項、職員の研修に関する事項、前各号に掲げるもののほか、行政文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項がそれである。法人文書管理規則でも行政文書について規定されている事項を「参酌」して、法人文書管理規則に記載しなければならない。なお、「参酌」とは、「いろいろの事情、条件等を考慮に取り入れて参照し、判断すること」²⁾をいい、全く同一にしなければいけないわけではない。

法、施行令を受けて、行政文書管理規則について具体的に示しているのが行政文書ガイドラインである。この行政文書ガイドラインは、2010（平成 22）年 7 月 15 日の第 1 回委員会で素案が、8 月 31 日の第 2 回委員会で案が示され、12 月 14 日の第 5 回委員会で内閣総理大臣から委員会に諮問され、法施行と同じく 2011 年 4 月 1 日に内閣総理大臣決定されている。

なお、法人文書管理についてのガイドラインは作成されておらず、法人文書管理規則は行政文書ガイドラインを「参酌」して制定することになる。行政文書ガイドラインの素案や案が示された後、各国立大学法人においてはこれを参酌して法人文書管理規則を検討することになったのであるが、筆者の知っている範囲だけでも、その取り組みには大学によって温度差があり、いち早く法人文書管理規則について検討した大学もあれば、2011 年末になっても規則案が作成されていない大学もあったようである。

そのようななかで、法施行を 2 ヶ月強後に控えた 2011 年 1 月 25 日に内閣府説明会が開催された。この説明会では、独立行政法人等の法人文書管理規則案として、「独立行政法人国立公文書館法人文書管理規則案」が配付された。これを参考に各法人で法人文書管理規則を制定するという内閣府の意図があったものと推測される。そして、この説明会では、内閣府担当官から、法人文書管理規則は行政文書ガイドラインに縛られなくてもよいとの発言があったと聞いている。

この内閣府説明会后、文部科学省総務課文書情報管理室から所管法人の文書管理担当者宛に「【参考】法人文書管理規則ひな型の送付（国立大学法人版）について」というタイトルの電子メールが送信された。「標記については、1 月 25 日内閣府説明会でも独立行政法人国立公文書館のものがサンプルとして示されましたが、当係でこのたびサンプル（国立大学法人向け）を作成いたしましたのでご参考までに送付します。（中略）文言も厳密に詰めたものではありませんが、各機関で適宜活用いただければと思います。」という本

文で、「国立大学法人〇〇大学法人文書管理規則案（対照表）」が添付されていた。内閣府説明会では、法人の裁量を認めるとの発言があったとのことであるが、ほとんどの大学の法人文書管理規則は、文部科学省案の引き写しになったのではないかと想像している。十分な調査は行えていないが、Web で公開されている各大学の法人文書管理規則³⁾を一瞥すると、「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けている施設を有する大学を除くと、ほとんどの大学の規則本文はほぼ文科省案どおりである。ただし、「別表第 1 法人文書の保存期間基準」をそのまま採用している大学は皆無である。別表については、これまでの法人文書分類基準に保存期間満了時の措置を加えただけの大学がほとんどである。この点、法・施行令・行政文書ガイドラインのいう整理・保存の方針が貫徹されておらず、かつ理解されているかも疑わしい。

かつて、2001 年に行政機関の保有する情報の公開に関する法律が施行されたとき、国立大学がこれにどう対応するかについて国立大学協会第 7 常置委員会で検討がなされ、「国立大学における情報公開についての検討結果報告（案）」（2000 年 10 月 11 日）が各国立大学に通知された⁴⁾。この通知のなかには、「〇〇大学行政文書管理規程（案）」という雛形が含まれており、ほとんどの国立大学ではこの国大協案をそのまま引き写した行政文書管理規程が作成された⁵⁾。

今回の公文書管理法に対しては、情報公開法るときよりも検討期間が短く、かつ各大学での検討の元になる素案も国立大学協会で検討されたものではなく「文言も厳密に詰めたものではない」文部科学省からの通知に過ぎないという点で、情報公開法るときよりもさらに問題が深刻である。

なお、行政文書管理規則には内閣総理大臣の同意が必要だが、法人文書管理規則は内閣総理大臣の同意は必要ない。これは、「独立行政法人等の法人文書の管理については、独立行政法人等の独立性、自立性に配慮する必要があるから」⁶⁾と解釈されている。

これまで、法人文書管理規則の制定経過についてみてきた。一部の大学アーカイブズを有する大学を除いて、その条文は横並びであり、各大学の固有の事情を反映したものではない。もっとも、国立大学法人は国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）によって共通する目的のために設置されているのであり、各大学の業務には共通性が多く見て取れる。その意味において各大学の法人文書管理規則にある種の共通性がみられることを否定するものではないが、各大学において主体的に十分な検討がなされたか甚だ疑わしいことが問題である。

では、法によって国立大学法人の文書管理は改善するのであろうか。残念ながら、筆者は懐疑的である。そのような印象を抱くようになった大きな要因である大阪大学の事例については後述するが、安藤福平は、行政文書ガイドラインについて、『ガイドライン』（本章でいう「行政文書ガイドライン」のこと：菅註）は、基本的には現行の「行政文書の管理方策に関するガイドライン」（行政機関情報公開法にあわせて制定された）をベースに組み立てられ、そこに上述の新しい仕組み（レコードスケジュール、コンプライアンス確保など：菅註）を仕込んだ。「公文書管理法制定の流れ」は「行政機関の現場における公文書管理の諸問題、困難性打開、利便性追求というよりも、アーカイブズ、公文書館制度からの視点、動機が大きかったといえる。」「本来的には文書管理の刷新は現場サイドの問題解決からの発想が重要であり（内部管理、効率重視の立場）、文書管理の刷新が現場にとって外的なもの（強いられた説明責任）と受けとめられるとスムーズな実施が困難になる恐れがある。」⁷⁾と述べている。安藤が指摘するように、現場でなく外部から強制されたものでは事態は改まらないことは、多くの方が実感していることであろう。国立大学法人の法人文書管理規則は自ら主体的に検討したものでなく、主務官庁からの通知に従ったに過ぎないのである。このような受け身の姿勢で、国立大学法人の文書管理が改善されるとは考えがたい。国立大学法人が主体的に文書管理を改善しようとした事例を筆者は知らない。

そのようななかで、筆者は法第 32 条に規定されている研修に期待している⁸⁾。国立公文書館は法施行を受けて研修カリキュラムを大きく改めた。国立公文書館での研修も重要だが、各行政機関および法人内部での研修を充実あるものにしていくことが、より重要ではないだろうか。この研修は、職員一人ひとりの文書管理や「歴史公文書等」に対する意識改革につながるものでなければならない。そして、これが組織の業務改善にもつながるのである。この意味において、研修の実態やその効果について今後検証していくことが必要と考えている。

3. 「国立公文書館等」の指定

「国立公文書館等」については、法第 2 条第 3 項において規定されている。独立行政法人国立公文書館と行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって国立公文書館に類する機能を有するものとして政令で定められたものが「国立公文書館等」である。施行令第 2 条第 3 号で独立行政法人等の施設であって内閣総理大臣が指定した施設は「国立公文書館

等」であると定められている。この「3号については、独立行政法人等の業務の性格、内容が多岐にわたることを踏まえ、行政機関の場合よりも柔軟な対応が可能となるよう、政令で直接規定するのではなく、内閣総理大臣が指定することにしたものである。指定に当たっては、施設の機能や体制、書庫のスペック等を踏まえ、総合的に判断することになる。」⁹⁾との解釈が内閣府職員により示されている。

国立大学アーカイブズの「国立公文書館等」の指定については、実際に指定を受けた広島大学文書館の対応について同館の村上淳子が詳細な報告を行っており¹⁰⁾、また、京都大学大学文書館の西山伸もレポートしているので¹¹⁾、参照いただきたい¹²⁾。筆者が所属する国立大学法人大阪大学は「国立公文書館等」の指定申請を行わなかったが、筆者が知りえた情報の範囲のなかで、「国立公文書館等」の指定の実際と課題について論じたい。したがって、具体性を欠く議論となることをお断りしておく。

2010（平成22）年6月30日付で、内閣府大臣官房公文書管理課から各行政機関・各独立行政法人等の文書管理担当者宛に『国立公文書館等』として政令で定めることが適当であると考えられる施設」の有無に関する事前調査があった。この時点で、「国立公文書館等」として指定を受けようとする国立大学法人は、10大学であった¹³⁾。なお、この10大学の中に大阪大学は含まれない。

法第15条では、「国立公文書館等」へ移管された「特定歴史公文書等」を永久保存しなければならないことが定められている。そのための具体的方策については、特定歴史公文書等ガイドラインで規定されている。このガイドラインは、2010年8月31日の第2回委員会で検討素案が、10月12日の第3回委員会で案が示され、12月14日の第5回委員会で内閣総理大臣から委員会に諮問され、法施行と同じく2011年4月1日に内閣総理大臣決定されている。

特定歴史公文書等ガイドラインのうち、保存について規定されているのが第B章である。第1節では受入に必要な事項について記述されているが、その1番目に「くん蒸その他保存に必要な措置」とある。この規定については、検討素案の段階から変化はない。最初にこの規定を見たときに筆者は、大学アーカイブズでくん蒸施設を有しているところはない、一体どのように対処すればいいのだろうと疑問に感じた。くん蒸については、「例えば虫食い防止のためにくん蒸を行うことまでを義務づけるものではないが、冷凍処理を行うなど、各施設で検討の上、永久保存に堪えうる措置を施すことが必要である。」¹⁴⁾とのことであり、実際、広島大学文書館や東北大学史料館では冷凍処理で対応している。

特定歴史公文書等ガイドラインB-4では、保存方法等について規定されている。「館は、特定歴史公文書等について、D-1の規定により廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫において永久に保存」しなければならない、そのため「館は、(1)に定める専用書庫について、温度、湿度、照度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずる」ことが義務づけられている。その具体的な条件は以下のとおりである。

【温湿度】

温度を22℃、相対湿度を55%に設定（参考：国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項（平成8年7月12日文化庁長官裁定））

【照明】

蛍光灯は紫外線除去されたものを使用（参考：アーカイブズ資料の展示に関するガイドライン（国際公文書館会議温帯気候における資料保存に関する委員会2007年））

【消火設備】

イネージェンガス等による自動消火設備を設置（参考：ISO11799:2003 情報及びドキュメンテーション—記録保管所及び図書室資料のための文書保管要求事項）

【清掃の徹底】

排気を出さない高性能フィルターを使用した掃除機により、週1回の頻度で全書庫のクリーニングを実施（参考：アーカイブズ資料の展示に関するガイドライン（国際公文書館会議温帯気候における資料保存に関する委員会2007年））

このように、温湿度、照明、消火設備、清掃の徹底について示されているが、これは国立公文書館の保存条件をそのまま示したに過ぎない。検討素案では、「特定歴史公文書等は、温度、湿度、照度等が適切に管理され、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講じた専用の書庫において永久に保存されなければならない。例えば、以下の方法が参考となる。」とあったのが、案では「特定歴史公文書等は、温度、湿度、照度等が適切に管理され、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講じた専用の書庫において永久に保存されなければならない。館においては、永久保存に資するよう、所蔵する特定歴史公文書等の種類、量、館の置かれた環境等を踏まえ、書庫内の環境整備に関し、適切な措置を講ずる必要がある。例えば、国立公文書館においては、展示施設を含めた国の推奨基準や国際的なガイドラインを参考にして、以下の方法で運用している。」と国立公文書館での例示に変わった。検討素案では「参考」にしてそれに準ずるようにとっていたものが国立公文書館で

の運用の例示に変わり、一見要件が緩和されたかのようにも思えるが、具体的な条件については一貫して国立公文書館のものを用いており変化はない。

この中で最も問題になるのは温湿度管理と思われる。ガイドラインでは温度 22℃、相対湿度 55%という恒温恒湿が示されているが、空調施設のある保管庫を有する大学アーカイブズは多くない。そして、24時間空調を実施している大学アーカイブズを筆者は知らない。この条件をクリアするためには、設備投資、ランニングコストともに、莫大なお金が必要になる。そして、消火設備についても、イナージェンガス等による自動消火設備を設置している大学アーカイブズは存在しない¹⁵⁾。大学アーカイブズの書庫は最初からアーカイブズの書庫として設計されたものではなく、既存の教室等を転用しているためである。この消火設備を設けるには多額のお金が必要で実現性はほとんどない。最終的な内閣府の対応は、温湿度管理については行わなければならないが、24時間空調の必要はなく除湿器等での対応でも可、消火設備については二酸化炭素消化器で可ということになったようではあるが。

しかし、このガイドライン素案を見たときに、国立大学法人関係者は「国立公文書館等」として指定を受けるに当たっての高い物理的・金銭的ハードルを感じたであろうと思われるし、事実、筆者を含む大阪大学教職員もそう感じた。実際に申請を行った国立大学アーカイブズ関係者の印象も同様である。広島大学の村上淳子は、「ガイドラインでは『くん蒸』や『イナージェンガス等による自動消火設備』という国立公文書館が運用する設備を例示したことにより、施設整備に多額の費用がかかるという印象を与えたと考えている。予算的な手当がない中、適切な保存管理を保障するための一定の水準を示したいとの理由によったとしても、公文書館等施設の新規設立に際しては大きな障害として認識されかねない。」と述べているし、京都大学の西山伸も、「法人の文書館職員として指定を受ける業務を行ったものからすると、『国立公文書館等』に求められるレベルは非常に高いものであり、特にガイドラインに詳細に記された内容を現実のものとしてできる施設がどれだけあるのか、いささか疑問を覚えざるを得ない。」と指摘している。

また、2010年10月19日に開催された文科省説明会での内閣府担当官の発言は、衝撃を以て受けとめられた。筆者はこの説明会には出席していないが、「法人でエントリーしているのは11のみだが、すべてをwelcomeにはできない」との発言があったようである。内閣府には、「国立公文書館等」をたくさん作るの望ましくないとの意向があったのである。なお、日本経済新聞社の松岡資明は、この対応は、利用請求権に基づく訴訟を恐れ

てのことではなかろうかと考えているようである¹⁶⁾。

このように、2010年の秋頃は、「国立公文書館等」としての指定が受けられるかどうか
に戦々恐々とし、下世話な表現をすると「びびって」いたのである。

なお、特定歴史公文書等ガイドラインB-1では、特定歴史公文書等の1年以内の排架、
利用制限事由の事前審査が定められている。これらは、利用者の立場からは望ましいもの
であるが、人的に貧弱な大学アーカイブズの実態からすると、実現にはかなりの困難が伴
う。特に問題となるのは、1年以内の排架である。移管簿に基づいて移管される法人文書
については、1年以内の目録整備・排架は可能であろう。しかし、大学アーカイブズの扱
う資料は法人文書だけではない。個人や団体から数万点に及ぶ未整理資料が一括して寄贈
される場合があり、実際にこれらの資料を限られた人員で1年以内に整理して排架するこ
とは不可能である。これは、未整理資料をそのまま放置するといっているわけではない。
大学アーカイブズの対象資料は法人文書以外にも多様なものがあり、その実態に即して、
一律に特定歴史公文書等とすることにはかなりの無理があるのである。

そのため、東北大学と広島大学では、「国立公文書館等」として法人文書の移管を受け
る施設（施行令第2条による指定）と「歴史資料等保有施設」¹⁷⁾（施行令第3条による指
定）を別扱いにする組織にして、それぞれ指定を受けた。ただでさえ規模の小さい大学ア
ーカイブズがその内部にさらに小さい組織を設けることに疑義を呈する方もいるかもしれ
ないが、東北・広島の両大学の対応は、大学アーカイブズの実態に即した現実的な対応と
評価できる。

こうして、実際に「国立公文書館等」の申請をしたのは、東北大学学術資源研究公開セ
ンター史料館公文書室、名古屋大学大学文書資料室、京都大学大学文書館、神戸大学附属
図書館大学文書史料室、広島大学文書館、九州大学大学文書館の6施設（法人）のみであ
る。事前調査で申請の意思ありとしていた10大学のうち、4大学が申請を取りやめたが、
これは先述したように「国立公文書館等」としての条件の厳しさが原因と想像される¹⁸⁾。
申請した各大学には委員会および内閣府からさまざまな指導があったようだが、結果的に
申請した6施設すべてが内閣総理大臣の指定を受けることができた。

こうして「国立公文書館等」としての指定を受けることになった施設は、利用等規則を
制定することになったが、これについては、特定歴史公文書等ガイドラインどおりにしな
ければならず、内閣府および委員会による細かいチェックが行われた。その内容は、第7
回委員会配付資料「利用等規則案についての委員の御意見等を踏まえた修正等」を参照い

ただきたい。

利用者の立場からは、すべての「国立公文書館等」で利用等規則が統一されていた方が望ましいことは十分理解しているが、常勤職員1～3名という極めて少人数で運営されている大学アーカイブズが、国立公文書館と全く同一の利用者対応をするには、かなりの困難を生じ、職員に過度の負担を強いることになる。

これまでみてきたように、「国立公文書館等」の条件や特定歴史公文書等ガイドラインは国立公文書館を念頭に置いて作成されたものであり、独立行政法人や国立大学法人等のことは考慮されていない。法によって、国立大学法人が身の丈にあった小規模・限定的なアーカイブズを構築することは不可能になってしまったのである。これは、法において「国立公文書館等」と一括されたことの弊害である。内閣官房公文書管理検討室は、「独立行政法人等の業務の性格、内容が多岐にわたることを踏まえ、行政機関の場合よりも柔軟な対応が可能となるよう」といつているが、実際にはそのような運用はなされていないのである。「特定歴史公文書等」の利用請求権を認めたこと、「特定歴史公文書等」の永久保存を定めたことは法の大きな成果であるが、このことがかえって国立大学法人が身の丈にあったアーカイブズを設置することの障害となっているのである。

なお、既存のすべての大学アーカイブズが「国立公文書館等」としての指定を申請したわけではない。北海道大学では2005年に大学文書館が設置されているが、「国立公文書館等」の指定申請は行わなかった。そのため、国立大学法人北海道大学法人文書管理規程のなかで保存期間に「大学年史編纂に必要な期間が終了するまで」の区分を設け、保存期間満了に伴う機械的な文書廃棄を防止する工夫を凝らしている。さらに、同規程第15条では、集中管理について以下のように規定している。

第15条 文書管理者は、保存期間が大学年史編纂に必要な期間が終了するまでと定められている法人文書ファイル等について、業務上常用する必要がないと判断したときは、必要に応じて副総括文書管理者と協議の上、副総括文書管理者に引継ぎ、北海道大学大学文書館において保存するものとする。

2 副総括文書管理者は、必要と認める場合には、文書管理者と協議の上、文書管理者が管理する法人文書ファイル等の引継ぎを受け、北海道大学大学文書館において保存することができる。

行政文書ガイドラインでは、「総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、当該行

政機関における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする」と集中管理の推進について明記しており、北海道大学では、おそらくこのガイドラインを意識して大学文書館で法人文書の集中管理ができるように規定したのではないかと思われる。国立大学において法人文書の集中管理の推進に取り組んだ事例として評価できる。

しかし、北海道大学大学文書館は「国立公文書館等」としての指定を受けていないため、保存期間が満了した法人文書の移管を受けることが法的にできない。そのため、保存期間が「大学年史編纂に必要な期間が終了するまで」の法人文書は作成後何年経っても現用文書であり、利用者がその法人文書の公開を求める場合は、大学文書館での閲覧でなく、情報公開法に基づく開示請求を行わなければならない。これでは、大学文書館を設置している意義が半減してしまう¹⁹⁾。やはり、国立大学アーカイブズは「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けなければならないのである。

4. 大学アーカイブズによる評価選別

法では、あらかじめ「保存期間満了後の措置」を定めるレコードスケジュールが採用され、これは法のポイントの1つといわれている²⁰⁾。このレコードスケジュールは法人文書にも採用された。これが大きな問題を孕んでおり、「国立公文書館等」を有さない法人においては法人文書がかえって廃棄される危険性があることは拙稿で指摘した。また、法では評価選別権は文書作成者にあるのであり、これまで評価選別を行ってきた大学アーカイブズが評価選別に如何にして関与するかが大きな問題になる。本項では、「国立公文書館等」を有する国立大学における大学アーカイブズの評価選別への関与のあり方を、各大学の法人文書管理規則から検討する。

京都大学の対応について、大学文書館の西山伸は以下のように述べている。

公文書管理法においては、法人文書の廃棄は文書館への移管前に文書作成者が行うことと規定されている（第11条4）。しかし、京都大学では各部署・部局から大学文書館に非現用法人文書が全面移管され、大学文書館が廃棄作業を行ってきた実績がある。そこで、今回京都大学では「京都大学大学文書館への法人文書の移管に関する要項」を一部改正し、総括文書管理者は歴史公文書等の認定又は廃棄の決定を「大学文書館長に専決させることができる」という条文を設け、これまでの作業の継続性を担保することとした²¹⁾。

この京都大学の対応について、今少し具体的にみておこう。「京都大学大学文書館への

法人文書等の移管等に関する要項」における関係条文は以下のとおりである。

(法人文書の歴史公文書等の認定及び廃棄)

第2 文書管理者（規程第11条に定めるものをいう。以下同じ。）は、保存期間が満了する法人文書について、目録を作成して総括文書管理者に送付するものとする。

2 総括文書管理者は、前項の法人文書について、歴史公文書等の認定又は廃棄を決定して、文書管理者及び大学文書館長（以下「館長」という。）に通知する。

(法人文書の移管)

第3 文書管理者は、第2第2項の規定により歴史公文書等の認定された法人文書について、事前に館長と日時その他必要な事項を協議して大学文書館に移管するものとする。

(法人文書の廃棄)

第4 文書管理者は、第2第2項の規定により廃棄の決定をされた法人文書について、速やかに廃棄するものとする。

(専決等)

第5 総括文書管理者は、第2第2項の決定を館長に専決させることができる。

総括文書管理者の廃棄権限を大学文書館長に委任し、その専決を認めるとしたのは、文書作成者が評価選別するという法を守りながらも、大学文書館のこれまで行ってきた評価選別業務を継続するためによく考えられた工夫に思われる。しかし、法では保存期間満了後の措置は「保存期間（中略）満了前のできる限り早い時期に」定めなければならないのであるが（法第5条第5項）、「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第9条には「保存期間が満了した法人文書は、歴史公文書等に該当するものにあつては大学文書館に移管し、それ以外のものにあつては廃棄するものとする。」とあり、法に反して保存期間満了後に評価選別を行うのである。そのため、法人文書ファイル管理簿においても、規程上に「保存期間満了後の措置」を設けていない。

しかし、法人文書管理規則において保存期間満了後の措置を定めることは、法第11条第2項および施行令第15条に明確に規定されており、京都大学のこの対応は法に照らして問題がある。いや、むしろ、各大学の実情に応じた文書管理を行うことのできない法自体に問題があると思える。しかし、いくら現行法に問題があろうとも、国立大学法人が法に違反していいということにはならない。京都大学では学内規程を整備しなおすとともに、

京都大学のみならず各国立大学法人では法改正に向けた取り組みが必要であろう。

法で定められているレコードスケジュールは採用せざるを得ないのであり、保存期間満了後の措置をあらかじめ設定する必要がある。アーカイブズが評価選別に関わるためには、法人文書管理規則の中で工夫するしかないのである。

次に、京都大学と同じく（方法は異なるが）、法施行以前には保存期間満了後に文書館が全学の法人文書の評価選別を行っていた広島大学の対応をみてみよう。関係する規則は、「広島大学法人文書管理規則」第 20 条である。

第 20 条 文書管理者は、法人文書ファイル等について、別表第 3 により、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第 11 条第 2 項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

2 前項の措置は、総括文書管理者の同意を得た上で、法人文書ファイル管理簿への記載によって定めるものとする。

3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、広島大学文書館（中略）の専門的技術的助言を求めることができる。

広島大学では、法を遵守して文書作成者が評価選別を行うのであるが、その決定に当たっては文書館の専門的技術的助言を求めることができるとしている。この広島大学の規則は、行政文書ガイドライン第 7「移管、廃棄又は保存期間の延長」の 1「保存期間が満了したときの措置」を参酌したものである。行政文書ガイドラインの独立行政法人国立公文書館を広島大学文書館に置き換えている。この規則を素直に読むと、評価選別権が文書館にあるとはいえない。しかし、広島大学においては、法施行以前の法人文書管理規則においても評価選別権は文書管理者にあったが²²⁾、実質的には文書館が評価選別を行ってきた。しかも、「平成 20 年度からは、文書館の法人文書の移管作業に文書管理担当グループも同行し、当該年度に保存期間を満了した保有文書の全てについて、同グループが現物確認を行い、その後に文書館がそれらについて移管するかどうかの選定を行う、という方式を採ってきた²³⁾。このような実績の上で、規則上文書館は専門的技術的助言を行うことが「できる」とどまるものの、実質的には文書館が評価選別を行いつづけるとのことである。アーカイブズと文書管理部門の信頼関係・協同作業の大切さがよくわかる事例である。

東北大学の場合も、「国立大学法人東北大学法人文書管理規程」第 26 条の規定は「広島大学法人文書管理規則」第 20 条と同様で、行政文書ガイドラインを参酌したものである。これも、これまで東北大学史料館が行ってきた評価選別の実績に基づいて実現するもので

あろう。

名古屋大学の場合も広島大学、東北大学とほぼ同様であるが、「名古屋大学法人文書管理規程」第 15 条第 3 項は「総括文書管理者は、前項の同意をするに当たって、資料室の専門的かつ技術的な助言を求めるものとする。」と、「できる」でなく「するものとする」であり、大学文書資料室の関与が義務づけられている。規則としては名古屋大学の方が望ましく、行政文書ガイドラインの「できる」を「するものとする」と改めるのは、「参酌」の範囲内といってもよいのではなかろうか。法・ガイドラインを守りながらもアーカイブズが評価選別に関わるための工夫として評価できるものである。

筆者は拙稿で、国立大学法人の場合、法に準拠した評価選別では、文書作成者による恣意的な文書廃棄の危険性があることを指摘した。拙稿執筆段階では行政文書ガイドラインはまだ示されてはいなかったが、名古屋大学や広島大学、東北大学では、ガイドラインを参酌しつつも、大学アーカイブズが評価選別に関与できるような工夫が凝らされている。これは、広島大学の場合にみたように、法人文書管理部局との協力があってこそ実効性を有するものである。「後方（アーキビスト）の前方進出だけでなく、前方の後方進出も重要なのである」²⁴⁾。

5. 「国立公文書館等」を有さない国立大学法人はどうか？

先に「国立公文書館等」を有する国立大学法人はわずか 6 大学法人しかないことを述べたが、問題なのは「国立公文書館等」を有さない残りの 80 大学法人である。法第 11 条第 4 号には、「独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。」と規定されている。自前で「国立公文書館等」を有さない場合、保存期間が満了した法人文書は、国立公文書館に移管しなければ廃棄しなければならないことが法によって決められているのである。

では、国立大学法人から歴史公文書等を国立公文書館に移管すればいいと考えたいのであるが、それは、法上では可能だが、現実には不可能である。以下に、2011 年 1 月 25 日の内閣府説明会で配付された 2 つの資料をみておく。

「法人文書の管理について」(Q & A)

問 13 法人文書管理規則の別表第 2 はどのように作成すればよいか。

答) ガイドラインの別表第 2 は、行政機関において移管すべき文書を想定した基準と

なっている。法人文書管理規則においては、行政機関で作成した文書と同様の歴史的価値があると考えられるものについて移管対象とされたい。なお、「国立公文書館等」として指定予定の施設を有する機関に関してはこの限りではない。

問 14 移管対象となる文書が限定されると必要な文書を廃棄せざるを得なくなるのではないか。

答) 法に定める「特定歴史公文書等」は、歴史資料として重要な文書として国立公文書館で保存し、積極的に利用に供するものである。これとは別に、各法人の業務運営において必要で、重要な文書については、保存期間を長くするなど見直した上で、各法人において現用文書として保存されたい。

法人文書の移管について²⁵⁾

平成 23 年 1 月 25 日

内閣府大臣官房公文書管理課

(内閣官房公文書管理検討室)

1 法人文書の移管について

独立行政法人等（中略）が保有する法人文書（中略）のうち、独立行政法人国立公文書館（中略）への移管対象となる「歴史資料として重要な公文書その他の文書」（中略）の該当性の判断については、行政文書に準じ、適切な判断を行うものとする（別紙参照）。

例：国の機関から組織替えによって引き継いだ文書については行政文書における判断指針に該当するもの。

その他大規模な公共事業、国家的な重要事業に関するもの

「別紙参照」とあるが、この別紙とは「行政文書の管理に関するガイドライン（抄）」であり、行政文書と同じ基準でしか国立公文書館へ移管することができない。

このように、国立公文書館への法人文書の移管は不可能なことを内閣府が明示しているのである。法人文書は国立公文書館に移管できないので、保存期間が満了した法人文書は廃棄するか、または保存期間を延長するしかない。これについては、国立大学法人の主務官庁である文部科学省も内閣府と同じ見解である。文部科学省総務課文書情報管理室発電子メール「【参考】法人文書管理規則ひな型の送付（国立大学法人版）について」では、「別表第 2 について」（保存期間満了後の措置のこと：菅注）、「当該大学に国立公文書館

等を設ける場合は別の基準がありうるかと思えます。」「基本的に廃棄としてあります。この別表を採用して保有したい場合、延長手続きを適宜取る必要があります。無期限の文書は別表第2からは外してあります。」とある。

これらの資料に明らかなように、国立公文書館への移管は国として重要なもののみであり、事実上、国立大学法人から国立公文書館へ移管できる文書はない。したがって、法人文書管理規則上は、保存期間満了後の措置はすべて廃棄と定めることになる²⁶⁾。その上で、どうしても必要なものは保存期間を延長するのである。保存期間を延長するかどうかは、文書作成者の判断次第である。よほど現在の業務に直接必要な文書でない限り、法に従って、規則どおりに粛々と廃棄される可能性が高い。拙稿において保存期間満了法人文書の一括大量廃棄の危機を指摘したが、その危惧が現実のものとなったのである。

また、先に引用した「法人文書の管理について (Q&A)」の間14において、「保存期間を長く」するように求めているのは、法・ガイドラインの趣旨と合わない。法は、保存期間満了後の文書のアーカイブズへの移管があることを前提に構築されている。そして、行政文書ガイドラインでは、保存期間を延長するに当たっては「延長する期間及び延長の理由を(中略)明確に記載して、総括文書管理者を通じ、内閣府に報告しなければならない。内閣府は、例えば、職務遂行上の必要性が乏しいにもかかわらず、当該保存期間を延長した場合の延長後の保存期間が通算で60年を超える場合など、その延長期間・理由に合理性がないと考えられる場合は、改善を求めることができる。」とあり、保存期間の制限なき延長に歯止めをかけているのである。内閣府の行政文書と法人文書に対する対応は、明らかに矛盾している。

なお、小樽商科大学は「国立公文書館等」を有しておらず、附属図書館が歴史資料等保有施設の指定を受けており、「国立大学法人小樽商科大学法人文書管理規則」第19条において、「文書管理者は、第1項の規定により廃棄するものとされた法人文書のうち、本学にとって歴史的、学術的に保管することが必要であると判断する場合は、総括文書管理者の同意を得た上で、本学附属図書館に当該法人文書の保管を要請することができる。」と定めている。しかし、法人文書は国立公文書館と同じ条件の「国立公文書館等」にしか移管することができず、この規定は法に違反している。その大学に応じた「歴史公文書等」の保存をすることができないのが、法なのである。国立大学法人をはじめ独立行政法人等の立場を勘案して、法は立法されていない。

6. 大阪大学の対応

筆者が所属する大阪大学では、公文書管理法施行と同時に「国立公文書館等」の指定申請は行わなかった。これは、大学アーカイブズとしての場所、特に書庫の確保ができなかったためである。

法人文書管理規程については、総務部総務課を中心に企画部評価課・企画推進課と文書館設置準備室で検討をすすめ、2011（平成23）年2月18日になってようやく公文書等の管理に関する法律の施行に係る説明会を開催し、全学に方針を提示した。そこで示された方針は下記のとおりである（下線は原文のまま）。

文書管理法施行準備に係る作業方針及びスケジュール（案）

1. 公文書管理法の施行を控え、平成22年度までの法人文書については、大阪大学における現行の法人文書管理規程や文書ファイル管理簿等を活かしつつ、法令上必要な修正を行う。

一方、平成23年度以降の法人文書については、法の趣旨をできるだけ踏まえた文書の作成・整理・保存を行うこととする。

2. 法施行後は、保存期間が満了した文書は「廃棄」か「移管」のどちらかが必要であるが、法人として長期的に保存すべき文書の「移管」については、国の指定を受けた法人の文書館^(ママ)へする必要がある。

本学においては、平成24年度を目途として文書館を設置し国の指定を受けることを目指している。

3. このため、法人として長期的に保存すべき文書について、当面は、長めの保存期間を設定し保存期間満了後は原則として「廃棄」としつつ、平成23年度中に保存期間が満了する文書については、原則として保存期間を延長することとする。

すなわち、文書館を設置して「国立公文書館等」としての指定を受けるまでは、法人文書の保存期間を延長することで対応することにしたのである。今後、「国立公文書館等」としての指定を受けるための施設整備および法人文書管理規程の改正、特に保存期間満了後の措置の設定が大きな課題となった。

大阪大学の公文書管理法への対応を振り返ると、法人文書管理規程の制定、法人文書ファイル管理簿の修正で精一杯だったというのが実感である。法施行までに時間がなく、そのため、「平成22年度までの法人文書については、大阪大学における現行の法人文書管理規程や文書ファイル管理簿等を活かしつつ、法令上必要な修正を行う」という方針にみら

れるように、これまでの文書管理のやり方を踏襲することになってしまっている。法施行の平成23年度以降についても、「法の趣旨をできるだけ踏まえた文書の作成・整理・保存を行うこととする」と、法の趣旨を踏まえるのではなく、「法の趣旨をできるだけ踏まえる」（傍点筆者）のである。そのため、行政文書ガイドラインと大阪大学法人文書管理規程では大きく異なるところがある。

行政文書ガイドラインでは、大分類・中分類・小分類の3段階に分類することになっているが、大阪大学ではこれまでの分類を踏襲して2段階の分類のみである。行政文書ガイドラインでは、ツミアゲ式階層分類に加え水平分類を行うことになったのであるが²⁷⁾、大阪大学ではワリツケ式階層分類のままである。法を契機に、文書の分類・整理を見直そうという考えはない。そのため、別表第1「大阪大学法人文書保存期間及び保存期間満了時の措置の設定に関する基準」は、旧規程の「大阪大学法人文書保存期間」に「保存期間満了後の措置」欄をただ単に加えたものに過ぎない²⁸⁾。法人文書ファイル管理簿についても、ファイル名に抽象的なタイトルが多い、複数の簿冊が1ファイルである場合や1つの簿冊の中に複数のファイルが存在する場合等種々の様態が混在している、法人文書ファイル管理簿に登載されていない文書が大量に存在するといったこれまでの問題²⁹⁾を解決することなく、「保存期間満了後の措置」欄を付け加えたに過ぎない³⁰⁾。

そのほか、内閣府が「作成することが望ましい」とする法人文書保存要領³¹⁾については制定していない。また、集中管理についても、法人文書管理規程上に規定されなかった。法人文書管理規程に規定した研修についても、実施しなかった。文書管理担当部局においてすら文書管理改善についての意識は乏しかったのである。第5章で述べたように、大阪大学アーカイブズ設置後はいくらか改善されたが、教職員の文書管理についての意識改革はこれからである。

これらはひとり大阪大学のみ的事象ではなく、ほとんどの国立大学法人において同様ではないかと想像している。この一因は、ガイドラインの提示から法施行までの時間のなさにあるが、それにも増して、教職員の文書管理に対する意識の欠如に起因するところが大きいと考える。

なお、2012年10月1日に大阪大学アーカイブズを設置し、2013年4月1日付で「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けたことにより、2013年3月31日施行で「国立大学法人大阪大学法人文書管理規程」を改正した。

7. おわりに

「公文書管理法は文書を廃棄するための法律ですよ？」。これは某国立大学の教員がその大学の職員から言われた言葉である。法は、このように使われかねないのが実態なのである。また、法自体が、大学構成員に周知されているとも言い難い。繰り返しになるが、法の周知と教職員の意識改革が国立大学法人の文書管理改革に当たっての大きな課題なのである。

そして、法の趣旨を全うするためには、各国立大学法人には「国立公文書館等」がなければならない。そのためには財政的援助も必要だろうし³²⁾、「国立公文書館等」が国立公文書館と同一条件でなければならないという特定歴史公文書等ガイドラインの改善も必要であろう。

法は記録管理・アーカイブズに関わる者のみならず、公文書を「国民共有の知的資源」（法第1条）としたことなど、わが国国民にとっても大きな成果であった。しかし、実際に法が施行されてみると、さまざまな不都合が生じることが判明した。その歪みは、立法に際してはあまり考慮されなかったと思われる「独立行政法人等」に特に現れたのではなかろうか。法の附則第13条には「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とある。よりよい文書管理とアーカイブズ制度の確立のために、たゆまぬ検証と情報の発信が必要である。本章がそのための一助となれば幸いである。

1) 菅真城「公文書管理法と国立大学アーカイブズ」『レコード・マネジメント』60、2011年。以下「拙稿」という。本論文第8章。

2) 林修三ほか編『法令用語辞典 第5次全訂新版』学陽書房、1976年。

3) 大学によっては「規則」であったり「規程」であったりするが、これは各大学における法規慣行によるものであり、「規則」と「規程」の間に上下関係はない。本章において各大学の「規則」「規程」を総称する場合は、法に則り「法人文書管理規則」という表記を用いる。

4) このとき、国立大学は法人化以前で国の機関であった。

- 5) その例として、広島大学の場合、50年史編集専門委員会から大学独自の対応を取るよう要望したが受け入れられず、国大協案をそのまま引き写した行政文書管理規程となった。これについては、「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』第5号、2003年、小池聖一『近代日本文書学研究序説』現代史料出版、2008年、本論文第7章、参照。
- 6) 宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律』第一法規、2009年。
- 7) 安藤福平「『行政文書の管理に関するガイドライン』の意義—記録管理国際標準(ISO15489)の視点から—」『広島県立文書館紀要』11、2011年。
- 8) 法に対応した研修について論じたものに、原田三朗「公文書管理の職員研修」『時の法令』1881、2011年、がある。
- 9) 植草泰彦・大磯一「公文書等の管理に関する法律施行令について」『ジュリスト』1419、2011年。
- 10) 村上淳子「広島大学文書館における『国立公文書館等』の指定に係る対応—公文書管理法に基づく政令指定の経緯及び提出書類について—」『広島大学文書館紀要』13、2011年。以下、村上の見解はこれによる。
- 11) 西山伸「公文書管理法施行への京都大学大学文書館の対応」『京都大学大学文書館だより』20、2011年。以下、西山の見解はこれによる。
- 12) この他、名古屋大学大学文書資料室の堀田慎一郎による以下の研究も参照。堀田慎一郎「公文書管理法の施行と大学アーカイブズ—名古屋大学の事例を中心に—」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』8、2012年、堀田慎一郎「公文書管理法施行後の公文書の評価選別とその諸問題」『名古屋大学大学文書資料室紀要』21、2013年。
- 13) 注10) 村上論文資料2「国立大学法人からの質問事項」。
- 14) 植草泰彦「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインについて」『ジュリスト』1419、2011年。
- 15) 法施行後、神戸大学附属図書館大学文書史料室はイナージェンガスによる自動消火設備を整備した。
- 16) 西山伸から筆者を含む国立大学アーカイブズ関係者宛の電子メールによる。
- 17) 法第2条第4項3「政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」。

- 18) この点については、既に西山伸が指摘している。
- 19) 北海道大学大学文書館は施行令第 3 条に基づき「歴史資料等保有施設」として指定を受けている。そのため、平成 23 年 3 月までに保存期間が満了した法人文書の移管は受けることはできるが、平成 24 年 4 月以降に保存期間が満了した法人文書の移管を受けることはできない。
- 20) 岡本信一・植草泰彦『Q & A 公文書管理法』ぎょうせい、2009 年。
- 21) 西山伸「公文書管理法施行への京都大学大学文書館の対応」(前掲)。
- 22) 菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」『広島大学文書館紀要』7、2005 年。本論文第 3 章。
- 23) 岡田泰司「公文書管理法施行後の法人文書管理及び法人文書管理システムの運用について」『広島大学文書館紀要』13、2011 年。
- 24) 小池聖一「公文書管理法における『歴史公文書』と『特定歴史公文書』」『広島大学文書館紀要』13、2011 年。
- 25) 安藤繁「法人文書の移管等について」『アーカイブズ』44、2011 年。
- 26) 保存期間を、「永久」「無期限」「常用」等にして現用文書として保存しつづける場合もある。
- 27) 廣田傳一郎「本務が楽になる文書管理」『時の法令』1879、2011 年。
- 28) 規程改正に当たっていくつか保存期間の見直しが行われた。「保存期間満了後の措置」については、保存期間が「無期限」のものを除くと全て「廃棄」である。
- 29) 菅真城「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立—大阪大学文書館スタートのために—」『記録と史料』19、2009 年。本論文第 4 章。
- 30) 行政文書ファイル管理簿については、廣田傳一郎「『国民が主体的に利用し得る』分類目録—行政文書ファイル管理簿を中心に—」『時の法令』1883、2011 年、参照。
- 31) 注 10) 村上論文資料 2「国立大学法人からの質問事項」。
- 32) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は、2011 年 3 月 10 日に「独立行政法人等の法人文書保存に関する施策の一層の充実について(要望)」を内閣府特命担当大臣・内閣府大臣政務官・民主党幹事長に提出したが、そこでは「1 独立行政法人等において、国立公文書館等が設置されないことを理由とする不用意な公文書廃棄がなされないよう、監督官庁に働きかけること。2 独立行政法人等において、当該法人における歴史公文書等

が適正且つ確実に保存できるように予算措置等を講じること」が要望されている。

第Ⅲ部

大学アーカイブズの活用

第 10 章 建学の精神と大学史編纂・大学アーカイブズ

1. はじめに

国立大学に建学の精神や理念はあるのであろうか？私立大学の場合だと、多くは特定の創設者がおり、彼らによって、大学建学の精神・理念が語られている。そして多くの場合、この建学の精神は現在においても重視され、大学のアイデンティティとなっている。各私立大学の沿革史においても、創立の経緯や創立者の思想、すなわち建学の精神に重点をおいて記述している場合が多い¹⁾。また、社団法人日本私立大学連盟によって『建学の精神』（1984 年）と題する書籍が刊行されていることは、私立大学にとって建学の精神がいかに大事であるかをよく示している。

一方、政府によってつくられた国立大学の場合、特定の創設者がいるわけではなく、したがって私立大学のように創設者によって建学の理念が語られることはない。国立大学で最も古い歴史を有する東京大学の場合をみてみよう。寺崎昌男は、「まず、東京大学の創立に『理念』はあったか。」という問いを發し、それに対して「結論的には、大学独自の理念はありませんでした。」と答えている。1887（明治 10）年に文部省から出された東京大学の創立を宣告した布達には、「文部省直轄東京開成学校、東京医学校ヲ合併シ東京大学ト改称候事」とあるのみであり、何のためにこの大学をつくるといったことは全く書かれていないのである²⁾。これはひとり東京大学のみならず、すべての国立大学について当てはまることであろう。

多様な前身諸学校を包括・併合して成立した新制国立大学についても、1949（昭和 24）年 5 月 31 日に公布施行された法律第 150 号国立学校設置法において、大学の名称と位置が表示されているのみである。したがって、法律から個別国立大学の建学の精神・理念をうかがい知ることはできない。

しかし、国立大学法人化した現在、国立大学にはその中期目標でまず大学の理念を提示することが求められている。そして実際に国立大学は、建学の理念や精神といったものを明記している。これらの大学は、法人化とともに突然理念を制定したのであろうか。なかにはそのような大学が存在するかもしれないが、歴史的経緯の中で大学の建学の精神・理念を「発見」し、「形成」していった大学も存在する。本章では、広島大学と大阪大学の

場合について考察する。そのうえで、建学の精神と大学史編纂や大学アーカイブズとの関係について論及する。

2. 広島大学の場合

2. 1 初代学長森戸辰男の広島大学構想

新制広島大学は、広島高等師範学校、広島文理科大学、広島工業専門学校、広島高等学校、広島女子高等師範学校、広島師範学校、広島青年師範学校を包括、広島市立工業専門学校を併合し、1949（昭和24）年5月31日に設置された。1953年には県立広島医科大学を国立移管し、医学部を設置した。前身校は学校の種別では大学、専門学校、高等学校、師範学校と各種の高等教育機関が揃っており、設置形態も官立、公立、私立（広島女子高等師範学校の前身は私立山中高等女学校）と多様である。前身学校数は全国立大学の中で最も多い³⁾。多様な前身校をまとめて「1つ」の大学を形成するという課題を背負って、広島大学は発足したのであった。

新制広島大学は設置されたものの、多様な前身校の存在の影響もあって学長を決めることはできず、教育学部長（広島女子高等師範学校長）桜井役が学長事務取扱を勤めた。その後1950年4月19日になって、元文部大臣森戸辰男が初代学長に就任した。

初代学長森戸辰男は、1950年11月5日に行われた開学式において、以下のような式辞を述べた。

今日の佳き日、本大学はご列席各位の祝福をえて、上来述べました使命と抱負をいだいて発足いたします。原爆の惨禍の後に、再び戦争の脅威にさらされている無防備日本の国民は、世界のどの国民にもまして、民主的で平和な「1つの世界」を待ち望んでおります。

だが、「平和な1つの世界」を待望するわれわれは、先ず自らの力で自らの間に民主的で平和な「1つの祖国」を建設すべきではありませんまいか。そうしてこの「1つの祖国」の精神的基礎をなすものこそ、自由で平和な「1つの大学」であります。

なぜなれば、次代を負う選ばれたる青年学徒の心の中に、自由と平和な「1つの世界」が確立されたとき、その時こそ、外の世界にも平和な「1つの祖国」、平和な「1つの国際社会」の到来することを約束する手形の振り出されたときだ、と^(ママ)考えられるからでございます。

この光栄ある開学式を機に、われわれ学園構成者は、一段の自信と勇気を加えて、自由で平和な「1つの大学」を実現し、全学の力を結集して、一路、変革期における大学の使命達成に前進する決意を新にいたすものであります⁴⁾。

このように、初代学長森戸辰男によって、「自由で平和な『1つの大学』」という大学の目標が示され、これが建学の精神となっていくのである⁵⁾。

翌1951年11月5日に行われた講演「広島大学の構想—地方的、国際的協力について—」において、森戸は、広島大学を①中国・四国地方の中心大学、②地域性のある大学、③国際性のある大学にしていくと構想を述べた⁶⁾。後に森戸3原則と呼ばれる広島大学の理念が提示されたのである。

1952年に森戸辰男は、先に引用した「変革期の大学—開学式にさいして—」「広島大学の構想—地方的、国際的協力—」に「新制大学の使命—学生運動のありかたにふれて—」を加えた3本の講演を収録した『変革期の大学』（広島大学本部、1952年）を刊行した。同書の「序」において森戸は、「ここに収録した3篇は、本学においてそれぞれの機会に私の述べた所感であるが、この佳き日にこれを上程するゆえんは、広島大学の生誕と発展に好意と協力を惜しまれなかった内外諸方にたいして衷心の感謝を表するとともに、本学の現状と構想を知っていただいて、今後一層のご教示とご鞭撻をお願いしたいからである。そして、最後にではあるが、強い情熱を込めて、独立日本の前途を祝福したいからである。」と述べている。また、同書が広島大学本部から発行されていることをあわせ考えると、森戸1人でなく事務当局も、広島大学の「建学の精神」について、大学内外に周知させたいという希望を持っていたと推測することができる。

このように広島大学において「建学の精神」たるものが存在するのは、森戸辰男というたぐいまれなる人物を初代学長に頂いたことが影響しているが、小宮山道夫が明らかにしたように、「広島大学の建学理念として知られている森戸3原則は、森戸の個性のみによって導かれた広島大学の性格規定ではなく（中略）、大学の創設経緯にその原点を有していた。3原則はいわば大学の創設経緯を忠実に再現したもので」あったのである⁷⁾。

2. 2 大学改革案における「建学の精神」

しかしながら、森戸辰男が1963（昭和38）年に広島大学を去ってからは、「建学の精神」は、次第に人々から忘れ去られていったように思われる。

森戸は、1970年10月17日に広島市青少年センターで開催された育英友の会広島支部

主催の講演会で、「広島大学再発足のころ」と題する講演を行った。その講演の末尾で森戸は、「私が今日、新制広島大学発足のころの思い出を申し述べましたのは、広島大学の、いわゆる原点ともいうべきものが、当面する2度目の大学改革に何らかのお役に立てばと思ったからであります」と述べている⁸⁾。森戸の中には、大学紛争後の広島大学改革案策定に当っては、新制大学発足時の「建学の精神」を振り返り、それを踏まえることが大切との認識が存在していた。

1970年前後、「大学改革とかけて薄皮饅頭と解く、答えは餡（案）ばかり」と揶揄されたように、全国の大学で改革案が盛んに作成されたが、改革はなかなか実現しなかった。そのような状況の中で、広島大学においては大学改革委員会等を中心に多くの改革案が作成され、その中から西条（現、東広島市）への統合移転や総合科学部の設立という改革を実現していった。

大学改革委員会は「運動としての『大学改革』」を提唱し、「仮設」「建議」の形で多くの改革案を提示した。しかし、これらの改革案はそもそも大学とはといった一般論から出発し、広島大学固有の問題については分散キャンパスを解消するための統合移転に矮小化していった。この当時の大学改革案作成においては、森戸が指摘したような新制大学発足時の「建学の精神」を踏まえた大学改革という発想はなかったのである。

「広島大学改革への提言（仮設0）」では、「大学開放（University Extension）」の項を立て、「その具体的方法としては、たとえば、市民のための諸講座、夜間や夏期のコース、現職者の再教育（サンドイッチ方式など）などが考えられよう。」と記している。この「大学開放」についての記述は一般論であり、森戸3原則の1つである地域性のある大学やその理念に基づいて開学当初から実施された公開講座について触れるところはない。広島大学固有の歴史と理念に基づく記述とはなっていないのである。また、「当面の改革に関する建議（第1次）」には、「しかしながら、これら当面必要な改革も、単にいわゆる⁹⁾ 対策⁹⁾ 的発想から実施されるべきではなく、将来の広島大学のあり方についての長期的・根本的な理念と、何らかのかかわりを持つものとして考えられるべきであることは言うまでもありません。」とあるが、「長期的・根本的な理念」が何であるかという記述はない。大学紛争後の大学改革案策定においては、「建学の精神」が振り返られることはなかったのである。

2. 3 「建学の精神」の「発見」、再評価

大学紛争を契機とする大学改革の議論において、森戸による「建学の精神」が語られることはなかった。「建学の精神」を「発見」し、再評価していったのは、大学改革案策定作業ではなく、大学史編纂活動においてであった。広島大学では、編纂室を組織した初めての大学沿革史として、『広島大学二十五年史』全3巻を1977年から79年にかけて刊行した。『広島大学二十五年史 通史』（広島大学、1979年）には、森戸による大学整備の方針について以下のように記している。

学長に就任した森戸は、広島大学の構想を立て、その整備・発展計画を明らかにしていった。着任早々の昭和25年6月22日には、皆実分校の一般教養課程の学生に対し、新制大学の使命について説き、また、同年11月5日の開学式の式辞においては、変革期の大学について述べ、「自由で平和な『1つの大学』」の実現を目指す決意が示された。さらに、26年1月5日の創立記念日に当って、広島市児童文化会館において学術講演会が開かれ、この席上において森戸学長は、かねてから描いていた広島大学の構想を明らかにした。第1は広島大学を中国・四国地方の中心大学とすること、第2は広島大学を地域性のある大学にすること、第3は広島大学を国際性のある大学とすること、以上3つの構想を掲げた。

そして、この後にこの構想について解説してある。第1項において指摘した広島大学の建学の精神・理念についてこのように記述されているのである。こうして大学史を編纂したことによって、森戸による「建学の精神」は人々の目に容易に触れることが可能になったのであった。

2. 4 理念5原則の制定

1995（平成3）年10月17日、第482回評議会において、広島大学の理念が制定された。これは、教養的教育について教養的教育検討委員会で検討されている際に、教養的教育の理念・目標について検討する過程で、大学全体の理念が必要であるとの問題提起に基づくものであった。検討は、1995年7月から辻秀典法学部長、牟田泰三理学部長、戸田吉信学長補佐、松浦博厚学長補佐の4名でなされた。制定された理念は、以下のとおりである⁹⁾。

広島大学の理念

新たな世紀を目前にして、久しく人類を導いてきた近代の原理・原則には亀裂が生じ、いまや世界は激動のさなかにある。自由と平等の実現は困難をきわめ、科学・技術の進歩と発展は、かぎりない豊かさをもたらす反面、人間の存在そのものまでを脅

かし始めている。

まもなく 21 世紀である。人類は今後、おそらくその存在を賭して、世界平和、環境、人口、食糧、資源など、地球規模の難問に立ち向かわねばならないであろう。このような時代に、敢然として人類の未来を切り拓いていく英知を生み出すことは、大学に課された重大な責務である。

いま、広島大学は念願の統合移転を果たし、建学の精神である「自由で平和な1つの大学」の実現に向けてさらなる1歩を刻した。われわれは、この精神を踏まえ、学問と教育の府としての使命を果たすべく、装いも新たに出発する広島大学の理念として、ここに以下の5原則を提示する。

1. 平和を希求する精神
2. 新たな知の創造
3. 豊かな人間性を培う教育
4. 地域社会・国際社会との共存
5. 絶えざる自己変革

今後、わが国の進むべき道に思いをめぐらし、近代日本、なかんずく広島百年の歴史を省みるとき、平和の希求は、広島大学のすべての構成員の思考と行動の根底に置かれるべき精神といわねばならない。この原点の上に、広島大学は、創造的学術研究と人間を中心に据えた教育を車の両輪とし、地域社会、国際社会との活発な交流を通じて相互に裨益貢献する共存関係を築くべきである。そして、つねに自己を謙虚に見つめ、絶えざる自己変革の努力を怠ってはならない。

亭々と繁るフェニックスの樹のもと、この理念が構成員によって語り継がれ、広島大学が発展し続けることを願う。

広島大学長 原田 康 夫

この理念5原則制定の経緯を今詳らかにすることはできないが、大学の理念を考えるに当たっては、大学の歴史を振り返ることは不可欠の作業であり、その際まず参照されたのは大学の沿革史、すなわち『広島大学二十五年史』であったろうと想像される。また、この理念には前文・後文が付いているが、これについては様々な意見があった。しかし結局、原田康夫学長個人の思いということで了解を得た¹⁰⁾。ここから、原田学長のこの理念にかかる思いが伺える。初代学長森戸辰男と彼による広島大学の「建学の精神」は、原田によって「再発見」されていったのである。

こうして広島大学は、建学の精神や理念について再確認していった。そのために国立大学法人化に伴い策定した中期目標の冒頭に、『『自由で平和な1つの大学』という開学以来の精神を継承し、①平和を希求する精神、②新たなる知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たす。』と明記することができたのである。

3 大阪大学の場合

3. 1 司馬遼太郎の大阪大学観と国立大学法人としての中期目標

大阪大学は、1931（昭和6）年5月1日に大阪帝国大学として発足した¹¹⁾。8番目（内地6番目）の帝国大学であり、その学部は理学部、医学部の2つであった。理学部は新設の学部であったが、医学部は大阪府立大阪医科大学の国立移管によって成立した。大阪医科大学の歴史は、1869（明治2）年の仮病院・医学校まで遡る。1933年には、官立大阪工業大学が移管され、工学部が成立した。総合大学とはいえ、理科系のみの大学であり、文科系の学部が設置されるのは戦後1948年になってのことであった。

1930年5月に柴田善三郎大阪府知事が政府に提出した上申書には、以下の件がある。

大阪ハ其ノ蔵スル経済力ト地ノ利ニヨリ、工業都市トシテ発展著シキモノアリ。今ヤ我国工業ノ中枢タリト雖モ、将来ニ亘リテ是レガ根抵ヲ培ヒ基礎ヲ確立スルハ、実ニ我国工業永延ノ進歩ヲ策スル所以ナリ。而シテ工業進歩ノ根抵ハ是レヲ基礎的純正理化学ノカニ俟タザルベカラザルニ未ダ其ノ機関ヲ有セザルハ、我大阪ノ文教上、産業上ノ一大欠陥ナリト云ハザルベカラズ。

今ヤ産業ノ合理化ヲ図ラザルベカラザルノ秋、速ニ理化学ノ蘊奥ヲ究ムベキ大学理学部ヲ設置シ以テ工業界ノ啓発革新ヲ図ルハ刻下ノ急務ナリト信ズ¹²⁾。

このように、創設時の大阪帝国大学、特に理学部には、大阪工業界の発展のための基礎的純正理化学の研究が求められていたのであった。帝国大学とはいえ、その創設経費のみならず設立後3年間の運営費は地元が負担した。大阪帝国大学は、大阪府民と経済界に支えられ、地域社会と密接に関係して成立した大学だったのである。産学連携は今でこそ盛んにいわれるようになったが、大阪大学においては開学以来の伝統である¹³⁾。

ところで、司馬遼太郎の小説『花神』¹⁴⁾は、以下の文章ではじまる。

「適塾」

という、むかし大坂の北船場にあった蘭医学の私塾が、因縁からいけば国立大阪大学の前身ということになっている。宗教にとって教祖が必要であるように、私学にとってもすぐれた校祖があるほうがのぞましいという説があるが、その点で、大阪大学は政府がつくった大学ながら、私学だけがもちうる校祖をもっているという、いわば奇妙な因縁をせおっている。

江戸期もおわりにちかいころ、大坂で、
「過書町の先生」

といわれた町の蘭方医緒方洪庵が、ここで言う校祖である。

司馬は、1838（天保 9）年に開かれた蘭学塾である適塾を大阪大学の前身、緒方洪庵を大阪大学の校祖と捉えていたのである。では、当の大阪大学は適塾との関係をどう捉えていたのであろうか。実は、大阪大学による自身の前身・出発点の理解は、時代によって変遷がみられるのであるが、これについては後述する。

なお、司馬のように、適塾を大阪大学の前身、緒方洪庵を大阪大学の校祖とすると、適塾で学んだ福沢諭吉は大阪大学の卒業生ということになり、大阪大学は慶応義塾よりも古い歴史を有することになってしまう。なんとも「奇妙な因縁をせおっ」たものである。

話を現在の大阪大学に移そう。国立大学法人大阪大学の中期目標の冒頭には「(前文)大学の基本的な目標」として以下の文章が掲げられている。

懐徳堂と適塾の学風を継承し、自由闊達で批判的な精神をもって真理と合理性を追究することにより、大阪大学を知の創造の場として世界第一流の大学とすることを目標とする。

創学以来の「研究第一主義」をモットーとし、第一線の研究成果と実証精神をもって教育を行う。学問と研究を前にしては、優れたものを進んで認め、分野間の障壁をなくし、教員と学生の立場を越えて、対話と討論を重ね、より一層の高みを目指す。

得られた教育研究の成果を世界的基準によって判断し、社会にその価値を問い、利用に供する。大学を社会に開き地域に貢献するとともに、自由と人権を尊重し、国際的学術交流を通じて世界の国々に貢献する。

このようにして、教育・研究・社会貢献を通して国民と社会の信託に応えることにより、大阪大学の「地域に生き 世界に伸びる」という理念を実現する。

驚くことに、現在の大阪大学は適塾のみならず、1724（享保 9）年に創立された懐徳堂をも自らと関係づけて捉えているのである。そしてこの中期目標には、「創学以来の『研

究第一主義』という「モットー」と『地域に生き 世界に伸びる』という理念」が明記されている。

次項以下では、大阪大学が自身の出発点をどのように理解し、それが大学のアイデンティティとどのような関係になっていたかについて、「懐徳堂・適塾」「研究第一主義」「地域に生き世界に伸びる」の3つを取り上げて考察する。

3. 2 懐徳堂・適塾と大阪大学

3. 2. 1 適塾

適塾は蘭方医緒方洪庵が1838（天保9）年に大坂に開いた蘭学塾である。「洪庵が奥医師を命じられて文久2年（1862）8月、江戸へ赴き、その翌年3月には洪庵の呼び寄せで妻八重は子供らと従者を連れて大坂北浜の家をたった。しかし、洪庵の旧宅には塾の運営、管理を任されていた洪庵の4女八千代とその婿養子拙斎が夫婦居住し、明治19年（1886）ごろまで塾生の教育も行われていた。」「ちなみに、これより先、明治2年（1869）大阪府が、大福寺（中央区上本町4丁目）に仮病院および医学校を設立した際には嗣子惟準、義弟郁蔵、養子拙斎、その他門人たちがこれに参加した。したがってこの医学校・病院は、適塾を源流とする発展形態ともいうべきもので、のちに幾多の変遷を経て、現在の大阪大学医学部・同附属病院となったのである。」このように、適塾と大阪大学医学部の前身である府立大阪医科大学との間には、適塾門弟が人的系譜として繋がっているものであり、前項で引用した司馬遼太郎の適塾と大阪大学との関係も、この人的系譜によるものである。

適塾の建物と敷地は、1939（昭和14）年に大阪府の指定史跡となり、1941年には文部省の史跡となった。そして、1942年には保存顕彰の目的で大阪帝国大学に寄付された。建物は、1964年に国の重要文化財に指定された¹⁵⁾。

このように大阪大学は、適塾との間に人的系譜を有しており、また、適塾の土地・建物を所有しているのである。1972年12月20日からは、「大阪大学に、適塾の維持管理について協議し、かつ、適塾顕彰事業を遂行するため、適塾管理運営委員会」が置かれていたが¹⁶⁾、2011年4月1日からは、国の史蹟・重要文化財である適塾の精神を継承し、その関連資料の維持管理、および緒方洪庵とその門下生ら適塾関係者の業績の研究・顕彰につとめるとともに、適塾を育んだ大阪、そして適塾の学問と関わりの深いオランダの学術・文化に関する研究の発展に寄与することを目的として適塾記念センターが設置された¹⁷⁾。

3. 2. 2 懐徳堂

懐徳堂は、1724（享保 9）年に学問好きの 5 人の町人有志が出資して創設した町人のための学校である。1869（明治 2）年には閉鎖されたが、明治末年には西村天囚（時彦）らによって復興が企てられ、懐徳堂記念会を結成、1916（大正 5）年に新堂（重建懐徳堂）を建設した。10 月 15 日の懐徳堂開堂式において西村天囚は「懐徳堂の由来と将来」と題して経営維持に関する 4 大方針を明らかにしたが、その「第 3 は、学派にこだわらず、先賢の遺口のように學術の門戸を広くあけて、経学以外の史学・経済学等各方面の学者を大阪に迎え入れて、大阪の欠陥である文科大学たらしめること」であった。

戦後 1948（昭和 23）年、大阪大学に待望の文科系の学部である法文学部が設置され、翌年 5 月には文学部が独立した。そして 12 月には、懐徳堂記念会から蔵書 3 万 6000 冊が大阪大学に寄付された。「これは武内義雄氏によって語り伝えられているように、天囚が在世当時から『懐徳堂は大阪の文科大学である。大阪に文学部が出来たときはそれに合流すべきだ』としていたもので（同氏「懐徳堂の思い出」、『懐徳』第 28 号）、この考えにそって記念会の顧問・理事の方々の間においてずっと将来を見通して、将来大阪大学に文科大学が出来たときは、その蔵書や遺物を私せず研究の資料として提供し、大きな立場に立って学界に貢献しようという考えが確立していて、これが阪大に文学部が設置されるとともに実行にうつされたものである。阪大ではこの御盛意を有り難くいただき懐徳堂文庫として大切に整理・保管し、広く学界に公開して記念会の寄贈の趣旨に副うとともに、記念会事業の運営に協力し、今後記念会と共同で事に当ることになった」¹⁸⁾。

このように、懐徳堂と大阪大学との関係は、戦後の蔵書の寄贈によるものであり、適塾のように人的系譜や建物の管理があるわけではない。

なお、大阪大学文学部は、懐徳堂よりも早く 1717（享保 2）年に摂津平野郷（現、大阪市平野区）に設立された郷学である含翠堂の蔵書の寄贈を 1949 年末に受けている。大阪大学の教員たちは、懐徳堂のみならず含翠堂についての研究も行ってきた。しかし、現在の大阪大学に含翠堂を大阪大学の源流とする歴史認識は存在しない。含翠堂の一般的な知名度が、懐徳堂よりも低いためであろうか。

3. 3 懐徳堂・適塾の「発見」—沿革史における扱い—

3. 3. 1 大阪帝国大学創立史

本項では、大阪大学がいかにして自らの源流としての懐徳堂・適塾を「発見」していっ

たかについて、大学沿革史を中心素材に検討する。

大阪大学ではこれまで、創立 25・50・60・70 周年に創立記念行事を行っており、記念誌が発行されているが、大阪大学の沿革史で最も古いのは、西尾幾治編『大阪帝国大学創立史』（恵済団、1935 年）である¹⁹⁾。西尾は大阪医科大学幹事として楠本長三郎学長を支えて帝国大学創設に奔走し、大阪帝国大学が設置されると初代の事務官となった²⁰⁾。『大阪帝国大学創立史』は、西尾が自らの執務日誌をもとに執筆したもので、資料を豊富に掲載しており、資料的価値が高い。

さて、この『大阪帝国大学創立史』であるが、同書には「適塾」の文字は見られず、「懐徳堂」は大阪帝大設置を求める新聞社説の引用に下記のように 1 カ所出てくるのみである。

文化の発達普及のために、大都市は文科大学を持たねばならぬ、大阪は前代に於て富裕なる町人学者の余徳で文運に富んでゐた。大阪文化が関西一円を風靡し経済中心たると共に、立派な文化中心をなした。吾等は先人の余徳である懐徳堂の如き、洗心洞の如き、学問徳行の研究円練の機関を今日に残されてゐる。これを文科大学に改造することも亦一步の企業である。

この文章において、懐徳堂は大阪が学問的文化的風土を有していたことを論じるために登場しているのであるが、「懐徳堂の如き、洗心洞の如き」と洗心洞（大塩平八郎）と列記しているのであり、大阪帝国大学が懐徳堂の後継であると述べているわけではない。また、西尾は大学（大阪医科大学）の沿革を 1869（明治 2）年の官立医学所および病院設置に明確に求めている。大阪帝国大学創設に奔走した当事者は、大学と懐徳堂・適塾との間に何の関係も見出していなかったのである。

1936（昭和 11）年には創立 5 周年を記念して、『業績梗概：大阪帝国大学創立第五周年記念』が刊行されているが、これは純粋な業績集であり、大学の歴史について述べるところはない。

戦後間もない 1945 年 10 月 25 日、大阪大学評議会は文科系学部設置を求める建議書を文部大臣に提出しているが、そこには以下のように記されていた。

由来大阪は、我が国上代文化発祥の地にして、近世に於ける商都としての繁栄は、関西に於ける一大中心として、其の独特なる文化を構成したるが、西に彼の懐徳堂は、東の昌平黌^(ママ)に対し、堂々たる地歩を学界に占めたり。（中略）大阪帝大内に人文科学に関する学部設置要望の声極めて大なるものあり。その実現の暁に於いては、現在地元^(ママ)に保管中の大原社会問題研究所所蔵図書、懐徳堂文庫等膨大なる稀観資料の有効適

切なる活用も期待せらるるのみならず、(下略)²¹⁾

ここでは、東の昌平黌に対応して西の懐徳堂が登場している。そして、大阪帝国大学に人文科学に関する学部が設置された際には、その研究資料として懐徳堂文庫が活用可能であると述べられている。大阪大学に法文学部が設置されたのは1948年であるが、翌1949年に文学部が独立すると、財団法人懐徳堂記念会より3万6000冊に及ぶ書籍の寄贈を受けた。ここに懐徳堂と大阪大学との関係がはじまったのである。

3. 3. 2 大阪大学二十五年誌

『大阪大学二十五年誌』は1956年に刊行された。編集後記によると、全般にわたる記述は本部および各学部の庶務が担当したとのことである。第1章総記第1節概観のうち「沿革」については、全11頁の簡単な記述であるが、それは以下の文章ではじまっている。

大阪大学は、昭和6年5月1日、大阪帝国大学として創立されたときに始まるものである。しかしながら、本学が生まれるに至った経緯を遡って行けば、その学問的系譜は、実は徳川幕府中期に興った大阪文化の輝かしい伝統につながるものということができるであろう。

そしてその後、懐徳堂、適塾について記述し、大阪大学との関係で以下のように論じている。

明治維新になって、新政府は、学問発達のため大阪に多くの教育施設を設けることになったが、そのうちの1つに、医学所および文部省直轄病院があった。これは、実質上緒方洪庵による適塾を継承して初められたもので、年々変遷発展して、大阪府立大阪医科大学および同附属病院となつて行つたが、やがて、後年本学医学部の母胎となつたことを想えば、適塾の学風は、まことに本学医学部の濫觴を培かつたものということができるであろう。

ここでは、適塾を医学部の濫觴と捉えている。しかし、懐徳堂については、第1章総記第3節図書館および第2章文学部では触れられているが、第1章総記第1節概観では大阪大学との関係で論じられてはいない。

これと同じ歴史認識、すなわち適塾のみを大阪大学の濫觴とする意識は、総長の「序」にも見て取れる。正田建次郎総長(第6代)による「序」には「適塾以来の輝かしい伝統と若々しい熱意をもつて、苦難の多いこの25年の発展の一路をたどりながら乗り越えてきました。」とあり、適塾を大阪大学の源流とみなしているが、懐徳堂についての記述は

ない。

今村荒男第5代総長は、「明治2年に文部省直轄の大阪病院が創立され診療の他に伝習と称して医学教育もおこなわれその後身が現在の阪大医学部と云い得るが、東大および京大が以前の帝国大学令の発布による、総合大学としての出発を起源とする例に従えば、大阪帝国大学の後身大阪大学の創立は25年前と云い得る。」と記している。今村の総長在職時代には、財団法人懐徳堂記念会から懐徳堂文庫の寄贈を受け（1949年12月）、適塾記念会が創立（1952年11月）されたが、この文章では今村は大阪大学の起源を適塾、懐徳堂に求めている。

ところが、木村英一（懐徳堂記念会理事、大阪大学名誉教授）「懐徳堂と大阪大学」²²⁾には、今村総長と懐徳堂との関係について以下の記述がある。

当時の懐徳堂記念会理事長小倉正恒氏と、大阪大学学長今村荒男氏との間に、記念会の事業の存続と法文学部の建設とが相互に裨補し合う方法が考究せられ、けっきょく記念会の蔵書の寄贈を、大阪大学は懐徳堂文庫として受け容れると共に、向後の懐徳堂記念事業に対しては、大学の研究・教育事業のエキステンションの一部として協力することが約束された。（中略）

今村学長は、当時までに大阪大学の有に帰していた2大文化遺産、即ち史跡としての緒方洪庵の適塾の旧館と、旧懐徳堂の史料を含む懐徳堂文庫との、文教的意味について深く思いを致し、適塾を以って大阪大学の医学・理学的諸学部の源流とし、懐徳堂を以って文科系諸学部の源流として、2つを並べて適正規模において表彰して行きたい、という意見を機会あるごとに開陳された。

また、梅溪昇「第5代総長 今村荒男」²³⁾には「荒男は、文科がよいとか、理科がよいとか言うのではなく、総長として常に大学のあり方を考え、『バランスのとれない大学はいかん』と言っていた。こうした立場から法文学部の実現には鋭意努力を傾注したもので、」との記述がみられる。

今村総長は、大阪大学に文科系学部を設置することに尽力した。そして彼の中には、適塾を阪大理系の源流、懐徳堂を阪大文系の源流とみなす認識はあったようである。しかし、『大阪大学二十五年誌』という大学の公式の沿革史においては、阪大の源流をあくまでその制度的なものに求め、懐徳堂・適塾に求めることは慎んでいたのがあった。

3. 3. 3 大阪大学五十年史

大阪大学におけるこれまでで最も大規模かつ本格的な沿革史編纂は、五十年史編纂事業である。1979（昭和 54）年 4 月に大阪大学五十年史編集実行委員会が発足、同年 7 月には大阪大学五十年史資料・編集室が設置され、本格的な年史編纂活動を開始した。この五十年史では、『写真集 大阪大学の五十年』（1981 年）、『大阪大学五十年史 部局史』（1983 年）、『大阪大学五十年史 通史』（1985 年）の 3 冊の書籍が刊行された。1980 年 3 月に決定された編集方針では、「(1)1931(昭和 6)年創立以来 50 年の歴史を記述し、大阪大学が人材の育成ならびに学術の発展に果たした役割を明らかにする」としつつも、「(2)大阪大学の創立事情に鑑み、前身校ならびに研究所施設の沿革もとりあげ、大阪の文化的、社会的、経済的土壌との関連を重視する」ことがうたわれていた。

大阪大学五十年史編集実行委員会写真集小委員会編で 1981 年に刊行された『写真集 大阪大学の五十年』は、適塾からその記述がはじまり、「1869（明治 2）年大阪府仮病院が大福寺に設立され治療と医学教育が実施された時、その主力をなしたのは適塾門弟たちであった。これは実質上緒方洪庵による適塾の医学を継承して始められたもので、後年の本学医学部の母胎となったことを思えば、適塾の学風は、本学医学部の濫觴を培ったものといえよう。」と記している。これは『大阪大学二十五年誌』の第 1 章総記をほぼそのまま引き写したものである。懐徳堂については、戦後の文科系学部創設の流れの中で触れられている。ちなみに山村雄一総長（第 11 代）による「序」には「昭和 6 年にはじまる大学の歴史は、決して平々坦々としたものではありませんでした。」とあり、懐徳堂・適塾に触れるところはない。

ところが、1983 年に刊行された『大阪大学五十年史 部局史』の山村総長の「序文」には変化が見られる。

大阪大学は、1931 年 5 月 1 日大阪帝国大学として創設され、1981 年をもって創立 50 周年を迎えた。（中略）

大阪大学の建学の精神は、創設時の 3 学部にも明確に示されている。初代総長長岡半太郎は世界に知られた物理学者であった。理学部は、長岡総長の構想に基づいて学閥を廃して、全国から俊秀が集められ、まったく清新な学部として創設された。

医学部と工学部とは、それぞれ数十年に及ぶ古い歴史と伝統を持つ大阪医科大学と大阪工業大学とを母体としている。その歴史は、大阪という地域と密接に結びつき、大阪という土地の上に、大阪の人とともに育てあげられてきた。その源流をたどると、大阪の文化と明治の科学の原点である江戸中期の漢学塾「懐徳堂」や江戸末期の蘭学

塾「適塾」にまで遡る。

この文章で、山村総長が「大阪大学の建学の精神」について記していることは注目されるが、この点については後述する。ここでは、大阪大学の源流を懐徳堂・適塾に求めていることを確認しておこう。

ところが、『部局史』本文の記述では、各学部の源流を懐徳堂・適塾には求めていない。「第1章 文学部」では、懐徳堂文庫について記述されているが、自らの源流を直接懐徳堂には求めていない。また、「第6章 医学部および医学部附属病院」は、「本学医学部の起源を尋ねると、遠く明治初年の大阪仮病院に遡ることができる。」との記述からはじまっており、適塾については全く触れるところがない。

また、医学部では、1970年に大阪大学医学伝習百年記念会『大阪大学医学伝習百年史年表』を、1978年には大阪大学医学伝習百年史刊行会『大阪大学医学伝習百年史』全3巻を刊行したが、これらの書籍でも大阪大学医学部の濫觴を1869（明治2）年に設立された大坂仮病院と大坂医学校に求めている²⁴。

こうした大阪大学の歴史認識に大きな変化をもたらしたのは、1985年に刊行された『大阪大学五十年史 通史』であったと思われる。同書は、「第1章 明治維新と大阪の学問 第1節 近世大坂の風土と学問的伝統」から記述を始めており、そこで懐徳堂・適塾について概観している。これは、「(2)大阪大学の創立事情に鑑み、前身校ならびに研究所施設の沿革もとりあげ、大阪の文化的、社会的、経済的土壌との関連を重視する」という編集方針をよく反映した構成である。ここでは、適塾を理科系の、懐徳堂を文科系の源流と区別して捉える見方はとっていない。懐徳堂・適塾を生んだ近世大坂の学問的伝統と風土が近代へ継承され、大阪大学へとつながっていったと理解しているのである。この近世以来の伝統の継承に力点を置く考え方は、1993年に刊行された大阪大学初の自己点検・評価報告書である『大阪大学白書・1993』にも継承されている。

しかし、山村総長による「序文」は、「大学の創設には当然のことながら、それを可能にした長い歴史的背景が存在する。本学のそれは主として近世における大阪のもつ文化的風土と学問的伝統であり、漢学における懐徳堂、蘭学における適塾という2つの塾堂がそれぞれ大阪大学の文科系と理科系の精神的原点となっている。」と適塾と理科系、懐徳堂と文科系を結びつけた理解を示している。

なお、『大阪大学五十年史 通史』第3編第3章「法文学部の創立」では、「このように、懐徳堂の光輝ある事業と貴重な蔵書を引き継いだことによって、本学の法文学部は、まさ

しくその嫡流となり、また懐徳堂は本学の文科系学部の源流と呼ばれるべきものとなった」と、大阪大学と懐徳堂との関係について明記している。

3. 3. 4 OSAKA UNIVERSITY 60

創立 60 周年を記念して 1991（平成 3）年に刊行された『OSAKA UNIVERSITY 60』は、「PAST（大阪大学創立 60 年の歩み）」と「NOW&FUTURE（大阪大学の現状と未来）」の 2 部構成をとっており、「PAST」は略年表と写真で構成されている。この沿革に関する写真集の部分は、『写真集 大阪大学の五十年』を簡略化したようなものであり、冒頭の「創立まで」は年表部分は懐徳堂・適塾について記載しているのに対し、掲載されている写真は適塾に関するもののみであり、懐徳堂の写真は『写真集 大阪大学の五十年』と同じく戦後の法文学部の設置の箇所に掲載されるという、中途半端なものとなっている。

この『OSAKA UNIVERSITY 60』の「序文」において熊谷信昭総長（第 12 代）は、大阪大学と懐徳堂・適塾との関係について以下のように述べている。

我が国における 6 つ目の帝国大学として昭和 6 年（1931 年）に創設された大阪大学は、平成 3 年（1991 年）5 月 1 日をもって創立 60 周年を迎えたが、その源流は古く、江戸時代における有名な学問所であった懐徳堂と適塾とに求められる。

（中略）

以上のような経緯から、我々は懐徳堂をもって本学の文科系諸学部の源流とみなし、適塾をもって本学の理科系諸学部の源流とみなしているのである。

ここでは、大阪大学全体の源流を懐徳堂・適塾に求めるという『大阪大学五十年史 通史』の本文を継承しつつも、懐徳堂を文科系、適塾を理科系と区別する歴史認識がまだみられる。

3. 3. 5 大阪大学創立70周年記念写真集

創立 70 周年を記念して刊行された『大阪大学創立 70 周年記念写真集』は、『OSAKA UNIVERSITY 60』と同じく「PAST」と「NOW&FUTURE」の 2 部構成をとっているが、「PAST」は『OSAKA UNIVERSITY 60』をさらに簡略化し、大阪帝国大学の創設から記述を始めている。

同書の岸本忠三総長（第 14 代）による「総長の言葉」には、「1931 年に当時の大阪市民と大阪経済界の強い支援と財政的援助を得て大阪帝国大学として発足した本学には、江

戸時代に大阪庶民の手によって設立され維持された懐徳堂や緒方洪庵の適塾にみられた自由闊達な知的探求の精神がおのずから強く受けつがれており、『地域に生き 世界に伸びる』をモットーに、常に進取の気風を重んじて社会に貢献し、揺るぎない評価と地位を築いてまいりました。」とある。ここには、懐徳堂・適塾の精神を大阪大学が受けついでいることが表明されており、懐徳堂＝文科系、適塾＝理科系という区別は見られない。

3. 3. 5 2008年現在

2008年現在の大阪大学は、懐徳堂・適塾との関係をどのように捉えているのであろうか。大阪大学ウェブサイトの「大学の沿革」には、以下のように記されている²⁵⁾。

大阪大学は1931（昭和6）年、医学部と理学部の2学部で、わが国6番目の帝国大学として創設されました。しかし、阪大の学問的系譜は江戸時代までさかのぼります。

1724（享保9）年に設立された懐徳堂は、特定の学派・学説にとらわれない自由な学風を誇りとする町人の教育機関で、独創的な学問と思想を展開しました。また、1838

（天保9）年に緒方洪庵が開いた適塾は大村益次郎、福沢諭吉、橋本左内など近代日本を切り開いた人物を輩出しました。阪大はこうした自由な学問的気風や先見性を精神的な柱として受け継いでいます。

ここでは、大阪大学全体が懐徳堂・適塾を受けついでような記述になっている。

入試用の大学案内である『PROSPECTUS OSAKA UNIVERSITY '07』には、「大阪大学は1931（昭和6）年に創設されましたが、その学問の精神的な源流は『懐徳堂』と『適塾』という江戸期の大阪^(ママ)に発祥した学問所、私塾にあります。」とある。そして「大阪大学文系学部の源流と位置づけられている『懐徳堂』、「適塾の系譜は直接には大阪大学医学部へとつながっていますが」との厳密な系譜関係についての記述も見られるが、「未来を見通す先見性と学問への情熱という伝統は、大阪大学全学部の精神的源流となっています。」と、懐徳堂・適塾は大阪大学全体の源流として位置づけられているのである。

3. 3. 7 小括

ここまで、大阪大学が懐徳堂・適塾との関係をどのように捉えてきたかについて、時代的変遷に沿って確認してきた。

まず、大阪帝国大学創立時には、自らの大学の源流を近世の懐徳堂・適塾に求めるという意識は全く存在しなかった。その後、適塾と仮病院・医学校との人的な継続性から、適

塾を医学部の、ひいては大阪帝国大学の濫觴とみなすようになる。戦後、懐徳堂文庫の寄贈を受けたことにより、文科系、特に文学部と懐徳堂とを結びつける歴史観が形成された。しかし、文科系の歴史が浅いこと、そして適塾と比べて懐徳堂との関係が蔵書の寄贈という希薄さによるものと推測されるが、懐徳堂を大阪大学の濫觴と見る見方はなかなか形成されない。その後、文科系＝懐徳堂、理科系＝適塾、と2分するとらえ方が出てくる。このとらえ方は、現在においても一部見受けられるが、現在では大阪大学全体を懐徳堂・適塾の系譜・精神をひくとするとらえ方が定着している。このようなとらえ方が形成される上では、『大阪大学五十年史 通史』の影響が大きかったと考えられる。このように自らの歴史を近世まで遡って求めようとする態度は、帝国大学としての歴史の浅さに起因するコンプレックスの裏返しかもしれない。また、大阪という土地の、東京や京都に対する対抗意識の裏返しかもしれない。

しかし、帝国大学でありながら大阪府民や財界の支援によって設置された大阪大学の成り立ちは、大坂町人たちによって設立された懐徳堂の設立や懐徳堂・適塾の自由な学風とリンクしている。現在の大阪大学が懐徳堂・適塾を自らの精神的源流と位置づけていることは、大学のアイデンティティを確立しようとする意識の反映でもある。

なお、司馬遼太郎が小説『花神』で書いたような、緒方洪庵および懐徳堂の創始者たちを「校祖」とする意識は、大阪大学には存在しない。

3. 4 「研究第一主義」

本項では、国立大学法人大阪大学の中期目標に書かれている「研究第一主義」の原点について確認することにする。中期目標において「研究第一主義」とカギ括弧付きで書かれていることを考えると、この言葉はいずれかの文献からの引用ではないかと予想される。

半沢朔一郎（「科学朝日」編集長）が長岡半太郎初代総長の最後の随筆集である『原子力時代の曙』に寄せた「年譜に代えて」には、「^{昭和}同 9 年、博士は辞職したが、『阪大を去るに当っての辞』には、『阪大を日本一の大学にするため教授陣には私の力のかぎり新鋭をすぐって、集まって頂いたつもりだ。そして研究第一、殊に産業科学の研究に力を入れる気運を作った。長岡はいま阪大を去るが、どうか、教授、学生共々に、この阪大の学統を守って頂きたい。』といった切々な気持ちを吐露し、これが近来の名文とうたわれたのであった。」との記述が見られる²⁶⁾。

しかし、長岡が残した膨大な資料に基づいて客観的・学問的に記述された板倉聖宣・木

村東作・八木江里『長岡半太郎伝』（朝日新聞社、1973年）には、「阪大を去るに当たっての辞」について触れることなく、「研究第一」の文字も見あたらない。長岡は1934（昭和9）年6月22日をもって大阪帝国大学総長を辞めた。その直前、6月18日午後、阪大講堂で総長としての最後の演台に立ち、約900名の学生に向かって1時間にわたり「懇談」を行った。そして6月20日には「3学部成立並理学部落成祝賀式」が催され、長岡はここで「式辞」を述べている（前掲『長岡半太郎伝』）。この「懇談」「式辞」はともに長岡半太郎『随筆』（改造社、1936年）に掲載されているが、いずれにも「研究第一」の文字は見あたらない。総長長岡半太郎は成立式直後に退任したので、当日の式辞は公式の場における最後の発言であった²⁷⁾。国立科学博物館には長岡半太郎関係資料が残されており、大阪大学アーカイブズでは大阪大学五十年史編纂の際に複写したものを所蔵している。この大阪大学五十年史編纂資料を見ても、長岡が阪大総長を辞するに当たって「研究第一」と述べたことは確認できない。

しかし、長岡が教員に対して教育よりも研究を重視していたことは、各種講演等から読み取ることができる。

『私の理想として教へるよりも研究するといった心がけの優秀な人達〔教授陣〕を収容し、そこに特色をおきたい。』（11月12日学士会で開かれた「帰朝祝賀会における報告」『大阪毎日』）とまず抱負を語った。²⁸⁾

「大学の主体は教授である、教授其宜きを得ざれば、学生の成績を昂上し、大学の品位を高むる能はない。若し大学に特色ありとすれば、それは教授研究の特色である。特色なき平凡の教授は歓迎されない。大学もまた平凡化するからである。試みに阪大理学部にて特色あらしめんとすれば、それは運動員と予が先に問答した如く、理工の間に位する鼠色の学科に重きを措くが、創立当時の精神に適合するを認めた。」²⁹⁾

「教授は教授し且つ研究する、即ち“*lehren und forschen*”を以て職務と考えねばなりません。研究の顕著なる教授が居れば、大学の品位を高め、優良学生も集まります。」³⁰⁾

このように長岡は教員（教授）に対してすぐれた研究を行うことを求めていたことは確かである。長岡が「研究第一」と述べたことを1次資料で確認することはできなかったが、長岡が研究を重視していた事実と、比較的容易に読むことのできる長岡半太郎『原子力時代の曙』に寄せた半沢朔一郎の「年譜に代えて」の記述とが相俟って³¹⁾、国立大学法人大阪大学の中期目標に「創学以来の『研究第一主義』をモットーとし」と記述されたのではなかろうか³²⁾。

3. 5 「地域に生き世界に伸びる」

2008年現在、大阪大学の公式ウェブサイトの「大学の概要」をみると、まず「大阪大学は『地域に生き世界に伸びる』をモットーに教育・研究の諸課題に取り組んでいます。」と大きく書かれている³³⁾。「地域に生き世界に伸びる」は、広報誌『阪大 NOW』の表紙にも毎号書かれていた。また、大阪大学の全学の自己点検・評価報告書のタイトルにも「地域に生き世界に伸びる」は使われている³⁴⁾。

このように、現在ではすっかり大阪大学のモットーとして定着している「地域に生き世界に伸びる」であるが、この言葉の初出は、大阪大学事務局総務部評価・広報課調べによると1981(昭和56)年11月に将来計画懇談会教育・研究体制専門委員会(和田博委員長)がまとめた中間答申「地域に生き世界に伸びる—教育・研究体制の将来計画」(以下、「中間答申」)であるといわれている³⁵⁾。

将来計画懇談会は1980年7月16日に発足し、大阪大学の将来計画について検討した。同懇談会の下には、教育・研究体制専門委員会、キャンパス拡張整備専門委員会、地域協力専門委員会の3つの専門委員会が置かれ、1983年7月に教育・研究体制専門委員会が出した答申「教育・研究体制の将来計画について」をもって、同年12月付で将来計画懇談会の答申とした。教育・研究体制専門委員会は、1980年7月16日の発足以来検討を重ねてきたが、討議に当っては、本学教官の教育・研究体制についての意向を確かめることが先決と考え、教授、助教授、専任講師を対象としてアンケート調査を実施した。これに寄せられた回答156編をまとめて注釈を付けたものが中間答申である³⁶⁾。

この中間答申では、「Ⅲ アンケートに見られる将来計画の方向」の「1. 大学の理念」の副題に「地域に生き世界に伸びる」の言葉がみられる。以下、本文中にはどのような文脈の中でこの言葉が登場するのか、確認しておこう。

寄せられた回答はいずれも、すばらしい着想にあふれている。委員会としては、それらを生かしてゆくよう努力しなければならない。しかし、大阪大学の将来を考えるに当たっては、なお検討すべき残された問題がいくつかある。

第1に、素材がどんなによくても、それを集めただけでは、絵にならない、いい絵を描くには全体を統一するモチーフがはっきりしていなければならない。大阪大学の将来像を描く際のモチーフは何か。それを定めるのが大仕事である。

回答者が大阪大学の将来に何を期待しているかを推察すると、1つには、国際的に

活躍すること、そしてもう1つには、地域との関係を大切にすることであるように見受けられる。これを標語的に表現すると、「地域に生き世界に伸びる」ということになるだろうか³⁷⁾。

ここにみられるように、「地域に生き世界に伸びる」は、1980年頃の大阪大学教官たちが、将来の大阪大学像として期待しているところのものをまとめたものである。しかし、これはただ単に未来を夢想したものではない。教育・研究体制専門委員会は、自らの委員会が設置された背景として、大学紛争、大阪大学50周年をめぐる問題意識、キャンパス問題の3点を指摘している。そして実施されたアンケート調査は、このような問題に対する答えを探る作業の1つであった。「地域に生き世界に伸びる」は、大阪大学の歴史を踏まえた上での将来像だったのである。

このことは、1985年に刊行された『大阪大学五十年史 通史』の「序文」に山村雄一総長が寄せた文章によく現れている。

本学の歴史を一言に表現すれば「地域に生き世界に伸びる」ということになるであろう。関西の中核都市として、町民の独立独歩の精神に支えられて成長してきた大阪という地域と深いかかわりあいを持ち、その強力な支持を背景として本学は他の国立大学には見られない独自の発展を遂げてきた。本来学術と文化は国際的に評価されなければならない。本学はこれまでもそうであったように、将来にむかって国際化という言葉が不必要になるほど世界中に広くて深い国際交流を行うとともに、国際的に最も高く評価される大学に成長することが望まれる。

「地域に生き世界に伸びる」は、大阪大学固有の歴史に根ざした言葉であったからこそ、現在に至るまで大阪大学において広く使用されているのであろう。国立大学法人化を前に2003年3月に制定された「大阪大学憲章」においても、「かねて大阪の地に根づいていた懐徳堂・適塾以来の市民精神を受け継ぎつつ、『地域に生き世界に伸びる』ことをモットーとして」とある。なお、「大阪大学憲章」は法人化に際して、改めて基本理念を明示したものである。

3. 6 初代総長の影響—第11代総長山村雄一にみる—

これまで、「懐徳堂・適塾」「研究第一主義」「地域に生き世界に伸びる」という現在の大阪大学が掲げている3つのキーワードがいかんにして「発見」「形成」されてきたかについて考察してきた。本節では、これらが具体的にどのような意味を持つのかについて、『大

阪大学五十年史』刊行時の総長である第 11 代総長山村雄一の言葉を手がかりに考察する。

『広島大学二十五年史 通史』の場合と異なり、『大阪大学五十年史 通史』の本文には建学の精神について記述してはいない。しかし、総長による「序文」には、大学の特徴や建学の精神といった事柄に論及しているものがある。以下にそれをみていこう。

1983 年に刊行された『大阪大学五十年史 部局史』の「序文」において山村雄一は以下のように述べている。

大阪大学は、1931 年 5 月 1 日大阪帝国大学として創設され、1981 年をもって創立 50 周年を迎えた。

大阪大学の建学の精神は、創設時の 3 学部にも明確に示されている。初代総長長岡半太郎は世界に知られた物理学者であった。理学部は、長岡総長の構想に基づいて学閥を廃して、全国から俊秀が集められ、まったく清新な学部として創設された。

医学部と工学部とは、それぞれ数十年に及ぶ古い歴史と伝統を持つ大阪医科大学と大阪工業大学とを母体としている。その歴史は、大阪という地域と密接に結びつき、大阪という土地の上に、大阪の人とともに育てあげられてきた。その源流をたどると、大阪の文化と明治の科学の原点である江戸中期の漢学塾「懐徳堂」や江戸末期の蘭学塾「適塾」にまでさかのぼる。

このように山村は、初代総長長岡半太郎による学閥を廃した清新な人事と大阪という地域との密接な結びつきに、大阪大学の建学の精神を求めているのである³⁸⁾。1985 年に刊行された『大阪大学五十年史 通史』の「序文」では、「大学の創設には当然のことながら、それを可能にした長い歴史的背景が存在する、本学のそれは主として近世における大阪のもつ文化的風土と学問的伝統であり、漢学における懐徳堂、蘭学における適塾という 2 つの塾堂がそれぞれ大阪大学の文科系と理科系の精神的原点となっている。」(中略)「本学の歴史を一言に表現すれば『地域に生き世界に伸びる』ということになるであろう。」(中略)「初代の長岡半太郎総長によって行われた理学部人事における選択、配慮と勇断こそ本学の伝統的精神として継承されるべきものである。」と、「懐徳堂・適塾」「地域に生き世界に伸びる」というキーワードが登場し、初代総長長岡半太郎による人事を大学の「伝統的精神」として高く評価している。山村は、第 56 回大阪大学卒業証書授与式総長式辞「遠まわりのすすめ」では「大阪大学の初代の総長で、本学の学祖と呼んでよい長岡半太郎先生」と述べ、創設時の理学部人事に触れている³⁹⁾。このような山村の大阪大学に対する歴史認識や長岡半太郎に対する高い評価は、大阪大学総長退官記念・日本学士院賞受賞

記念講演「おもいでに学ぶ」⁴⁰⁾においても、繰り返し述べられている。この山村による大阪大学観の形成に当っては、長岡半太郎という斯界の著名な学者が初代総長でありすぐれた事績を残したことが影響しており、長岡を大阪大学の創設者と捉えることによって大阪大学を顕彰しようという意識が読み取れるのである。

おわりに—大学アーカイブズの必要性と意義—

本章を終えるにあたって、広島大学と大阪大学の双方に共通する点を指摘しておきたい。

まず第1には、広島大学は森戸辰男、大阪大学は長岡半太郎という斯界の著名人を初代学長・総長にいただいたという点である。そして、森戸・長岡の両者は、いずれも特色ある大学運営を実践し、そしてそれがいわば「建学の精神」となっていることである。

第2に、「建学の精神」が形成されるに当たっては初代学長・総長の影響は大きかったが、唯単に彼らの個性に依拠するのではなく、大学の創設の経緯、特に地域社会との関係を反映していることである。

第3に、この「建学の精神」を「発見」するに当たっては、広島大学二十五年史編纂、大阪大学五十年史編纂といった、年史編纂室を設置して専従のスタッフを置いた本格的な年史編纂が大きな役割を果たしたことである。しばしば指摘されるように大学年史は、かつての記念式典の引き出物から学術研究の対象となった。しかし、長い時間と労力、お金をかけて作った年史を一体誰が読むのか、といった問いは、今なお発せられ続けている。本章は広島大学と大阪大学という2つの国立大学について概観したに過ぎないが、年史の意義と効用の1つに、建学の精神の発見とそのことを通じてのアイデンティティの形成ということをつけ加えることができるのではなかろうか。国立大学が法人化し個性化が求められている現在、年史をはじめとして大学の歴史に学ぶ意義は、ますます大きくなっていると考えられる。

そしてこのことは、時限的な年史編纂室だけでなく、恒久的に大学資料を移管・収集・整理・保存・公開する大学アーカイブズが必要になってきていることを示している。大学のアイデンティティ形成に大学アーカイブズは必要不可欠なのである。なお、注意しておかなければならないのは、大学アーカイブズが大学のアイデンティティを提示するのではないことである。大学アーカイブズ所蔵資料を用いて、大学構成員自らが自らのアイデンティティを形成するのである。アーカイブズはアイデンティティ形成の場なのである。

本章では、広島大学と大阪大学の建学の精神について考察してきた。本章で指摘したことは他の国立大学についても当てはまるのであろうか。地方国立大学にとっては、前身校創設時や新制大学発足時の地域社会との関係が重視されるのではないかと予想されるが⁴¹⁾、その実態については、個別大学史を検証していかねばならない。他日を期したい。

なお、本章の叙述のために用いた資料のほとんどは、広島大学文書館および大阪大学アーカイブズにおいて、一般の利用に供されている。大学アーカイブズの活用事例を示すとともに、大学アーカイブズの意義について論述した。

-
- 1) 西山伸「大学沿革史の課題と展望」『日本教育史研究』26、2007年。
 - 2) 寺崎昌男『プロムナード東京大学史』東京大学出版会、1992年、「Ⅲ 明治日本と東京大学」、初出1986年。
 - 3) 広島大学五十年史編集委員会・広島大学文書館編『広島大学五十年史 通史編』広島大学、2007年。広島大学の歴史については、広島大学二十五年史編集委員会編『広島大学二十五年史 通史』広島大学、1979年、も参照。
 - 4) 森戸辰男「変革期の大学—開学式にさいして—」森戸辰男『変革期の大学』広島大学本部、1952年。広島大学二十五年史編集委員会編『広島大学二十五年史 通史』（前掲）に再録。
 - 5) 森戸辰男の思想上におけるこの講演の位置づけについては、小池聖一「森戸辰男の平和論」『広島平和科学』28、2006年、参照。
 - 6) 森戸辰男『変革期の大学』（前掲）。
 - 7) 小宮山道夫「広島大学の創設過程と建学理念の形成に関する考察」『教育学研究紀要』48—1、2002年。
 - 8) 森戸辰男『広島大学再発足のころ』民主教育協会中国支部、1970年。
 - 9) 原田康夫『広島大学を語る』広島大学五十年史編集室、2001年。
 - 10) 原田康夫『広島大学を語る』（前掲）。
 - 11) 大阪大学の歴史については、大阪大学五十年史編集実行委員会編『大阪大学五十年史 通史』大阪大学、1985年、参照。
 - 12) 西尾幾治編『大阪帝国大学創設史』恵済団、1935年。
 - 13) 学内初の附置研究所である微生物病研究所は、大阪の商人山口玄洞の寄付金に基づき

1934年に設置された。1939年に設置された産業科学研究所は、産業界の積極的な働きかけによって設けられた。産業科学研究所の設置については、鎌谷親善「大阪帝国大学の形成—理学部と産業科学研究所—」『大阪大学史紀要』4、1987年、に詳しい。

14) 司馬遼太郎全集第三十巻、文藝春秋、1974年、初出1969年。

15) 本項の記述・引用は、梅溪昇・芝哲夫『よみがえる適塾—適塾記念会 50年のあゆみ—』大阪大学出版会、2002年、による。

16) 大阪大学適塾管理運営委員会規程第1条。

17) 大阪大学適塾記念センターウェブサイト (<http://www.tekijuku.osaka-u.ac.jp/center/purpose>)。

18) 本項の記述・引用は、梅溪昇『大阪学問史の周辺』思文閣出版、1991年、による。

19) 『大阪帝国大学創立史』は、遺族（孫の福井康子ら）の手によって100部復刻され、2004年には大阪大学出版会から復刻された。

20) 西尾幾治の経歴については、福井康子『復刻の忘れな草に その三 余波と漣』2005年、参照。

21) 『大阪大学二十五年史』大阪大学、1956年。

22) 大阪大学編『懷徳堂の過去と現在』財団法人懷徳堂記念会、1979年。

23) 大阪大学編『大阪大学歴代総長餘芳』大阪大学出版会、2004年。

24) 伴忠康（大阪大学医学伝習百年記念会会長・大阪大学医学部長）「序」大阪大学医学伝習百年記念会『大阪大学医学伝習百年史年表』には、「大阪大学医学伝習百年記念会は、明治2年に摂津国西成郡寺町いまの東区上本町4丁目大福寺に設立された大坂仮病院と大坂医学校を大阪大学医学部の濫觴と定めました。」とある（大福寺の現在の地名は大阪市天王寺区上本町4丁目）。

25) <http://www.osaka-u.ac.jp/jp/about/history.html>。参照2007年4月17日。2013年3月現在では、このサイトにはアクセスできないが、国立国会図書館のインターネット資料収集事業（<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3525690/www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/about/history>）で確認することができる（2012年8月13日時点のページ）。

26) 長岡半太郎『長岡半太郎 原子力時代の曙』人間の記録83、日本図書センター、1999年、底本1951年。

27) 大阪大学五十年史編集委員会編『大阪大学五十年史 通史』（前掲）。

28) 板倉聖宣・木村東作・八木江里『長岡半太郎伝』（前掲）。

- 29) 長岡半太郎「総長就業と廃業」長岡半太郎『随筆』(前掲)。
- 30) 長岡半太郎「三学部成立並理学部落成祝賀式式辞」長岡半太郎『随筆』(前掲)。
- 31) 長岡が「阪大を去るに当たっての辞」において「研究第一」と述べたとする半沢朔一郎「年譜に代えて」の記述は、梅溪昇「初代総長 長岡半太郎」大阪大学編『大阪大学歴代総長餘芳』(前掲)にも引用されている。
- 32) 東北大学も「研究第一主義」をモットーとしている。「『研究第一主義』と新制東北大学」『東北大学史料館だより』6、2007年、参照。大阪帝国大学創立時には、初代理学部眞真島利行や八木秀次をはじめ、東北大学から移籍してきた教員も多い。
- 33) <http://www.osaka-u.ac.jp/jp/about/outline.html>。参照 2007年4月17日。2013年3月現在では、このサイトにはアクセスできないが、国立国会図書館のインターネット資料収集事業(<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3525690/www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/about/outline.html>)で確認することができる(2012年8月13日時点のページ)。
- 34) 大阪大学自己評価委員会編『大阪大学白書・1993』大阪大学、1993年、大阪大学自己評価委員会編『大阪大学・1996』大阪大学、1996年、大阪大学自己評価委員会編『大阪大学・1999』大阪大学、1999年。
- 35) 『阪大NOW』96、大阪大学総務部評価・広報課、2007年。
- 36) 大阪大学将来計画懇談会「教育・研究体制の将来計画について(答申)」1983年。
- 37) 渡辺太郎委員(経済学部)執筆。
- 38) この序文で「建学の精神」としている事柄を、昭和56年度(創立50周年)大阪大学入学宣誓式総長告示「伝統の継承」(山村雄一『医学と人間 山村雄一对談・講演・著述集』クリニックマガジン、1987年)では、「本学のもつ特徴」と表現していた。「特徴」が「建学の精神」に昇華したことが確認できる。
- 39) 山村雄一『医学と人間 山村雄一对談・講演・著述集』(前掲)。
- 40) 山村雄一『医学と人間 山村雄一对談・講演・著述集』(前掲)。
- 41) 西山伸は、『大学アーカイヴズ』の現状と今後」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、2005年、において、「国立大学の場合も法人化を受けて個性化を求められていることは変わらない。ただ、国立の場合は明確な『建学の理念』は存在しないことが多いため、創立から現在までの大学の歴史そのものや、地域社会との関係のあり方等に大学の個性を見出す方向性をより強くもつことになる。」と指摘し

ている。

筆者は、旧制大学がそのまま新制大学になった場合、旧制大学がその他の学校を包括して新制大学になった場合、旧制高校を包括して新制大学になった場合、師範学校が中心となって新制大学となった場合、といった新制大学の成立形態の相違によって、「建学の精神」を求めるところが異なってくるのではなかろうかと想像している。

補論 アーカイブズを利用しよう

—広島カープと広島大学・広島高等師範学校—

1. はじめに

広島カープ¹⁾と広島大学・広島高等師範学校。プロ野球球団と高等教育機関（しかも戦前と戦後に渡り、プロ野球選手を排出したことはない）という一見何の関係もなさそうな両者には、実は密接不可分な関係があった、というのが本章で主張したいことである。これまで筆者は、「カープと広島大学」²⁾、「カープと広島大学との意外な関係—県立文書館の行政文書を利用して—」³⁾、「広島大学は県民の『米百俵』」⁴⁾という短文をしたためてきたが、これらはいずれも広報誌といった性格のため、十分な記述をすることはできなかった。そこで本章では、広島県立文書館所蔵の公文書の紹介も行いつつ、改めてカープと広島大学との関係について論述しようとするものである。

本章の論述では広島県立文書館所蔵の公文書を利用したことに鑑みて、あわせて資料保存・公開機関（アーカイブズ）⁵⁾の所蔵文書をどのような立場の人がどのような観点から利用するかということにも論及し、日本のアーカイブズ論への一助ともしたい。

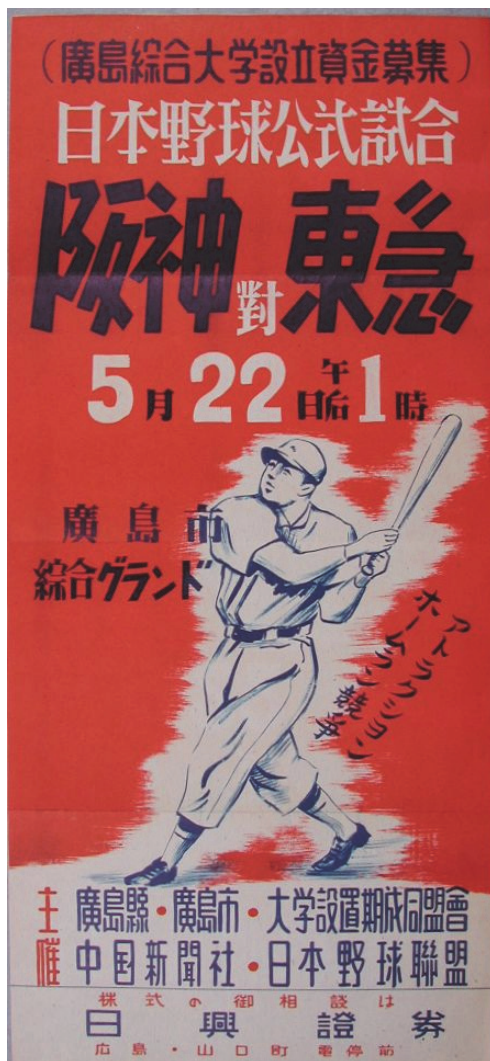
2. 広島総合大学設立運動とカープ創設

新制広島大学設立⁶⁾にあたっては、1947（昭和22）年12月に国立広島総合大学設立推進本部（本部長は楠瀬常猪広島県知事）が県庁内に設置され、1948年1月には広島総合大学設立期成同盟会（会長は小谷伝一広島県議会議長）も結成された。こうして、国立広島総合大学設立運動が県民一体となって進められたのである。

国立大学であるからには、広島大学の創設経費は国費によって賄われたと考えるところだが、実はそうではない。「広島大学創設に関する経費概算」⁷⁾によると、所要経費総額は4億5369万7000円、このうち県有土地建物等の現物寄付分を除いた3億4016万5000円が現金で必要とされていた。これらのお金は国費ではなく、3億4000万余円の3分の1は県費で、残り3分の2は寄付金によって賄われることになったのであった。

募金は、県内、国内、海外の3区分で行われた。県外を対象とした募金もその主力となったのは広島県出身者であり、海外移民からの協力も見られた。県内募金は、世帯数に基

づいて郡市別に割り当てられた。例えば広島市の場合、1世帯あたり290円、比婆郡は35円として負担額が算定された。「国立広島総合大学設立資金募集趣意書」は、「もともと国立総合大学である以上当然国家がその経費（設立後の経常費年額約2億円は国家が負担する）は負担すべきであるが敗戦日本の赤字状況よりしては到底その力なく、結局これは県民われわれに於て寄付するの外はないのであります。しかも本県特に広島、呉、福山の3市は戦災により破壊され、農村亦不況に喘ぎ税の負担も重く此の上多額の経費を負担することは正に血涙を絞るの実情にあるのですが、本県百年の興隆大計の為には、いかなる困難をも克服してこの際是非平和文化の殿堂『広島大学』の建設を期せねばなりません。」と述べている⁸⁾。



(広島県立文書館所蔵)

これらの募金のほか、プロ野球公式試合（阪神対東急）、「広島おどり特別公演」など

の特殊募金や「広島県教育宝くじ」の収益も、大学設立資金に当てられた。募金額は1952年までで約1億2000万円、53年以降も県寄付金による広島大学の施設整備がなされた。写真は、「広島総合大学設立資金募集」のために1949年5月22日に行われたプロ野球公式試合阪神対東急戦のポスターである(53.5 × 24.5 cm)。このポスターは、広島県立文書館所蔵「国立広島総合大学設立資金募集一件」(請求記号 S01-90-1261)のなかに収められているものであり、同簿冊にはこの試合に関して以下の史料も収録されている。

広島総合大学設立資金募集

日本野球公式試合

主 催 広島県 広島総合大学設置期成同盟会 中国新聞社

日 時 昭和24年5月22日(日) 午後1時

チー ム 阪神(タイガース) 東急(フライヤーズ)

入場料 内野(大人) 150円 外野(大人) 100円

(小人) 80円 (小人) 50円

団体(新制中学以下) 30円

収入之部

費 目	金 額		備 考
入 場 料	1,240,000	00	
大人	1,050,000	00	内野 150円 5,000人 外野 100円 3,000人
小人	130,000	00	内野 80円 1,000人 外野 50円 1,000人
団体	60,000	00	(外野) 30円 2,000人
計	1,240,000	00	

支出之部

費 目	金 額		備 考
税金	474,000	00	入場税
ギャランティー	180,000	00	

役員、審判員	11,000	00	ギャランティーの6%
宿泊料	100,000	00	1人1泊千円見当 55人 1泊5食
ボール代	11,000	00	1個560円 20個
旅費	35,108	00	大阪広島間往復(急行料金を含む) 2等 2480円 13名 要 3等 1240円 42名 書込 選手送迎バス1時間700円 10時間
雨天保証金	27,000	00	
会場費	50,000	00	
印刷費	30,000	00	入場券ポスター印刷代
宣伝費	80,000	00	
雑費	20,000	00	ホームラン競争各種賞金人件費雑費
予備費	21,692	00	
募金	200,000	00	
計	1,240,000	00	

これまで筆者はこの史料を事業報告書のように解釈してきたが⁹⁾、入場者が千人単位であること、宿泊料が「1人1泊千円見当」と概算であることなどから、これは事業計画書と解すべきであろう。この史料によると、観客は1万2000人、124万円の入場収入があり、うち20万円が募金に回される予定であった。しかし、この翌5月23日付『中国新聞』によると、この試合の観客は3万5000余人、グラウンド両翼には特別席がもうけられたことがわかる。予定の3倍もの観客が詰めかけたのであり、収支計算も異なったのではないかと推測される。広島大学設立募金にも20万円以上がまわされた可能性がある¹⁰⁾。郷土選手が活躍したこともあり、ファンは1投1打に狂喜した。ちなみに試合は3対0で阪神の勝ち、郷土出身の藤村(弟)が完封勝利を収めた。この試合の様態を伝えた『中国新聞』には、満員のスタンドの様態が大きく掲載されている。また、前日の5月21日には福山市においても、福山市・総合大学設立福山期成同盟会・中国新聞社主催で、「総合大学設立資金募集日本野球公式試合」阪神対東急戦が福山三菱電機球場で行われた¹¹⁾。

さて、新制広島大学が設立されたのは、1949年5月31日のことであった。カープの設立も1949年なのであるが、これは単なる偶然ではない。新制広島大学設立資金募集のた

めに行われたプロ野球公式戦。実はこの試合がカープ設立の伏線となったのである。

1965年8月5日付『中国新聞 夕刊』には「廃墟からの道 広島復興裏面史 25 広島大学」として次の記事が掲載されている。

大学側の8億円という建設費は4億5千万円におさえられ、県民募金も寄せられた。実は、この大学建設基金集めのプロ野球が、郷土球団カープを生むきっかけになった。23年夏、広島総合グラウンドで開かれた基金集めのプロ野球は、大入り満員で、入れないファンもいた。当時、広島駅前のヤミ市をめぐるヤクザの血なまぐさい事件は、広島市民の心を暗くしていた。広島はもともと野球王国。市民は健全な娯楽に飢えていたのだ。

この満員試合の直後、伊藤信之広電専務（現社長）河野義信県総務部長（現県信用保証協会理事長）伊藤豊広銀副頭取（現全国地方銀行協会顧問）の3氏が、東京からの車中で一緒になった。「どうも広島の町には暗いかげりがある」「健全な娯楽がないからだ」「どうだろう、ときどきプロ野球を呼ぶのでも満員だから、県民みんなのプロ球団を作ったら」と思いがけない会話がかわされた。そして同席の中国新聞東京支社河川豪氏に、球団結成の下調査が依頼された。25年1月にカープが誕生した発端である。平和都市のアカデミック・センター広島大学は、その建設募金集めのおまけで、広島カープを実現したことになる。

1975年9月3日付『中国新聞』の「ひろしま1世紀 93 カープ誕生」には、「広島にプロ野球をつくろう、という声が最初に上がったのは、2年前の夏、広島大学設置基金募集のため、県営総合球場で行われた南海―急映戦の直後。」とある。この記事の言う2年前は1948年であるが、前述したように、広島大学設立基金募集のために広島市総合グラウンドで行われたプロ野球は、1949年の阪神対東急戦である。1948年の南海対急映戦は、戦後広島で初めて行われたプロ野球の公式試合であり、『中国新聞』の2つの記事は、これと混同してしまっている。

『広島県大百科事典』には、カープ設立について以下のように記されている。

1949年（昭和24）わが国のプロ野球が2リーグに分立したのを機に、広島野球クラブとして発足、セントラル・リーグに加盟した。野球界に多くの名選手を送り、野球熱の高かった広島にプロ野球チームをの聲は早くからあった。東広島市出身で元衆議院議員の谷川昇、中国新聞社東京支社通信部長の河川豪らが中心になり、関係方面に働きかけた。楠瀬広島県知事ら地元関係者も球団設立に賛同。谷川昇、築瀬頼一、伊

藤信之の連名で加盟申し入れ、11月28日に正式加盟した。親会社を持たず、県民の球団の性格を強く打ち出し、資本金は広く一般から募集した¹²⁾。

河口豪の妻ハルは、河口と谷川との関係について次のように述べている。「主人は野球好きで、広島は野球王国なんだから、球団があってもおかしくないと言っていた。谷川先生との出会いは、渡りに船だったのでしょう」¹³⁾。河口と谷川との出会いは1949年9月27日。中国新聞東京支社を訪れた谷川は構想を明かし、協力を求めた。「企業の宣伝隊でなく、土の利、人の利で支えていく球団をつくりたい」。生き生きとした口調でまくし立てた谷川理念に、河口は共感し、自らペンを執った。「カープ」という名前は、翌日の中国新聞で初めて活字となる。郷土への思いが2人の夢を1つにしたのであった¹⁴⁾。

河口豪は、広島にプロ野球を設置しようとするようになったきっかけとして次のように記している。

そのころ、広島では、広島大学の設置、特別平和都市の実現、新しい広島の再建に、官民一体となって努力を続けていた、それらの運動に必要なのは資金であった。

その昔、広陵、広商との対決野球戦に、血道をあげた広島県民性、自校が敗れたといつて腹を切った者まで飛び出した熱狂性に関係者が目をつけたのも無理はない。当時の1リーグ、日本野球連盟下のプロ野球の華やかさ、人気のすばらしさに「これだ、これを利用することも1つの方法だ…」と、なったのであった。(中略)

広島には、何度となく、プロ野球を迎えたが、その都度大入り満員で、主催者側から喜ばれた。なかでもいちばん印象に残ったのは、広島大学設立基金募集のためのものであった。当時県議会の事務局長(のち県議)田口さんは私を広島駅頭に見送って「ありがとう、ありがとう」と何度も礼を述べられた。こうしたことから私は「広島にプロ球団を」と考えるようになったのである。(中略)

もうここまでくると、ただごとではない。早くプロ野球をと、広島の財、官界の人たちと、たまたま列車をともにした際、率直に私見を披露したところ賛成を得たのだが、実際に「さあやろう」と足下から火のつくように持ち込まれたのは、故谷川昇氏であったのだ。有力なるアシスタントは、山口勲氏であった¹⁵⁾。

当時、プロ野球興業を行うにあたっては、地元新聞社が介入せねばならなかった¹⁶⁾。「広島総合大学設立資金募集」のためのプロ野球が中国新聞社との共催で開催されたのはこのためである。この試合の招聘にあたった河口豪は、カープが設立されると初代球団代表となる。カープが募金によって経営難を乗り切った話は著名であるが、広島大学の設立・整

備にあたって、県民からの募金や県の補助金によって支えられた。新制広島大学創設にかける県民のエネルギーと野球熱とが相まって、市民球団カープが誕生したのであった。

カープと広島大学設立との関係はこれだけではない。新制広島大学設立にあたって、カープ設立にあたって、当時の広島県知事楠瀬常猪は多大な努力をした。楠瀬知事のカープ設立に果たした役割について、河口豪は「楠瀬知事の全面的協力」と題して以下のよう記している¹⁷⁾。

カープ創設当時、楠瀬知事は、

「君たちには功勞株を差し上げる」

といわれた。立派な会社としてスクスク伸びるものと考えられたからだろう。もちろんこうした株を頂くのを目的としてやったわけではない。結果においては、頂かなくてよかった。それは間もなく1片のクズ紙と化したからである。知事がどうしてこんなにまで力をいれ、私たちのことを考えてくれたか、カープについては、故谷川氏をはじめとする奉仕活動に感銘されたが、その以前に、私たちが広島大学設置に関して協力したことに、非常に感謝しておられたからだ一と私は思う。

当時、県の東京出張所長は沖野哲雄氏。この所長を中心に東京においては活発な基金募集が行われ、私どもはこれに日夜協力したものだ。さて、いよいよ、実現のめどがついたが、かんじんの初代広島大学長の選考にはハタと行き詰まっていた。白羽の矢をたてた人物は固辞する、帯に短しタスキに長しが実状であった。見るに見かねて私は進言した「森戸辰男先生こそ最適」と。先生は社会党内閣では文相の要職。次官の伊藤日出登氏（郷土出身）や藤原武夫理学博士は、

「それは名案。しかし社会党が難物だ」

といわれたが、党幹部については知己もあり、私がお金を買って出た。故松岡駒吉氏をはじめ、水谷、加藤(勘)、三宅、浅沼、西尾の諸氏をさっそく口説き回った。難物は三宅氏で、この三宅氏は、浅沼氏を動かして攻略。藤原博士や郷土出身の永井浩氏らが、これらと会見して、やっと党側だけはOKとなり、引き続き学者グループの協力を要請したのだ。このころの藤原博士らの活躍はめざましいものがあった。森戸先生は知らず、先生令姉、故夫人はわれわれの動きに心から感謝されたものだ。かくして初代学長に先生を迎えたのである。大学設置は楠瀬知事の一大功績。

「よし、こんどはカープのために」

と知事が大きくハダを脱いでくれたのである。カープ誕生までの日数は、大学に比

しては2分の1であったが労苦については差異はなかった。新聞社員であったがための私の幸せであり、生涯の思い出として残ることになった。

河口豪は、広島大学長森戸辰男誕生の立役者でもあったのである。新聞記者としての人脈を生かした見事な活躍であった。これまでの広島大学史研究では、社会党をいかに説得して、広島大学長森戸辰男が誕生したかが論じられることはなかった¹⁸⁾。「民」が新制広島大学設立に果たした役割の大きさを再認識させる事実である。これは、カープから広島大学にアプローチした結果の新事実なのであり、ただ単に大学や県・市の動向のみからでは伺い知ることのできなかつたことなのである。

原爆・戦争から復興し、「文化国家」としての広島を再建するにあたって¹⁹⁾、新制広島大学とカープは車の両輪としての役割を持っていたのである。これは、ひとり広島大学のみではなく、全国の多くの国立大学に共通する事象であろう²⁰⁾。現在の大学は、気軽に「地域社会への貢献」²¹⁾などという言葉を用いるが、新制大学発足時に立ち返って、地域と大学との関係について再考する必要がある。原爆からの復興という人類史的課題を背負って設立された広島大学においては、なおさらのことである。

3. カープ応援歌と広島高師応援歌

広島カープが得点を入れた時と勝利を収めた時には、「宮島さんの神主が、おみくじ引いて申すには、今日もカープは、勝ち勝ち勝ち勝ち」と応援歌「宮島さん」が高らかに歌われる。この「宮島さん」は、果たしてカープ応援団のオリジナル創設になるものであろうか。

童謡「花咲爺」の替え歌になる「宮島さん」。実は「宮島さん」は戦前期にすでに広島高等師範学校の応援歌として歌われていたものである。

1945（昭和20）年に広島高等師範学校を卒業した宮崎三郎氏の令嬢によると、戦前から広島高師では「宮島さん」が歌われており、宮崎三郎氏は卒業後もことあるごとにこの歌を歌っていたという（2004（平成16）年7月15日に聴取）。広島高師の歌詞は「宮島さんの神主が、おみくじ引いて申すには、今日も高師は、勝ち勝ち勝ち勝ち」であった。カープの「宮島さん」は、広島高師の「高師」を「カープ」に置き換えただけのものなのである。広島高師の「校友会歓迎会は厳島神社で行われ、同社の正殿で新入生である我々1人1人に鼻の先に金の御幣を宮司がぺこんぺこんと音を立ててくれたのち、弥山に登っていた²²⁾。こうした広島高師と宮島との密接な関係から、応援歌「宮島さん」は誕生し

たのであろう。

広島市中区スポーツセンター敷地内には「広島に古くから伝わる応援歌」として「宮島さん」の銘板が設置されている。そこには「宮島さんの 神主が おみくじ引いて 申すには いつも、、、 勝ち勝ち勝ち勝ち」と刻まれている²³⁾。

戦前期、広島高等師範学校、広島高等工業学校（広島工業専門学校）、広島高等学校の広島市内に存在した旧制専門学校（高等学校）の間では、3高専対抗戦が開催されていた。広島高師の「宮島さん」は、このような対抗戦の場で歌われたのが最初ではなかろうか。それがその後広島市周辺や高師出身教員の赴任先に伝播していったのではなかろうか。

現在でも、高校野球の応援で、広島県立広島商業高等学校が「宮島さん」を歌っている。高校野球においては、広島商高「宮島さん」が著名なため、広島市内の高校では「宮島さん」を歌う学校はほとんどない。これは、広島商高への対抗で、同じ曲を使わないのではなかろうか。旧制中学時代から広島商業の最大のライバルである広陵高校に「もしも広陵負けたなら…」という「裏バージョン宮島さん」が存在することは、この推測の証左となる。広島高師→広島商高→カープというのが、「宮島さん」伝播のルートではなかろうか。

応援歌「宮島さん」は、広島県内のみならず、県外にも波及している。愛媛県立今治西高等学校では、「吹上さんの神主が、おみくじ引いて言うことにゃ、西高必ず、勝つ勝つ勝つ勝つ」という歌詞で歌われている。吹上さんとは、今治市に鎮座する吹上神社。かつて今治西高の応援団長は、実際の吹上神社神主の装束を着て応援団をリードしていた（現在では、神主装束は仮装に相当するとのことで禁止されている）。今治西高の歌詞の場合は、広島高師とカープほどそっくりではないが、やはり広島高師応援歌の変形と位置づけることができる。

愛媛県でも、広島高師の応援歌が歌われている。鹿児島県でも歌われているということを知ったことがある。この事実を思うとき、その理由として広島高師出身教員の赴任先との相関関係が想起されるのである²⁴⁾。応援歌「宮島さん」、一見取るに足らないことと思われるかもしれないが、学生文化の社会的波及と言った観点からも、教育学研究の対象として取り上げるべき課題でもあろう。

4. アーカイブズへ行こう

—わたしの、あなたの、そして《み》んなのアーカイブズ—

広島カープ設立にあたって、広島県は 500 万円を出資した²⁵⁾。楠瀬知事がカープ設立に全面的な協力をしたことについては前述した。官民一体となって設立された日本唯一の「市民球団」²⁶⁾カープの歩みを理解するためには、行政文書は不可欠な史料のはずである。しかし、これまでカープの歴史を記述するにあたって、行政文書が用いられたことは、管見の限りでは見あたらない。おそらく、これまで全く存在しなかったのではなかろうか。行政文書やアーカイブズというと、それを利用するのは特別な限られた人たち（限られた人の多くは歴史研究者）と思いがちであり、事実アーカイブズはこれまではそのような利用しかなされてこなかった。これは、歴史研究者による近世史料を中心とする史料保存運動によってアーカイブズが設立されてきたことの限界・悪影響であった（勿論、史料保存運動がアーカイブズ設立に果たしてきた役割や当事者の方たちの努力は高く評価されなければならない）。アーカイブズは、カープファンが気軽に訪れ、その「マニア的」な興味に乗っ取って調査できる場所ではなくてはならないのである²⁷⁾。

広島県立文書館が所蔵する行政文書の中には、本章で紹介した「広島総合大学設立資金募集」のために開催されたプロ野球公式試合阪神対東急戦のポスターをはじめとして、多くのビジュアルな文書も所蔵されている。阪神対東急戦のポスターのモデルは、呉市出身の阪神のスター・初代ミスタータイガース藤村富美男ではなかろうかと筆者は想像している。ポスターの顔は藤村富美男に似ているわけではないが、右バッターということもあり、当時の広島の人々は郷土出身のスター・藤村富美男と重ね合わせて見ていたのではなかろうか。残念ながら、この想像を裏付ける史料は見つけられてないのであるが、1 枚のポスターからだけでも、野球ファンの想像力は際限なく広がっていくのである。

広島県立文書館平成 13 年度収蔵文書展「広島戦後の記録 1945 — 1970」（2001 年 10 月 22 日～12 月 27 日、数野文明担当）では、本章で紹介したポスターや野球くじのポスターな

(広島県立文書館所蔵)

ど、野球ファンの興味を引く展示がなされていた。野球ファンよ、カープファンよ、アーカイブズへ行こうではないか。そして、自らのひいきチームの歴史について、生の資料に触れて、自らの手で検証しようではないか²⁸⁾。

アーカイブズは、自らが歴史研究者のためだけの施設ではなく、その組織構成員・一般市民共通のための施設だと強く意識しなければならない。情報公開が求められている今日においては、なおさらのことである。早川和宏は、「情報公開制度の進展に伴い、公文書館制度は、従前の歴史家のための施設から国民や住民のための施設へと大きく変容を遂げつつある。」²⁹⁾と述べている。また、白井哲哉は近代以降の日本で文書館利用者は誰を想定し得たかを考察し、「現在の文書館は、今や一部の研究者や組織体構成員のための記録保管所ではなく、不特定多数の市民がある地域や組織体に関する過去の姿を知るための窓口となりつつある。」と指摘している³⁰⁾。

一般市民がアーカイブズを気軽に利用できるためには、アーカイブズ側の受け入れ態勢を充実する必要がある。誰もが特定の目的に関する文書に容易に到達できるように、ガイド、目録、データベースによる検索システム（詳細であればあるほど望ましい。ただし、詳細な目録を作成するために、資料の公開が遅れることがあってはならない。）の整備は、一般の人の利用を促す上で不可欠の要件である³¹⁾。また、アーキビストのレファレンス能

力も問われることになろう³²⁾。

近年、日本でもようやく展示などアーカイブズの普及活動に関する議論が行われるようになったが、この議論に先便を付けた森本祥子は、これまで日本で普及活動が曖昧にしか位置づけられてこなかった理由の 1 つとして、「利用者を伝統的にイコール歴史研究者として考えてきたこと」を指摘している。また、森本は文書館独自の視点とは、「多様な利用者層を想定した目録編成や検索手段の整備、記録媒体の多様化への対応など、様々な業務が相互に関連していることを前提として様々な業務をこなす、という視点である。このような視点をもってはじめて普及活動は文書館にとって有益なものとして位置づけられ得る。」とも指摘している³³⁾。アーカイブズにおける普及活動は、今後さらに理論的検討と実践を進めるべき課題である。

さて、第 3 項では、応援歌「宮島さん」の起源と広がりについて考察した。現代人の何気ない現代生活の営みも、貴重な歴史にはほかならない。広島高師の「宮島さん」など、当時の人たちにとっては当たり前すぎて記録には残されていない。こういった面での証言は実に貴重であり、一般市民にそのことの重要性に気づいてもらい、証言を記録として残すことも、アーカイブズの重要な役割である。本章で述べた広島高師の「宮島さん」は、資料受贈時の雑談の中で話されたことである。受贈資料については、ただ単に資料目録を作るのみでなく、その資料にまつわる多種多様な情報を記録しておく必要がある。

「宮島さん」の銘板が広島市中区スポーツセンターに設置されていることについては第 3 項で紹介した。この銘板設置の経緯について中区スポーツセンターに問い合わせたところ、センターには関係文書が存在しておらず理由はわからないとのことであった。広島市には 1977（昭和 52）年に設置された広島市公文書館が存在する。しかし、同館に引き継がれるのは市長部局の文書のみであり、各行政委員会や財団の文書は引き継がれない。中区スポーツセンターは広島市スポーツ協会という財団所管であるため、その文書が公文書館に引き継がれることはない。なぜ「宮島さん」の銘板が設置されているのか。このことについて広島市は、未来永劫に渡って説明責任を果たすことができないのである。

なお、中区スポーツセンターからは、宮本正夫元広島市議会議員が「宮島さん」銘板に関与されたことを教えていただいた。そこで、宮本正夫氏のご子息である宮本健司広島市議会議員に問い合わせたところ、健司氏のお子様である宮本和味氏から丁寧な回答をいただいた。宮本正夫氏は、1947 年以来 12 期に渡って広島市議会議員を勤め、この間 3 度も議長職を勤めた。正夫氏は 2000 年に亡くなっており、その時に関係資料は処分されたと

のことである。健司氏は「宮島さん」の歌自体については勿論ご存じであるが、銘板設置の経緯については承知していないとのことであった。宮本正夫氏は生前、資料を大切に保管されており、亡くなった時に、ご遺族が捨てるのを躊躇するほどであったとのことである。

宮本正夫氏は『宮本正夫議員生活 48 年を回顧して』（1994 年）という本を執筆しているが、この本にも「宮島さん」銘板についての記述は見られない。ただ、「宮島さん」銘板は「電柱モニュメント」と併設されており³⁴⁾、「電柱モニュメント」についての記述は見られる。中区スポーツセンターは、広島大学工学部跡地にあり、この地はかつて広島工業専門学校（広島高等工業学校）の敷地であった。広島大学の統合移転によって工学部の建物は壊されていったが、そのあとに残ったのは電柱ばかりであった。宮本氏は「公園もできたことだし、何とかして最後まで残されたこの電柱を中心にしてモニュメントを作り、あるいは、50 年先に開いて頂くカプセルを保存したいと考え」た。こうして千成瓢箪を先端につけた「電柱モニュメント」ができあがった³⁵⁾。その脇に設置されたのが「宮島さん」銘板であった。「宮島さん」銘板は広島大学工学部への惜別の記念碑であったとも考えられる。中区スポーツセンターという運動施設に立てられたため、応援歌である「宮島さん」が選ばれたのであろう。その歌が、広島大学工学部の前身である広島工業専門学校（広島高等工業学校）のライバルであった広島高等師範学校の応援歌であったことに歴史の皮肉を感じずにはいられない。いずれにせよ、「宮島さん」銘板は、広島大学（前身校を含む）と地域社会との深いつながりによって建設されたのである。

48 年の長きに渡って広島市議会議員を勤めた宮本正夫氏は、資料を大切に保管していた。宮本和味氏は筆者宛の私信で、「亡くなる前に文書の保存について知っていればと残念に思います」と述べている。首長や議長などの公職に就いていた人の公務に関する個人文書の公文書館での取り扱いについては議論が分かれるところであるが³⁶⁾、筆者は公文書館で所蔵すべきだと考える。近世の庄屋文書のみならず商家文書等の民間所在資料を所蔵している公文書館において、現代の公務に関わる個人文書を公文書ではないとして収蔵しないのは、本末転倒の話である。

第 159 回国会における小泉純一郎内閣総理大臣の施政方針演説（2004 年 1 月 19 日）では、「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。」と述べた。内閣府には、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」（2003 年 5 月～ 12 月開催）、「公文書等

の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」(2003年12月～2004年6月開催)が置かれ、同懇談会からは『公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について—未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて—』と題する報告書が提出された³⁷⁾。国会においては、2005年3月30日に、福田康夫元官房長官を代表とする公文書館推進議員懇談会が発足した³⁸⁾。これらの動向は、2009年の公文書等の管理に関する法律の制定に結実する。地方議会においても同様の取り組みがなされることが望まれる。

さて、本章では一利用者の立場から、アーカイブズについて論じてきた。北川健は、文書館(アーカイブズ)のコンセプトとして「3つの《み》」を提唱した。「①『みずからが…』『みずからの…』文書記録の保存公開 ②あまねく『みんなの…』ために、の文書記録の保存公開 ③遠く『みらい(未来)に…』向けて、の文書記録の保存」がそれである³⁹⁾。利用者の立場から言うならば、みずからの《み》は行政組織体みずからの《み》のみでなく、市民みずからの《み》でもある。この意味において、みずからの《み》はみんなの《み》と同義なのであり、それはわたしの、あなたの、そして《み》んなの、《み》らい(未来)の、現在のためのアーカイブズなのである。さあ、《み》んなでアーカイブズの扉を開けようではないか。

1) 球団名は、広島野球クラブ(1949年、愛称は広島カープ)、広島カープ(1955年)、広島東洋カープ(1967年)と変遷したが、本章では「広島カープ」と表記する。なお、広島カープは財界の協力により運営されていたが、1967年12月に経営母体が東洋工業に一本化されたことにより、広島東洋カープと名称変更された。

2) 『広 大 フ ォ ー ラ ム』32—6(363)、2001年、
http://home.hiroshima-u.ac.jp/hua/public/hirodai_forum/363.html#column、<http://home.hiroshima-u.ac.jp/forum/32-6/50.html>。

3) 『広島県立文書館だより』17、2001年。

4) 『広 大 フ ォ ー ラ ム』33—3(366)、2001年、
http://home.hiroshima-u.ac.jp/hua/public/hirodai_forum/366.html、<http://home.hiroshima-u.ac.jp/forum/33-3/50.html>。

5) 資料保存・公開機関について、日本では文書館(もんじょかん)、文書館(ぶんしょか

ん)、公文書館（こうぶんしょかん）のいずれがふさわしいかという議論がなされてきたが、本章ではこれに立ち入らない。また、archives のカタカナ表記は、アーカイブズ、アーカイヴズ、アーカイブス、アーカイヴス、アーカイブ、アーカイヴなど、色々な表記が当てられてきたが、本論文ではアーカイブズと表記することにする。これには特別な理由はなく、archives の日本語表記についてご意見をお持ちの方には是非ご教示いただきたい。なお、国立国語研究所は、外来語言い換えのなかで「アーカイブ」についても取り上げ、「アーカイブ」の言い換え語として「記録保存」、「記録保存館」の名称を提案するとともに、「施設や機関を指す場合、国や自治体が公文書を保存・管理するものは『公文書館』、企業などが文書を保存・管理するものは『文書館』と言い換えることが適切になる。歴史資料の場合は『史料館』と言い換えることもできる。」「一般には、『アーカイブ』の語形が多く用いられるが、専門語としては『アーカイブズ』の語形が用いられることもある。」「公的な機関が、記録や資料、施設の名称に『アーカイブ』を用いる場合は、説明を付与するなどの配慮が必要である。」との手引を示している（独立行政法人国立国語研究所ホームページ http://www.ninjal.ac.jp/gairaigo/Teian1_4/Words/archive.gen.html）。なお、「アーカイブズ」という言葉については、森本祥子「アーカイブシステムの構築をめざして」『アーカイブズ』9、2002年、参照。ちなみに筆者は、アーカイブズの訳語として、歴史学を連想させる「史料」を用いることには反対する。これについては、梅村郁夫「1990年代のアーカイブズ理解について」『山口県文書館研究紀要』20、1993年、富永一也「われわれのアーカイヴズ」『京都大学大学文書館研究紀要』2、2004年、参照。

6) 新制広島大学設立運動と設立過程については、特に断らない限り、広島大学二十五年史編集委員会編『広島大学二十五年史 通史』広島大学、1979年、による。

7) 1948年8月、広島大学文書館所蔵。

8) 前掲『広島大学二十五年史 通史』所収。

9) 菅真城「カーブと広島大学」（前掲）。

10) ただし、当時の広島市総合グラウンドに特別席を増設したとしても3万5000人もの収容能力があったとは考えられない。ちなみに、旧広島市民球場の収容人数は3万2000人、広島県総合グラウンド野球場（本章で取り上げた広島市総合グラウンド）は1万3250人である。したがって、中国新聞が伝える3万5000人は正確な人数かどうか信用しがたいところがある。この数字には、客席には入れなかったが試合観戦に訪れた人を含んでいると考えざるを得ない。少なくとも、3万5000人のすべてが有料入場者であったとは考えがた

い。

- 11) 『中国新聞 備後版』1949年5月7日。
- 12) 金樹晴海「広島東洋カープ」『広島県大百科事典 下巻』中国新聞社、1982年。
- 13) 「我らカープ人―(1) 廃虚の街に希望を」『中国新聞』1999年4月3日。
- 14) 「我らカープ人―(1) 廃虚の街に希望を」(前掲)。
- 15) 河口豪『栄光の広島カープ風雪25年』恒文社、1975年。
- 16) 河口豪『栄光の広島カープ風雪25年』(前掲)。
- 17) 河口豪『栄光の広島カープ風雪25年』(前掲)。
- 18) 初代広島大学長の選出過程については、小宮山道夫「広島大学の創設過程と建学理念の形成に関する考察」『教育学研究』48―1、2002年、参照。
- 19) 新制広島大学が「文化国家」建設上に位置づけられていたことについては、「国立総合大学広島設置計画書」「国立広島総合大学設立資金募集趣意書」『広島大学二十五年史通史』(前掲)、参照。
- 20) 例えば、金沢大学設立にあたっては、寄付金を各郡市に割り当て、教育宝くじも発行された。金沢大学資料館ホームページ (<http://muse.w3.kanazawa-u.ac.jp/50th/sousetsu/kuji/index.html>)。
- 21) 例えば、広島大学は、1995年に制定した理念5原則の第4番目に「地域社会・国際社会との共存」を掲げている。広島大学ホームページ (<http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/intro/rinen/>)。
- 22) 保永薫(昭和3年卒)「学園生活思い出あれこれ」広島高等師範学校創立八十周年記念事業会編『追懐 広島高等師範学校創立八十周年記念』1982年。
- 23) CARP Internet Fan Club ホームページ (<http://www.carpfan.ne.jp/song/fs-song1.html>)。
- 24) 広島高師出身の教員の赴任先については、『尚志会創立八十周年記念』尚志会、1987年、片岡徳雄・山崎博敏編『広島高師文理大の社会的軌跡』広島地域社会研究センター、1990年、参照。同様の研究は、戦後の広島大学についても必要であろう。
- 25) 「ひろしま1世紀 93 カープ誕生」『中国新聞』1975年9月3日。
- 26) 官民一体となって出資し、「たる募金」にも支えられたカープは、創設時においてはまさしく「市民球団」であったと評して差し支えないであろう。だが、1967年にオーナー経営に一本化してからは、株式の約6割はオーナーである松田家が、約3割はマツダが保有しており、資本から見れば「市民球団」ではない(「復興の象徴 きずな探る 元祖

『市民球団』 広島』『中国新聞』2004年11月3日)。ただし、現在でもカーブは特定の親会社の資本に依存せず独立採算制をとっている。本章の考察は、カーブが資本の面でも「市民球団」であった時代に限定している。

27) カーブ設立にあたって広島県は巨額の出資をしており、県はこの出資に対する説明責任を果たさねばならない。この意味において、広島県立文書館に広島カーブに関する行政文書が所蔵されてしかるべきである。しかし、球団運営は県の事務分掌ではなく、あくまでカーブ球団の事業である。税金や市民の志に支えられてきたカーブ球団には、自らの球団運営について広く市民に公開する責任がある。球団は地域の「公共財」であり、カーブ球団には、自らのアーカイブズを設立して、広く一般に公開する責務があるのである。そうでないかぎり、「市民球団」の呼称は自ら返上すべきであろう。

28) 広島県立文書館所蔵の公文書で広島カーブについて調査できるのは、カーブが日本唯一の「市民球団」であるためである。例えば、読売ジャイアンツの歩みについて、東京都公文書館所蔵の公文書で調査することは不可能であろう。

29) 早川和宏「情報公開と公文書館—歴史家の施設から住民の施設へ—」『アーキビスト』59、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会、2003年。

30) 白井哲哉「文書館の利用と普及—利用者論の観点から—」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上巻、柏書房、2003年。

31) 例えば、広島県立文書館に詳細な利用者用データベースが整備されていたならば、「野球」のキーワードで検索するだけで、本章で取り上げた阪神対東急戦や野球くじのポスターにアクセスできるはずである。しかし、現状のカード目録でこれらのポスターに到達するのは至難の業である。豊見山和美は、「原理原則からいうと、主題を主たるキーとして分類することはできない。それをふまえて検索しやすいようにするには、キーワードや資料の解説といった目録情報を充実することが求められます。その意味でいうと、コンピューターを使ったデータベースカタログはありがたく有用なものです。出処を考えなくとも、文字列検索だけである程度求める資料に到達できるよう、目録作成を進める必要があります。」と指摘している（豊見山和美「専門職員論—公文書館専門職員の専門性とは何か—」『アーカイブズ』12、2003年）。

32) 白井哲哉「文書館の利用と普及—利用者論の観点から—」（前掲）は普及活動の観点からレファレンス業務の重要性を指摘している。

33) 森本祥子「アーキビストの専門性—普及活動の視点から—」『史料館研究紀要』27、1996

年、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』岩田書院、2003年、に再録。

34) 宮本正夫編『帰らざる橋 御幸橋は語る』明日の千田を創る会、1994年。

35) 宮本正夫『宮本正夫議員生活 48 年を回顧して』1994年。

36) 鎌田和栄『『古文書』『民間所在資料』のよりよい保存・公開と『公文書館』施設に関する一考察』『平成 16 年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』独立行政法人国立公文書館、2005年。「私文書を個人の保存する文書とみなせば、その中には以下の二つがある。ア. 個人のプライベートな文書 イ. 公務や職務によってもちこまれたもの 公文書と個人文書という分け方に考えれば、とくに、後者と公文書館の関係は無視できないのではないか」という大濱徹也の指摘に対して、鎌田和栄は「公的な内容のある『私文書』は、公文書やその関連機関との関係は無視できないものではあっても、『私文書』としてあつかわなければ、『公文書館』のあつかう文書・資料範囲や、公権力の及ぶ範囲がいくらでも拡大してしまい、收拾がつかなくなってしまうだろう。文書のライフサイクルからはずれているものまで『公文書館』が収集しはじめたら、大変であるし、場合によっては大変危険である。」と反論している。鎌田和栄『『公文書館』施設と、『古文書』『民間所在資料』のより良い保存・公開に関する一考察』『京都大学大学文書館研究紀要』4、2006年、も参照。なお、新井浩文は、「文書を現在の出所から『公』と『私』とに分ける方法は便宜的であるが、実際は中身で『公』文書なのか、それとも本当に個人に関する記録である『私』文書なのか、(実際には不可能であろうが)それを判断する必要が文書館現場では出てきている。そして、その中身を明確に認識する能力が文書館専門職(アーキビスト)には求められているのではなかろうか。」と指摘している(新井浩文「どこへ行く古文書—古文書史料の保存・公開をめぐる現状と課題—」『三郷市史研究「葦のみち」』16、2004年)。

37) 研究会と懇談会の性格の相違については、菅真城「国立公文書館『公文書館実務担当者研究会議』に参加して」『広島大学史紀要』6、2004年、参照。

38) 『アーカイブズ』20、独立行政法人国立公文書館、2005年。

39) 北川健「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」『地方史研究』40—6、1990年、前掲『日本のアーカイブズ論』に再録。

終章

1. 研究の背景

本論文は、序章に記したように、ここ十数年間に立て続けに起こった日本の大学アーカイブズを巡る外部環境の変化、具体的には、情報公開法（1999年公布、2001年施行）、国立大学法人化（2004年）、公文書管理法（2009年公布、2011年施行）を踏まえて、大学アーカイブズの現場に立つ実務者としての経験に依拠して、それをアーカイブズ学的に論じたものである。

筆者は、広島大学五十年史編集室（1999年4月～2003年3月）、広島大学文書館設立準備室（2003年4月～2004年3月）、広島大学文書館（2004年4月～2006年9月）、大阪大学文書館設置準備室（2006年10月～2012年9月）、大阪大学アーカイブズ（2012年10月～現在）に勤務し、広島大学文書館と大阪大学アーカイブズの2つの大学アーカイブズの設立に関与してきたが、筆者の勤務経歴は大学アーカイブズを巡る状況が変化してきた時期と時を同じくする。この実務経験を抜きにして、本論文は成立しない。実務と理論が密接に関係するアーカイブズ学においては、当然の前提ともいえる。したがって、広島大学・大阪大学において共に大学アーカイブズの設立・運営に携わってきた多くの人たちとの共同研究という側面も有するが、本論文の記述の責が筆者にあることは言うまでも無い。

筆者の実務経験が基になっているため、記述の直接的対象は国立大学中心であるが、本論文で述べたことは、国立・公立・私立という設置主体の相違にかかわらず有効であると考えている。第2章において論じたように、大学とは社会において公的な存在であるからである。南山大学で大学アーカイブズの実務にあたっている永井英治は、拙著『大学アーカイブズの世界』¹⁾の「読書ノート」として執筆した「大学アーカイブズの公共性とアーカイブズの多様性」²⁾において、以下のように論じている。

アーカイブズの公共性とは、アーカイブズの設置母体となる組織が「公」の設置による公共機関であるか否かではなく、組織が社会の中で公共機能を分担して担う存在であるかという視点から立論している。したがって、私立大学が「公」の組織によって設置されていないことではなく、私立大学も大学として社会の中で教育・研究という公共に開かれた業務を遂行していることが、私立大学に大学アーカイブズを設置すべ

き理由となる。そして、社会の中で果たした業務、社会から大学に期待されている機能が教育・研究であるという単純な論理によって、大学が自分たちの組織で行われた教育・研究に関する資料を保管し、利用に供するべきと考える。

私立大学アーカイブズの実務者である永井の議論も、本論文で述べてきた筆者の議論と符合しているのである。

筆者は、すべての大学に大学アーカイブズが設置され、その活動が充実することを願っている。この思いも、本論文の背景として存在する。

2. まとめと課題

本論文の内容を改めてまとめるとともに、今後の課題を提示しておく。

序章では、大学アーカイブズの設置状況を概観することにより、本研究の意義を位置づけた。

第1部「大学アーカイブズの理念と課題」は第1章「大学アーカイブズの理念的研究」と第2章「大学アーカイブズの社会的使命」から構成した。

第1章「大学アーカイブズの理念と課題」では、「自己点検・評価」と大学アーカイブズとの関係を検証することを通じて、「教育研究」資料と大学アーカイブズとの関係について理念的に考察した。大学アーカイブズが「自己点検・評価」に役立つという言説を検証した結果、大学アーカイブズが「自己点検・評価」に役立った事実がないことを指摘した。それは、大学アーカイブズが「自己点検・評価」の主たる対象である「教育研究」の実態を示す資料や情報を十分集積できなかったためである。そのうえで「教育研究」を目的とする大学に置かれるアーカイブズは、「管理運営」とともに「教育研究」に関する資料や情報を集積する必要があると論じた。

第2章「大学アーカイブズの社会的使命」では、まず大学史と大学アーカイブズとの根本的差異を示した。そのうえで、大学アーカイブズは、親機関の作成・收受した資料を受入れる「機関アーカイブズ」を基軸としつつも、親機関以外からの資料を収集する「収集アーカイブズ」の機能を併せ持った「トータルアーカイブズ」として存在すべきと論じた。そのうえで、大学アーカイブズの社会的使命を考える場合、資料を一般に公開することが基本であり、一般の人々が資料へアクセスしやすい方策をとる必要があることを指摘した。

以上、第1部「大学アーカイブズの理念と課題」では、大学アーカイブズの理念や使命といったいささか観念論的な議論を展開した。筆者の大学アーカイブズ論の総論的位置を

占めるが、そこで提示した大学アーカイブズ像は以下のようなものである。

大学という組織に置かれる大学アーカイブズにとって、その中核となる資料は、組織が生み出し収受した公的文書（国立大学であればすなわち法人文書）であり、「機関アーカイブズ」としての機能を果たさなければならない。しかしながら、大学とは「教育研究」を目的とする機関であり、「教育研究」資料や情報の集積が必要不可欠である。すなわち、今後の大学アーカイブズは、「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」を併せ持った「トータルアーカイブズ」としての戦略を形成する必要がある。そして、大学史と大学アーカイブズは異なるものであり、今後の大学アーカイブズ設立を考えるにあたっては、年史編纂と切り離して考えた方がよい。そうして設立された大学アーカイブズの使命を考えた場合、資料の「公開」こそが重要である。

第Ⅱ部「大学アーカイブズの設立と法制」は、第3章「大学文書館の設立－広島大学文書館を中心として－」、第4章「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立」、第5章「国立大学アーカイブズ設置への道」、第6章「規定にみる国立大学アーカイブズ」、第7章「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」、第8章「公文書管理法と国立大学アーカイブズ」、第9章「公文書管理法への国立大学法人の対応と課題」から構成した。

第3章「大学文書館の設立－広島大学文書館を中心として－」では、広島大学文書館の設立経緯として、①広島大学50年史編纂事業、②森戸辰男関係文書整理事業という前史的な事業と、③情報公開法の施行、④国立大学法人化という社会的背景が存在することを指摘した。広島大学文書館は広島大学50年史編纂事業の後継としてではなく50年史編纂事業と平行して設置された。これは、編纂資料の保存や歴史学への貢献といった他の大学アーカイブズによく見られる事柄ではなく、社会への説明責任や大学の個性化が重視されたためである。そのうえで、設立時の課題として、「広島大学文書館規則」をはじめとする関係例規類の課題を検証した。

第4章「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立」では、2012年に設置された大阪大学アーカイブズの前身組織である大阪大学文書館設置準備室の活動を紹介することを通して、これからの大学アーカイブズ設立に必要な事柄を示した。大阪大学における大学アーカイブズの設立は他大学とは異なり、年史編纂とは無関係に取り組みねばならないことであった。そのためには、なにより大学アーカイブズの理念を明確化することが必要である。そして歴史研究や編纂と峻別し、法人文書を中核とする公文書館的な機能をミッションの中心に置くべきであると論じた。

第5章「国立大学アーカイブズ設置への道」では、第4章に続いて大阪大学アーカイブズの設置を中心に、今後の大学アーカイブズ設立に向けた提言を行った。まず、国立大学アーカイブズを大学史編纂、情報公開法、公文書管理法の3つの時代に区分し、次第に「機関アーカイブズ」としての性格を強めてきたことを明らかにした。その流れの中に大阪大学アーカイブズ設置を位置づけた上で、今後国立大学が大学アーカイブズを設置するにあたっては、学内刊行物を体系的に収集すること、大学史編纂資料を再整理すること、重要な法人文書の廃棄を停止することを提言した。

第6章「規定にみる大学アーカイブズ」では、国立大学アーカイブズを対象に、その設置根拠および目的・業務規定についての文言を分析した。設置根拠については、各大学の組織の存在を位置づける根本規程で規定される必要があると論じた。そのうえで、目的・業務規定の分析に移ったが、そこでは大学アーカイブズの理念や目的を規定の文言にいかんにか反映させるかに留意した。

第7章「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」では、法人文書管理規程、国立大学アーカイブズ規程、国立大学アーカイブズ利用規則の有する問題点について指摘した。本章においても、規程・規則の文言と実際の大学アーカイブズの活動が乖離したものとなっていないかを検証することに留意した。本章の考察においても、大学アーカイブズにとっては、資料を「活用」することよりも「公開」することが重要であると指摘するに至った。

第8章「公文書管理法と大学アーカイブズ」では、公文書管理法の公布を受けて、公文書管理法が国立大学に及ぼす影響について分析した。公文書管理法の課題として、評価選別権がアーカイブズでなく現課にあること、そして「国立公文書館等」を設置することができない多くの大学では、重要な法人文書が廃棄の危機に瀕していることを指摘した。

第9章「公文書管理法への国立大学法人の対応と課題」では、公文書管理法施行後に国立大学法人が公文書管理法にどのように対応しどのような課題があるかについて検討した。公文書管理法施行を受けた法人文書管理規則の制定、大学アーカイブズの「国立公文書館等」としての指定について取り上げた。特に、「特定歴史公文書等の利用、保存及び廃棄に関するガイドライン」の求める要件がハイレベルすぎて多くの大学では「国立公文書館等」の指定に対応できない問題点の存在を示した。また、公文書管理法が求める法人文書の評価選別は、これまで各国立大学アーカイブズが蓄積した実績とは乖離したものであること、そうではあっても公文書管理法に対応する大学アーカイブズの制度設計をする

必要があることを指摘した。

以上、第Ⅱ部「大学アーカイブズの設定と法制」では、広島大学文書館と大阪大学アーカイブズの2つの大学アーカイブズ設立に携わった経験を基に、大学アーカイブズ設立の具体相について論じた。これまでの日本の大学アーカイブズの多くは年史編纂組織の後継組織として設立されてきたが、広島大学文書館は年史編纂と平行して設立された大学アーカイブズであり、大阪大学アーカイブズは年史編纂を前提としない大学アーカイブズである。この2つの大学アーカイブズの設定過程を検証することにより、第Ⅰ部で論じた年史編纂と切り離した大学アーカイブズの設定の有効性を証明することができた。

次に、国立大学アーカイブズの規定を比較検討した。ここでは、大学アーカイブズの理念や目的をどのようにして規定に反映させるかということに気を配った。また、大学アーカイブズの現実の活動が規定を逸脱したものになっていないかについても検証した。この結果においても、大学アーカイブズにおいては、資料の「活用」より「公開」が重要であることを指摘するに至った。

さらに、公文書管理法が大学アーカイブズに及ぼす影響について考察した。その結果、公文書管理法では、評価選別権がアーカイブズにないこと、「国立公文書館等」の指定にあたっては、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」の求める要件がハイレベルすぎて多くの国立大学は対応できないこと、そのため多くの国立大学の法人文書は廃棄の危機にさらされていることを指摘した。すぐには「国立公文書館等」の指定を受けた大学アーカイブズを設置出来ない大学には、学内刊行物の収集・保存、年史編纂資料の再整理、法人文書の保存期間の延長が有効であると提案した。

第Ⅲ部「大学アーカイブズの活用」は、第10章「建学の精神と大学史編纂・大学アーカイブズ」と補論「アーカイブズを利用しようー広島カーブと広島高等師範学校ー」から構成した。

第10章「建学の精神と大学史編纂・大学アーカイブズ」では、広島大学と大阪大学を取り上げ、両大学の建学の精神がいかに「発見」され「形成」されてきたかについて論証した。広島大学の建学の精神としては「自由で平和な1つの大学」という初代学長の言葉を、大阪大学のそれとしては適塾や懐徳堂の存在を取り上げた。これらは大学創設時から語り継がれてきたものというよりは、大学史編纂の過程で「再発見」され定着していったものであることを論証し、建学の精神の存在にあたって大学史編纂の果たした役割を重視した。そして、この文脈の中で、大学のアイデンティティ形成の場として大学アーカイブ

ズの必要性と重要性を指摘した。

補論「アーカイブズを利用しようー広島カープと広島大学・広島高等師範学校ー」は、アーカイブズの資料から何が分かるのか具体例を示し、一般市民が積極的にアーカイブズを利用することを推奨した。

以上、第Ⅲ部「大学アーカイブズの活用」では、利用者の立場から大学アーカイブズについて論じた。広島大学と大阪大学の事例から、大学の建学の精神の「発見」には大学史編纂が大きな役割を果たしたことを論証し、今後大学のアイデンティティ形成という観点からも大学アーカイブズが必要であることを指摘した。さらに、プロ野球と大学という一見何の関係がなさそうなところにも、アーカイブズの資料を利用することによって密接な関係があったことを具体的に示した。そのことを通じて、大学アーカイブズは広く市民に開かれた存在であるべきことを論じた。

以上、本論文は筆者の実務経験を基にして大学アーカイブズ論を論じている。それ故の今後の課題は多い。

大学アーカイブズにとって「教育研究」資料は必要不可欠と論じたが、それは理念的抽象的考察の結果であり、「教育研究」資料とは何か、それを収集するにはどうすればよいかについては具体的に論じられていない。理念と実践の乖離がみられる。今後、理念と実践の両面からのアプローチで「教育研究」資料と大学アーカイブズとの関係について考察しなければならない。

本論文の主題の中心を大学アーカイブズの設立に設定したため、理念論や設立の実践報告や法制度論の議論に終始した。そのため、資料の収集・移管・整理・保存・公開という具体的な大学アーカイブズ業務のあり方に触れていない。大学アーカイブズの業務の各場面において、実践に基づく理論的な研究が必要である。そのため、そうした業務を行う大学アーキビスト像についても論じていない。とりわけ大学アーキビストの専門性について論じる必要がある³⁾。このことは大学アーカイブズの必要性に還元されるであろう。大学アーキビストの専門性に基づく大学アーカイブズの存在意義、必要性について、さらに踏み込んだ議論を行う必要がある。

最後に、本論文は、繰り返しになるが筆者の実務経験に即した考察である。したがって、海外の大学アーカイブズの実態調査や文献調査は行っていない。アーカイブズはその国の政治文化を示すものとの指摘⁴⁾もあり、日本の大学アーカイブズについて考察する際、日本の実情に基づいた考察には一定の意義がある。小池聖一は海外からの直訳的な文書館論

ではなく、日本の大学文書館にはその固有性に基づく多様性があるといふと論じている⁵⁾。この点、筆者も小池と同じ立場に立つ。しかし、日本の大学アーカイブズの特徴を析出するには、海外の事例との比較検討を行う必要がある。海外の大学アーカイブズについての考察を今後の課題としたい。

3. 今後の展望－大学アーカイブズのさらなる発展に向けて－

本論文において、筆者は、大学アーカイブズは親機関である大学が作成・収受した資料の移管を受ける「機関アーカイブズ」を基軸としつつも、大学という教育研究機関という親組織の性格に照らして、「教育研究」資料をはじめとする個人・団体等からの資料の収集も行う「収集アーカイブズ」としての側面も持った「トータルアーカイブズ」であるべきと論じた。そして、そのような大学アーカイブズにおいては、資料の一般公開が重要であると論じた。しかしながら、大学アーカイブズの利用者は「一般」のみではない。

大学アーカイブズの今後の展望を考えるにあたって、公文書管理法の目的をうたった第1条に「行政が適正かつ効率的に運営されるようにする」とあることに注目したい。大学の文書管理や大学アーカイブズは、大学の業務運営の適正化・効率化に寄与するものでなければならない。そうすると、大学アーカイブズの親組織の職員による業務利用について考えておかなければならない。本論文第4・5章で紹介した「大阪大学文書館（仮称）設置構想」では、大阪大学の大学アーカイブズのミッションとして「文書管理の効率化を進め、事務合理化を推進すること」をうたっていたことを想起いただきたい。「大阪大学文書館（仮称）設置構想」は、公文書管理法の精神を先取りしていたといえるであろう。小池聖一はこれら業務の適正化・効率化というミッションをさらに進めて、大学アーカイブズがシンクタンク化することを提言している⁶⁾。大学アーカイブズがシンクタンク化するには、人的（スタッフ数）な面からも能力的（専門性）な面からも大きな困難があると思われるが、今後の大学アーカイブズの発展を考える時、大学アーカイブズのシンクタンク化は優れた戦略であると筆者は考える。清水義仁は小池のシンクタンク化からは一歩引く態度を示しながらも、「アーカイブズは何よりもまず、組織内の人々に対してその必要性や存在意義を理解してもらう必要がある、アーカイブズの親組織業務への寄与はその観点で重要である。」⁷⁾と述べている。大学アーカイブズに限らずアーカイブズには親組織の業務運営に寄与するというミッションがあるのであり、利用者も不特定多数の「一般」とともに、親組織の職員を想定しなければならない。親組織の職員はその業務遂行のためにアーカイ

ブズを利用するのであり、アーカイブズが存在することによって業務遂行が円滑化、効率化、透明化される。さらに、シンクタンク化すれば、過去の資料を基に将来の大学の進むべき方針をも示すことができるであろう。大学改革は絶えず唱えられてきた。廃案となったものも含めて、過去の改革案を調査することによって、現在の大学改革を効率的に推進することができる。ここに大学アーカイブズの存在意義を見いだすことができる。また、職員の業務利用の背景には、多くの「一般」の存在を想定することができる⁸⁾。大学アーカイブズ、特に「国立公文書館等」として指定された国立大学アーカイブズには、まず「一般」への公開による「現在及び将来の国民に説明する責務」（公文書管理法第1条）を全うすることが重視されるが、そのみでなく、親組織である大学の業務運営への寄与を考えなければならない。

アーカイブズの親組織業務への寄与という点では、企業アーカイブズは特徴的である。松崎裕子は、「企業内アーカイブズの第一次的利用者は企業自身（社内各部署）である。」⁹⁾と論じている。そして松崎は、企業アーカイブズを念頭に置いて、「組織アーカイブズ」（「機関アーカイブズ」）と「収集アーカイブズ」の目的・利用／公開モデルとして以下の図を示している。

	組織アーカイブズ	収集アーカイブズ
優先される目的	組織運営・業務支援組織ミッションへの貢献	様々な目的（研究、証拠、趣味など）に関する資料として提供
優先される利用者／公開ポリシー	組織内部	広く公開・利用

図1¹⁰⁾

この図をふまえて、第1章で論じた行政・大学・企業アーカイブズにおけるアカウントビリティとアイデンティティの位相を再度示しておく。

アカウントビリティ 行政＞大学（国立＞私立）＞企業

この位相を基に、筆者が松崎の図を改変した大学アーカイブズにおける組織アーカイブズと収集アーカイブズの目的・利用／公開モデルが図2である（ゴシック体が筆者加筆部分¹¹⁾）。

	組織アーカイブズ	収集アーカイブズ
目的	組織運営・業務支援組織ミッションへの貢献 社会へのアカウンタビリティ	様々な目的（研究、証拠、趣味など）に関する資料として提供 アイデンティティの確立
利用者／公開ポリシー	組織内部 広く一般公開	広く公開・利用 組織内部も利用

図2

このように、大学アーカイブズは、親組織への貢献と同時にアカウンタビリティを果たすというミッションがあるのであり、また、組織のアイデンティティの確立というミッションがある。「教育研究」機関である大学のアーカイブズには、その大学で営まれた「教育研究」の記録に基づくアイデンティティ確率の場としての役割が必要とされるのである。

このように、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の両面を備えた「トータルアーカイブズ」である必要があるのである。「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」のバランスは、各大学の事情によって異なってよい。しかし、大学とは社会において公的な存在であるから、国立・公立・私立という設置母体を超えて、「機関アーカイブズ」機能を抜きにした大学アーカイブズは考えられない。これまで、多くの公立・私立大学アーカイブズは「収集アーカイブズ」として機能してきた歴史がある。こうした「収集アーカイブズ」としての機能は保持しつつも、今後、「機関アーカイブズ」化することは必須である。そして、「機関アーカイブズ」機能を確保して「トータルアーカイブズ」としての戦略を構築しなければならない。

大学アーカイブズの今後の展望に、国立・公立・私立という設置母体の違いは理論的には大きく影響しない¹²⁾。さらに、大学アーカイブズの利用者を広く一般と想定しても親組

織の職員と想定しても同じ結論に達した。「トータルアーカイブズ」としての戦略構築、その先に大学アーカイブズのさらなる発展があることを確信している。

-
- 1) 菅真城『大学アーカイブズの世界』大阪大学出版会、2013年。
 - 2) 永井英治「大学アーカイブズの公共性とアーカイブズの多様性」『アルケイアー記録・情報・歴史』8、2014年。
 - 3) 大学アーキビストについて論じた研究に、清水義仁「大学アーキヴィスト論」『京都大学大学文書館研究紀要』8、2010年、がある。
 - 4) 大濱徹也『アーカイブズへの眼－記録の管理と保存の哲学－』刀水書房、2007年。
 - 5) 小池聖一「大学文書館における個人文書の位相－広島大学文書館を一例に－」『研究叢書第8号 大学アーカイブズにおける個人文書－個人文書の整理・公開の現状と課題－』全国大学史資料協議会、2007年。
 - 6) 小池聖一「独立行政法人下の大学公文書館」『九州大学大学史料室ニュース』17、2001年。
 - 7) 清水義仁「大学アーカイブズ活動戦略論」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』8、2012年。
 - 8) 小川千代子「札幌市公文書館に期待すること－利用者のための公文書館像－」『札幌市文化史料室研究紀要－公文書館への道－』3、2011年。
 - 9) 松崎裕子「世界のビジネス・アーカイブズ－多様な価値を持つ、経営・業務に貢献するツール－」公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネス・アーカイブズ－企業価値の源泉－』日外アソシエーツ、2012年。
 - 10) 松崎裕子「世界のビジネス・アーカイブズ－多様な価値を持つ、経営・業務に貢献するツール－」(前掲)。
 - 11) 大学アーカイブズの位相に照らして、松崎の「優先される」は削除した。大学アーカイブズにおいてはどちらかが優先されるのではなく、それぞれの戦略に沿ってバランスを取るべきと考えるからである。
 - 12) とはいえ、実態論としては、国立・公立・私立という設置母体の違いにより大学アーカイブズの戦略に違いが生じることもあろう。さらに、国立なら国立、公立なら公立、私立なら私立という同じ設置母体の中でも、各大学が置かれている状況により、大学アーカ

イブズが進むべき方向、取るべき戦略も異なってくるであろう。それぞれの大学の個性に応じた戦略が必要である。

参考文献一覧（著者 50 音発表年次順）

- ・ ICA Mission 受入委員会編『記録管理と文書館—第 1 回文書館振興国際会議報告集—』
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1987 年
- ・ NPO 知的資源イニシアティブ編『これからのアーキビスト—デジタル時代の人材育成
入門』勉誠出版、2014 年
- ・ 阿部武司「大阪大学文書館設置準備室発刊に寄せて」『大阪大学文書館設置準備室だよ
り』第 1 号、2007 年
- ・ 新井浩文「どこへ行く古文書—古文書史料の保存・公開をめぐる現状と課題—」『三郷
市史研究「葦のみち」』16、2004 年
- ・ 安藤繁「法人文書の移管等について」『アーカイブズ』44、2011 年
- ・ 安藤福平「公文書の管理・移管・評価選別について」『広島県立文書館紀要』5、1999
年
- ・ 安藤福平「評価選別論の課題」『広島県立文書館紀要』6、2001 年
- ・ 安藤福平「アーカイブズ業務と専門職—広島県立文書館 20 年の体験から—」『アーカイ
ブズ学研究』12、2010 年
- ・ 安藤福平「『行政文書の管理に関するガイドライン』の意義—記録管理国際標準
(ISO15489) の視点から—」『広島県立文書館紀要』11、2011 年
- ・ 安藤正人「[解説] 日本のアーカイブズ論の形成」全国歴史資料保存利用機関連絡協議
会編『日本のアーカイブズ論』岩田書院、2003 年
- ・ 石原一則「評価選別の方法について」平成 16 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（1））
研究成果報告書『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』（研
究代表者・西山伸）、2005 年
- ・ 伊藤然「歴史的公文書の非公開をめぐる—個人情報を中心に—」『記録と史料』14、2004
年
- ・ 植草泰彦「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインについて」『ジ
ュリスト』1419、2011 年
- ・ 植草泰彦・大磯一「公文書等の管理に関する法律施行令について」『ジュリスト』1419、

2011 年

- ・宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律』第一法規、2009 年
- ・宇賀克也ほか「【座談会】公文書管理法をめぐって」『ジュリスト』1393、2010 年
- ・丑木幸男「アーカイブズの科学とは」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房、2003 年
- ・宇野淳子「研究会参加記」『アーカイブズ学研究』12、2010 年
- ・梅溪昇『大阪学問史の周辺』思文閣出版、1991 年
- ・梅溪昇・芝哲夫『よみがえる適塾—適塾記念会 50 年のあゆみ—』大阪大学出版会、2002 年
- ・梅原康嗣「公文書管理法と国・地方の公文書管理—私たちの進む道私案—」平成 21 年度全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（福島）大会報告、
<http://www.jsai.jp/taikai/fukusima/fukusima-etc/ume.pdf>
- ・梅村郁夫「1990 年代のアーカイブズ理解について」『山口県文書館研究紀要』20、1993 年
- ・大阪大学五十年史編集実行委員会編『大阪大学五十年史 通史』大阪大学、1985 年
- ・大濱徹也「公文書館制度への理解をどう形成するか」『アーカイブズ』11、2003 年
- ・大濱徹也「貌としてのアーカイブズ」『広島大学文書館紀要』7、2005 年
- ・大濱徹也『アーカイブズへの眼—記録の管理と保存の哲学—』刀水書房、2007 年
- ・大濱徹也「大学の貌となるアーカイブズを！知と情報の府として」『全国大学史資料協議会西日本部会会報』25、2008 年
- ・岡田泰司「公文書管理法施行後の法人文書管理及び法人文書管理システムの運用について」『広島大学文書館紀要』13、2011 年
- ・岡本信一・植草泰彦『Q&A 公文書管理法』ぎょうせい、2009 年
- ・小川克郎「Archives の意義」『名古屋大学大学史資料室ニュース』13、2002 年
- ・小川克郎「アーカイブズの意義と国による知的基盤政策の動向」『名古屋大学史紀要』11、2003 年
- ・小川千代子「記録管理と史料保存—大学の文書館—」地方史研究協議会編『地方史の新視点』雄山閣、1988 年
- ・小川千代子『D J I レポート』51、2003 年
- ・小川千代子・小出いずみ編『アーカイブへのアクセス—日本の経験、アメリカの経験』

日外アソシエーツ、2008年

- ・小川千代子「札幌市公文書館に期待することー利用者のための公文書館像ー」『札幌市文化史料室研究紀要ー公文書館への道ー』3、2011年
- ・折田悦郎「大学史編纂と大学アーカイヴスー年史編纂と大学史料室設置を例にしてー」『大学史料の情報資源化と大学アーカイヴスのシステム開発に関する基礎的研究』2000年
- ・折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」『京都大学大学文書館研究紀要』1、2002年
- ・折田悦郎「国立大学アーカイブ私論ー現状と課題ー」平成14・15年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書『大学アーカイヴス機能についての基礎的研究ー「大学改革」との関連においてー』（研究代表者・新谷恭明）、2004年
- ・折田悦郎「国立大学アーカイブの課題と展望ー九州大学の場合ー」『研究叢書第5号 年史編纂の現状と展望』全国大学史資料協議会、2004年
- ・片岡徳雄・山崎博敏編『広島高師文理大の社会的軌跡』広島地域社会研究センター、1990年
- ・学校沿革史研究会『野間教育研究所紀要 第47号 学校沿革史の研究 総説』野間教育研究所、2008年
- ・鎌田和栄「『古文書』『民間所在資料』のよりよい保存・公開と『公文書館』施設に関する一考察」『平成16年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』独立行政法人国立公文書館、2005年
- ・鎌田和栄「『公文書館』施設と、『古文書』『民間所在資料』のより良い保存・公開に関する一考察」『京都大学大学文書館研究紀要』4、2006年
- ・鎌谷親善「大阪帝国大学の形成ー理学部と産業科学研究所ー」『大阪大学史紀要』4、1987年
- ・菅真城「第2分科会に参加してーあるべきアーカイヴズといまあるアーカイヴズー」『研究叢書第3号 大学アーカイヴズの設立と運営』全国大学史資料協議会、2002年
- ・菅真城「広島大学文書館が設置されました」『芸備地方史研究』242、2004年
- ・菅真城「広島大学文書館の開館」『アーカイブズ』17、2004年
- ・菅真城「国立公文書館『公文書館実務担当者研究会議』に参加して」『広島大学史紀要』6、2004年

- ・菅真城「法人文書ファイル数にみる国立大学の文書管理」『京都大学大学文書館だより』9、2005年
- ・菅真城「大阪大学に文書館をつくろう！ーセールスマンとしての行動宣言ー」『九州大学大学文書館ニュース』30、2007年
- ・菅真城「公文書管理法と国立大学法人」『大阪大学文書館設置準備室だより』第5号、2009年
- ・菅真城「学内刊行物の資料価値ー文書館設置のためにー」（『大阪大学文書館設置準備室便り』10、2012年
- ・菅真城『大学アーカイブズの世界』大阪大学出版会、2013年
- ・岸本佳典「京都大学大学文書館設置の舞台裏」『広島大学史紀要』5、2003年
- ・北川健「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」『地方史研究』228、1990年
- ・楠本誠二「熊本県における行政文書管理制度」『アーカイブズ』52、2004年。
- ・桑尾光太郎「第3分科会『組織的な資料保存の体制に関する諸問題』の報告」『大学アーカイヴズ』22、2000年
- ・桑尾幸太郎・谷本宗生「大学アーカイヴズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、2005年
- ・小池聖一「独立行政法人下の大学文書館」『九州大学大学史料室ニュース』17、2001年
- ・小池聖一「解題」『広島大学所蔵森戸辰男関係文書目録』上巻、2002年
- ・小池聖一「広島大学文書館の設置関係文書解題」『広島大学史紀要』5、2003年
- ・小池聖一「広島大学文書館における行政文書管理と電子文書化」『広島大学史紀要』6、2004年
- ・小池聖一「広島大学文書館のめざすもの」『広島大学文書館紀要』7、2005年
- ・小池聖一「国立大学法人化のなかの大学文書館ー広島大学文書館の設立とその問題点ー」『京都大学大学文書館研究紀要』3、2005年
- ・小池聖一「森戸辰男の平和論」『広島平和科学』28、2006年
- ・小池聖一「大学文書館論ー広島大学文書館を一例にー」『広島大学文書館紀要』9、2007年
- ・小池聖一「大学文書館における個人文書の位相ー広島大学文書館を一例にー」『研究叢書第8号 大学アーカイブズにおける個人文書ー個人文書の整理・公開の現状と課題ー』全国大学史資料協議会、2007年

- ・小池聖一『近代日本文書学研究序説』現代史料出版、2008年
- ・小池聖一「公文書管理法における『歴史公文書』と『特定歴史公文書』」『広島大学文書館紀要』13、2011年
- ・小宮山道夫「広島大学の創設過程と建学理念の形成に関する考察」『教育学研究紀要』48-1、2002年
- ・小宮山道夫「広島大学文書館の特色」『九州大学大学史料室ニュース』24、2004年
- ・小宮山道夫「実際の大学アーカイブズ考」『近代日本研究』23、2006年
- ・古賀孝「日米のアクセスを比較して」小川千代子・小出いずみ編『アーカイブへのアクセスー日本の経験、アメリカの経験』日外アソシエーツ、2008年
- ・古賀孝「アーカイブズをいかに位置づけるかー日本の現状からのレビューー」『情報の科学と技術』62-10、2012年
- ・澤木武美・鈴木秀幸・中野実・日露野好章・松崎彰「大学史編纂と資料の保存」『記録と史料』3、1992年
- ・嶋田典人「学校アーカイブズの保存と利用ー『記録管理』から『アーカイブズ』へ」『レコード・マネジメント』65、2013年
- ・清水善仁「大学アーカイブズ理念論序説ーSAAガイドラインを手掛かりにー」『京都大学大学文書館研究紀要』6、2008年
- ・清水義仁「大学アーキヴィスト論」『京都大学大学文書館研究紀要』8、2010年
- ・清水善仁「大学アーカイブズの可能性ー京都大学大学文書館での経験からー」（京都図書館情報学学習会レジュメ、2010年11月18日、<http://kyotolibrarian.web.fc2.com/shiryuu/178.pdf>)
- ・清水義仁「大学アーカイブズ活動戦略論」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』8、2012年
- ・白井哲哉「文書館の利用と普及ー利用者論の観点からー」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上巻、柏書房、2003年
- ・鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』北海道大学図書刊行会、2002年
- ・鈴木秀幸「大学史活動と地方」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年
- ・鈴木秀幸「大学史活動の広がり」『広島大学文書館紀要』7、2005年
- ・鈴木秀幸『大学史および大学史活動の研究』日本経済評論社、2010年

- ・鈴木賢祐「文書館について—婆言三片—」『文書館ニュース』2、1966年
- ・全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年
- ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修・文書館用語集研究会編集『文書館用語集』大阪大学出版会、1997年
- ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』岩田書院、2003年
- ・総合研究大学院大学『共同利用機関の歴史とアーカイブズ 2006 共同利用機関の歴史とアーカイブズ 2007』2008年
- ・総合研究大学院大学『共同利用機関の歴史とアーカイブズ 2008』2009年
- ・総合研究大学院大学『共同利用機関の歴史とアーカイブズ 2009』2010年
- ・総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説』ぎょうせい、2005年
- ・高杉英一「講義科目『大阪大学の歴史』を始めて」『大阪大学文書館設置準備室だより』2、2008年
- ・高埜利彦「待望の法律公布に思う」『アーカイブズ』37、2009年
- ・高橋滋「国立公文書館における公文書等の保存管理とその公開」一橋大学法学部創立50周年記念論文集刊行会編『変動期における法と国際関係』有斐閣、2001年
- ・田嶋知宏「ネットワーク時代のアーカイブズ機関における利用サービスの在り方とは—利用サービスに関する規則・規程の視点から—」『京都大学大学文書館研究紀要』7、2009年
- ・田嶋万希子「金沢大学資料館の資料収集について—収集経緯と資料からみえること—」『平成15年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』国立公文書館、2004年
- ・龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」『和歌山県立文書館紀要』6、2001年
- ・谷本宗生「東京大学史史料室と中野実の活動について」『近代日本研究』23、2006年
- ・寺崎昌男「日本における大学史研究の戦前・戦後」『松山商大論集』31-4、1980年
- ・寺崎昌男「大学アーカイブズ（archives）とは何か」『東京大学史紀要』4、1983年
- ・寺崎昌男「日本における大学史研究の動向と課題」『東洋大学史紀要』4、1986年
- ・寺崎昌男「沿革史と大学の自己評価」『IDE』284、1987年
- ・寺崎昌男『プロムナード東京大学史』東京大学出版会、1992年
- ・寺崎昌男「大学の自己点検・評価活動についての提言的報告—東京大学における自己点検活動から—」『一般教育学会誌』15-1、1993年
- ・寺崎昌男『大学の自己変革とオートノミー』東信堂、1998年

- ・寺崎昌男「大学〔財政と大学自治の問題〕」『世界大百科事典 第2版』（CD-ROM版）、平凡社、1998年
- ・寺崎昌男「私の大学アーカイブス論—回想・状況・意義—」『紫紺の歷程 大学史紀要』5、2001年
- ・寺崎昌男「大学の年史を作る—見直されるべき意義と効用—」『大学時報』279、日本私立大学連盟、2001年
- ・寺崎昌男『大学教育の可能性—教養教育・評価・実践—』東信堂、2002年
- ・寺崎昌男「こういう日がやっと来た」『京都大学大学文書館だより』2、2002年
- ・寺崎昌男『大学は歴史の思想で変わる—FD・評価・私学—』東信堂、2006年
- ・寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』東信堂、1999年
- ・独立行政法人国立公文書館業務課「独立行政法人国立公文書館利用規則について」『アーカイブズ』6、2001年
- ・戸島昭「地方自治体の記録をどう残すか—文書館へのステップアップ—」『記録と史料』3、1993年
- ・富永一也「公文書館論」『沖縄県公文書館研究紀要』3、2001年
- ・富永一也「われわれのアーカイブズ」『京都大学大学文書館研究紀要』2、2004年
- ・富永一也「決定的な不在—アーカイブス戦略についての異見—」小川千代子・小出いづみ 編『アーカイブへのアクセス—日本の経験・アメリカの経験』日外アソシエーツ、2008年
- ・豊見山和美「専門職員論—公文書館専門職員の専門性とは何か—」『アーカイブズ』12、2003年
- ・内閣府大臣官房企画調整課監修・高山正也編集『公文書ルネッサンス—新たな公文書館像を求めて—』独立行政法人国立印刷局、2005年
- ・永井英治「学会アーカイブズという課題」『名古屋大学大学文書資料室紀要』15、2007年
- ・永井英治「アーカイブズの収蔵対象」『アルケイア—記録・情報・歴史』3、2009年
- ・永井英治「大学アーカイブズの公共性とアーカイブズの多様性」『アルケイア—記録・情報・歴史—』8、2014年
- ・中川壽之「『公文書館法』の制定と大学史資料の保存問題」『中央大学史紀要』1、1989年

年

- ・永田英明「大学アーカイヴズ資料論」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、2005年
- ・中野実『野間教育研究所紀要 第45集 大学史編纂と大学アーカイヴズ』野間教育研究所、2003年
- ・西向宏介「地方自治体文書館の基本理念と『公文書館論』」『広島県立文書館紀要』7、2003年
- ・西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第3号 大学アーカイヴズの設立と運営』全国大学史資料協議会、2002年
- ・西山伸「これからの大学と『大学アーカイヴズ』」『東北大学史料館だより』3、2002年
- ・西山伸『『大学アーカイヴズ』を考える—京都大学大学文書館の設置—』『記録と史料』12、2002年
- ・西山伸「大学における資料保存の現状について—『大学アーカイヴズ』に関するアンケート—」『研究叢書第5号 年史編纂の現状と展望』全国大学史資料協議会、2004年
- ・西山伸『『大学アーカイヴズ』の現状と今後』全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、2005年
- ・西山伸「大学史の編集と『大学アーカイヴズ』—京都大学の試み—」『神戸大学史紀要』6、2005年
- ・西山伸「大学沿革史の課題と展望」『日本教育史研究』26、2007年
- ・西山伸「大学文書館とは何か—沿革史との関係から考える—」『小樽商科大学史紀要』2、2008年
- ・西山伸「公文書管理法の問題点—国立大学法人の立場から—」『日本史研究』592、2011年
- ・西山伸「公文書管理法施行への京都大学大学文書館の対応」『京都大学大学文書館だより』20、2011年
- ・『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』（平成16年度科学研究費補助金（基板研究（C）（1））研究成果報告書 研究代表者 西山伸）、2005年
- ・『大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究』（平成17～19年度科学研究費補助金（基板研究（B））研究成果報告書 研究代表者 西山伸）、2008年

- ・畑野勇「大学アーカイヴズの存在意義—東京大学史史料室調査研究プロジェクトを通じて—」『平成 15 年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』独立行政法人国立公文書館、2004 年
- ・早川和宏「行政機関情報公開制度と国立公文書館制度」『成城法学』63、2000 年
- ・早川和宏「情報公開と公文書館—歴史家の施設から住民の施設へ—」『アーキビスト』59、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会、2003 年
- ・早川和宏「情報公開と地方公文書館—その現状と課題—」『高岡法学』15—1・2（通号 22）、2004 年
- ・原田三朗「公文書管理の職員研修」『時の法令』1881、2011 年
- ・原田隆吉『原田隆吉図書館学論集』雄松堂、1996 年
- ・平井孝典「1932 年から 1963 年に提出された生徒学生提出論文」『小樽商科大学史紀要』創刊号、2007 年
- ・平井孝典『公文書管理と情報アクセス—国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」—』世界思想社、2013 年
- ・広島大学 50 年史編集委員会・広島大学文書館編『広島大学五十年史 通史編』広島大学、2007 年
- ・広島大学二十五年史編集委員会編『広島大学二十五年史 通史』広島大学、1979 年
- ・広島大学文書館編『広島大学文書館外部評価報告書』2008 年
- ・広島大学文書館編『平成 24 年度広島大学文書館外部評価報告書』2013 年
- ・廣田傳一郎「本務が楽になる文書管理」『時の法令』1879、2011 年
- ・廣田傳一郎『「国民が主体的に利用し得る」分類目録—行政文書ファイル管理簿を中心に—』『時の法令』1883、2011 年
- ・藤井讓治『「公文書管理法」と国立大学法人』『京都大学大学文書館だより』18、2010 年
- ・藤井讓治『「公文書管理法」の成立をめぐって』『日本史研究』568、2009 年
- ・堀田慎一郎「大学アーカイブズと『大学資料』（刊行物資料）—名古屋大学における理論と実践—」『名古屋大学大学文書資料室紀要』14、2006 年
- ・堀田慎一郎「大学アーカイブズにおける個人・団体文書（1）—収集・受け入れについての考察—」『名古屋大学大学文書資料室紀要』15、2007 年
- ・堀田慎一郎「大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題」『名古屋大学大学文書資

料室紀要』16、2008年

- ・堀田慎一郎「公文書管理法の施行と大学アーカイブズ—名古屋大学の事例を中心に—」『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』8、2012年
- ・堀田慎一郎「公文書管理法施行後の公文書の評価選別とその諸問題」『名古屋大学大学文書資料室紀要』21、2013年
- ・堀内謙一「基礎的自治体における公文書館設立のための序論」『記録と史料』7、1996年
- ・松尾俊彦「古いカルテを保存しよう」『岡山医学同窓会報』101、2006年
- ・松尾俊彦「古いカルテの保存と活用」『岡山医学同窓会報』102、2007年
- ・松尾俊彦「岡山大学キャンパスの歴史的建造物・文書を保存し活用しよう！」平成18年度岡山大学学長裁量経費・地域貢献支援事業「歴史遺産の保全と活用に関するネットワーク・岡山」報告書『岡山史料ネットⅡ』岡山大学、2007年
- ・松崎裕子「世界のビジネス・アーカイブズ—多様な価値を持つ、経営・業務に貢献するツール—」公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネスアーカイブズ—企業価値の源泉—』日外アソシエーツ、2012年
- ・松崎裕子「資産としてのビジネスアーカイブズ—付加価値を生み出す活用の必要性と課題—」『情報の科学と技術』62-10、2012年
- ・松崎裕子「経営資源としてのアーカイブズ」企業史料協議会編『企業アーカイブズの理論と実践』丸善プラネット、2013年
- ・村上淳子「広島大学文書館における『国立公文書館等』の指定に係る対応—公文書管理法に基づく政令指定の経緯及び提出書類について—」『広島大学文書館紀要』13、2011年
- ・村上陽一郎『科学者とは何か』新潮社、1994年
- ・村上陽一郎「アカウントビリティ—」『情報・知識 imidas 2002』、集英社、2002年
- ・森本祥子「アーキビストの専門性—普及活動の視点から—」『史料館研究紀要』27、1996年
- ・森本祥子「アーカイブシステムの構築をめざして」『アーカイブズ』9、2002年
- ・森本祥子「大学組織のアーカイブズ—理論と実践の提示への期待—」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年
- ・森本祥子「普遍的アーカイブズ像の模索—自治体に所属しない者の視点から—」『地方

史研究』314、2005年

- ・安田公寛・平田豊弘「一斉廃棄から公文書館へ」『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会報』60、2002年
- ・山口拓史「大学文書資料室と法人文書管理支援—シームレス型記録管理の試み—」『名古屋大学大学文書資料室紀要』13、2005年
- ・山本眞一「大学の研究管理」山本眞一・田中義郎編『大学のマネジメント』日本放送出版協会、2008年
- ・頼祺一「『広島大学二十五年史』の編集活動を振り返って」『広島大学史紀要』1、1999年
- ・『尚志会創立八十周年記念』尚志会、1987年
- ・『逐条解説公文書管理法』ぎょうせい、2009年